令和元年

第3回北杜市議会定例会会議録

令和元年9月　3日　開会
令和元年9月27日　閉会

山梨県北杜市議会

令　和　元　年

第３回北杜市議会定例会会議録

９月　　３日

令和元年第３回北杜市議会定例会（１日目）

令 和 元 年 ９ 月 ３ 日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告
日 程 第 １　会議録署名議員の指名
日 程 第 ２　会期の決定について
日 程 第 ３　認 定 第 １ 号　平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
日 程 第 ４　認 定 第 ２ 号　平成３０年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日 程 第 ５　認 定 第 ３ 号　平成３０年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
日 程 第 ６　認 定 第 ４ 号　平成３０年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日 程 第 ７　認 定 第 ５ 号　平成３０年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
日 程 第 ８　認 定 第 ６ 号　平成３０年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日 程 第 ９　認 定 第 ７ 号　平成３０年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１０　認 定 第 ８ 号　平成３０年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１１　認 定 第 ９ 号　平成３０年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１２　認定第１０号　平成３０年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１３　認定第１１号　平成３０年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１４　認定第１２号　平成３０年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１５　認定第１３号　平成３０年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１６　認定第１４号　平成３０年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
日程第１７　報告第１３号　平成３０年度北杜市健全化判断比率報告の件
日程第１８　報告第１４号　平成３０年度北杜市資金不足比率報告の件
日程第１９　報告第１５号　平成３０年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件
日程第２０　承 認 第 ４ 号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第３号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第２１　議案第６０号　北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第２２　議案第６１号　北杜市森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第２３　議案第６２号　北杜市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２４　議案第６３号　北杜市情報公開条例及び北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第２５　議案第６４号　北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
日程第２６　議案第６５号　北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２７　議案第６６号　北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２８　議案第６７号　北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第２９　議案第６８号　北杜市看護学生奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
日程第３０　議案第６９号　北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
日程第３１　議案第７０号　北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第３２　議案第７１号　北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第３３　議案第７２号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第４号）
日程第３４　議案第７３号　令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第３５　議案第７４号　令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３６　議案第７５号　令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３７　同意第１０号　甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第３８　同意第１１号　三ツ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第３９　選挙第２号　牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
日程第４０　選挙第３号　奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
日程第４１　請願第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書
日程第４２　請願第５号　教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
日程第４３　請願第６号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願

２．出 席 議 員　（２１人）

１番	栗 谷 真 吾	２番	池 田 恭 務
３番	秋 山 真 一	４番	進 藤 正 文
５番	藤 原　　尚	６番	清 水 敏 行
７番	井 出 一 司	８番	志 村　　清
９番	齊 藤 功 文	１０番	福 井 俊 克
１１番	加 藤 紀 雄	１２番	原　　堅 志
１３番	岡 野　　淳	１４番	相 吉 正 一
１５番	清 水　　進	１６番	野中真理子
１７番	坂 本　　静	１８番	中 嶋　　新
２０番	千 野 秀 一	２１番	内 田 俊 彦
２２番	秋 山 俊 和		

３．欠 席 議 員　（ な し ）

４．会議録署名議員

５番	藤 原　　尚	６番	清 水 敏 行
７番	井 出 一 司		

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（２９人）

市長	渡辺英子	副市長	土屋　裕
政策調整参事	櫻井順一	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長	丸茂和彦	企画部長	山内一寿
市民部長	浅川辰江	福祉部長	伴野法子
生活環境部長	早川昌三	産業観光部長	清水博樹
建設部長	仲嶋敏光	教育長	堀内正基
教育部長	中山晃彦	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	上村法広	農業委員会事務局長	有泉賢一
明野総合支所長	清水能行	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋　智	長坂総合支所長	中澤貞夫
小淵沢総合支所長	宮川勇人	白州総合支所長	大輪　弘
武川総合支所長	堀込美友	政策秘書課長	水石正幸
総務課長	加藤郷志	企画課長	中田治仁
大泉地域振興課長	三井博彦	財政課リーダー	城戸潤子
代表監査委員	三井英雄		

６．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	平井伸一
〃	進藤修一

開会　午前１０時００分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

令和元年第３回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには、公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

今年は梅雨入り後から長雨が続きまして、例年に比べ気温が低く、また日照時間も短かったことから、野菜などの生育に影響があったところであります。

また、梅雨明けは平年より８日遅く、梅雨明けとともに一定して厳しい暑さに見舞われ、熱中症で病院に搬送されたとのニュースが多く聞かれました。

お盆の８月１５日には、台風１０号が西日本を通過し、大雨や土砂災害の恐れがあったことから各総合支所単位に避難所が開設され、市内ではお祭りが中止になるなど例年にない事態となりました。

また、先月末の九州北部豪雨においては、多くの方が被害に遭われました。被害に遭われた皆さまに対して、心よりお見舞い申し上げます。

気候変動が目まぐるしく、稲作地帯であります本市にとっては、秋の実りに影響を与えることを懸念するところであります。

今年は、山梨県総合防災訓練と合同による北杜市総合防災訓練が１０月２７日に行われることから、去る９月１日には市内各地域が主となりまして、多くの市民のご参加のもと、防災訓練が行われました。

市民の皆さまが主体となって、日ごろから防災に対する意識を高め、自助・共助による防災力の強化に取り組んでいただけるものと期待しております。

一方、国政では、安倍晋三首相は今月中旬に安定と挑戦の強力な布陣による内閣改造を行うと明言いたしました。新たな安倍内閣では、憲法改正などの重要施策に対する取り組みが行われることとなることから、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、国際関係においては、徴用工問題などの対応を巡り、日韓の関係が戦後最悪の状態となっており、相互の主張は平行線のまま、解決策が見つからない状況が続いております。

先月末には、日韓軍事情報包括保護協定を破棄することを韓国が決定し、日韓関係はさらに悪化の一途を辿っております。日韓は貿易、経済、文化交流など、これまで深く結びついており、北杜市においても浅川兄弟のご縁で、これまで抱川市と交流してまいりましたが、今年は交流事業が中止となってしまいました。

今後、一日も早く両国の関係が改善されることを期待しております。

一方、今年はラグビーワールドカップが開催され、来年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。海外から多くの方が日本を訪れることになり、これらの国際的なイベントを契機として、今後も多くのインバウンド客が日本国内だけでなく、この北杜市を訪れていただけるよう準備を進め、観光事業などが潤うことを期待するものであります。

さて、今定例会は平成３０年度各会計の歳入歳出決算の認定などの議案が提出されております。

議員各位におかれましては、健康にご留意の上、十分な議案審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

本日の出席議員数は２１人であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第３回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、小澤大泉総合支所長および加藤財政課長は、一身上の都合により欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は認定１４件、報告３件、承認１件、議案１６件、同意２件であります。

次に、今定例会において受理した請願は３件で、お手元に配布のとおりであります。

次に、８月７日に山梨県市議会議長会議員合同研修会が昭和町で開催され、議員が参加いたしました。

次に、監査委員から７月および８月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会副議長　清水敏行君、報告をお願いいたします。

清水敏行君。

○６番議員（清水敏行君）

令和元年第２回峡北地域広域水道企業団議会９月定例会報告書

報告書の朗読をもって報告に代えさせていただきます。

令和元年第２回峡北地域広域水道企業団議会９月定例会が、９月２日、企業団事務所において開催され、栗谷真吾議員、秋山真一議員、志村清議員、加藤紀雄議員、岡野淳議員、中嶋新議員と私の７名が出席しました。

今定例会に企業長から提出された案件は、承認案件１件、報告案件２件、条例案件２件、決算の認定案件１件の計６件でありました。

審議しました議案の概要について説明いたします。

まず、承認第１号　「令和元年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第１号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて」であります。

大門浄水場内で発生した漏水事故に対応するため、送水管布設替工事費用として、資本的支出の送水施設改良費を７，０１５万７千円増額し、７，０１５万８千円とするための専決処分について承認を求めるものであります。

次に、報告第１号　「平成３０年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計予算繰越計算書の報告について」であります。

県道北杜富士見線水道管災害復旧工事のほか、計３件の工事について、地方公営企業法第２６条の規定に基づき、建設改良費繰り越しを行った旨の報告であります。

次に、議案第５号　「峡北地域広域水道企業団会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」であります。

任用職員に対する給付に関する規定を整備するための、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、企業団における会計年度任用職員制度を創設するため、会計年度任用職員の給与に関する条例を制定するほか、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第６号　「峡北地域広域水道企業団水道用水供給条例の一部改正について」であ

ります。

１０月１日の消費税率の引き上げに伴い、水道用水供給条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第７号　「平成３０年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

収益的収支における水道事業収益の決算額は、１４億３，７２３万３，４６４円であり、給水収益の１０億８，２７１万３，４５０円が主なものであります。

なお、年間総供給量は７６０万９，００９立方メートルであり、そのうち北杜市へは、年間４４５万５２２立方メートルを供給し、給水料金は６億８，５７１万６７０円となりました。

また、北杜市の基本水量に対する使用率は、約６８．７％であり、前年度と比較しますと約４％の減となりました。

一方、水道事業費用の決算額は１２億５，０８０万３，００２円であり、その主なものは、営業費用の１１億７，３５０万５，９９８円であります。

これらの状況から、税抜き処理による損益計算を行った結果、当年度純利益は１億７，８９０万４，５９４円となり、「その他未処分利益剰余金変動額」の４，１４７万２，５６４円を加えた当年度未処分利益剰余金は、２億２，０３７万７，１５８円となりました。

なお、当年度純利益１億７，８９０万４，５９４円につきましては、次年度以降の企業債償還金及び建設改良費に充当するため、減災積立金及び建設改良積立金に積み立て、「その他未処分利益剰余金変動額」の４，１４７万２，５６４円については、資本的収支における不足額への補てん財源として自己資本金へ組入れるものであります。

次に、資本的収支につきましては、企業債元金償還分としての構成市からの出資金１，５０８万４千円の収入に対し、増圧ポンプ更新工事、大門浄水場エアコン更新工事など、総額１億１，６６８万３，２００円の施設整備費を執行したほか、１億４，９１０万１２４円の企業債元金を償還した結果、合計２億６，５７８万３，３２４円の支出となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減災積立金及び建設改良積立金で補てんしております。

次に、報告第２号　「平成３０年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査について」であります。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものでありますが、平成３０年度決算に基づく資金不足比率につきましては、流動負債に対して流動資産が大きいことから資金不足は生じていない旨報告されました。

以上、今回渡辺企業長から提出されました諸議案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第８６条の規定により、

５番議員　藤原　尚君

６番議員　清水敏行君

７番議員　井出一司君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日９月３日から９月２７日までの２５日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から９月２７日までの２５日間とすることに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第３　認定第１号　平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第３６　議案第７５号　令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）までの３４件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

皆さん、改めましておはようございます。

令和元年第３回北杜市議会定例会の開会に当たり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の梅雨は、例年になく長く、日照不足や梅雨寒の天候が続き、梅雨明け後は、真夏の太陽が降り注ぎ、記録的な猛暑となりました。

北杜特産の「米」や「野菜」の生育への影響も懸念されておりますが、その心配をよそに、「明野サンフラワーフェス」では、今年も６０万本のひまわりが、大輪の花を咲かせ、訪れた多くの皆さまを、その元気な姿でもてなしました。

先月２８日、九州北部の記録的な豪雨は、甚大な被害をもたらせ、尊い命が失われました。

心よりご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に対しまして、お見舞い申し上げます。

本市にとっても、今年は、白州町、武川町に深い傷跡を残した昭和３４年災から６０年目で

あります。

時間の経過とともに、その記憶は薄らぎがちでありますが、恐ろしい災害から得た教訓を、次世代に引き継ぎ、災害に強いまちづくりにつなげていくことは、私たちの使命のひとつであります。

そのような中、２０年間にわたり、地域の水害の歴史を語り継ぎ、地域の水防意識を高める活動を行っている「ＮＰＯ法人　甲斐駒清流懇話会」の皆さまが、昭和３４年、昭和５７年災害を貴重な映像で克明に伝えるＤＶＤ「災害の記憶」を、このたび完成され、市にも寄贈いただきました。

長年の活動に敬意を表するとともに、いただいたＤＶＤは、各図書館への設置や研修等への活用を通じて、ご覧いただきたいと考えております。

さて、先月は、「北杜ふるさと祭り」「大泉ふるさと夏祭り」「明野ふるさと納涼まつり」「甲斐駒エリアふるさと祭り」などが行われ、地域の皆さまや夏休みで帰省した大勢の皆さまに、「ふるさと北杜の夏」を楽しんでいただきました。

イベント開催に、ご苦労されました実行委員をはじめ、関係者の皆さまに感謝申し上げるとともに、今後も、長い歴史を刻む地域の思いを大切にして、市民や企業の皆さまと、連携をさらに深めながら、地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

八ヶ岳の定番イベントとして、多くのランナーに愛されてきた「八ヶ岳ロードレース」が、昨年を最後に３９年の歴史に幕を閉じたところですが、目玉となるイベントの確保を目指し、観光協会、体育協会、交通安全協会などの皆さまが中心となり、本年度、新たなイベントとして、自転車のロードレース「八ヶ岳高原ヒルアタック」が、一昨日開催されたところであります。

地域の皆さまのご尽力に、心より感謝申し上げ、本市を代表するイベントとして、愛好者の間に定着することを期待しております。

さて、この夏も様々な分野で多くの子どもたちが活躍しました。

教育の分野では、韮崎工業高等学校電子機械科３年生で白州町出身の大久保隆聖さんが県代表として、先月３日、愛媛県で開催された「全国選抜高校生溶接技術競技会」に出場し、日頃の鍛錬で磨き上げた技術が認められ、「特別賞」に輝きました。

先月１７日に、「少年の主張山梨県大会」において、甲陵中学校２年生で長坂町出身の小松日菜さんが、「繋ぐ糸が切れないように」をテーマに発表し、最優秀賞を受賞しました。

スポーツの分野では、本市に活動拠地を置く「北杜ボーイズ」が、「第５０回記念　日本少年野球選手権大会」に、山梨県代表として出場し、見事２年連続ベスト８という、素晴らしい成績を収めました。

また、「高根東小学校自転車クラブ」が「交通安全子供自転車山梨県大会」において、見事、２３年連続して優勝し、先月７日に行われた全国大会において、団体の部１０位に入賞しました。

北杜の未来を担う子どもたちの活躍は、大変うれしく、日頃の地道な努力と指導に当たっている先生方に対し、敬意を表するとともに、心からのエールを送り、今後の活躍を期待したいと思います。

一方、６月２３日には、韓国慶州で開催された「２０１９　アジア　トライアスロン選手権大会」に、北杜市須玉町在住で「地域密着型トップアスリート」として活躍する栗原正明さん

が、３０歳から３４歳のカテゴリーにおいて、優勝しました。
　世界を舞台に活躍する報告をいただき、大変頼もしく、うれしく感じたところであります。
　いよいよ「東京オリンピック・パラリンピック」まで１年を切りました。７月２７日、２８日には、本市で事前合宿を行う「フランス・ビーチバレーチーム」の選手の皆さまが、本市を訪れていただき、スポーツ少年団の子どもたちと交流を深めました。
　また、先月１日、６日、８日の３日間、「フランスＢＭＸチーム」が事前合宿を行う、長坂町の「ＹＢＰ」において、市内小中学生を対象にした「ＢＭＸ教室」が行われ、プロライダーの栗瀬裕太さんの指導の下、「ほくとっこ」がＢＭＸに挑戦いたしました。
　今後、オリンピック・パラリンピックを契機に、生涯スポーツが厚みを増すとともに、子どもたちがトップアスリートと接する機会を多く設けることで、将来への夢や希望が広がることを期待しております。
　次に、市政の状況について申し上げます。
　政府は、本年６月、「まち・ひと・しごと創生基本方針２０１９」について、閣議決定を行い、来年度スタートする第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、第１期の枠組みを継続するとの方針を示したところであります。
　本市では、国の動きに先行して、本年３月にプレ計画を策定し、「第２次北杜市総合戦略」の策定作業を進めております。
　策定に当たっては、「みんなでつくろう　健幸北杜」を合言葉に、６月に市民アンケート調査を実施し、子育て、教育、福祉など幅広い分野にわたり、社会の動きを背景とした市民ニーズの変化を把握したところであります。
　また、本年度は「飛び出せ！市長と未来を語る集い」を開催し、子育て、スポーツ、道路整備など、関係する皆さまと意見交換を行っております。
　先月２８日には、「北杜市ふるさと創生会議」においても、プレ計画改訂版の素案をご説明し、各界の専門的観点からご意見、ご提案を伺ったところであります。
　こうした様々な方々からお寄せいただいたご意見を活かし、来年３月の策定に向け、引き続きスピード感も持って全力で取り組んでまいります。
　次に、企業との連携についてであります。
　毎年夏、私自らが出向き企業の皆さまと意見交換をする「トップセールス」は、私が就任後３年間で関わりを持った県内外の多くの企業を積極的に回ってまいりました。
　本市の特色ある様々な施策を展開していくためには、「環境保全協力金」や「ふるさと納税」などの自主財源の確保は重要であり、企業の皆さまからのご支援は欠かせないものであると考えております。
　本年度は、例年以上に訪問先を増やした結果、新たな「環境保全協力金」へのご支援をいただいたところであります。
　また、甲府市の後藤染工株式会社様から、「未来社会を担う北杜市の子どもたちに、木の温もりを感じてほしい」と、市立保育園１５園に積み木を、小淵沢カントリークラブ様からは、備蓄品の充実を図ってほしいと、毛布をご寄附いただきました。
　本市に、心をお寄せいただく企業の皆さまの、心温まるご支援に感謝申し上げるとともに、今後も、積極的に企業との連携を図ってまいりたいと考えております。
　次に、「中部横断自動車道」の推進についてであります。

先月１日、山梨県が「中部横断自動車道長坂～八千穂間」の事業化に向けた「環境アセスメント」の実施項目などをまとめた方法書を公表しました。

これを受け、先月２３日、２５日の２日間において、山梨県の主催による「方法書の記載事項についての説明会」が市内で開催され、多くの市民の皆さまが参加されました。

「命の道づくり」に向け、大きな一歩を踏み出したところであります。

今後も、北杜市議会、沿線自治体や関係機関等と連携し、整備促進に向けて取り組んでまいります。

次に、子育て支援の充実についてであります。

７月３０日に完成した、いずみ保育園新園舎では、先月５日から保育がスタートし、真新しい園舎に子どもたちの楽しそうな声が響き渡っています。

また、老朽化が進む「小淵沢東・西保育園」は、新たに統合保育園の建設用地を決定し、現在、設計を行っているところであります。

本市では、これまで保育料第２子以降無料化、子育て世代マイホーム補助金など、全国トップレベルの子育て支援を行ってまいりましたが、１０月からの消費税増税により、子育て世帯の経済的負担が増すことが想定されるため、来年１月から子どもの医療助成に、新たに入院時の食事代を助成対象に加えてまいりたいと考えております。

今後も、本市の宝である子どもたちが、心豊かに、たくましく成長できる環境を整えてまいります。

次に、高齢ドライバーの交通事故防止対策についてであります。

近年、高齢ドライバーによる交通死亡事故が全国各地で相次いでおります。

高齢者による事故が全体の３割を超える本市においても、喫緊に取り組むべき課題であると判断し、県内市町村に先駆け、「安全運転支援装置」の導入費用に対する補助金交付制度を創設するため、本定例会に補正予算をお願いしたところであります。

次に、新たな公共交通についてであります。

県内一の広大な面積を有する北杜市において、市民の皆さまの「足」を確保することは、大きな課題でありました。

このため、みんなで「つくり・守り・育てる」をコンセプトに、地域公共交通の再編を行うため、エリアごとの「支線」の運行について、住民の皆さまが主体となる「エリア地域公共交通運営委員会」において検討を進めていただきました。

運営委員会において、支線の運行案が、おおむねまとまりましたことから、新たな交通システムの準備を進めるため、導入費用など、本定例会に補正予算をお願いしたところであります。

市民の皆さまが自らまとめた交通体系で、来年４月から新しい市民バス運行事業がスタートしますが、運行開始後も運営委員会において、利用促進や利用状況の評価・検証を進めていただくこととしております。

次に、市内高校生の活躍についてであります。

先月２４日、県が主催する「やまなし産直市」が上野駅で開催され、北杜高等学校総合学科の生徒１０名が、昨年度、市内事業者と連携して開発した「食杜北杜」の商品を販売するとともに、市のＰＲ活動を行いました。

当日は、私も参加してまいりましたが、生徒の皆さんが一生懸命に販売する姿を目の当たりにし、大変感動いたしました。

未来の北杜市を担う若者の地元に対する愛を改めて感じたところであります。

「食杜北杜」の取り組みは、「山梨県高等学校生徒商業研究発表大会」で、優秀賞を受賞し、今月行われる関東大会に出場いたします。

次に、「市制施行１５周年記念事業」についてであります。

本年は、北杜市が誕生して１５年を迎えることから、記念事業として様々な事業を展開しているところであります。

「北杜水の山映像祭事業」において、本年度は、市内の小中学生によるアニメーションづくりを進めているところであり、完成した作品は、本年１１月に開催される「第２回北杜水の山映画祭」で上映することとしております。

本市が誇る山岳景観のさらなる魅力を発信することを目的に進めてきた『世界に誇る「水の山」フォトコンテスト』においては、４５８作品の応募がありました。

当初の予想をはるかに上回る応募の数、また力作に、大変驚いたところであります。

入賞作品は、今後、市が作成するポスター、卓上カレンダー、ホームページなど、市のＰＲに活用してまいります。

また、１５周年を記念して、市で発行するバイクの「オリジナルナンバープレート」を、市内の小学校５年生から中学校３年生を対象に公募し、作成を進めております。

新たな「ナンバープレート」は、来年度からとなりますが、子どもたちが描く、新たな「ナンバープレート」の完成に期待をしております。

「フォトコンテスト」「ナンバープレート」ともに入賞作品は、「１５周年記念式典」において表彰してまいります。

本年で２０回目の節目となる「金田一春彦ことばの学校」が先月３１日に開催されました。

恒例の「方言川柳」では、大人の部で甲州市在住の田口裕人さんの作品「ふんじゃあと　言ってもつづく　立ち話」が、子どもの部では、泉小学校１年生の浅川紫音さんの作品「まだゲーム　ほのけんにして　ママおこる」が、それぞれ「金田一春彦賞」を受賞しました。

本年度、市制施行１５周年記念と併せ、記念誌を発行してまいります。

一生涯健康で幸せに暮らしていくためには、日常的に運動することが重要であります。

現在、市民の運動量の見える化を図るため、「ふれあい支援農道」の歩道に「ランニングマーク」の整備を進めております。

また、１５周年を記念して、スポーツの分野で活躍されている方々を「北杜市ふるさと親善大使」に任命してまいりたいと考えております。

これらの様々な事業を展開し、市民の皆さまとともに１５周年を祝い、盛り上げてまいりたいと考えております。

次に、安全・安心なまちづくりについてであります。

米作が盛んな本市において、安定した用水確保のため、「ため池」は必要不可欠な施設であります。

現在、市内には５６カ所の「ため池」がありますが、これまでの調査により、決壊時には家屋や公共施設への被害が想定される「防災重点ため池」として、市内４６カ所が指定を受けているところであります。

市民の皆さまの安全・安心を確保するためには、早急な対応が必要なことから、県と連携し、令和３年度までには、対象となる「ため池」の改修を進めてまいります。

次に、「韓国抱川市国際交流事業」についてであります。

現在、政治面において韓国と日本との関係が悪化している状況であります。

このような中、本市としては、交流の礎となった浅川巧の精神である「心の交流」を続けたい旨、抱川市長に伝えたところでありますが、現時点での「交流の推進は難しい」との回答をいただいたところであります。

本市といたしましては、浅川巧がつないだ日韓の架け橋を、これからも大切にしてまいりたいと考えており、一日も早い関係の改善を望んでいるところであります。

次に、「道の駅はくしゅう」についてであります。

当該道の駅におきましては、これまでの指定管理者の経営改善が進まないことから、指定管理者の取り消しを行い、先月１日からは、新しい指定管理者による管理、運営を行うこととしておりました。

しかし、前指定管理者からは、いまだ施設の明け渡しが済まない状況にあるため、一時休止を行ったところであります。

施設に出荷している農家の皆さまからは、再開の強い要望もあり、早急な生産者への支援は重要であることから、先月３日から生産者の自主運営を条件に直売所を再開したところであります。

現在、明け渡しを求める法的手段を進めているところであり、今後、一日も早く通常営業に戻れるよう調整してまいります。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は、認定案件１４件、報告案件３件、承認案件１件、条例案件１２件、補正予算案件４件、同意案件２件の合計３６案件であります。

はじめに、認定案件であります。

認定第１号　平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第１４号　平成３０年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの１４案件につきましては、地方自治法第２３３条及び地方公営企業法第３０条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に認定をお願いするものであります。

次に、報告案件をご説明いたします。

報告第１３号および報告第１４号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成３０年度北杜市健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。

次に、報告第１５号につきましては、平成３０年度北杜市一般会計予算の継続費について、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により議会に報告するものであります。

次に、承認案件につきまして、ご説明申し上げます。

承認第４号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第３号）の専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、新しい指定管理者による管理運営が困難となった白州町交流促進施設（道の駅はくしゅう）について、本年８月から９月までの間の、施設の管理に経費等が必要となり、地方自治法第１７９条第１項の規定により、緊急を要し、専決処分しましたので、同条第３項の規定により議会へ報告し承認を求めるものであります。

続いて、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第６０号　北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に鑑み、会計年度任用職員制度を導入することから、給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、「北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を制定するものであります。

次に、議案第６１号　北杜市森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、国から譲与を受けた森林環境譲与税を活用し、森林の整備およびその促進に関する施策を実施するため、基金を設置することから、条例を制定するものであります。

次に、議案第６２号　北杜市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、公聴会参加者等に対する実費弁償について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第６３号　北杜市情報公開条例及び北杜市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法の一部が改正され、「日本工業規格」の名称が改められたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第６４号　北杜市職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の一部が改正され、成年被後見人等に係る欠格条項が見直されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第６５号　北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に鑑み、会計年度任用職員制度を導入することから、勤務時間、休暇等の基準に関し所要の改正を行うものであります。

次に、議案第６６号　北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項が見直されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第６７号　北杜市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、印鑑登録に係る登録事項の変更および、コンビニエンスストアにおいて印鑑登録証明書を交付するための規定の整備を行うことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第６８号　北杜市看護学生奨学金貸与条例の一部を改正する条例につきましては、看護師をより多く確保するため、奨学金の貸与要件を緩和するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第６９号　北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正により、国の施策として、幼児教育および保育が無償化されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第７０号　北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の施策として、幼児教育および保育が無償化されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第７１号　北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の要件について、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第７２号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第４号）についてでありま

す。

ペダル踏み間違い加速抑制装置の設置費補助制度を県内市町村に先駆けて創設することから、所要の経費を計上しております。

次に、地域公共交通網の再編については、新たな支線エリアのシステムの導入準備のための経費を計上しております。

次に、老朽化した長坂駅前の公衆トイレについて、利用者が安全で安心して利用できるよう、新たにバリアフリー対応のトイレを整備することとし、施設の設計等を行う経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は１億３，９３６万１千円となり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ２７８億６，８３０万円となります。

次に、議案第７３号　令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第２号）についてであります。

昨年度事業費の額の確定による国などへの返還金として５６４万５千円を追加し、歳入歳出それぞれ４６億１，８３２万円とするものであります。

次に、議案第７４号　令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）についてであります。

国道１４１号、ならびに県道の改良事業および県営土地改良事業の実施に伴う水道管の布設替え工事等の経費として２，２５０万円を追加し、歳入歳出それぞれ２１億２，１０６万７千円とするものであります。

次に、議案第７５号　令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてであります。

国道１４１号道路改良事業の実施に伴い、下水道管渠の布設替えの経費として２，５００万円を追加し、歳入歳出それぞれ９億７，１８０万９千円とするものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

市長の説明が終わりました。

次に、認定第１号から認定第１４号までの一般会計および各特別会計の決算の認定１４件について補足説明を求めます。

板山会計管理者。

○会計管理者（板山教次君）

それでは、今議会に提出されました平成３０年度の北杜市における各会計の決算認定に関する案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては、地方自治法第２３３条、地方公営企業法第３０条および北杜市財務規則第１３４条の規定に基づきまして処理を行いました。

また、監査委員による決算審査は、令和元年７月９日から８月２日までの間の６日間にわたり実施され、決算に対する意見書を８月２日付けでいただいたところであります。

今定例会において認定をいただく案件につきましては、平成３０年度の一般会計をはじめ各

特別会計および病院事業特別会計、合わせて１４案件であります。

まず、認定第１号　平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、市税の７５億７千万円余りをはじめ地方交付税１０７億３千万円余り、国県支出金４７億１千万円余りなど、歳入合計は３０２億９，０７３万４，４２９円でありました。

また、歳出は道の駅こぶちざわ農産物直売施設等整備事業、高根東放課後児童クラブ建設事業、いずみ保育園建設事業などの事業が行われ、歳出合計は２８９億５，７９５万１１１円で、歳入差引額は１３億３，２７８万４，３１８円となりました。

次に、認定第２号　平成３０年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、保険税１３億２千万円余りをはじめ、県支出金４０億９千万円余りなど、合計で６６億２，６６９万６，２７２円でありました。

歳出は、保険給付費の４０億円余りなど合計で６３億６，７４７万５，６１１円となり、翌年度への繰越額は２億５，９２２万６６１円となりました。

次に、認定第３号　平成３０年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、保険料の４億７千万円余りなど合計で６億５，７８７万１，７４６円でありました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金の６億４千万円余りなど、合計で６億５，５１６万３，１００円となり、翌年度への繰越額は２７０万８，６４６円となりました。

次に、認定第４号　平成３０年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、保険料の９億１千万円余り、国庫支出金の９億８千万円余りなど合計で４２億９，８４９万７，１２４円でありました。

歳出は、保険給付費の３９億１千万円余りなど、合計で４２億３，３０２万７，４３４円となり、翌年度への繰越額は６，５４６万９，６９０円となりました。

次に、認定第５号　平成３０年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、サービス収入の８１６万円余りなど合計で１，８６２万５，７８８円でありました。

歳出は、総務費の１，１８０万円余りなど合計で１，３２５万４８４円となり、翌年度への繰越額は５３７万５，３０４円となりました。

次に、認定第６号　平成３０年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、使用料及び手数料の１０億２千万円余り、繰入金の７億８千万円余りなど合計で２０億３，０４７万５，６２７円でありました。

歳出は、水道管理費の１１億円余り、公債費の７億６千万円余りなど合計で２０億１，５７５万９，７３７円となり、翌年度への繰越額は１，４７１万５，８９０円となりました。

次に、認定第７号　平成３０年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、使用料及び手数料の５億１千万円余り、繰入金の１５億６千万円余りなど合計で２８億４６７万２，８９３円でありました。

歳出は、公債費の１９億５千万円余りなど合計で２７億５，２１３万９，２３８円となり、

翌年度への繰越額は5，２５３万3，６５５円となりました。

次に、認定第８号　平成３０年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、使用料及び手数料の１億２千万円余り、繰入金の５億８千万円余りなど合計で９億３９０万7，２４５円でありました。

歳出は、公債費の６億８千万円余りなど合計で８億９，５０３万7，１６７円となり、翌年度への繰越額は８８７万７８円となりました。

次に、認定第９号　平成３０年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、売電収入の１億１千万円余りなど合計で１億6，８９１万８２２円でありました。

歳出は、総務費の6，６００万円余り、基金積立金の4，４００万円余りなど合計で１億2，６４６万7，８０４円となり、翌年度への繰越額は4，２４４万3，０１８円となりました。

次に、認定第１０号　平成３０年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、診療収入の１億１千万円余りなど合計で１億3，２５９万9，７１３円でありました。

歳出は、総務費の7，５００万円余り、医業費の3，３００万円余りなど合計で１億2，７４８万9，９６６円となり、翌年度への繰越額は５１０万9，７４７円となりました。

次に、認定第１１号　平成３０年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、診療収入の8，６００万円余りなど合計で１億２８万5，９６０円でありました。

歳出は、総務費の6，１００万円余り、医業費の２千万円余りなど合計で9，３４６万9，９１９円となり、翌年度への繰越額は６８１万6，０４１円となりました。

次に、認定第１２号　平成３０年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、財産収入の５００万円余りなど合計で６９７万5，１９７円でありました。

歳出は、土地開発費の６９７万5，１９７円で歳入歳出とも同額となり、翌年度への繰り越しはありません。

次に、認定第１３号　平成３０年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰入金、繰越金など合計で２億6，２７９万2，１８０円であり、歳出は各財産区管理会の管理費など合計で１億9，６８０万1，５９１円となり、翌年度への繰越額は6，５９９万５８９円となりました。

最後に、認定第１４号　平成３０年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

まず、収益的収入の決算額は３６億7，６０９万6，６０７円。収益的支出の決算額は３８億7，２０７万８８７円で、収支は１億9，５９７万4，２８０円のマイナスとなりました。

また、資本的収入の決算額は２億7，５９５万7，７２１円。資本的支出の決算額は４億1，６８０万5，８３４円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億4，０８４万8，１１３円は損益勘定留保資金で補填をしました。

以上、平成３０年度の各会計の歳入歳出決算の概要について、説明させていただきました。よろしくご審議を賜りご認定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中嶋新君）

補足説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は１１時１５分といたします。

休憩　午前１１時０２分

再開　午前１１時１５分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に、認定第１号から認定第１４号までの１４件の決算審査の結果について、代表監査委員から意見書の報告を求めます。

三井代表監査委員。

○代表監査委員（三井英雄君）

北杜市代表監査委員の三井でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、平成３０年度北杜市一般会計、特別会計歳入歳出決算および基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第２３３条第２項および同法第２４１条第５項、ならびに地方公営企業法第３０条第２項の規定により決算審査に付された会計については、

平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算
平成３０年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
平成３０年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
平成３０年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算
平成３０年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算
平成３０年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
平成３０年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算
平成３０年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
平成３０年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算
平成３０年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算
平成３０年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算
平成３０年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算
平成３０年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算
平成３０年度北杜市病院事業特別会計決算

の１４会計でございます。

この１４会計の決算につきまして、令和元年７月９日から８月２日までの間、北杜市役所において、審査のために提出された決算書類について帳簿と証拠書類等に基づき吉田恵美子監査委員、千野秀一監査委員、そして私の３名で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数

の正確性を検証するため関係諸帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査を実施したほか必要と認めた項目の審査を実施いたしました。

その結果、一般会計、特別会計および歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況については諸帳簿、証拠書類も整備され決算計数は正確でありました。

各会計決算についての意見書は、お手元に配布されております決算書に添付されているとおりでございます。

さて、本市においては就任３年目を迎えようとしている渡辺市長の下、第２次北杜市総合計画、また第４次北杜市行財政改革大綱により将来を見据えた行財政運営が進められているところであり、地方交付税の段階的縮減が進む中、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めながら「お宝いっぱい　健幸北杜」の着実な推進を図るため、安心して暮らせるまち（子育てと福祉）、活気あふれるまち（雇用と産業）、夢響きあうまち（教育）、暮らしに花を咲かせるまち（スポーツと芸術）、自分らしさを探せるまち（若者と女性の活躍）の５つの柱の施策が展開されてきたところであります。

このような中、本市の平成３０年度決算に目を向けますと、市債の繰上償還を積極的に実施したため、その残高は着実に減少し、実質公債費比率は６．３％、将来負担比率は昨年度に引き続き算出されず、財政健全化に向けた努力が如実に数値に表れてきております。

このことは評価に値するところでありますが、市債残高は一般会計２３３億円、特別会計３７８億円、合計では６１１億円と依然として多額となっておるため、さらなる削減に向けた取り組みが望まれるところであります。

加速度的に進む高齢化による社会保障費の増加、公共施設の維持、更新費用の増加など歳出要因が増大するとともに、地方交付税の合併特例措置は段階的に縮減され、合併特例事業債は令和７年度まで発行期限が延長されたものの、今後の行財政運営はなお一層、厳しさを増すものと見込まれるところであります。

このような状況を背景に、第２次北杜市総合計画を柱とした北杜市総合戦略の周期を１年前倒しした北杜市総合戦略プレ計画や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく子育て支援や定住促進、地域活性化施策等の事業を実施していかなければならず、そのためにはこれまで以上に行政と市民が一体となった行財政改革に取り組んでいかなければなりません。

さらに職員一人ひとりが資質向上と意識改革に努め、持てる力を組織として存分に発揮し、徹底した事務事業の見直しや北杜市公共施設等総合管理計画の着実な推進など、行政のスリム化がなお一層、求められます。

本市の豊富な人材、美しい自然や文化などを最大限に活用して地方自治の本旨である住民福祉の増進に努め、市民が安心して暮らせる人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指しつつ、市民一人ひとりが輝ける愛でつながる北杜市にならんことを心より切望し、平成３０年度決算審査の報告といたします。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

代表監査委員の報告が終わりました。

ただいま議題となっております、認定第１号から認定第１４号までの１４件および議案第６２号から議案第７１号までの１０件につきましては、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております認定第１号から認定第１４号までの１４件につきましては決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第１号から認定第１４号までの１４件につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、議長において２１人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました２１人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は全員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を１１時４５分といたします。

休憩　午前１１時２７分

再開　午前１１時４２分

○議長（中嶋新君）

少し早いですけども、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、三井代表監査委員は一身上の都合により退席したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますのでご報告いたします。

委員長に相吉正一君、副委員長に進藤正文君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第６２号から議案第７１号までの１０件は、会議規則第３７条第１項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま、議題となっております報告第１３号　平成３０年度北杜市健全化判断比率報告の件、報告第１４号　平成３０年度北杜市資金不足比率報告の件、報告第１５号　平成３０年度

北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件の以上３件について、内容説明を順次、担当部長に求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

報告第１３号　平成３０年度北杜市健全化判断比率報告の件について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき平成３０年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の４つの健全化判断比率について、別紙の監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

なお、地方公共団体財政健全化法につきましては、財政破たん団体が出ることを未然に防ぐために財政状況を把握しようとするものであります。

まず、実質赤字比率についてでありますが、普通会計が赤字になっているかどうかを示す指標であります。

本市の場合は普通会計と一般会計の範囲が一致しており、一般会計が赤字ではございませんので、ここには数値が入ってきておりません。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

普通会計および特別会計を合わせた全会計が赤字になっているかどうかを判断する指標でありますが、北杜市は赤字でないため、ここにも数値は入ってきておりません。

次に、実質公債費比率でありますが、全会計および一部事務組合に係る公債費の財政負担を３カ年平均で示す指標であります。

平成２８年度から平成３０年度までの３カ年の平均値は６．３％で、昨年度の６．７％から０．４ポイント改善しております。このことは、これまでの財政健全化への取り組みの成果が表われたものと考えております。

また、実質公債費比率が１８．０％を下回りますと過疎対策事業債などの一部の公的資金債を除き、民間資金債などを発行する場合に知事への起債協議が不要となる制度となっておりますので、本市においては、協議対象となる一部の公的資金債を除き、その他の民間資金債などにつきましては、県知事への届け出のみで起債できる状況となっております。

次に、将来負担比率であります。これは全会計、一部事務組合および出資法人に関して返済や支払いが将来において必要となる負担の合計額が一般財源の総額に対して、どの程度の割合であるかを示す指標であり、算出されなかったため、ここにも数値は入ってきておりません。

なお、表の下段の括弧書きの各数値につきましては、上段が早期健全化基準であり、いわゆるイエローカードに相当する数値となっており、下の段が財政再生基準であり、財政再生計画の策定が義務づけられるレッドカードに相当する数値となっているものであります。

以上が健全化判断比率の報告でございます。

続きまして、報告第１４号　平成３０年度北杜市資金不足比率報告の件について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定に基づき、平成３０年度決算にかかる資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

資金不足比率につきましては、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのか、つまり赤字がどれだけあるのかを示す指標となります。本市におきましては、表に

ございます北杜市病院事業特別会計ほか５会計が対象となっておりますが、いずれの会計も資金不足はありませんので、数値は入ってきておりません。

公営企業につきましては、会計ごとに経営健全化基準が定められており、その数値は２０．０％以上とされております。この数値以上となった場合には、先ほどの健全化判断比率の指標でご説明いたしましたイエローカードに該当するため、経営健全化計画の策定が義務づけられることとなります。

資金不足比率の報告につきましては、以上でございます。

続きまして、報告第１５号　平成３０年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件について、ご説明いたします。

お手元のＡ３判の折り込み議案をご覧ください。

平成２９年度から平成３０年度までの２カ年継続事業として予算計上いたしました高根東放課後児童クラブ建設事業につきまして、事業年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定に基づき、精算報告を行うものでございます。

３款２項児童福祉費、高根東放課後児童クラブ建設事業につきましては、全体計画の年割額の合計額１億３，４６３万円に対し、実績の支出済額の合計は１億３，１０４万２，８８０円であり、年割額と支出済額の差額は３５８万７，１２０円であります。

継続費精算報告書につきましては、以上でございます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

以上で、報告第１３号から報告第１５号までの３件の報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

次に日程第２０　承認第４号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第３号）の専決処分の報告及び承認を求めることについての内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

承認第４号　専決処分事項報告の件

令和元年度北杜市一般会計補正予算書（第３号）をご覧いただきたいと思います。

これは地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行ったため、議会の承認を求めるものであります。

１ページをお開きください。

専決処分の日につきましては、令和元年８月６日であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ８５７万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を２７７億２，８９３万９千円とするものであります。

本件につきましては、白州町交流促進施設（道の駅はくしゅう）の管理運営について、指定管理者の変更に伴う業務引き継ぎが行えず、新しい指定管理者による施設の管理運営が困難な状態となっていることから、本年８月から９月までの間、市において施設の管理を行う必要があり、これに伴う補正予算の編成に緊急を要したことから予算の専決処分を行ったものであります。

２ページをお開きください。

まず、歳入についてですが、１０款１項地方交付税につきましては、普通交付税を８１３万円増額し、補正後の額を９２億７，２０１万９千円とするものであります。

次に、１３款１項使用料１２万２千円につきましては、道の駅はくしゅうの直売所部分にかかる行政財産使用料であります。

続いて、４ページの歳出をご覧ください。

６款農林水産業費、１項農業費８５７万４千円の増額は、本年８月から９月までの施設の管理および施設の明け渡し断行の申し立てを行うための施設管理費であります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第４号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第４号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから承認第４号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第４号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第３７　同意第１０号　甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件および日程第３８　同意第１１号　三ツ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件の２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

同意２案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに同意第１０号　甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の死去に伴い新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第３条第１項の規定により北杜市高根町五町田１５４７番地、清水俊男、昭和２６年７月７日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第１１号　三ツ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第３条第１項の規定により北杜市長坂町富岡２８１９番地、古屋克巳、昭和２４年１月２日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

以上２案件につきまして、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第１０号および同意第１１号までの２件は、質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第１０号　甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第１０号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第１０号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第１１号　三ツ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第１１号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第１１号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第３９　選挙第２号　牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布しましたとおり柴田光明君、小泉正明君の２名を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました２名を牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長（中嶋新君）

日程第４０　選挙第３号　奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり篠原公一君、藤原芳夫君、藤原知和君、藤原嘉家君、土屋健二君、仲田永雄君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました６名を奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長（中嶋新君）

日程第４１　請願第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

１５番議員、清水進君。

○１５番議員（清水進君）

請願第４号、朗読をもって提案をさせていただきます。

請願第４号

２０１９年8月２３日

山梨県北杜市議会議長　中嶋新殿

山梨県労働組合総連合
議長　上野光正
甲府市朝日５－７－１
紹介議員　清水進

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

（請願の趣旨）

労働者の４割が非正規雇用、４人に１人が年収２００万円以下というワーキング・プアとなり、平均賃金は２０００年に比べ１５％も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招くなか、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすことは理論的に正しい。

２０１９年の地域別最低賃金の目安では、最高の東京都で時給１０１３円、山梨県では８３７円､最も低い地方は７８７円に過ぎず､フルタイムで働いても年収１４０万円～１８０万円程しか得られず､これでは人間らしいまともな暮らしはできない｡また地域間格差も大きく、山梨県と東京都では、同じ仕事をしても時給で１７６円も格差があるため、若い労働者の都市部への流失を招いてしまっている。

安倍首相は､「最低賃金を毎年３％程度引き上げて､加重平均で１０００円をめざす」と述べ、「ＧＤＰにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の低さを認め、引き上げを進めると述べた。しかし、２０１０年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低８００円を確保し、景気状況に配慮しつつ、２０２０年までに全国平均１０００円をめざす」とした「政労使三者合意」が成立している。「毎年３％程度」では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけである。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには最低賃金の地域間格差を是正し、全国一律最低賃金制への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。“最低賃金１０００円以上”は中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平均加算で時間額１０００円以上、月額約２０万円以上は当然であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。それらを保障するために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を実施して最低賃金引き上げを支えている。日本でも、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支

援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、これを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度額等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう請願します。

記

（請願項目）

１．政府は、ワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに１０００円以上に引き上げること。

２．政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

３．政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。

４．政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を抜本改正すること。

５．政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実現すること。

以上であります。ご審議の上、ご議決されますようお願いをいたしまして提案とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第４号は、会議規則第１３１条第１項の規定により所管であります経済環境常任委員会に付託いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第４２　請願第５号　教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

８番議員、志村清君。

○８番議員（志村清君）

紹介議員の最初に私、書いてありますので、私のほうから朗読をもって紹介させていただきます。

請願第５号

２０１９年8月２６日

北杜市議会議長　中嶋新殿

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願人

北杜市ＰＴＡ連合協議会会長　矢﨑敏明

北杜市須玉町若神子新町７２

北巨摩地区公立小中学校長会会長　　長田英和
韮崎市藤井町北下條１２７６－５
北巨摩地区公立小中学校教頭会会長　　古屋啓一
北杜市高根町上黒澤８６１
山梨県教職員組合北巨摩支部執行委員長　　三枝秀明
韮崎市旭町上條中割１８８５－２
紹介議員　志村　清
〃　井出一司
〃　進藤正文
〃　加藤紀雄
〃　相吉正一
〃　原　堅志
〃　栗谷真吾

請願趣旨

（請願事項）

１．計画的な教職員定数改善をすすめるとともに、個別の対応が必要な子どもたちが増えている現状の中で、一人ひとりの子どもの状況に対応するため、特別支援学級の１クラスあたりの児童生徒の定数を８人から、さらに改善をはかること。

１．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。

１.教育条件の格差解消を図るため､地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

（請願理由）

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領への移行期間中であり、外国語教育実施のための授業時数の調整など、対応に苦慮している状況があります。また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革がすすめられていますが、業務の削減や役割分担、勤務時間の適正化は大きな改善が見られていないのが現状です。いじめ・不登校・虐待などの教育課題に迅速に対応し、一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行いながら、ゆたかな学びを実現していくためには、教職員定数改善とともに、１クラスの学級規模を引き下げることが最重要施策です。また、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。そのため、現状の教職員定数では、一人ひとりの子どもの状況に対応することが難しくなってきています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも、部活動における指導者不足の問題や多種多様なニーズへの対応の中、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し、未来を切り開く人材の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。特に情操教育の推進のため関係機器等の整備をしていただいたり、小中学校へのエアコンの設置や、教育支援センターを設置していただいたりしています。

義務教育費国庫負担制度については、国の制度改革により、国庫負担率が２分の１から３分

の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした北杜市の状況、総合的な見地から、是非とも、北杜市議会として右にある請願事項をご決議いただき、２０２０年度政府予算編成において教育施策の充実が図られるよう、地方自治法第９９条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

財 務 大 臣

総 務 大 臣

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第５号は、会議規則第１３１条第１項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（中嶋新君）

次に日程第４３　請願第６号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

８番議員、志村清君。

○８番議員（志村清君）

請願第６号は、朗読をもって紹介させていただきます。

請願第６号

２０１９年8月２６日

北杜市議会議長　中嶋新様

請願者

山梨県医療労働組合連合会

執行委員長　佐藤均

山梨県甲府市朝日５－７－２

紹介議員　志村清

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願

（請願趣旨）

高齢化がすすむ中で、厚生労働省は、２０２５年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は２００万人と試算しました。しかし医療・看護の現場では、引き続き厳し

い労働環境と低賃金のもと、看護師の定着がすすまず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。日本医労連が実施した「２０１７年看護職員の労働実態調査」（全国の看護職員３３，４０２人の集計）では、慢性疲労が７１．７％、健康不安の訴えも６７．５％、３人に１人が切迫流産で、流産も１割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が７５．２％にも達し、辞めたい理由の第１位は「人手不足で仕事がきつい」４７．７％、次いで「賃金が安い」３６．６％という結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因のひとつには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月額９万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引きあがらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の項目について国に対する意見書の提出を求めて請願するものです。

（請願項目）

看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（特定最低賃金）の新設を求める意見書を国に提出すること。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第６号は、会議規則第１３１条第１項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は９月２５日、午前１０時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後１２時２１分

令　和　元　年

第３回北杜市議会定例会会議録

９月２５日

令和元年第３回北杜市議会定例会（２日目）

令和元年９月２５日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告
日程第１　会派代表質問
ほくと未来　加藤紀雄君
無所属の会　栗谷真吾君
北杜クラブ　秋山真一君
ともにあゆむ会　齊藤功文君
公　明　党　進藤正文君

２．出 席 議 員　（２１人）

１番	栗 谷 真 吾	２番	池 田 恭 務
３番	秋 山 真 一	４番	進 藤 正 文
５番	藤 原　　尚	６番	清 水 敏 行
７番	井 出 一 司	８番	志 村　　清
９番	齊 藤 功 文	１０番	福 井 俊 克
１１番	加 藤 紀 雄	１２番	原　　堅 志
１３番	岡 野　　淳	１４番	相 吉 正 一
１５番	清 水　　進	１６番	野中真理子
１７番	坂 本　　静	１８番	中 嶋　　新
２０番	千 野 秀 一	２１番	内 田 俊 彦
２２番	秋 山 俊 和		

３．欠 席 議 員　（ な し ）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（４２人）

市長	渡辺英子	副市長	土屋　裕
政策調整参事	櫻井順一	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長	丸茂和彦	企画部長	山内一寿
市民部長	浅川辰江	福祉部長	伴野法子
生活環境部長	早川昌三	産業観光部長	清水博樹
建設部長	仲嶋敏光	教育長	堀内正基
教育部長	中山晃彦	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	上村法広	農業委員会事務局長	有泉賢一
明野総合支所長	清水能行	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋　智	長坂総合支所長	中澤貞夫
小淵沢総合支所長	宮川勇人	白州総合支所長	大輪　弘
武川総合支所長	堀込美友	政策秘書課長	水石正幸
総務課長	加藤郷志	企画課長	中田治仁
財政課長	加藤　寿	人事室長	小澤哲彦
地域課長	大芝　一	防災調整監	坂本賢吾
管財課長	進藤　聡	介護支援課長	八巻弥生
ほくとっこ元気課長	中田はるみ	環境課長	浅川和也
農政課長	小澤永和	まちづくり推進課長	中山由郷
道路河川課長	小澤　茂	教育総務課長	堀内典子
大泉地域振興課長	三井博彦	子育て応援課長補佐	中澤徹也
商工・食農課長補佐	粟澤忠之	指定管理担当リーダー	末木陽一

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	平井伸一
〃	進藤修一

開議　午前１０時００分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は２１人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、執行部　小澤大泉総合支所長は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第１　会派代表質問を行います。

今定例会には、７会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

１番　ほくと未来、３０分。２番　無所属の会、３０分。３番　北杜クラブ、９０分。４番　ともにあゆむ会、６０分。５番　公明党、３０分。６番　日本共産党、３０分。７番　明政クラブ、３０分となります。

本日は５会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、１１番議員、加藤紀雄君。

加藤紀雄君。

○１１番議員（加藤紀雄君）

ほくと未来を代表いたしまして、北杜市の重要課題、２項目について代表質問をさせていただきます。

１項目めでありますが、北杜市総合戦略についてであります。

国は少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成２６年９月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、同年１１月にはまち・ひと・しごと創生法を施行しております。

全国的に人口減少や少子高齢化が急速に進行する中で、北杜市においても人口減少を抑制し、地域力を維持していくことが喫緊かつ重要な課題であります。

これらの課題に対し迅速かつ的確に対応するため、北杜市は国の施策に呼応し、平成２７年９月に北杜市人口ビジョンと北杜市総合戦略を策定し、課題解決のために積極的に取り組んできたことと思います。

第１次総合戦略は策定時に、その計画の巻頭において総合戦略は特に若者や子育て世代のための北杜市の魅力を最大限に生かし、地域の活力を将来にわたって維持していくための施策と

しましたと基本方針を述べております。

また、総合戦略は実施状況の見える化を図るため、施策事業ごとに数値目標を掲げ、より具体的で分かりやすい内容となっております。加えて実施体制として施策事業を効率的かつ確実に推進していくために誰が、いつまでに、どの事業を実行するのかを明確にした上でＰＤＣＡによる的確な実行管理体制も定めております。

このように計画内容の充実した、そして堅実で確実な実施体制等から判断すると、この総合戦略は、まさに北杜市の目指すべき将来の方向性を示した計画であるということが確信できるところであります。

第１次総合戦略は策定以来、社会状況の変遷に順応し、二度にわたり改定を行い推進をしてきております。

平成３１年３月、今年の３月には計画期間を１年残し、第２次総合戦略策定へ向けて社会的変遷のスピードに対応するため、第２次総合戦略のプレ計画を前倒しで策定しております。

このような動向の中で、総合戦略の目的である急激な人口減少と超少子高齢化という大きな課題解決に向けて取り組んできておりますが、その成果と、またプレ計画策定の目的および現在策定中の第２次総合戦略策定に向けての基本方針等について、以下２点についてお伺いをいたします。

まず１点目でありますが、「第１次総合戦略」に基づき、平成２７年度から４年間に渡り、施策・事業等を実施してきておりますが、その成果と課題等についてお伺いいたします。

２点目でありますが、「第２次総合戦略」の策定に向けての基本方針、言ってみれば重点目標と策定までのスケジュール等についてお伺いをいたします。

２項目めでありますが、移住定住対策についてであります。

第２次北杜市総合計画の人口見通しの中で、北杜市の将来人口は国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと総人口は減少の一途を辿っており、平成２７年、２０１５年に４万５，１１１人であった人口は、２０４０年には３万２，８８０人まで減少する見通しとなっております。

子育て世代の支援の充実を図る中で、特に若い世代の移住定住の促進を進めるとともに観光交流人口の増加を定住人口の増加に結び付け、地域の活力向上を図るべく魅力ある地域づくりに向けた施策に着実に取り組み、２０４０年には人口４万人を維持することを目指しますと目標を掲げて総合計画を推進していると思います。

人口減少は北杜市に限ったことではなく、全国的な現象であり、課題解決には大変な困難が伴いますが、それだけに対策を急がなければならない重要な課題であります。

地方の暮らしやUターン、Ｊターン、Ｉターンを希望する人をサポートし、都市と農村の橋渡しにより地方の再生、地域の活性化を目指すことを目的としたふるさと回帰支援センターによりますと、移住希望地ランキングは山梨県は常に上位に位置し、その希望者の多くは北杜市を希望していると、こんなことも聞いております。

このように北杜市は移住定住先として注目され、期待されております。特に若い人たちの子育て環境を重視し、家族ぐるみで移転希望する人が増加傾向にもあるとも聞いております。

このような状況の中で、事業効果を一層高めるためには、北杜市としての受け入れ態勢の充実整備が重要であり、かつ必要であると考えます。

北杜市は、移住定住対策を総合計画の中での最重要課題として位置づけ、今までにも施策事

業等について積極的に取り組んできておりますが、それらを踏まえて、以下５点についてお伺いをいたします。

まず１点目でありますが、今年の４月１日に長坂総合支所内に「北杜市移住定住・しごと相談窓口」を設置し、その事業を進めているわけでありますが、この事業の目的と設置後約６カ月を経過しているわけでありますので、その成果についてお伺いいたします。

２点目でありますが、若者の移住定住人口の増加を目的に、平成２７年度から実施している「子育てマイホーム補助金」事業のその後の成果について、お伺いいたします。そして、この補助金事業は今年度には、５年間の第１次の期限を迎えることになるわけでありますが、この事業の来年度以降の取り扱い方針について、お伺いいたします。

３点目でありますが、若者定住の重点施策であり、新規就農者を支援する「農業次世代人材投資事業」に、北杜市は以前より積極的に取り組んでおりますが、その成果について、まずお伺いいたします。

また、国の２０１９年度、今年度予算で「農業次世代人材投資事業」の予算額が１０％以上、大幅に減額されておりますが、この減額による北杜市への影響、また影響があった場合のその対策についてお伺いいたします。

４点目でありますが、移住定住希望者への情報発信と首都圏での一次的な相談窓口である「ふるさと回帰支援センター」の活用・連携は、移住定住事業の推進のためには重要であると考えますが、具体的にどのように連携し、また活用を図っているのかお伺いをいたします。

最後、５点目でありますが、北杜市の玄関口であり、また八ヶ岳観光圏と八ヶ岳定住自立圏の拠点ともなっております「道の駅こぶちさわ」が新築され、今年４月に開業し、すでにゴールデンウィーク、夏の繁忙期を乗り越え半年になろうとしておりますが、この事業の目的とその成果についてお伺いいたします。併せて、「旧道の駅こぶちさわ」の今後の整備・活用方針についてお伺いいたします。

以上２項目について、答弁をよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

おはようございます。

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

「第２次北杜市総合戦略」策定における基本方針とスケジュールについてであります。

本市では、市政１５年目を迎え、これまで２次にわたる「北杜市総合計画」に基づき、様々な施策・事業を展開し、その結果、農業生産法人などの企業誘致と、人口の社会増などが進む中、「住みたい田舎ランキング全国１位」という、素晴らしい評価を受けるなど、まさに「ひと」と「しごと」の好循環が次々と生み出されております。

国や県も大きな転機を迎え、地方創生についても、新たな展開を見せておりますが、「第２次北杜市総合戦略」においても、取り組み状況やその成果とともに、これから北杜市が目指す姿を、市民や企業の皆さまに、しっかりと示していく必要があるものと考えております。

新しい総合戦略は、本市の豊かな人財や地域資源などの特色を活かし、自らの力で自らの未来を切り拓いていくための、青写真というべきものであります。

一生涯健康で幸せに暮らせる「ふるさと北杜」、そして、「一人ひとりが輝ける　愛でつながる北杜市」を実現するために、令和の時代が幕を開けた今こそ、全市が一丸となるべき時であると考えております。

このため、「第２次北杜市総合戦略」は、市民の声に耳を傾け、市民と共に関わりを持つことが、策定に際し不可欠であると考え、「みんなでつくろう　健幸北杜」を合言葉に、今年度から「飛び出せ　市長と未来を語る集い」を新たに開催し、私自らが出向き、市が抱える課題に関し、本年５月以降１０回に及ぶ意見交換を行ってきたところであります。

参加された方からは、「市が私たちの意見を参考に計画づくりを進めてくれるのであれば、私たちは計画の目標に向けて取り組んでいくので、計画策定の後も、このような機会を設けてほしい。」との励ましの声も寄せられており、こうして、大勢の方々と直接意見交換することを通じ、「みんなでつくろう　健幸北杜」という今回の思いが、集いのたびに形づくられていると感じております。

集い開催により得られた成果を踏まえ、総合戦略策定の後においても、市民や企業の皆さまと直接意見交換を行う機会を、より充実してまいりたいと考えております。

また、「第２次北杜市総合戦略」では、グラフなどを用いて、「見える化」を図るとともに、施策・事業に係る評価機能も新たに加え、総合戦略の進行管理の中で、効率的・効果的に事務事業の見直しも併せて行うこととしております。

「第２次北杜市総合戦略」策定に向けたスケジュールについては、１１月を目途に素案をまとめる予定でありますが、素案作成段階においては、「市民アンケート調査」、「飛び出せ　市長と未来を語る集い」、各所管課が実施した「ミニアンケート」に寄せられた情報を踏まえ、各課で事業の見直しや新設等を検討し、その状況について、私自らが、直接担当者から聞き取りを行いたいと考えております。

事業については、１１月に「ふるさと創生会議」でもご意見をいただき、１２月の市議会定例会に向けて議会にご説明し、地方版総合戦略に係る政府の閣議決定を受け、来年１月を目途に「パブリックコメント」を実施する予定であります。

最終案については、２月に「ふるさと創生会議」で再度ご意見をいただき、市議会定例会においても、ご説明した上で、来年３月には「第２次北杜市総合戦略」を策定してまいりたいと考えております。

次に、移住定住対策における「道の駅こぶちさわ」についてであります。

新しい「道の駅こぶちさわ」については、農業生産者や地域の関係者の要望を受け、事業に着手し、本年４月１９日に竣工式を迎えました。

意欲ある中山間地域の農業者の所得向上を推進するため、収益性の高い農産物の生産・販売等の取り組みを総合的に支援することを目的とし、整備したところであります。

今回の整備により、農産物直売所の面積が１．５倍に拡大したほか、パン屋、ジャム工房、そば処・そば打ち体験、レストランのリニューアルを行いました。

私の思いもあり、子育てにやさしい施設として、特に子育て世代の利用者に配慮し、新たに授乳室を設け、ミルクの調合、おむつの交換ができるスペースを設けたところであります。

４月１９日のリニューアルオープン以降、約１０万６千人の利用者を数えており、売上高についても同時期と比べ、１．５倍を超えたとの報告を施設指定管理者から受けております。

このようなことから今月に入り、全国道の駅人気ランキングにおいては、２８位に輝いたと

ころであります。

また、「旧道の駅こぶちさわ」の今後の整備・活用方針については、旧施設の有効活用も視野に入れて、新たに整備した施設との状況を見ながら、地域、利用者および関係機関等のご意見等を伺うとともに、旧施設の利用や処分等については、国の補助制度上の制約もあることから県と調整を図っているところであります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北杜市総合戦略における、「第１次総合戦略」の４年間の成果と課題等についてであります。

「北杜市総合戦略」は、少子高齢化が進む中、地域の活力を維持し、将来にわたって安心して暮らし続けられる施策に取り組むことにより、地域の魅力を高め、人口減少の抑制、定住人口の維持を図りながら、持続可能で活力あるまちづくりを進めていくもので、平成２７年度から平成３１年度までの５カ年を計画期間として、５つの基本目標を掲げ、９６事業に取り組んでおります。

これまでの４年間での成果としては、「若者応援プロジェクト」において、「保育料第２子以降完全無料化」の維持と「子ども医療費助成制度」の中学３年生までの拡大により、子育て世帯の経済的負担が軽減となったこと、また、「病児・病後児保育」の実施や「放課後児童クラブ」の充実により、保護者の負担が軽減され、働く機会も増加したこと。

「住まいづくりプロジェクト」では、「子育て支援住宅」や「就業促進住宅」の整備、「空き家バンク登録物件清掃費等補助金」や「子育て世代マイホーム補助金」の創設により、子育て世帯や就業者世帯が増加して定住につながったこと。

「雇用創出プロジェクト」では、「北杜市雇用創造協議会」による企業や求職者向けセミナー、合同就職面接会の実施により、多くの雇用が創出され、市内企業の人材不足の解消が図られたこと。

「交流と観光プロジェクト」では、「八ヶ岳観光圏支援事業」、「南アルプスユネスコエコパーク推進事業」などの地域間連携による地域資源を生かした観光客の誘客や、「道の駅こぶちさわ」の駐車場や直売所施設等の整備により、観光入込客数や宿泊者数が増加していること。

「生活環境プロジェクト」では、防災備蓄品の整備や避難所への再生可能エネルギー活用のＬＥＤ設置などで、災害への対策が充実してきたこと、また、自主防災組織の推進により、市民の共助による防災意識が高まってきたことなどであります。

このような取り組みにより、一定の成果は上げているものの、課題としては、人口が平成２７年度当初に比べ本年度当初で１，４１８人の減少となっており、今後も、少子高齢化の影響から人口減少が予想されること、観光入込客数や宿泊者数は増加傾向にありますが、目標値には達しておらず、特に外国人観光客数が少ないこと、公共交通の利用者数が少ないことなどであります。

そのため、「第２次北杜市総合戦略」においては、６つの柱立てによる施策を展開するとともに、その内容を市民に分かりやすく伝え、安心して健幸に暮らせるまちづくりを、市民ととも

に進めてまいります。

次に、移住定住対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「北杜市移住定住・しごと相談窓口」の設置後の成果等についてであります。

本市への移住定住を促進するため、平成２７年度から地域課内に「移住定住相談窓口」を設置し、移住希望者に生活や教育環境、医療や福祉の状況、空き家バンクなどの住宅情報を提供し、相談対応してまいりましたが、年々相談件数が増加し、地域課内の相談スペースは手狭で、同時に複数の相談を行うことが困難な状況となってまいりました。

このため、十分な広さのスペースを確保し、相談者が気兼ねなく相談できる環境を整え、電車などの公共交通機関を利用して訪れる相談者への利便性も配慮し、本年度、長坂総合支所内に「北杜市移住定住・しごと相談窓口」として、移転したところであります。

新たな相談窓口は、相談者が求める様々な市の情報やニーズに対応するため、職員３人体制で業務に当たり、特に相談の多い「住まい」や「仕事」に関しては、「空き家バンク制度」の紹介や、市内の企業情報の紹介、ハローワークへの案内などを行っております。

長坂窓口と地域課を合わせた相談実績は、昨年度の４月から８月までの相談件数３９５件に対し、本年度は４５８件と６３件増加しており、相談の７０％を長坂窓口が占めていることから、移転の周知も図られてきたものと考えております。

また、電車等の公共交通機関を利用して訪れる相談者も全体の２０％を占め、相談者への利便性も図られております。

次に、ふるさと回帰支援センターとの連携についてであります。

東京都有楽町にある「認定ＮＰＯ法人ふるさと回帰支援センター」内には、移住定住情報をワンストップで提供する総合窓口として、「やまなし暮らし支援センター」が設置されており、移住専門相談員が常駐し、住宅や生活情報など山梨県への移住に関する全般的な相談のほか、県内市町村の移住に関する相談会の開催やセミナーの情報発信などを相談者に行っております。

市では、センターの機能を最大限に活用した「北杜市相談ウィーク」の開催のほか、韮崎市や甲斐市などの近隣自治体や県外の自治体との合同相談会、長野県富士見町と原村との合同による「八ヶ岳で暮らそう　移住相談会」などを開催し、昨年度においては、２７回の開催で１８９組、２６９人の皆さまのご利用をいただきました。

また、本年度においては、他の市町村との合同相談会や「北杜市相談ウィーク」のほか、北海道の北斗市との合同移住相談会を行っているところであり、センターの移住専門相談員との情報交換を密にし、必要な情報を随時提供するとともに移住に関する資料も設置しております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

移住定住対策における、「子育てマイホーム補助金」の成果と今後の方針についてであります。

子育て世代の市外への流出を抑制、移住定住人口の増加を目的とした、「子育て世代マイホーム補助金」は、平成２７年度から実施しており、昨年度までに４２３件の交付を行い、交付額は5億4，４９５万円となっております。

本補助金による移住定住人口は、現在、「事業計画書」の提出済を含み、市内が１，４００人、市外が４８８人であります。さらに、家族構成を年代別に見ると、２０歳未満が７６９人、２０歳代が１１９人、３０歳代が５５３人、４０歳代が３８９人、５０歳以上が５８人であります。

また、「保育料第２子以降完全無料化」の効果もあり、保育園の入園児が増加していることからも、大きな成果を収めている状況にあります。

このほか、本年６月に実施した市民アンケートにおいても、「住み良い」旨の回答が全体の６７．４％を占め、補助金を開始した４年前と比べ２．９ポイント上昇しており、「子育て世代マイホーム補助金」の取り組みは、こうした結果からもしっかりと移住定住へとつながっているものと考えております

政府は、来年度からスタートする「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、引き続き子育て支援に重点を置き、「関係人口」の創出・拡大などにも新たに取り組むことを示しております。

本市においても、「第２期北杜市子ども・子育て支援事業計画」において、「子どもの未来を拓くまち北杜」を基本理念に掲げ、来年度に向け策定作業を進めております。

計画の基本理念を実現するためにも、「子育て世代マイホーム補助金」については、来年度以降も第２期として、さらに５年間継続し、「子育て支援日本一」、そして「住み良いまち日本一」を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

移住定住対策における「農業次世代人材投資事業」についてであります。

新規就農に当たっては、技術習得や所得確保などが課題となっていることから、就農直後の青年就農者に「農業次世代人材投資資金」を継続給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図っているところであります。

平成２４年度から現在まで７９名が支援対象者となっており、そのうち６７名が市内において営農を継続しているところで、年々就農者数も増加しております。

本市では、多くの新規就農者が、農業の担い手として活動することで、耕作放棄地化に歯止めがかかり、農地が守られているところであり、今後も新規就農者に期待をしているところであります。

こうした中、新規申請について、昨年度までは申請者全員に資金が支給されておりましたが、本年度国の予算が減額されたことに伴い、希望者８名に対し、現在２名への支給にとどまっているところであります。

今後、新規就農者への影響が懸念されることから、国の予算確保について、県を通じて要望してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

加藤紀雄君の再質問を許します。

再質問はありますか。

加藤紀雄君。

○１１番議員（加藤紀雄君）

質問いたしました全項目について、丁寧でまた前向きな答弁ありがとうございました。

そこで１点だけ、再質問をさせていただきます。移住定住対策のうちの５番目の道の駅こぶちさわについてであります。

市長のほうから非常に全体的な前向きな答弁、特に旧道の駅の整備活用についての基本的なお答えをいただきました。ありがとうございました。

そこで、この事業は市長のお話にもありましたように、平成２９年の９月に関係者で市長のほうになんとか整備をしてほしい、こんな要望をしてスタートした事業であります。その段階においては、３年ぐらいかかるのかなと、こんな気持ちでみんなおったわけでありますが、なんと非常に市の動きがよくて、その年度の、平成２９年度の補正予算で対応していただき、その年度中にいろいろあったわけでありますが、補正予算を組んで事業に着手した。そして平成３０年、昨年の夏には工事着工し、それで年度中の完成、非常に厳しい期間ではありましたが、天気にも味方されまして、雪が降らずに暖かい冬でありました。そんなことで予定どおり完成し、予定どおり今年のゴールデンウィーク前にオープンできたと。これは市が市長の指示のもとに横の連携を取りながら、一体となって取り組んだ成果であると、地元の関係者は感謝しているところであります。

そして完成後につきましても、数字的にこの事業の求めるところであります中山間地の所得控除、１０万人の入込客があり、そして昨年の１．５倍の売り上げをあげていると。これは非常に成果も出ているという状況であるかと思います。言ってみれば良いスタートが切れたと、こんな状況ではないかと思います。

そして、市長もちょくちょく道の駅に、気になると思いますのでおいでいただいて、お忍びというか、非公式で来ていることも多いかもしれませんが、スタッフも、また生産者組合、１５０人いるわけでありますが、多くの皆さんも市長の後姿を見、また市民の皆さん方も市長の後姿を見る中で、市もこの事業については前向きに取り組み、一生懸命応援してくれているなと、こんな中でスタッフ、関係者は一生懸命頑張った、それらのこともこの結果に響いているのではないかと思います。

そしてまた、市長が今、お話の中でありましたように、道の駅のランキング、これは世界的な旅行口コミサイトで、トリップアドバイザーが発表した口コミで、口コミで人気道の駅ランキング２０１９で、今回３０位以内に入ったわけであります。これは昨年も入っていますので、２年連続であります。これは２年連続で入ったところは、中身を確認してみますと半分が、昨年の３０件のうち半分は全部ランク外になり、新たに１５入った中でのランクインでありますので、２年間連続ということは非常に評価が高い駅だと思っております。

そんなことで、関係者も頑張る中で、また市の応援もいただく中で結果が出ているという事業でありますので、それでゴールデンウィーク、また夏の繁忙期を非常に慌ただしい中ではあったわけでありますが、乗り切って結果が出ているわけであります。

その中でいろいろ課題等が見えてまいりました。その大きなものとしては、旧道の駅の活用をどうしていくか。あそこを訪れた人たちが休憩する場所がない、軽食とか喫茶とかそんな場

所がないというような意見がスタッフからも、また関係者からも、また訪れた方からも出ておりますし、また８月２０日には議員の市内現地視察ということで、道の駅を見る中で多くの議員さん方からその状況を見た中で、この活用が大事だなと、こんな意見が出ているわけであります。

そんな状況でありますので、スタートダッシュは非常に良い格好で切れましたので、あとはいかにこれを継続していき発展させていくか。これには課題を一つひとつ解決していくことが必要ではないかと思います。特に、これは経済の話ですから、経済は待ったなし、人の流れも待ったなしだと思います。ここで足踏みをすると人の流れは変わってしまって、それを戻すことは非常に大変だと思いますので、せっかくご努力いただいて、大きなお金をかけていただいてやった事業であります。ぜひ、これからについても、市長のお話にもあったわけでありますが、補助事業をいただいての旧施設でありますので、それらの関係とかになりますと国・県の関係もいろいろあるかと思いますが、ぜひ事務的な部分で、この事業が横の連携で市内の、市役所の横の連携で短期間で成就したというような形で、ぜひその力をそこへ向けていただいて、一日も一年も早い整備をし、そしてこの道の駅を発展させて、ランキングも３０位がもっともっと上にいって、全国には１，１００を超える駅があるわけでありますから、その中の３０位以内に入っているということを誇りとし、そしてますます発展させていく必要があると思いますので、ぜひ事務的にはいろいろな面で大変かと思いますが、一日も早い整備、また内容の充実した整備をしていただきたい。こんな考えでいるわけでありますが、それについての答弁を、部長のほうがよろしいでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

加藤紀雄議員の再質問にお答えをいたします。

道の駅こぶちさわの旧施設の有効活用ということでございますけれども、道の駅こぶちさわ全体の発展のためには旧施設、ならびに用地の有効活用は大変重要であると市としても考えているところであります。

繰り返しになりますけれども、旧施設につきましては、補助金等の絡みもありますので、有効活用を視野に、現在市とどういう形で活用できるか調整を図っているところでありますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

（　な　し　）

加藤紀雄君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（　な　し　）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、無所属の会の会派代表質問を許します。

無所属の会、１番議員、栗谷真吾君。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

通告に従いまして、３つの項目で質問をさせていただきます。

１つ目になりますが、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の取り組み状況などについてです。

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）が２０１５年９月、国連に加入する１９３カ国の全会一致によって採択されました。山梨県内では２０１９年３月末、これ昨日調べたら６月末に更新されていましたが、６月の時点で現在は山梨県、山梨市、そして北杜市が会員に加入している状況のようです。

単なるプロモーションのためでなく、きちんと効果的で実態の伴ったアクションをしていくことが、次世代へバトンタッチしていくわれわれの役目だというふうに考えます。

そのようなことから、以下質問します。

１．ＳＤＧｓの一号会員に加入した経緯と理由は。

２．市民や職員への周知の状況は。また、どのような方法で周知しているのか。

３．ＳＤＧｓについて、市として特に重要だと感じる点はどこか。

４．総合計画と総合戦略において、ＳＤＧｓの１７の目標などを明記し、市民へ理解していただく必要があると考えるが、見解を伺う。

５．現在までの具体的な取り組み状況は。また、その成果は。

６．ＳＤＧｓのゴールが２０３０年なので、児童・生徒が社会で活躍する時期と重なることから、特に４番目の目標である「質の高い教育をみんなに」の推進が重要だと考える。また、ＳＤＧｓの柱となる「バックキャスティング」、「インターリンケージ」という考え方を、学び実践することも非常に重要だと考える。今後、ＳＤＧｓを教育現場へ導入していく考えはあるか、見解を伺う。

２点目になりますが、子育て支援の取り組みなどについて伺います。

北杜市は保育料の第２子以降無料化など、他自治体に先駆けて事業を実施してきました。そうした点は評価できる一方で、そのような取り組みは全国的にも実施している自治体が増えてきている状況です。他自治体との差別化をはかる意味でも、新たな事業を実施していくことが今後求められます。

より一層、楽しく充実した子育てができるような地域にすべく、子ども・子育て支援事業計画の改定および子育て支援の取り組みなどについて、以下質問します。

１．子ども・子育て会議の進捗状況は。また、現在会議ではどのような議論が行われているか。

２．子ども・子育て支援事業計画の改定に向けたアンケートやワークショップでどのような意見、要望が出されたのか。そこで見えてきた課題はどういったことか。

３．出された意見、要望をどのように事業に取り入れ、実行していくつもりなのか。

４．つどいの広場および地域子育て支援センターの利用状況は。また、両施設の今後の方針や児童館との連携について、市の見解を伺う。

５．消費増税に伴う幼児教育・保育無償化が全国で実施される状況において、北杜市のアドバンテージは一つなくなることになる。新たな事業が必要になってくると思うが、現時点で何か検討していることはあるか。

３点目になりますが、道の駅はくしゅうの状況などについてです。

観光シーズンの最中に起こった、道の駅はくしゅう農産物直売所の休止。利用者や、何よりも生産者にとって大きなダメージとなった今回の出来事に対し、指定管理業者の監督者である市の責任も重大であるというふうに考えます。

そこで、以下質問します。

１．このような事態となった、そもそもの原因は何だったのか。

２．本日までの状況はどうなっているのか。

３．農産物直売所の仮での営業再開後、生産者同士でのトラブルなどは起きていないか。

４．今後、同じような事態を繰り返さないためにも徹底した原因究明は行う必要があると考えるが、見解を伺う。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

栗谷真吾議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

持続可能な開発目標、ＳＤＧｓの取り組み状況などについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、一号会員に加入した経緯と理由についてであります。

「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を表明している本市においては、産学官連携による「北杜サイト太陽光発電系統安定化等実証実験」、「村山六ヶ村堰水力発電所」による水力発電の導入など再生可能エネルギーのトップランナーを目指し、利用促進・率先導入を積極的に進めるとともに、この取り組みを市内外に示すことを目的に、平成２０年１２月に「低炭素都市推進協議会」に構成員として、いち早く加入したところであります。

その後、規約が改正されたことにより、現在、「地方創生ＳＤＧｓ官民連携プラットフォーム」としての会員となっております。

次に、現在までの取り組み状況と成果についてであります。

「環境教育リーダー養成講座」等を通じた普及啓発のほか、昨年度実施した北杜高校生徒と地元企業とによる「食と農を活かした住み続けられるまちづくり推進プロジェクト　食杜北杜」においても、ＳＤＧｓの目標を掲げて取り組んでいるところであります。

次に、教育現場への導入についてであります。

本市の教育は、合併前の先人達が地域の子どもたちを育んできた「北巨摩教育」を通じて、取り組んできた教育をもとに、合併後は「原っぱ教育」として引き継いでまいりました。

「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を基本理念に、自然・文化、歴史・伝統など、地域の資源を十分に活用し、「食育の推進」や「地産地消給食」、「自然環境教育」、長い歴史を持つアメリカやカナダとの「国際交流事業」、地域の方々を講師とした「ものづくり教室」など、地域と連携・協働する中で、それぞれの時代に則した見直しも行いながら、「持続可能な社会づ

くりの担い手を育む教育」に取り組んでおります。

こうしたことから、今後は、学習指導要領をはじめとした、国・県の取り組みに合わせながら、本市独自の教育を引き続き進めてまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

栗谷真吾議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

子育て支援の取り組みなどについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「子ども・子育て会議」の進捗状況と議論の内容についてであります。

「北杜市子ども・子育て会議」は、本年度は２回開催しており、主に「第２期北杜市子ども・子育て支援事業計画策定」についての審議を行っております。

内容については、計画策定に向けて行ったアンケート、ヒアリングおよびワークショップでの意見等をもとに、現状課題、解決の方向性、計画骨子および保育等のニーズ量などについて検討していただいております。

次に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた意見・要望と課題についてであります。

「市民アンケート調査」では、大半の方が「子育てしやすいまち」だと感じている一方、子育てに関する様々な悩みを抱えており、相談体制の充実、質の向上なども課題であること、ワークショップでは、子どもの運動能力の低下やストレスなどから、「子どもの遊び場の確保」、「地域ぐるみの子育て環境の整備」などが課題であるとの意見が主なものでありました。

次に、事業への取り入れと実行についてであります。

聴取した意見・要望については、「第２期北杜市子ども・子育て支援事業計画」を検討する際や取り組みの重要な資料として参考にしてまいります。

次に、つどいの広場および地域子育て支援センターについてであります。

昨年度における、市内４カ所の「つどいの広場」の利用者数は１万４，６５０人で、市内３カ所の「地域子育て支援センター」の利用者数は、５，０５０人でありました。

本市では、「つどいの広場」が、各地域に点在しており、身近な場所で子育て期の親子が気軽に集い、交流や育児の相談などができる、地域の子育て支援拠点施設としてご利用いただいております。

また、乳児家庭全戸訪問や、乳幼児健診の際に「つどいの広場」などの子育て支援に関する情報提供等を行っており、利用者からは「悩みの相談やママ友ができて良かった」「息抜きやリフレッシュができた」などの声をいただいております。

今後の方針については、「第２期北杜市子ども・子育て支援事業計画」において、「みんなで育むほくとっこ」を基本方針に、検討しているところであります。

また、児童館との連携については、児童館において、学童期の子どもが来館する前の時間を利用して行っているクリスマス会や３Ｂ体操などに関する情報を、「つどいの広場」の利用者に積極的に提供しております。

今後も、利用者の声を聞きながら、こうした連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、子育て支援策の新たな事業についてでありますが、現在、子ども医療費助成のさらな

る充実に向けて検討をしております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

栗谷真吾議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

持続可能な開発目標ＳＤＧｓの取り組み状況などについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民や職員への周知とその方法についてであります。

ＳＤＧｓに関する情報については、平成１８年度、環境課内に「新エネルギー推進担当」を新設し、「環境教育リーダー養成講座」や「北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会」などと協働で開催しております各種「環境学習会」や「子ども環境フェスタ」における情報提供や、「住宅用太陽光発電システム」の設置に係る助成、官民パートナーシップによる再生可能エネルギーの活用などを通じ、市民の皆さまをはじめ広くお知らせしております。

また、市職員においては、二酸化炭素排出量の削減に向けた率先行動として、「エネルギー消費年１％以上の削減」の取り組み、地球温暖化防止対策として、職員提案により平成２２年より実施している「グリーンカーテンプロジェクト」、「エコクッキング教室」などの開催を職員間で共通認識の下、すでに取り組みを実践している状況であります。

次に、市として重要と感じる点についてであります。

ＳＤＧｓの１７の目標について、市の政策の中では、どの分野に対しても、重要であると考え、目標間における重要度の差は、特に感じておりません。

次に、総合計画と総合戦略への目標の明記についてであります。

「第２次北杜市総合計画」は、市民の福祉向上を目指し、実施する各種施策を総合的かつ計画的に進めるために策定しているものであります。

また、「第２次北杜市総合戦略」は、人口減少と少子高齢化や東京一極集中などの課題に対して、国の取り組みに合わせて、本市の実情に即した施策事業をより効果的に展開するために、来年３月に向け、策定作業を進めているものであります。

一方、ＳＤＧｓは、２０１５年９月の「国連サミット」で採択された国際社会全体の開発目標であります。

ＳＤＧｓは、地方創生推進の原動力の一つでありますが、その１７の目標に関する市民の理解を目的として、安易に市の「総合計画」や「総合戦略」に掲載することは、市政発足以来進めてきた最上位計画である「総合計画」等を承継する中で、本市が目指す姿や、具体的取り組みを分かりやすく市民の皆さまに、お示しするという各計画の大切な趣旨を損なう恐れがあると考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

栗谷真吾議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

「道の駅はくしゅう」の状況などについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、休止の原因についてであります。

前指定管理者である、「道の駅はくしゅう管理運営組合」に対しては、平成２８年度において、事業報告書の提出遅延などがあったこと、また、昨年度は、市納入金の支払いが期限までに履行されなかったことなどにより、３度の業務改善指示を行い、再三にわたる指導等を行ったものの、改善が見られなかったことから、本年７月３１日をもって指定の取り消しを行ったところであります。

これを受け、管理運営組合の構成団体や関係者に対し、指定管理の取り消しおよび、施設の明け渡し等の内容や日程について、連絡や周知の徹底を指導してまいりました。

しかし、前指定管理者の構成団体が、業務の引き継ぎに応じることなく、施設の郷土料理コーナーを指定取り消し期日後も引き続き占有していたことが原因であります。

次に、本日までの状況についてであります。

前指定管理者の構成団体が明け渡しを行わなかったことにより、新しい指定管理者による施設の正常な管理・運営ができないことから、施設の「明渡断行仮処分命令申立」を、代理人を通じて行ったところ、今月６日に明け渡しが実行されたところであります。

現在、新しい指定管理者と開業へ向け準備を進めております。

なお、農産物の出荷最盛期を迎えていたことから、農産物直売所については、これまで農産物等を出品していた生産者の要望を受け、生産者の生活を守るため、市長の判断により、８月３日から地域生産者の代表者に特例的に「行政財産使用許可」を行っております。

次に、生産者同士でのトラブルについてであります。

農産物直売所は、地域生産者が直接運営を行っているところであり、生産者同士のトラブルについては、市では把握しておりません。

次に、原因究明についてであります。

今回の問題は、前指定管理者および構成団体による、協定に反した行為が原因であり、問題の早期解決に向け、最善の策を講じたところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は１１時１５分といたします。

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１５分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

先ほどの加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問におきまして、市長答弁を行いました道の

駅こぶちさわの全国道の駅人気ランキングにおきまして、２８位とご答弁を申し上げましたけれども、正式には２７位の間違いでありました。訂正をさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（中嶋新君）

認めます。訂正をいたします。

当局の答弁が終わりました。

栗谷真吾君の再質問を許します。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

３つの項目にわたって、それぞれ再質問をさせていただきます。

まずはじめに、ＳＤＧｓの取り組みなどについての再質問をさせていただきます。

ちょっと多いですけども、４点ちょっと聞きたいことがあるんですが、答弁いただいたとおり、市内でもいくつかの取り組みが行われているというのは承知しております。また、市長も最近、ＳＤＧｓのバッヂを付けていますので、取り組みを行っているというのはすごく理解できる状況ではあるんですが、実際、何人か市民の方に話を聞いてみたんですが、北杜市がＳＤＧｓの会員だということを知らない人もまだまだ全然多い上に、中にはＳＤＧｓそのものが何かというのを知らない人も多くいらっしゃいました。正直、まだまだ周知が足りていないのではないのかなというふうに感じています。

ＳＤＧｓのゴールは２０３０年ということで、時間は限られています。そうしたことから、まずはＳＤＧｓの見える化というのを早急にすべきというふうに考えます。ＳＤＧｓは社会的にとても関心が高い分野なので、効果的な取り組みが展開できれば地球への負担も減って、結果的に北杜市のＰＲにもつながっていくというふうに考えますので、こちらの見解を伺います。

２点目ですが、そもそも北杜市として２０３０年に向けたゴールというか、目標みたいなものは設定しているのでしょうか。ＳＤＧｓの考え方というのは、まずゴールを考え、ではそのゴールに向けて今、何をすべきかというバックキャスティング、そういった手法でアクションを展開していくような考え方です。また、国連ではこういった言葉を使っています。「Ｔｒａｎｓｆｏｒｍｉｎｇ　Ｏｕｒ　Ｗｏｒｌｄ」ということで、トランスフォームというのは形を変えるとか、変革をするという意味ですが、要は日本語に訳すと私たちの世界を一変するほどに変えていくんだと。要は非常に強い意思が読み取れるわけでございます。すなわち今まで以上に思い切ったかじ取りというものが必要になってくるわけですので、そうした中で市のゴールというか、目標を教えていただければと思います。

３点目になりますが、今の質問からも分かるようにＳＤＧｓ自体の内容というのは、かなり複雑で理解が容易ではないという声もあります。添付資料にもありましたが、ＳＤＧｓというのは１７の目標があって、それに紐付いて１６９のターゲットがあり、さらには２３２の指標があったりと、非常に理解をした上で実践をしていくというのは、かなり時間がかかるというふうに感じています。

僕は昨日ですけど、昭和町でＳＤＧｓのことをカードゲームで学ぶというワークショップがあって、それに参加してきたんですが、とても分かりやすかったし、何よりも楽しく学ぶことができました。このようにゲーム感覚でＳＤＧｓを学んでいくということは、とても良いことだというふうに感じることから、もうすでに行っているかもしれないんですが、本質を理解す

るためにも職員の方々に向けた、そういったワークショップ等を開催すべきというふうに考えますが、その点の見解を伺います。

それで４点目になりますが、答弁のとおり、たしかに総合計画ですとか、総合戦略への明記というのは難しい部分も理解しているわけですが、ＳＤＧｓの考え方というのは総合計画とか総合戦略にすごい親和性が高いというか、リンクしている部分も多いのかなと思っています。

実際に他の自治体では、総合計画とＳＤＧｓを掛け合わせて市民への周知を行っているといった事例もあります。兵庫県の尼崎市ですとか、神奈川県の鎌倉市などがすごく分かりやすい事例だというふうに思っています。

こうした対応を北杜市でもやるか否か、そういった議論を庁内ですとか、ふるさと創生会議などで行うべきというふうに考えますが、こちらの見解を伺います。

以上４点、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

１項目め、４点ですね。順次、答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

栗谷真吾議員の、無所属の会の再質問にお答えをさせていただきます。

ＳＤＧｓの取り組みについて、何点かご質問をいただいているところであります。

まず１点目、市民への周知に関してであります。

たしかにＳＤＧｓの取り組み、本市が会員になっていること自体、知らない市民もいらっしゃるということは事実だと思います。このへんにつきましては、今後の市の施策を進める中で必要性も検討させていただきながら、周知のほうは考えていきたいと考えております。

２点目、本市のゴールというようなご質問だったかと思いますが、本市のゴールにつきましては、現在のところは決めておりません。しかしながら各種計画の策定であるとか、見直しと合わせまして、このＳＤＧｓの効果等も検証する中で今後、検討してまいりたいと考えております。

次に３つ目でありますが、職員のワークショップ、職員の理解等についてでありますが、先ほどの答弁の中にありましたように、本市においては、この会員になったときの経過というものについては、再生可能エネルギーの推進という部分で取り組みを始めたところであります。その点で、担当課につきましては、新エネルギー担当等を新たに設けた中で、このへんについては、職員には周知はしてきたというようなことも考えております。

また、職員のワークショップ等の考えもあるわけですけども、あくまでもこのＳＤＧｓに会員になったからいろいろな特別な施策を進めるというよりも、本市におきましては、すでに掲げられている１７の目標に関しましては、別の角度、別のＳＤＧｓには関わりなく推進をしている部分もありますので、現時点で職員のワークショップ等、ＳＤＧｓの取り組み等を周知するということについては、現在のところ考えていない状況であります。

また、総合計画、総合戦略との関係についての再質問でありますけども、現在、私ども、議員の皆さんにもご説明をしているとおり、第２次総合戦略の策定におきまして市民の皆さん、また企業の皆さんには、今までの施策を分かりやすく伝えていきたいということで、第１次の総合戦略の内容を一新しまして、柱立ても見直したところでもあります。

そんな中で、ＳＤＧｓを入れることで逆に市民の皆さまが市政の状況につきまして理解しづ

らいというような部分も考えられるところでありますので、現段階につきましては、各種計画に明記するところは考えておりません。

県におきましては、総合計画の中に国が優先課題として示しました８つの課題について、総合計画の中に、素案の中に取り入れたというような経過等も承知はしております。しかしながら本市におきましては、現在のところ、第２次の総合戦略を市民の皆さまに分かりやすく市の施策を伝えていきながら、計画も立て、取り組みを進めていきたいというようなこともありますので、ＳＤＧｓの目標につきましては、いずれ本市の政策においても重要な項目であるということは認識しておりますが、今後、市民の皆さまのＳＤＧｓへの理解が深まったところで、改めて各種計画とＳＤＧｓの関係、また計画への記載等は検討してまいりたいというふうに現在のところ考えているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

ありがとうございました。いろいろと検討等もするのは理解できますけど、とにかく２０３０年という限られたゴールまでの期間となっていますので、そういった意味でのスピード感ですとかというのも必要になってくるのかなと思いますので、答弁は結構ですが今後について、さらにこの取り組みを加速させていただければと思います。

では次、子育て支援の取り組みなどについての再質問をさせていただきます。こちらも３つ、ちょっと項目が多いですが、よろしくお願いします。

答弁にありましたとおり、子育て関連の市民ワークショップの中では、遊び場が少ないというような意見がありました。実際に子育て中のお母さんには、北杜市には公園が少ないということは、よく言われます。

ただ、僕の感覚的なところですと、車とかで走らせたりすると意外と小さなものも含めて公園って市内にも意外にあるなというふうに感じている中で、ちょっと質問になりますが、市内にそういった小さな公園も含めて、公園がいくつあるのかというのを市として把握しているのでしょうか。また、そうした公園の情報をネットなどで見ることができるのかどうか、こちらの質問をよろしくお願いします。

２点目になりますが、保育料の無料化に伴って未就学児の早期入園が進み、つどいの広場ですとか、子育て支援センターの利用が今後さらに減ってしまうことも考えられるのかなと思います。実際、子ども・子育て会議で配られた資料を読むと利用者というのは年々減少しているようです。そうした点において、０歳から１８歳までをカバーできる児童館の役割というのは今後重要になってくるのではないかなというふうに感じています。今後、財政が厳しくなってくる中で、ある程度、精査みたいなものも必要になってくるのではないかと考えます。

ただ、単に縮小するというのではなくて、規模は縮小させるが機能は充実していく、縮充と言うんですかね、要はそういったような考え方が必要だと考えますが、その点、長期的な面になりますけども、見解をお願いします。

それと３点目ですが、保育料の無料化に伴って、市が支出する予算は、ある意味で浮くことになるということで、答弁の中で医療費の充実に向けて検討していくといったような答弁もあ

りましたが、別の考え方として、その浮いたような予算を例えば認可を受けていないような森のようちえんなどへ助成する考えというのはあるのでしょうか。自然保育はとても魅力的な取り組みの１つで、こうした取り組みを行っている地域へ移住を希望するケースも大変多いという認識でいます。ただ、実際に助成を行うとなった場合には、独自の認証基準とかをつくったりするなどのハードルは出てくるかもしれませんが、そのような取り組みを市が率先してバックアップしていくということが、北杜市の魅力向上にもつながってくるというふうに考えますが、こちらの見解をよろしくお願いします。

以上３点、お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

無所属の会、栗谷真吾議員の再質問にお答えいたします。

まず、ワークショップの中にもあったように遊び場が少ない、公園が少ないのではないかというふうなご意見に対して、栗谷議員はそんなに少なくはないんではないかということなんですけれども、その数については、申し訳ございません、私のほうでその公園がどのくらいあるかということをただいま数字を持っておりません。ただ、私も公園は各町のほうにあるのではないかと思っております。

その公園等について、何か情報発信していることがあるかということですが、市のホームページ等で公園の遊び場等の情報は発信をしております。

２つ目の質問ですけれども、未就園児が少なくなり、つどいの広場の利用者が減ってしまうというふうな状況もたしかにあると私どもも把握しております。そこでつどいの広場、それから子育て支援センター、児童館等と同じ機能を持った子育て支援の拠点施設があるけれども、それを精査する必要はないのかというご質問かと思いますが、つどいの広場の、子育て拠点の施設の統合ということかと思うんですけれども、北杜市にはつどいの広場が４カ所、子育て支援が３カ所、それから児童館が４カ所ございます。それぞれ特徴がある機能を持っていると思いますので、市内にそういった施設が点在していて、身近な場所で交流ができて相談ができるということ、それからそういった施設をご自分の家庭に合った選択ができるというふうな利点があるのかなと考えております。

それから最後の無料化が始まるということで、森のようちえんへの支援はいかがかということだと思いますが、森のようちえん、素晴らしい教育をしているということは耳にしているところでございますが、森のようちえんにつきましては、認可外保育施設の届け出等、そういった届け出がいまだ一切されていないということでありますので、支援については、現段階では難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

ありがとうございます。では、再々質問をさせていただきます。

児童館においては、明野だったかな、児童館がかなり充実しているというような話も聞いていますので、今後の中でそういったところも参考にしながら、また検討等をしていただければと思います。これは答弁は結構です。

再々質問になりますが、公園の件で数は把握していないということとネットで調べることができるということで、僕も調べてみた中で子育て情報サイトのやまねっとの中で公園の検索はできるというふうにたどり着いたんですけど、そこに行き着くまでに結構時間がかかったので、検索するのが結構大変だなというのが正直な感想なんですけど、実際調べると１５件ぐらい公園が出てくるようで、これはオオムラサキ自然公園ですとか、フレンドパークむかわなど比較的大きな公園に限った情報が見ることができたんですけど、要はこの検索のシステムだけだと小さな公園までというのは検索ができないし、掲載されているそれぞれの公園の特徴もやはりほとんど紹介はされていないので、正直もったいないなというふうに感じていますので、そうした面、提案になるんですが、北杜市として公園マップみたいなものを作ったらどうかというふうに考えています。実際にインターネットのサイトですとか、紙の媒体を使ってマップを作っている自治体がいくつかあります。東京都の狛江市は素敵なデザインで、市内の小さな公園も含めた公園マップを作成していますし、新潟市ではそれぞれの公園の紹介欄にＱＲコードを記載して情報を得やすいような工夫をされていました。また長野県の茅野市になりますが、少し前の取り組みのようですが、茅野市ぼくらの未来プロジェクトという、茅野市子ども会議の場で子ども自身がまちづくりを考える取り組みをしていて、その中のメンバーが自分たちでまちのＰＲをしていこうという取り組みの一環として、公園マップを作成していました。

このようにきめ細やかな情報、サービスの提供を積み重ねていくこと、そしてそこに住民も参画していくということが北杜市の魅力向上につながっていくというふうに考えるので、ぜひ来年度の事業に向けて検討していただけないかなと考えるんですが、こちらの見解をよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

無所属の会、栗谷真吾議員の代表質問の再々質問にお答えいたします。

たしかにホームページ、やまねっとのページまで入るのに少し時間がかかるというふうな声も聞いているところでございますが、調べていただいた件数が１５件ということですが、そのほかにも小さな公園とかは、たくさんあるかと思います。そこで、先ほど提案をいただいた公園のマップを作成したらどうかということでございますが、子ども・子育て支援事業計画の中でも市民との協働ということが謳われておりますので、今後、ママサークル等、そういった団体にも声をかける中、考えてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

ありがとうございました。では最後、道の駅はくしゅうの状況について４点、再質問をさせ

ていただきます。

１点目ですが、先日の２０日になるんですが、総会が開催されたというふうに伺っているんですが、総会の中ではどのような話がされ、どのような結果になったのかということを市として把握しているのでしょうか。また、その総会での結果を市としてどう受け止めるのか、伺います。

２点目になりますが、新たな指定管理者であるアルプスと農産物販売部門、生産者になるかと思うんですが、そこの両者とは今までどのような形で協議を行ってきたのでしょうか、こちらを伺います。

３点目になりますが、売り場においてすべての商品、商品というのは野菜ですとか加工品などが平等に販売されているのでしょうか。なんか、そのようにはなっていないという声も耳にしたのですが、市としてそういった認識があるのかどうかということを伺います。

４点目ですが、生産者の方に少しヒアリングをしたのですが、今回の事態や今までの経緯について、そういった原因などについて、市からは特に何もヒアリング等を受けていないということを言っていました。どういうことかと言うと、一部の方にしか、ある意味でヒアリング等をしていないのではないかというふうに感じました。実際に具体的に、どのような方にヒアリングをしたのでしょうか。こちらをお答えいただければと思います。

以上４点、お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

栗谷真吾議員の、道の駅はくしゅうの状況についての再質問にお答えをいたします。

２０日の総会ということでございますけれども、これは新しい生産組合ということですか、それとも利用組合の総会、どちらの総会のことを。利用組合ですかね。利用組合で２０日に総会を行ったということでございますけれども、その内容について特に市のほうで把握は、今のところしておりません。

次に、アルプスと生産者の協議ということでございますけれども、アルプスと前の指定管理者である道の駅はくしゅう管理運営組合の中の白州道の駅利用組合とは、８月１日に新しく指定管理者が運営を始めるにあたっては、協議をさせていただきました。これについては引き継ぎも兼ね協議をする中で、今までやっていた同じ体制でやっていきたいということで協議をしましたので、これについてはあまり問題もなく協議が整ったところであります。

ただし、それから状況が変わりまして、現在、一部、管理運営組合の構成団体が明け渡しを行わなかったということで、施設が新しい指定管理者に引き継げなかったというところは、先ほど答弁させていただいたとおりでございますけれども、それに伴いまして状況が変わりましたので、昨日、新しい指定管理者と現在、道の駅で生産物の直売を担っていただいております白州道の駅生産者組合の皆さまと引き継ぎと言いますか、要望等を聞いたところでございます。これにつきましては、新しい指定管理者のアルプスとしましては、当然、市の施設ですから、すべての人から平等に生産物を扱いたいという話の中で、ただ体制が変わってきましたので、今までの引き継ぎのような形にはいかないということで、また新しい体制で職員も張り付ける中で考えていかなければならないという状況ですので、それらについて意見交換を行ったとこ

ろでございます。

次に３番目の野菜を平等に、直売所が今、平等な扱いがされていないではないかという質問でございますけれども、これにつきましては、あくまでも今の生産者の代表の方に、市としては施設を貸し付けて、運営はあくまでもその方々が行っておりますので、その内容については市としては把握していない状況でございます。

最後になりますけども、一部のヒアリングということでございますけれども、これについては、生産者という内容でございましょうか。それともこの取り消しになるまでの経過の中で生産組合からのヒアリングということでしょうか。ちょっとすみません、その趣旨のところをもう一度お願いできればありがたいと思います。

○議長（中嶋新君）

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

僕は、ある一部の生産者の方に話を聞いたので、要は広い意味でいろいろな方、生産者も含めて、そういったヒアリングというのはされたのかどうか。ヒアリングをした、具体的にどういった方にされたのか、名前とかは当然あれですけども、もし分かれば教えてほしいということです。

○議長（中嶋新君）

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

生産者へのヒアリングというご質問だと思いますけれども、市のほうで個々の一人ひとりの生産者とヒアリングということは行っておりません。あくまでも新しい指定管理者が、そこの事業を引き継ぐにあたっては、最初の計画でありますと当時の道の駅の利用組合の代表者の方から意見を聞く中で、当然、中身的にも今までやっていたのと同じような形で運営していくということで引き継ぎを行ったところでございます。

状況が変わりまして、これから新しく始めるところに当たりましては、前の利用者組合という組織が、状況が変わっておりますので、現在、新しい生産者組合と打ち合わせをする中でスムーズに移行ができるように進めているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

ありがとうございます。では再々質問を１点だけさせていただきたいんですが、今回、こうした事態が起こってから、市長は実際に現地へ赴いて状況等の確認というのは一度でもされたのでしょうか。異常事態の中、いったん離れてしまった生産者の方もいるのですが、白州のために今後できることは協力していきたいということで、すごく力を込めておっしゃっていました。全国ニュースにも取り上げられるような事態となった中で、一日でも早い通常営業が求められているという状況において、こういうときこそ市長のリーダーシップを発揮すべきというふうに考えますが、具体的な道の駅再建に向けた市長の考えを伺えればと思います。

○議長（中嶋新君）

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

無所属の会、栗谷真吾議員の再々質問にお答えいたします。

今回の事案につきましては、市長も当然、現状を把握する中で、生産者の皆さんの思いに応える中で、直売所の貸付措置等の結論に至っております。また、その後につきましても市長、私も含め担当、様々な関連する職員が現状を把握する中で対応しているところでございまして、一日も早い再開ということに向けて、ここまでやってきたところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で栗谷真吾君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

池田恭務君の関連質問を許します。

○２番議員（池田恭務君）

道の駅はくしゅうのことで、少しだけ関連質問させていただきたいと思います。

先ほど、部長のほうから今の移行の様子と言いますか、ご説明いただいたわけですが、全員協議会の場で、少し私も質問と言いますか、意見させていただいたところであったんですが、指定管理であって、指定管理者がいる中ではありますが、公共の施設ということであって、市が主体的に当事者意識を持って関与していただきたい、するべきではないかというようなことを言わせていただいたというふうに記憶もしています。

今回の移行に当たって、市のスタンスとして、先ほどの答弁から、そこまでやっていただいているのかもしれないんですけども、主体性を持って当事者意識を持ってやっていますというところまでいただけなかったので、そうであるということを確信したいと言いますか、というところもありまして、ぜひそのあたりをもう一度お願いしたいということがまず１点と、あともう１つ、先ほど特例措置ということで、市長のご判断で８月、９月、施設を開放したと言いますか、使っていただくようになったというところでありました。特例とはいえ、８月、９月、２カ月使っていただいたという中で、利用状況がどうだったのか。同じようなことがまた起きるということを想定するのは何なんですけども、そういったこともちょっと想定しながら今後に向けて振り返りと言いますか、レッスンズラーンドと言いますか、そういったことを市としてもしておいたほうがいいんではないかというふうに思うわけなんですけども、そのへんについてご意見いただければと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

無所属の会、池田恭務議員の関連質問にお答えをさせていただきます。

道の駅はくしゅうの状況について、まず指定管理が新しい指定管理に移行できない事態が発生し、その後、新しい指定管理に移行するにあたって市の関与ということでございますけれども、これについては当然、市も全面的にご協力する中で一生懸命やってきたつもりでございま

す。そんな中で、現在、施設を特例的に管理、運営していただいておりますけれども、それにつきましても、市が直接、その内容に口出しはしませんけれども、そういうふうになるように、いろいろな方と協議を進める中で、できるだけ一日も早く正常と言いますか、農産物の直売が開始できるようなお手伝いは、精一杯させていただいたつもりでおります。

また、２点目ですけども、特例で扱っている施設の状況でございますけれども、本当に生産者の皆さまには非常に、みんなの方が協力していただけているわけではないんですけども、その中で本当に思いがある方が本当に毎日のように出て、自分の作付けも顧みず、現在、皆さんの生産物を販売することを一生懸命、有志でやっていただいております。そこについては、非常に道の駅愛を持った方々が、この道の駅はくしゅうをさらに発展させていかなければいけないという気持ちでやっていただいているということを認識しております。

そんな中で、売り上げ等については、残念ながら今までの指定管理のときと同じというわけにはいきませんけれども、おおむね生産物は販売できた、利用者の皆さんは非常に多くの方が来ていただいたということは、報告を受けております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で質問を打ち切ります。

これで、無所属の会の会派代表質問を終結いたします。

少し早いですけども、ここで昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後１時２０分といたします。

休憩　午前１１時４８分

再開　午後　１時２０分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、３番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

北杜クラブの代表質問をさせていただきます。

先月、九州北部を襲った豪雨災害、今月８日・９日に関東を直撃した台風１５号の被害は広範囲にわたり、暮らしの基礎である住居被害が多数発生し、今もなお不自由な生活を余儀なくされる方が大勢いる状況です。

被害にあわれた多くの皆さまにお見舞い申し上げ、一日も早く平穏な生活が戻ることをお祈りいたします。

台風災害の特に被害の大きい千葉県においては、暴風による屋根の破損、倒木による停電被害が災害の特徴です。豪雨災害が増加する中で、暴風被害に関しては、ある意味、対策の盲点だったのではないでしょうか。

昨年、わが北杜市を襲った台風２４号の被害状況を見ても、道路封鎖、停電被害は倒木によるものでした。このような被害を未然に防ぐためにも幹線道路脇の樹木整備、林道の電線状況の確認など、暴風対策について検討することが重要と考えます。

近年、台風、ゲリラ豪雨、線状降水帯など気象によりもたらされる災害が増加しています。懸念されている大規模地震災害も踏まえ、災害に強いまちづくりが今、行政が行う最重要事案と考えます。

国でも国土強靭化計画を柱に災害に強い日本をつくり上げ、国民に平和と安定を提供するため、あらゆる施策を展開しています。

北杜市においても市民の命と財産を守るために、災害対策を最優先事項と位置付け、災害に強い北杜市をつくり上げねばなりません。

このことを念頭に置き、国土強靭化計画の策定、強靭化に向けた防災・減災の取り組み、命の道、中部横断自動車道、広域的な連携事業、ゼロ・ウェイスト政策、高齢者の事故抑制に向けた対策の５項目についてお伺いします。

はじめに、国土強靭化計画の策定について。

国が進めている国土強靭化計画は、近年起こった想定外とも言える大規模災害に備え、強靭な社会を構築する計画であり、大規模災害時に人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時からつくり上げることとしています。

国土強靭化基本法には、「第４条・地方公共団体は施策を総合的かつ計画的に策定し実行する責務を有する。」「第６条・国、地方公共団体、事業者その他関係者は、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。」とあります。

現在、この国土強靭化政策は国の重要推進政策とされ、山梨県は計画策定を公表し、住民へ災害に対する意識の改革を行っています。

市町村においては山梨市、大月市、富士川町、富士河口湖町、道志村は計画策定を完了しています。広い面積を有する北杜市は懸念される災害も地域ごとでそれぞれ違い、計画策定には多くの時間と労力が必要と考えます。

予見される災害に対し、強靭な部分と脆弱な部分を明確化し、被害の度合いや生活優先度を考慮し、市民の意見を取り入れながら策定しなければなりません。国・県からも早期策定を促されており、防災・減災に向けたまちづくりを推進するためにも、一日も早い計画完成が必要と考えます。

前定例会、公明党代表質問において強靭化の重要性、計画策定を開始することは確認できましたが、その後の取り組みについて質問します。

①計画策定を最優先政策と位置付け、所管する課など体制構成をするべきと考えるが、どのようになっているのでしょうか。

②計画策定完了までのスケジュールは。

③市民アンケートなどの方法・集約・公開などは、どのように考えているのか。

④有識者への意見聴取、委員会の設置、現状調査は。

⑤国土強靭化と地方創生は、地域の豊かさを維持・向上させるという同じ目的があると考えます。相乗効果を得るために、国土強靭化と総合計画・総合戦略は協調・調和が必要と思いますが、市の見解は。

次に、強靭化に向けた防災・減災の取り組みについて。

北杜クラブでは昨年の台風２４号における河川等の災害発生以来、毎回、代表質問にて災害対応政策について質問してきました。

今後、起こり得る災害に向けて被害を最小限に抑える政策、復旧が遅れるほど生活環境、経済活動は疲弊してしまうので、早期復旧に対応した政策など防災・減災対策こそ市民の命を守るまちづくりの基礎だと考えるからです。

災害に強いと言われていた北杜市の中にも、弱い部分があることが分かった今、市民の安心安全を提供する責任がある行政は、改めて基礎政策を検証すべきと考えます。これまでも防災・減災に向けた取り組みは、第２次北杜市総合計画の中で「安心安全で明るい杜づくり」として推進してきましたが、先に質問した国土強靭化計画との協調も踏まえながら、さらなる対策が必要と考えます。

「災害は忘れたころにやってくる」、昭和３４年に起きた武川大水害から６０年が経ち、災害の恐怖が薄れ「忘れたころ」が今なのではないでしょうか。改めて現在行っている、強靭化に向けた防災・減災対策について質問します。

①危険個所の周知、避難経路の確認などハザードマップは災害対策を計画する上でも重要です。ハザードマップの作成・活用状況は。

②正しい避難行動を促すための大規模避難訓練の実施や災害に備えた防災教育は。

③大雨・ゲリラ豪雨の際、雨水が一気に河川に流入しないためにも市内各所に点在する貯水池・ため池の整備は重要です。現在行っている施策は。

④昨年の台風災害時問題となった河川の流木撤去など、河川整備の状況は。

⑤利用状況に応じた避難路の点検・整備状況・危険個所への対策は。

⑥人口密度に応じた生活重要道路の安全点検・危険個所への対策は。

⑦公共施設が再編される中、避難施設の収容人数オーバー、多様化する避難者に対する対策は。

⑧公共交通がマヒした際、駅には帰宅困難者が現れ避難場所が分からず、二次災害の危険も発生します。このような帰宅困難者への対策は。

次に、命の道、中部横断自動車道について。

われわれ北杜クラブ全員が参加している北杜市議会議員中部横断自動車道推進の会では、他団体と協力体制を組み、数多くの陳情・要望活動を行ってきました。最近では環境アセスメント実施開始の決定を受け、８月８日に県知事、北杜、韮崎、甲斐の各市長、北杜市選出の県会議員、そして県関係へ自民党、国会議員の皆さまとともに前任の石井国土交通大臣のもとへ赴き、中部横断自動車道長坂～八千穂間の早期事業化を要望してまいりました。

早期整備を目指す理由は、日本列島の中心部において新東名高速道路、中央自動車道、上信越自動車道を連結して太平洋と日本海を結び、新たな高速自動車道路網を形成することにより、沿線地域の緊密な交流・連携を促進し、地域の産業、経済、観光、文化などの振興・発展に大きな活力を与えるとともに、東海地震、東南海地震や富士山噴火などの発災時において、広域的防災体制を強化し、緊急輸送路としての役割を担うなど、防災や国民の安全・安心に不可欠な命の道と考えるからです。

様々なお考えをお持ちの方はいるでしょうが、数年前の大雪の際、この北杜市が陸の孤島となったことを忘れてはなりません。近隣へのアクセスが良いと思われがちですが、中央自動車

道がストップするだけで、ほかに出口のない北杜市は身動きが取れなくなってしまいます。交通アクセスの多様性のない北杜市は、実は脆弱な地域とも考えられます。市民の生命と財産を守るのは行政と議会であることを忘れてはなりません。

８月２３日、２５日に中部横断自動車道（長坂～八千穂間）「（仮称）都市計画道路双葉・韮崎・清里幹線」の「環境影響評価方法書」の説明会が開かれました。どのような方法・工法をとれば、自然と調和でき市民生活に有益な道路となるかを調査する環境評価です。この調査が適切に行われることで、様々な課題が明確になり解決策を導きだすことができるのです。

以上を踏まえ、質問します。

①中部横断自動車道整備について国、県の動向は。

②環境影響評価方法書の公表・説明会における市民の反応は。

③今後のスケジュールは。

④市民からの意見の集約や公開方法は。

次に、広域的な連携事業について。

北杜市は、様々な分野で近隣市町村と広域的な連携を組んでいます。少子高齢化・人口減少という厳しい環境の中、行政サービスの維持と新しい行政ニーズへの対応が求められている中で、市単独では資金面・人材面など多くの負担がかかり、効率的な運営が心配される分野での広域的な連携は有効な手段の一つであると考えます。

広域連携の制度としては一部事務組合、広域連合、協議会、機関等の共同処理および事務の委託などがあり、時代に合わせ様々な体制で進められてきました。

現在は人口定住のために医療、福祉など生活機能の強化・インフラ整備、移住促進などネットワークの構築・人材育成、人材の確保などのマネジメント能力の強化を充実させるため、定住自立圏構想が推進されています。広域的に事業展開できるので、効率・効果は期待できる反面、迅速な意思決定が困難なこと、中心的な役割を果たす自治体の負担が大きいこと、事務処理の状況などの情報を把握することが困難なことなどが、懸念されているところです。各地域の実情に応じ、効率性・経済性を重視しながら、時代の変化に柔軟に対応することが重要と考えます。

広域連携しているごみ処理事業、消防連携事業の状況について質問します。

①新しいごみ処理施設設置について検討されていますが、現在の状況は。

②新しいごみ処理施設設置の必要性とは。

③各自治体で、検討段階において対応が違うのはなぜでしょうか。

④北杜市内の消防施設の再構成が検討されています。少子化を見据えた人口分布、人口密度などを考慮した体制構築が必要と考えますが、現在の状況は。

⑤消防署職員の労働環境、安全管理、適切な人員配置など、運用面での課題は。

⑥道路交通網を見据えた設置場所の条件は。

次に、ゼロ・ウェイスト政策について。

このゼロ・ウェイストとは、無駄・ごみ・消費をなくすという意味で、出てきた廃棄物をどう処理するかではなく、そもそもごみを生み出さないようにするという考え方です。

持続可能な循環型社会形成に向けて各自治体とも、ごみゼロ推進の取り組みが進められ、資源の再利用により焼却や最終処分にまわるごみの量は減少していますが、総排出量は減少していません。さらに、ごみゼロ推進するのであれば、発生抑制に向けた市民の意識改革をし、分

別･資源化に伴うコスト面での課題の解決など､幅広い視点からの取り組みが必要と考えます。

有効利用できる資源に対しても自分の価値観で廃棄物とみなすなど、大量消費・大量廃棄志向に似た古い考えから脱却しなければなりません｡石油などの化石燃料もいつか底をつきます。ただでさえ資源の少ない日本においては、あらゆる資源を再利用することを考え、もったいない精神を身に付けることが大切です。

ごみゼロ推進に向けた提案には、発生抑制がリサイクルより優先される仕組みづくり、企業会計的な視点を導入し、費用の算定方法を基準化、税金に依存した処理を改め、公平な費用負担、生産者責任を拡大、環境教育を進め、実質的な市民参画の推進、環境情報の共有化などが挙げられています。

北杜市も様々な政策を展開していますが、さらにごみゼロ推進に向けた政策を展開することが必要と考えますので、以下質問します。

①徳島県上勝町などが取り組んでいるゼロ・ウェイスト政策について市の見解は。

②家庭から出される廃棄物の状況は。

③一人当たりの排出量の他市との比較は。

④資源物のリサイクルの状況は。

⑤企業、市民に対しての環境教育の推進は。

⑥環境情報、各処分量などの情報公開は。

⑦処理費用は税金で賄っているが、排出量を減らすことで節税効果は期待できるか。

③ごみゼロ推進に向けた新たな取り組みは。

最後に、高齢運転者の事故抑制に向けた対策について。

前定例会において、高齢者を対象とした衝突被害軽減装置への補助制度創設を明言され、今定例会に提出された一般会計補正予算内に、ペダル踏み間違い加速抑制装置整備費補助金として予算化されたことは、市長自らが、高齢運転者の事故防止と歩行者をはじめとした全市民の交通事故被害の撲滅を目指している、日々の願いの表明だと思います。

後付けの安全装置については、国、各自動車メーカーも重要性を認め、トヨタ自動車・ダイハツ工業では、すでに商品化され、他のメーカーも早期開発・商品化に向けて動き出しています。自動車メーカー以外でも数多くの装置が開発・商品化される中、県内市町村に先駆けて補助金制度を打ち出すことは、将来を見据えた先進的な政策であると考えます。

行政、企業、民間組織など多くの方々がそれぞれの立場から検証し、様々な安全対策も施されていますが、交通被害者ゼロの道は難しい課題です。しかし、現状を直視せず理想論ばかり議論していても何も改善されません。高度化する交通環境の中でも、諦めず一歩一歩対策を打ち出していくことが重要と考えます。

市民の安心・安全を第一に考え、打ち出した新たな補助金制度について質問します。

①ペダル踏み間違い加速抑制装置整備費補助金に込めた、市長の思いは。

②補助金の対象となる装置はどのようなものか。

③補助金の申請方法と申請時の注意点は。

④補助金対象者の条件は。

⑤補助金対象車両の条件は。

⑥一人当たりの補助金額は。

⑦補助金の実施期間は。

⑧予防安全装置搭載車への補助金制度について、国・県への要望は。

以上を北杜クラブの代表質問とします。ご答弁、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

「国土強靱化計画」の策定について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、計画策定の体制についてであります。

「国土強靱化地域計画」の策定に当たっては、本年７月に、県へ策定手順や計画に盛り込むべき事業等の相談を行い、助言をいただいたところであります。

その後、先月には「内閣官房国土強靱化推進室」が開催した会議に担当者が出席し、計画策定に向けた準備を進めております。

「国土強靱化地域計画」の策定は、部局間を調整しながら全庁的に進める必要があることから、担当部局を「政策秘書課」に置くとともに、庁内体制を整えるため、「庁内プロジェクトチーム」を設置し、策定作業を効率的に進めることとしております。

次に、総合計画、総合戦略との協調・調和についてであります。

「国土強靱化地域計画」は、本市の特徴なども踏まえ、「起きてはならない、最悪の事態」を想定した上で、その項目ごとに脆弱性の分析と評価を行い、それをカバーするべく、行政機能を始め、医療、産業、交通など施策分野において、被害を最小限にするため、事前に備えるべき対策を掲げるものであります。

このため、市の「総合計画」や「総合戦略」に係る各施策、事業については、様々な点で「強靱化計画」の施策、事業と関連を持つものでありますので、策定作業の中で、必要に応じて相互の調整をするものであると考えております。

「強靱化計画」は、本市で想定される自然災害全般を想定して、その被害を軽減し、迅速に復興できる体制を整えるものであると考えております。

起こり得る災害に備え、全庁に取り組みを進めるとともに、市民の皆さまにも分かりやすくお示しする中で、「総合計画」や「総合戦略」との整合性にも配慮しながら、本市の弱点や課題を整理し、環境や地形など本市特有の様々な特徴に対応した、「ふるさと北杜」が、いつまでも元気であり続けられるための設計図となるよう策定を進めてまいります。

次に、強靱化に向けた防災・減災の取り組みにおける、「貯水池」、「ため池」の整備についてであります。

県では、万が一決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等に、人的被害を与える恐れのある「防災重点ため池」として、市内５６カ所の「ため池」のうち、４６カ所を指定したところであります。

市では、すでに実施している、「ため池耐震診断」の結果に基づき、県営土地改良事業の土地改良施設耐震対策事業を活用して、安全率の低い「ため池」の改修を計画的に行っております。

昨年度までに改修が完了した「ため池」は２６カ所あり、今年度事業着手している「ため池」は６カ所、今後整備が必要な「ため池」は１５カ所であります。

このような状況の中、昨今の異常気象を考慮すると、市民の皆さまの安全・安心を確保する

ためには、さらに早急な対応が必要であることから、国の「防災・減災・国土強靱化のための３か年緊急対策」を活用し、改修計画を全面的に見直し、整備が必要な「ため池」のすべてを、令和３年度までに着手してまいります。

次に、「ゼロ・ウェイスト政策」におけるごみゼロ推進に向けた新たな取り組みについてであります。

現在、市では、ごみ減量化、循環型社会形成の目標達成のため、「断る、減らす、再使用する、再生使用する」４Ｒ体系を中心とした施策を展開しております。

国においては、食品ロス削減、廃プラスチック削減のためのレジ袋有料化など、循環型社会の形成に向けて新たな取り組みを進めております。

本市においては、「市制施行１５周年記念式典」の中で、「食品ロス削減宣言」を行うとともに、ごみ減量化に取り組む店舗等を認定する制度を、現在、検討しているところであります。

こうした取り組みをとおして、市民や事業者の皆さまとともに、「第２次北杜市総合戦略プレ計画」に掲げる環境保全を推進してまいりたいと考えております。

次に、高齢運転者の事故抑制に向けた対策における、「ペダル踏み間違い加速抑制装置整備費補助金」に込めた思いについてであります。

近年、高齢ドライバーによる悲惨な交通事故が多発しており、特に、本年４月１９日に東京都池袋で発生した暴走死亡事故は、社会全体に大きな衝撃を与えたところであります。

国では、国内大手自動車メーカーに対して、ブレーキとアクセルの踏み間違えによる急加速を防ぐ「後付け」の安全装置の早期開発を強く要請したところであり、今回の本市独自の補助金創設は、こうした動きに速やかに連動すべきとの考えに基づくものであります。

本市においては、６５歳以上の運転免許証保有者は、約１万２千人であり、昨年発生した交通事故１０５件のうち、３６件が６５歳以上の高齢運転者が関係するものでありました。

高齢者を対象とした免許返納については、毎年、平均７３人のペースで進んでおりますが、本市は、通院や買い物、送迎など日常生活を維持するためには、自動車に頼らざるを得ない地域であり、高齢運転者は、いまだ増加傾向にあります。

このため、安全装置の整備による交通事故防止対策は、本市のこうした現状に非常に適したものであると考えております。

相次ぐ悲惨な交通事故に関する報道があるたびに、交通事故のない安全・安心な社会は、すべての世代が共生し、誰もが活躍できる地域社会を実現するための第一歩であると強く感じ、県内でいち早く取り組むこととしたところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

「国土強靱化計画」の策定について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、計画策定のスケジュールについてであります。

市町村における「国土強靱化地域計画」に係る全国の策定状況は、現在、１割程度である中、国では、地域の国土強靱化の取り組みを一層促進するため、国土強靱化予算に関して「重点化」、

「要件化」、「見える化」、「地方負担軽減」をする方針を新たに示したところであります。

国においては、「国土強靱化地域計画」に基づき実施される取り組み、または明記された事業に対し、来年度から一定程度配慮し、令和３年度以降は重点配分、優先採択することとしております。

また、未策定、未着手の市町村については、その状況を本年１１月には公表することとしたところでもあります。

こうしたことから、本市においては、来年度早期の策定を目指してまいりたいと考えております。

次に、市民からの意見聴取についてであります。

「国土強靱化地域計画」は、市民生活や企業活動などに直接関わるものであり、策定に当たっては、市民や企業の皆さまのご意見を十分に反映した計画でなければならないと考えているところであります。

市民や企業からの意見集約の方法等については、国・県に助言をいただき、策定までの期間が限られる中、先進地の事例も参考にしながら、本市に適した内容となるよう、検討してまいります。

次に、有識者委員会についてであります。

「国土強靱化地域計画」策定には、専門的な見地も必要であるため、有識者委員会を設置して、意見を求めてまいりたいと考えております。

委員構成、開催日程などについては、県の助言をいただく中で、早急に検討してまいります。その上で、必要な予算については、１２月補正で対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

強靱化に向けた防災・減災の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「ハザードマップ」の作成・活用状況についてであります。

土砂災害警戒区域を示した「北杜市土砂災害ハザードマップ」は、土砂災害への備えに関する情報を事前に周知することを目的として、平成２６年に作成し、各家庭へ配布するとともに、各総合支所などに常備のほか、市ホームページでも周知を行っております。

ハザードマップは、地域の防災訓練や、地域の要請に応じて行う「出前塾」などでの活用のほか、市が行う土砂災害などにより孤立した地区への対応訓練や水防訓練などにも活用しているところであります。

しかし、昨年度山梨県において、土砂災害警戒区域や河川の浸水想定区域の見直しがあったことなどから、本年度ハザードマップの改訂とＷｅｂ化を行って、来年度早々から活用できるように対応してまいります。

次に、大規模避難訓練の実施や災害に備えた防災教育についてであります。

市では、毎年重点地区を定めて、その地域住民の避難、避難所開設などの総合防災訓練を実施しておりますが、本年度は、今月１日に各地域で訓練を実施したほか、来月２７日に山梨県

と合同地震防災訓練を実施し、県と連携した救出・救助訓練などのほか、中学生や高校生による通訳訓練も行ってまいります。

また、避難所を利用する方が避難所の開設・運営ができるようにするため、本年度から、避難所ごとの「特定地域総合防災訓練」を継続的に実施し、避難所ごとの開設運営マニュアルの確立を目指しているところであります。

今後も、「出前塾」や「地域減災リーダー育成講習」、「特定地域総合防災訓練」などの防災教育を継続的に実施していくことで、市民の防災・減災に対する意識の高揚に努めてまいります。

次に、避難施設の収容人数、多様化する避難者に対する対策についてであります。

「北杜市地域防災計画」で避難所を３８カ所指定し、１人当たり６平方メートルの面積を確保する計算で、約７，７００人の収容が可能となっております。

しかし、大規模災害が発生した場合で、市内の指定避難所だけでは収容しきれない場合は、各町の中央公民館の活用のほか、「災害時における応援に関する協定」により、県内全市や長野県の近隣市町村とも連携しておりますので、避難所の受入れ要請により対応してまいります。

また、乳児や要配慮者など多様化する避難者へ対応するため、公共施設や民間施設を利用した福祉避難所を３３カ所指定してありますので、指定機関とも連携して避難者のニーズに対応する予定であります。

次に、帰宅困難者の対応についてであります。

自力で帰宅することが困難な通勤通学者や、観光客などの滞留者が発生した時には、「北杜市地域防災計画」の「帰宅困難者等の保護」に基づき、警察、ＪＲやバス事業などの公共交通機関と連携を取り、必要な情報を提供することで帰宅困難者の不安解消と安全確保に努め、滞留期間が長期にわたる場合や危険が予想される時には、関係機関と連携して滞在場所を確保し、保護することとなっております。

また、八ヶ岳周辺の宿泊施設と「災害時における施設等の提供等に関する協定」を締結しておりますので、大規模災害発生時には、一時的に民間施設を開放していただき、帰宅困難者の支援を行ってまいります。

次に、広域的な連携事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、消防施設の再編成の検討状況についてであります。

「峡北広域消防本部」は昭和４５年４月に設置され、現在、２署５分署の配置で、韮崎市、北杜市、甲斐市の旧双葉町を管轄エリアとして常備消防業務を行っております。

このうち、双葉分署は平成２５年２月に新設され、平成２９年５月には、「韮崎消防署」を併設した「消防本部庁舎」が新築されましたが、北杜市内の署所は、建築後４１年から４８年が経過しており、老朽化が著しく、防災拠点としての施設整備が喫緊の課題となっております。

「峡北消防本部」では、既存の署所が整備された当時と、取り巻く環境が変わってきていることなどから、平成２８年に「一般財団法人消防防災科学センター」に、適正配置に向けた調査委託を行い、その結果、北杜市内の５署所を２から４署所に再編する案が提出されたところであります。

これを受け、本年６月に消防団や行政区の代表などの関係者による「峡北広域行政事務組合消防本部消防力適正配置検討委員会」が設置され、これまでに３回の検討会が開催されました。

検討委員会では、３署所案と４署所案が検討されており、これまでの検討内容を理事会への中間報告を経て、今後も検討委員会で議論を重ねていくこととなっております。

次に、消防署職員の労働環境などの課題についてであります。

検討委員会で消防本部から出された課題は、署所機能の分散により「消防力の整備指針」で示す乗車人員を下回っているため、火災と救急が重なった場合に出動人員の確保が困難であること、消防職員の充足率が５３．２％で、県内平均の６２．９％を大きく下回っていることから、職員定数の見直しが必要であること、また、救命率の向上のため救急救命士の養成が必要であることなどでありました。

次に、道路交通網を見据えた設置場所の条件についてであります。

消防力適正配置検討委員会においては、再編の内容についての検討をしており、調査委託の結果においても、署所の配置は、おおむねの位置しか示されておりません。

今後、配置署所数により設置場所も検討していかなければなりませんが、道路網の整備状況や計画、既存の設置場所の用地の活用など財政的負担も考慮した中での検討が必要と考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

高齢運転者の事故抑制に向けた対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、補助金の対象となる装置についてであります。

補助金の対象となる「ペダル踏み間違い加速抑制装置」は、オートマチック車限定となりますが、停車時または徐行時に、アクセルペダルが急激に踏み込まれた際、急加速を抑制するための装置であり、車両に後付けするものが対象となります。

次に、補助金の申請方法と注意点、実施時期についてであります。

補助金の申請については、必要な書類を添付した補助金交付申請書を提出していただきます。添付書類には、見積書・領収書の写し、保証書の写し、「ペダル踏み間違い加速抑制装置」整備前、整備後の写真などが必要となります。

補助金交付は、本年１０月１日からスタートしますが、本年４月１日以降に装置を購入された方も補助金の交付対象者となりますので、分かりやすく周知してまいります。

次に、補助金の対象者、対象車両、補助金額についてであります。

補助金交付対象者は、市内に居住し、住民基本台帳に記載されている満６５歳以上の方で、補助対象車両の自動車検査証に記載された使用者、自動車運転免許証を保有している者、市税を滞納していないことなどに該当する個人が対象となります。

対象車両は、「道路運送車両法」第３条に規定する普通自動車、小型自動車または軽自動車であって、自家用または乗用の用途に供するもので、「ペダル踏み間違い加速抑制装置」を後付けで整備することができる車両とし、過去に同様の補助金が交付されていないことや、営利を目的として使用されていないことなどが要件となります。

なお、補助金交付額は、補助対象経費の２分の１以内で、２万６千円を限度としております。

次に、国・県への要望についてであります。

国では、運転免許保有者の超高齢化を前提に、交通事故を防ぐための取り組みを強力に推進

することとし、「安全運転サポート車」の普及についても、さらに加速させ、新型車における「自動ブレーキ装着率」を２０２０年までに９割に高めるという目標を掲げております。

このように、「安全運転サポート車」の普及は、国が主導的に推進している状況から、国において補助金制度を創設すべきものと考え、「先進安全装置装着車の購入および後付け安全装置の取り付けへの補助」について、市長会を通じて国・県に対し要望・提言を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

広域的な事業連携について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新しいごみ処理施設設置の状況についてであります。

平成２８年３月に、国は「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」により、市町村の役割として、廃棄物の適正な循環的利用や適正処理を進める上で、県が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他の市町村との連携による広域的な取り組みや、ごみ処理施設についても広域的かつ計画的な整備を推進する方針を示しました。

また、山梨県においても、広域処理を行う施設等の基本的な整備方針を示した「山梨県ごみ処理広域化計画」が策定されております。

このような経緯の中で、現在、「峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会」および「調査研究委員会」において、新処理施設設置に向けた協議を慎重に行っている状況にあります。

今月１３日に開催された推進協議会では、建設地の決定をする前に、候補地とされている住民の皆さまに理解をいただくため、地区や周辺住民向けに、今後、既存のごみ処理施設の見学会を行うなど慎重に進めることとしております。

次に、新しいごみ処理施設設置の必要性についてであります。

本推進協議会の構成地域において、稼働中のごみ処理施設は、老朽化が進んでいること、また、耐用年数の問題から将来にわたり、安定的かつ効率的なごみ処理体制を確保することが課題となっております。

そのため、「山梨県ごみ処理広域化計画」に示されている施設集約化の進め方により、構成地域の市町が十分連携する中、循環型社会の形成に向けたリサイクルの推進による最終処分量の削減、また、施設建設および運営コストの低減も図ることのできる、広域的に集約された、ごみ処理施設が必要であります。

次に、各自治体の対応の違いについてであります。

ごみ処理広域化を推進していく中で、平成２９年１０月に、県の示す「山梨県ごみ処理広域化計画Ａブロック構想」に基づき、「峡北広域行政事務組合」において、単独での施設の整備は不可能であること、現施設の老朽化が進む中、施設整備に多額の費用が必要になることなどから、広域化への参加が決定され、１１市町の市町長および山梨県知事が「峡北・中巨摩・峡南

地域ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」に調印し、昨年２月には、「峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会」を発足させ、一部事務組合による施設の建設、運営管理をしていくとの結論に至っております。

現在、構成市町において、全体で同一の認識の中、候補地や組織づくりなどについて、慎重に審議を進めているところであり、意見等の違いは生じておりません。

次に、「ゼロ・ウェイスト政策」について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「ゼロ・ウェイスト政策」についてであります。

「ゼロ・ウェイスト政策」については、資源を無駄にしない３Ｒ運動を発展させた、消費者、生産者、行政の協働による先進的な政策であると考えております。

徳島県上勝町においては、「ごみゼロ行動宣言」の下、ごみを１３品目、４５分別することにより、平成２８年度において、資源化率が８１％に達しており、分別したごみを町民が自ら運ぶ「資源持ち込み方式」を採用しております。

本市としては、ごみを出さない身近な対策として生ごみ処理機・コンポストへの購入補助を行っております。

また、ごみ減量化を目的とした資源化率の向上のため、資源化品目の追加や新たな資源化ルートの確立などが必要でありますが、市内に４０８カ所ある資源物収集所での対応など、検討しなければならない課題も多くあります。

次に、家庭から出される廃棄物の状況についてであります。

市では、家庭から出される廃棄物を、可燃ごみ、不燃ごみ、大型粗大ごみなど７つに区分して収集を行っております。

昨年度の家庭ごみの総排出量は、７，３９０トンで、その内訳は、可燃ごみが６，７０７トン、不燃ごみが６４３トン、蛍光管や乾電池などの特定ごみが２２トン、大型粗大ごみが１９トンという状況であります。

過去３年間の排出量を比較すると、平成２８年度７，０３０トン、平成２９年度７，２１０トンで、毎年１８０トン増加している状況であります。

次に、一人当たりの排出量の他市との比較についてであります。

現在、県内の他市町村と比較可能な環境省一般廃棄物処理実態調査における平成２９年度の「１人１日当たりの排出量」の実績データによると、家庭ごみと事業系ごみを含めた総排出量の山梨県平均排出量は９６８グラムで、北杜市の排出量は８２２グラムであります。これは県内で５番目に低い数値となっております。

家庭ごみのみの総排出量は、山梨県平均排出量は６８９グラムで、北杜市の排出量は５４２グラムであります。これは県内で最も低い数値となっております。

次に、資源物のリサイクルの状況についてであります。

資源物は、缶類、ビン類、紙類、布類、プラスチック類に区分した中で１４品目の収集を行っております。

資源物の分別に関しては、地域を中心にこれまで進めてきており、市民の皆さまの意識が向上している中、昨年度の総排出量は１，７２３トンで、その内訳として、缶類５０トン、紙類１，３６１トン、布類２トン、ビン類１７５トン、プラスチック類１３５トンという状況にあります。

過去３年間の総排出量を比較すると、平成２８年度１，７５３トン、平成２９年度１，６８５ト

ン、平成３０年度１，７２３トンでありました。

また、資源物が廃棄物に占める割合としての資源化率は、平成２８年度２０．０％、平成２９年度１９．０％、平成３０年度１８．９％と減少傾向にあります。

次に、「ゼロ・ウェイスト政策」における、環境教育の推進についてであります。

環境教育については、「北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会」などの市民団体と協働の下、次世代を担う子どもたちが、環境問題について楽しく学び、考える力を養うことを目的とした体験型学習会として、「幼児環境教育プログラム事業」、「親子環境学習会」、「小中学校環境学習プログラム体験学習」、環境教育の効果的な普及啓発を図るため、家庭や学校、職場などにおける環境教育の担い手、指導者の養成を目指した「環境教育養成講座」を実施しております。昨年度は合計で３９回の事業を実施し、延べ１，８２４人の参加者がありました。

また、「子ども環境フェスタ」では、子どもたちの標語を募集し、優秀作品は、本年度から「ごみ・資源物排出カレンダー」で紹介するなど、市民の皆さま一人ひとりが、環境問題への理解を深めていただくための取り組みも進めております。

引き続き、環境教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、環境情報、各処分量などの情報共有についてであります。

廃棄物の適正処理、ごみの分別による減量化を目指し、市民の皆さまに対して、市の広報紙やホームページにおいて普及、啓発を図っております。また、それぞれの環境教育の場において、環境情報の提供を行い、出前講座の中でも呼びかけている状況であります。

次に、節税効果についてであります。

家庭ごみの処理に係る費用としては、収集運搬費と焼却などの処分費が主なものであります。この部分における昨年度の支出済額は、家庭ごみの収集運搬費が１億２，２１７万５千円、処分費として「峡北広域行政事務組合」への負担金が３億８，３９９万６千円であります。

収集運搬費については、キログラム当たり１５．９円の単価で収集運搬業者と委託契約を締結しております。

処分費としての負担金は、構成市において、均等割１０％、人口割４０％、処理量割５０％により、負担割合が算出されているところであり、処理量割については、ごみの年間搬入実績により算定されます。

また、ごみの排出量の減量については、「飛び出せ　市長と未来を語る集い」において、環境関係者から、生ごみの水分を減らすことが効果的であるとのご意見をいただいたことから、それら取り組みも検討し、ごみ処理費用の削減を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

強靭化に向けた防災・減災の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、河川整備の状況についてであります。

一級河川内における支障木の除去業務については、防災・減災・鳥獣害対策として、毎年、

県に要望を行っているところであります。

県では、昨年の台風２４号による災害発生以降、当初５カ年計画で取り組んでいた立木や土砂の撤去事業を前倒して実施するなど、災害リスク軽減の早期着手に努めております。

昨年度、国の第２次補正予算において、「防災・減災・国土強靭化のための３か年緊急対策」として、河川内の樹木の伐採・除根および河床整正を一連で実施する事業が追加され、「釜無川」、「塩川」、「須玉川」の３河川を重点的に、１１業務に分けて発注しております。

このうち、市内において実施する７業務については、現在、現地調査の結果を踏まえ、増水時に河川断面を阻害する恐れのある箇所を優先的に選定し、「塩川桐の木橋」付近を皮切りに、各所において工事を進めているところであります。

しかし、現在進められている事業だけでは、３河川のすべてのエリアをカバーすることはできず、また、その他の河川においても、同様の状況でありますので、本事業の継続と範囲拡大について、引き続き、国、県に要望してまいります。

次に、避難路および生活重要道路の安全点検・整備状況や危険箇所への対応についてであります。

市では、日常の道路パトロールにより、道路施設の安全点検を実施しておりますが、台風等の自然災害において、交通に支障が出る恐れがある大きい切土法面、擁壁および盛土法面に対し、目視点検を行いました。

この点検により、追加の調査が必要と判断された１級市道３５路線・２級市道１４路線・その他市道２路線、合計５１路線、１２５カ所について、近接目視による状況確認を行ったところ、４５カ所に擁壁のひび割れ、舗装面の沈下等が確認されました。

この結果を受け、緊急性・重要性等を考慮しながら、対策に向けた詳細な調査と設計を進めるとともに、早期着手を図るため、交付金等の有利な財源確保に向けて、国、県に要望を行ってまいりました。

こうした中、昨年度創設されました、「防災・減災・国土強靭化のための３か年緊急対策」において、県内で初めて事業採択されたことから、「市道若神子・下黒澤線」他１路線の切土法面の修繕・補強工事に着手したところであります。

「３か年緊急対策」は、昨年度から令和２年度までの期間限定であることから、今後も当該対策事業が継続して実施できるよう、先月８日、山梨県知事とともに国土交通大臣に、本事業の継続と防災・減災に資する公共事業の予算確保について、要望したところであります。

今後も、商店街などの人口密度の高い生活道路や避難路に指定されている広域幹線、そして地域産業を支える道路について、法面の崩落防止および落石防止などの修繕・補強を進め、通行の安全確保に努めてまいります。

次に、命の道、中部横断自動車道について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国・県の動向についてであります。

中部横断自動車道の長坂～八千穂間約３４キロメートルについては、平成２７年に「計画段階評価」の手続きが完了したところであります。その後、山梨県と長野県において「環境影響評価方法書」の手続きが進められております。

本年５月２１日に山梨県知事と長野県知事が、それぞれの区間を都市計画に位置付け、「都市計画」決定手続きと「環境影響評価」の手続きを合わせて行うことで、「都市計画法」で定める開かれた手続きにより、地域の合意形成を図っていくこととし、国に対し早期事業化に向けた

協力依頼を行いました。

国では、本年６月２８日に事業化のスタートとなる「環境影響評価方法書（事業者案)」を、山梨県・長野県の両知事に提出したところであります。

これを受け、山梨県では、今後、長坂～八千穂間を都市計画道路に位置付ける名称を「(仮称)韮崎都市計画道路１・４・１号　双葉・韮崎・清里幹線」とし、環境影響評価法第３８条の６の規定に基づき、事業予定者である国土交通省関東地方整備局に代わって「方法書」を公表し、方法書の記載事項の説明会を韮崎市と甲斐市、本市で２回、計４回開催したところであります。

次に、環境影響評価方法書の公表・説明会における市民の反応についてであります。

国から、「環境影響評価方法書」が送付されたことを受け、先月１日から１カ月間、県ホームページ等で公表を行うとともに、国や県と韮崎市・甲斐市・本市の３市において、それぞれに設置した窓口で縦覧を行い、本市での縦覧は１６人の申し込みがありました。

北杜市内での説明会は、「八ヶ岳やまびこホール」で５３９人、「須玉ふれあい館ホール」で３４５人の計８８４人の参加があり、市民の皆さまの関心が高いものであったと認識しております。

次に、今後のスケジュールについてであります。

今後のスケジュールについては、具体的に示されておりませんが、県では、「方法書」の公告・縦覧の後、意見をとりまとめた「意見概要書」と「見解書」を作成し、環境の保全の見地から「知事意見」を送付することとなります。

その後、環境影響評価項目・手法に基づく現地調査を行うとともに、その現地調査等の結果を踏まえ、事業影響の予測・評価および環境保全措置の検討を行い、「準備書」と「評価書」の作成および都市計画決定を経て、事業着手となります。

次に、市民からの意見の集約や公開方法についてであります。

「方法書」については、意見のある方の「意見書」を、今月１７日を期限に、県が提出を受け付けたところであります。

提出された「意見書」は、県都市計画課で「意見概要書」として取りまとめられ「見解書」と合わせ、県森林環境部に送付されます。

県森林環境部では、送付があった旨の公告をするとともに、「意見概要書」を１カ月間縦覧することとされております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は２時４５分といたします。

休憩　午後　２時３０分

再開　午後　２時４５分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

○３番議員（秋山真一君）

詳しいご答弁、ありがとうございました。

それでは、全項目、再質問したいと思っていますけれど、まず１項目めの国土強靭化計画の策定について再質問します。

１点目として、強靭化計画の策定には過去の災害の検証、現状の地形、市民の生活環境、今まで行ってきた防災対策など、様々なことを考慮しなければならないので、全庁体制で対応することは的確な考えだと思います。しかし、体制が大きくなるほどスピード感が失われることが懸念されますが、その点についてお考えは。

２点目として、来年早期の策定完了予定と答弁がありましたが、ほかの市町村の策定完了状況はいかがでしょうか。

３点目は、市民の意見集約について、これまでも各行政区から災害対策の懸案は出されていたと思います。その行政区の意見を重視する考えはあるのでしょうか。

４点目、検討委員会の構成ですが、広い北杜市の各地域を考慮した構成や市民生活に応じた各種団体での構成など考えられますけれど、どのような委員会構成を考えているのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

４点ですね。答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

北杜クラブ、秋山真一議員の再質問にお答えします。４点、質問をいただいております。

まず１点目でありますが、計画策定段階におきまして、体制をスピーディ感を持ってというような質問だったかと思います。

本市が策定いたします国土強靭化地域計画策定に当たりましては、これまで本市で甚大な被害を被った災害の検証、また今回、千葉県で発生しているような長期の停電や断水などの想定をする中で、災害ばかりでなく様々な面で想定し、まずは本市の弱点や課題を整理し、拾い上げることが大切であるということで考えております。

そのためには、やはり各部局で様々な面、まずは分析・検討を行い、洗い出したものをまとめていかなければならないということで、先ほども答弁をさせていただきましたが、庁内プロジェクトチームを設置した中で効率的に進めていきたいと考えております。

こうした全庁を挙げて調整するには、時間も必要となってくるというふうに考えております。国土強靭化地域計画は、国では令和３年度までに向けて詳細な施策を明確に計画の中に盛り込むこととしております。ですが最も切迫した災害を先行しまして、その他は段階的に作成できるというようなことでお話を聞いております。まず、今回、計画策定していくものにつきましては、やはり来年度早々には計画策定していきたいということで、時間の余裕もないことでもありますので、本市におきましては、まず優先すべき主要施策を中心に基本項目を中心とした当初計画を策定したのちに見直しを行う中で、詳細な事業内容を計画し、２段階で計画策定を進めていきたいというふうに考えております。

そんなプロジェクトチームの進め方については、都道府県において窓口を設置して、助言をいただく等の体制を整えていただけるということもありますので、これらも活用した中で早期策定に向けてスピーディに取り組んでいきたいというふうに考えております。

２点目であります。他市町村の策定の状況という質問でありますが、現在、県内ではすでに山梨市、大月市、富士川町、道志村、富士河口湖町の５つの市町村が策定を完了している状況であります。本年度は南アルプス市、市川三郷町、南部町、忍野村、山中湖村ですでに策定の準備に入っているという、お話を聞いているところであります。

次に行政区の意見集約、その意見の重視についてというようなご質問でありますが、市長答弁にもありましたように、今回策定する計画は市民の皆さまに分かりやすくお示しする中で策定してまいりたいと考えております。そのためには、地域での弱点の課題を整理する際には、やはり行政区など地域の皆さんの意見集約は必要と考えております。また、行政区からはいろいろな面から要望箇所、要望書もいただいておりますので、その内容も整理をしていきたいと考えております。そうした上で計画づくりを進めていきます。意見集約につきましては、すでに策定済みの自治体の手法等も参考にして方法等を検討してまいりたいと考えております。

次に検討会の構成についての質問でありますが、いわゆる有識者会議の委員構成につきましては、やはり防災という面で専門知識を有する大学や県など関係機関のご意見もお伺いしなければならない。また防災の面ですので消防関係者、または地域の代表として市民委員というようなことも検討しているところであります。委員構成につきましても、すでに策定済みの自治体等の手法を参考にしながら方法等を検討してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

ありがとうございます。重要な政策なので計画的な推進をよろしくお願いします。

それでは再々質問はせずに、次に国土強靭化計画に向けた防災・減災の取り組みについて再質問します。

１点目はハザードマップについて、県で見直した土砂災害危険区域、あと浸水想定区域というものが出されたようですけれども、北杜市ではどのような場所でしょうか。

２点目は、県と合同実施する合同地震防災訓練、これの内容をもう一度よろしくお願いします。

３番目に防災教育については、私も地域減災リーダーの講習を受けて認定書をいただきました。講習会の中では、災害時に役立つ内容や普段の心構えまで教えていただき、知識を得ることで普段の生活も安心して送れるようになりました。

防災意識を高める上でも有効な取り組みであり、多くの市民に受講していただきたいと考えますけれど、今までの受講人数や今後の取り組みなど、どのようにお考えでしょうか。

４点目、ため池のことについて、今年度着手した６カ所の改良内容と貯水量、水利権などへの影響。あと作業工期の配慮はなされているのでしょうか。また大井ヶ森や下井出にあるため池も地域住民から懸念の声も聞かれていますけれど、対策は取られているのでしょうか。

次に５点目として、避難路、生活重要道路について、道路にかかる危険な立木の撤去、あと倒壊の恐れのある空き家などの対策や撤去可能な条例整備などの考えはあるのでしょうか。

６点目として、長坂駅周辺は人口密度も高く１カ所に避難者が殺到することが予想されます。長坂小学校、長坂中学校の体育館だけでは到底、近隣住民の避難者は収容できません。混雑し

た避難所は、体が弱い方や高齢者にとっては避難するべき場所ではなくなってしまいます。

人口密度の高い地域には、様々な体調の避難者に対応できる施設が必要と考えますが、いかがでしょうか。

７点目、帰宅困難者の対策について、災害発生時には一時避難所として利用でき、普段は地域住民が自由に利用できるスペースが駅周辺には必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

７点ですか。答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

北杜クラブの、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

最初に土砂災害警戒区域と、それから浸水想定区域の見直しだと思います。

土砂災害警戒区域については、昨年度、平成３０年度に県のほうで見直しを行いました。その結果、砂防工事等が完了した関係で、特別警戒区域から通常の警戒区域というふうに見直しが行われました。須玉町では藤田、江草、小尾、比志の一部、それから高根では長澤の一部がこれに当たります。それから浸水想定区域なんですけれども、武川の三吹、牧原、宮脇で、釜無川沿いの一部が新たにこの指定になっております。

それから県との合同防災訓練の内容ということですけども、国内の、今までの地震の教訓を生かして、地震防災訓練という形で県と合同で行いましょうということになっております。屋外の訓練は県で、屋内の訓練を市でというふうなすみ分けをして実施する予定です。

内容的には情報収集、避難所の運営、救出・救助、ボランティアセンターの開設、こういったものが中心となりますが、特徴的なのは福祉避難所に指定してある民間施設も一緒になって要配慮者の訓練も行うということ。それから市内の外国人にも参加していただいて、高根中、甲陵の中高、この生徒が通訳の訓練というふうなことで参加してくれる予定になっております。

それからリーダー講習の状況ということですけども、減災リーダー講習については、平成３０年度から始めております。今まで２７９名が合格しております。そのうち普通救命基礎講習を受講されて認定を受けているのが一般市民が６０人、職員が１０３人ですから１６３名の方が今、認定をされているという状況です。

今年度においても、これからあと１回は講習会を開こうということ、それから来年度に向けては一般もそうですが、職員向けの講習会も今年度と同じように実施していく予定であります。

総務部の関係ではあと、長坂駅周辺の人口密度が高い、こういった地域の人たち、特に高齢者等の避難者、こういった受入態勢は大丈夫かと、収容人数は大丈夫かということだと思います。

長坂の小中学校の校舎、それから体育館、甲陵高校の体育館、それから総合スポーツ公園の体育館、こういったものを避難所に指定しておりますが、それ以外に長坂町内の福祉避難所として障がい者総合支援センターのかざぐるまがありますが、これ以外にも民間の４法人と６カ所、協定を結んでおりますので、そういったところにも避難できるような体制を取るということ。さらに万が一、それでも間に合わないような場合には、長坂の改善センター、支所、それからコミュニティホール、こういったところも避難所としてすぐに対応できるんではないかと考えております。いずれにしても、高齢者等の要配慮者を中心に優先的に避難を行うような体

制を考えております。

総務部の関係は以上であります。

○議長（中嶋新君）

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

北杜クラブ、秋山真一議員の再質問にお答えします。

４点目のため池についての質問でございますけれども、まず今年実施している６カ所のため池の整備状況でございますけれども、長坂町の中丸ため池と米山ため池の２カ所が整備工事中であります。この中丸ため池は、間の原ため池と中丸ため池を一体として整備事業としているところでございます。

長坂町の東村ため池は現在、測量設計業務を実施しており、高根町の五町田ため池と女蚊窪ため池、ならびに小淵沢町の神田ため池の３カ所については、現在、計画概要書を作成しているところであります。

整備内容でございますけれども、米山ため池と間の原ため池を含む米山ため池は堤体自体を大きくし、安全率の確保を図りながら堤体の損傷などの改修を現在、進めているところであります。

なお、事業実施をする場合に当たりましては、地元関係者と貯水量、水利権、ならびに工期に関しては、しっかり説明会を開催しており、工期が耕作時期にかかる場合も事前に地元関係者と協議し周知を図っているところであります。

２点目の、長坂町の大井ヶ森関係と下井出のため池の整備についてということでございますけども、来年度事業着手する計画でありまして、来年度計画概要書の策定を予定しているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

北杜クラブ、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

私からは、７点目のご質問をいただきました帰宅困難者の一時受け入れができる市民のフリースペースというようなご質問をいただいております。

駅の周辺というところで考えますと、私どもの市で考えますと、長坂駅周辺にはやはりコミュニティステーションであるとか、小淵沢には駅舎の中に交流スペースがあるというような状況、これについては普段から市民も交流スペースというか、フリースペースということでご利用いただけるスペースだと思っております。

やはり駅を中心にしまして、人の流れ、市民の流れもあるというようなことの中で、現在、６月にも答弁のほうをさせていただいているところがありますが、長坂駅の周辺におきましては、中学生、高校生の交流の場の施設を普段、自由に使えるフリースペースということで今、検討を進めているところでありますので、この検討の中でもいざというとき、帰宅困難者の一時避難所として使えるような取り組みも今後、検討を進めていきたいと思います。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

北杜クラブ、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

５点目の避難路などの道路に係る危険木や空き家についてのご質問でありますが、まず危険木につきましては、市では日常の道路パトロールの中で市道沿線で倒木の恐れのある危険な木や通行に支障をきたしている枝等につきまして、早期の発見に努めるとともに土地所有者への連絡と対応を依頼しております。

また、すでに危険な状態となっている木や枝につきましては、道路管理者といたしまして、安全確保のための緊急伐採等の作業を行っております。

空き家についてでありますが、倒壊の恐れのある空き家などにつきましては、管理責任がある建物の所有者に対しまして、台風等による被害の未然防止のためにも適正な管理を促すなど、空き家等対策の推進に関する特別措置法や空き家等対策計画に基づき、適正に対策を講じるよう指導してまいります。

避難路や重要な生活道路につきましては、市の重要な役割を果たす幹線でありますので、今後も市民の安全・安心の生活のために引き続き道路の安全確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。再々質問はせずに次の命の道、中部横断自動車道について、１点だけ再質問いたします。

中部横断自動車道の早期事業化について、今後、市が行っていく取り組みなどがありましたら教えてください。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

北杜クラブ、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

中部横断自動車道の今後の取り組みということでございますが、現在、進められております環境影響評価の手続きと都市計画決定の手続きにおきまして、国・県との連携を密にいたしまして地域社会の合意形成の促進を図るとともに、各種イベントや参加など、パネル展等を通じまして幅広い情報発信と事業の促進に努めてまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。これも再々質問はせずに次の項目、広域的な連携事業について再

質問いたします。

１点目として消防署の再編について、３署所案と４署所案が検討されているようですけれど、それぞれの意見の内容、利点や欠点などが分かりましたら教えてください。

２点目として、消防職員の充足率が低いということは、災害時の対応も十分ではないということになります。職員の負担を増やさず、効率的な人員配置をするためには、この再編は急務と考えます。それでも再編完了までには時間もかかるということですので、その間の職員の定数の見直しなどの対策はあるのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

北杜クラブ、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

３署所案と４署所案の意見の内容、それから利点、欠点ということだと思いますが、まず、今、検討会で出されている主な意見です。３署所案では業務の効率化や財政面に配慮していくことが重要。マンパワーを集中して効率的な業務が行えるのが３署所案だというふうな意見です。４署所案のほうでは、お金に変えられない生命・財産が伴う問題。過去の災害を考えると幹線道路の国道２０号線沿いには、やはり分署というふうなものを配置すべきではないのか。一分一秒でも早くと願う市民の不安を解消するためには４署所がどうしても必要と、こんなふうな意見が出されております。

それぞれの利点、欠点なんですけれども、３署所案におきましては署所機能および消防職員体制が充実する一方、目的地までの、５分以内とか１０分以内の到着時間が低下してまいります。一方、４署所案については、到着時間はほとんど現状と変わりませんが、消防職員の労務管理上の負担軽減とならない。あるいは、財政負担が増加するといったようなものが、いわゆるデメリットの部分かなと思われます。

それから消防職員の定数の見直しです。５署所の施設の老朽化と合わせて、職員の定数の見直しというのは、消防本部のほうからも出されておりますけれども、重要な問題というふうに考えております。実際、圏域の中で一番低いというふうな状況ですから、この職員の定数の見直しということは重要課題ではありますが、北杜市だけの問題ではないので、やはり広域的な中で協議していくということと、それから財政負担がかなり伴いますので、今後はこの署所の再編と併せて検討していかなければいけないと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。これも再々質問はせずに次の項目、ゼロ・ウェイスト政策について再質問します。

１点目として、ごみゼロ推進においてはリフューズ・やめる、リデュース・減らす、リユース・再使用、リサイクル・再利用の４項目が重要とされています。それぞれ現状で行っている

対策などはあるのでしょうか。

２点目として、分別の過程で可燃ごみにペットボトルを混ぜてしまうなど、ひと手間を惜しむことで、ごみが増えている事例も起きています。より確実に分別していただくための工夫など、あるのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

２点ですね。答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

秋山真一議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

まず、ごみゼロを推進するためにはリフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの、いわゆる４Ｒの項目に対して、それぞれ行っている対策についてとの質問がありました。

ご指摘の４項目につきましては、北杜市一般廃棄物処理計画基本計画におきましても、ごみ減量化の目標達成のための基本方針としております。

まず、リフューズ・やめることについては、レジ袋の削減を目的としたマイバックの普及活動を行っており、毎年６月に実施しております北杜市ごみ減量化リサイクルキャンペーンにおいて、グリーン北杜と共同のもと市内のスーパーマーケットなどでマイバックの配布を行っております。

次にリデュース・減らすにつきましては、ごみを増やさないように工夫するという取り組みとして、ごみの中でも大きな重量を占めている生ごみを減らす目的で、生ごみ処理機コンポストへの購入補助を行っており、年間で平均４０基の補助を行っております。

リユース・再利用するにつきましては、繰り返し使うという取り組みとして、市で実施している各種イベントにおいて、リユース食器の使用を推進しており、プラスチックごみの削減を図っております。

本市ではリサイクル推進のため、１４項目の資源物収集を実施しております。また、ごみゼロに向けては、この４項目の推進とともに、その前段階として、ごみの適正処理の確保が重要であり、その妨げとなっている不法投棄対策についても重要であると考えており、峡北シルバー人材センターと委託契約する中で、監視パトロール、撤去作業を実施しております。

次に、より確実に分別していただくための工夫はあるのかという質問でございますが、本市では、北杜市ごみ資源物分別マニュアルにおいて適正な搬出方法を示すとともに５０音順のごみ資源物分類表による品目ごとに分かりやすい搬出方法の説明を行うなどにより、確実な分別をお願いしております。

また、職員が行政区などに出向いて分別方法やリサイクルに関し分かりやすく説明を行う、ごみ分別出前講座も実施しております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。これも再々質問はせずに、最後の高齢運転者の事故抑制に向けた

対策について再質問いたします。

１点目として、夫婦それぞれ車を利用し、２台、家庭で所有している場合において所有者が２台とも、例えばお父さんであったり、お母さん、どちらかの名義になっている場合は１台しか補助対象にならないのでしょうか。

２点目として、この詳しい情報を入手したいときなど、問い合わせ先や補助金のＰＲ方法などはどのように考えていますか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

北杜クラブ、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目ですけども、夫婦２台でそれぞれ車を利用している場合の補助対象ということでございますけども、補助金の交付要綱におきまして、補助対象者については、補助対象車両の自動車車検証、検査票、いわゆる車検証に記載された使用者に対しまして、１人１回の補助金を交付するということで規定をしております。

このため、ご夫婦がそれぞれ車を利用している場合、２台、それぞれの車検証に記載されている使用者が補助対象者となりますので、例えば車検証に記載されている使用者がご主人だったり、奥さまの名前になっていると１人１回の補助になるということで、１台分の補助になってしまいますので、この場合につきましては、車検証の使用者をご主人の名前と奥さまの名前、それぞれ変更をしていただければ、車２台に対しまして補助することは可能になってきます。よろしくお願いしたいと思います。

次に、この制度の詳しい情報を入手したいときの問い合わせ先、またＰＲ方法についてというご質問でございますけども、この補助金につきましては、本年１０月１日からの施行を予定しておりまして、本定例会におきましても関係予算の補正をお願いしているところであります。ご議決をいただいたら早々にＰＲを開始したいと考えております。

また、方法につきましては市の広報紙、ホームページ、ＣＡＴＶによるものとチラシを本庁舎、そして各総合支所の窓口に掲示をしまして、広く周知をしていきたいと考えているところでもあります。

また、併せまして自動車部品の販売店、そしてディーラーなどにも本制度の創設内容を説明しまして、市民の方からの問い合わせに対しても対応していただけるように働きかけていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにいいですか。

（　な　し　）

秋山真一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

先ほどの強靭化に向けた防災・減災の取り組みについてのところで、当局の答弁の中でため池の関係が出たと思うんですが、５６カ所中４６カ所を危険なため池と言いますか、修繕をしなければならないため池というように指定したというふうに捉えたんですが、そのため池を今後、この強靭化計画に基づいて整備していくということになると思うんですが、どのような計画を立てて、そしてどういうふうに整備をしていくのか、具体的に予定されておりましたら教えてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

北杜クラブ、秋山俊和議員の関連質問にお答えいたします。

ため池の整備計画でございますけれども、先ほど市長のほうから答弁させていただきましたけれども、重点ため池が現在、市内で４６カ所指定されているところでございます。ため池については、すでに市ではため池の耐震診断を行っておりまして、改修の必要があるため池については、安全率のほうで管理をしているところでございます。この中で、すでに改修済みのため池もある状況の中で、今年度６カ所をため池の整備を行い、今後、１５カ所の整備が必要という状況になっておりますので、これにつきましては、令和３年までにすべてのため池について安全率を考慮しながら、県にご協力いただきたく中で事業着手をしていきたいということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに関連質問はありませんか。

（　な　し　）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、９番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

会派ともにあゆむ会代表質問を行います。

令和元年第３回北杜市議会定例会にあたり、以下、大きく６項目について行います。

まずはじめに、第１項目は指定管理者制度についてであります。

指定管理者制度は、私が言うまでもなく住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上、経費の削減等を図り、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成１５年６月に地方自治法の一部改正、９月施行により設けられた制度であります。

本市では平成１６年１１月、市制施行と同時に北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例を制定し、公の施設の管理経費の削減、管理運営の効率化、民間事業者等が有

するノウハウ等を生かした住民サービスの向上が図られるよう、平成１７年度から指定管理者制度を導入しています。

そこで以下、質問いたします。

（1）指定管理者制度導入しての成果および課題は。

（2）指定管理者へのチェック体制・チェック内容について伺います。

職員によるチェック体制・チェック内容は。

専門家によるチェック体制・チェック内容は。

監査委員によるチェック体制・チェック内容は。

（3）指定管理施設である白州町交流促進施設（道の駅はくしゅう）の管理運営状況（各年度ごとに）およびこれまでの監査委員による監査内容等について。また、指摘事項は。

（4）白州町交流促進施設（道の駅はくしゅう）の明け渡しを求める仮処分の申し立てと、その後の状況は。

（5）明け渡しを求める法的手段を進めている事態になっておりますが、市民への説明責任は。

（6）指定管理施設の管理運営状況についての平成３０年度実績の報告によりますと、指定管理施設数は１０６、協定数は７３となっていますが、指定管理者制度を取り入れている、こうした施設で、管理運営に問題や課題のある指定管理施設を「道の駅はくしゅう」以外に把握しておられますか、お伺いいたします。

第２項目は、新地域公共交通についてであります。

（1）平成３０年３月策定の北杜市地域公共交通網計画に基づく、新たな公共交通を検討するための地域公共交通運営委員会での４つのエリア、つまり明野・須玉エリア、高根・長坂・大泉エリア、小淵沢エリア、白州・武川エリアのこれまでの審議状況を伺います。

（2）各エリアの「エリア地域公共交通運営委員会」における検討の進捗状況は。また、課題は何か。

（3）新たな交通システムによる市民バス運行事業が、来年４月スタートすると本定例会の市長所信で表明しましたが、現在、抱えている最大の課題・問題点は何かをお伺いいたします。

（4）４月からの市民バス運行事業開始後の利用状況等の評価・検証の進め方について、お伺いいたします。

第３項目は、北杜市補助金等の適正化ガイドラインについてであります。

（1）このガイドラインの目的は何か。

（2）このガイドラインの運用について。

（3）補助金等の適正化の進捗状況はいかがか。

（4）市町村合併前からの伝統ある、歴史ある文化協会、体育協会等々、公共的団体からの市民の様々な活動への支援要請、例えば補助金・市マイクロバス利用・スクールバスの活用等々に今後どう応えるのか、ご見解をお伺いいたします。

第４項目は、小学校・中学校統廃合問題についてであります。

（1）令和元年８月２日開催の小中学校適正規模等審議会への諮問事項について、お伺いいたします。

（2）これまでの小中学校適正規模等審議会での審議状況と今後のスケジュールは。

（3）高根北小学校、高根清里小学校施設など小学校廃校施設の活用策について伺います。

小学校跡地有効活用事業に係る提案募集要項によりますと、この２つの施設については、地域振興に資することを条件に提案募集をしましたが、選定経過も含めて、どのような事業者に決めたのか伺います。

第５項目は、中部横断自動車道（長坂～八千穂）環境影響評価等の手続きについてであります。

（１）「環境影響評価方法書」が公表され、「北杜市の皆さま」への説明会が北杜市内では八ヶ岳やまびこホール、須玉ふれあい館ホールで、２日間にわたり開催されました。そこで出された意見などはどのような意見であったか伺います。また、出された意見を今後どのようにしていくのか、併せて伺います。

（２）第２次北杜市総合計画・北杜市農業振興計画等々の土地利用に関わる、いわゆる「市計画」と、今後予定されている中部横断自動車道を都市計画道路として位置付ける都市計画決定との関連性・整合性をどのように図っていくのか。

（３）また、公表された「方法書」に関する「市町村の意見」を発する場合の事務の流れはどうなるのか伺います。

最後になりますが、第６項目は交通安全対策についてであります。

高齢者の運転による交通事故の抑制および公共交通の利用促進を図ることを目的に、北杜市高齢者運転免許証自主返納支援事業、いわゆる免許証自主返納制度が平成２７年４月スタートしております。

そこで以下、質問いたします。

（１）年度ごとの免許証自主返納制度の活用状況および課題等について伺います。

（２）高齢者ドライバーの交通安全対策についてであります。

日常生活における安全対策および農作業等における安全対策について伺います。

（３）信号機設置・交差点改良への取り組みについて伺います。

国道１４１号線から市役所入り口のＴ字路交差点への信号機設置、交差点改良など市内には信号機設置交差点改良の必要な箇所があります。こうした箇所についての今後の具体的な取り組みについて伺います。

（４）市内小中学生への交通安全教育・指導等およびブロック塀を含めた通学路の安全対策への具体的な取り組みについて伺います。

以上で終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

「新地域公共交通」について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「地域公共交通運営委員会」での審議状況、進捗状況および課題についてであります。

本市は、広い面積を有し、それぞれの地域が点在していることから、効率的な公共交通網を構築し、公共交通を必要とする人が利用しやすいサービスを届ける必要がありました。

このため、地域のみんなで「つくり」・「守り」・「育てる」をコンセプトに、市内４エリアの

「地域公共交通運営委員会」を昨年７月に立ち上げ、市民目線によりエリア内の移動を担う支線の運行体系について時間をかけて協議してまいりました。

「明野・須玉エリア」を除く３エリアについては、デマンドバスによる運行について、「明野・須玉エリア」については、予約を取らなくとも乗ることができる定時定路線運行について協議しながら、それぞれの運営委員会において、運行方法や運行時間、乗降場所等を最終決定したところであります。

今後、各エリアの運営委員会を中心に、地域への説明などを行い、来年４月からの運行準備を進めてまいります。

一方、各エリアの運営委員会での検討において、利用者すべてのニーズに応えることが難しいという課題もありましたが、「乗ることで維持する」という視点から、市民の皆さまと考えた新たな運行体系として、合意形成が図られてきたものであり、運行後も継続して、愛着が持てる公共交通に育てていかなければならないと考えております。

次に、運行開始後の利用状況等の評価・検証についてであります。

公共交通網の評価・検証については、運行後の利用状況などのデータを分析し、毎年度、幹線は「地域公共交通活性化協議会」、支線は各エリアの「地域公共交通運営委員会」が主体となり課題等を抽出しながら、地域のみんなで「つくり」・「守り」・「育てる」の考え方のもと、より効率的で利用しやすい地域公共交通になるよう、市民の皆さんと共に育ててまいりたいと考えております。

その他については、教育長、担当部長および担当事務局長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

小学校・中学校統廃合問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小中学校適正規模等審議会への諮問事項についてであります。

先月２日に開催した、「第１回北杜市立適正規模等審議会」において、「北杜市立適正規模等審議会条例」第２条の規定に基づき、「小中学校の適正規模に関すること」、「小中学校の適正配置に関すること」、「小中学校の通学区域に関すること」につきまして諮問をしたところであります。

次に、審議状況とスケジュールについてであります。

第１回審議会においては、これまでの経緯、児童生徒の推移などを説明したところであり、審議に入っておりません。

今後のスケジュールについては、１１月下旬から地区説明会を開催し、そこで出された意見を踏まえて、審議スケジュールを決定し、進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、制度を導入しての成果・課題についてであります。

指定管理者制度の目的は、多様化するニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図ることであり、おおむねこの目的に沿った成果が得られているものと考えております。

しかし、公共施設を多く抱えている本市では、個々の施設の在り方や経年劣化を踏まえ、制度の導入と更新の是非についての判断が、今後の課題として捉えております。

次に、指定管理者へのチェック体制等についてであります。

市では、基本協定書に基づき、指定管理者から提出された「定期報告書」および「業務計画書」を職員がチェックしていることから、専門家によるチェックは実施しておりません。

次に、「白州町交流促進施設」の管理運営状況についてであります。

市では、毎年度指定管理者の管理運営に対する評価を行っており、「白州町交流促進施設」の指定管理者に対する評価として、平成２７年度は、さらに努力が必要とされる「D評価」、平成２８年度および平成２９年度は適正であるとする「C評価」、昨年度は、改善すべき点があるとする「E評価」としております。

次に、管理運営に問題や課題のある施設の把握についてであります。

市では、協定に基づき指定管理者から提出された「定期報告書」や「事業報告書」をもとに評価を行った結果から、問題や課題のある施設については把握をしております。

次に、市民バス運行にかかる最大の課題・問題点についてであります。

市民バスの運行において、本市の場合、広い範囲に集落が点在しており、目的地となる商業施設や病院、公共施設などの拠点が多く存在しているため、公共交通だけですべての地域をカバーし、様々な市民ニーズに応えることは困難な状況でありますが、病院バスや高齢者などの外出支援サービス等と連携を図りながら、これらの課題に対応していくことが必要であると考えております。

次に、北杜市補助金等の適正化ガイドラインについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ガイドラインの目的についてであります。

これまで市では、様々な分野における施策目的を市民の皆さまとともに実現するため、多様な市民活動や事業に対して補助金等を交付し、支援・育成を図ってまいりましたが、補助金交付の基本的な基準がない状況でありました。

補助金等は、市民にとって有意義であることや、公正で効率的、透明性が高いものであることが求められていることから、事業内容、交付金額等について検証し、使途や交付基準の明確化を図るため、「北杜市補助金等の適正化ガイドライン」を策定したところであります。

次に、ガイドラインの運用についてであります。

ガイドラインについては、本年度から運用を開始したところでありますが、３年を一つのサイクルとして、毎年度、本ガイドラインに基づき補助事業の評価を行い、補助金等の適正化を図ってまいります。

次に、補助金等の適正化の進捗状況についてであります。

現在所管課において交付団体への周知等を順次行いながら、来年度以降に向けての補助金等の評価を進めているところであります。

次に、公共的団体活動への様々な支援要請への対応についてであります。

市では、市民の皆さまに有意義な活動等には、補助金を交付することが可能でありますので、補助金支援要請があった場合には、目的や事業内容などについて検証し、必要な支援を行ってまいります。

また、市マイクロバスについては、公用車として管理しておりますので、公務での使用が原則となりますが、「北杜市体育協会」や「北杜市文化協会」等の任意団体において、市の依頼により実施する場合に限り、所管課の申請により、引き続き貸し出しを行ってまいりたいと考えております。

なお、スクールバスについては、「北杜市立小・中学校スクールバス運行規則」により、運行区域、利用できる者、使用目的等が定められていることから、これまでどおり学校の教育活動以外での使用はできません。

次に、小学校・中学校統廃合問題における、小学校廃校施設の活用策についてであります。

「旧高根北小学校」および「旧高根清里小学校」の活用策については、それぞれ３団体から提案の応募があり、プレゼンテーション方式により「北杜市公共施設跡地有効活用事業貸付候補者選定委員会」で審査を行った結果、市有財産の有効活用と地域の活性化が期待できる活用策を提案した団体を選定し、提言をいただいたことに基づき、市において貸付候補者を決定したところであります。

本年９月１１日に仮契約を締結したことから、今定例議会へ議案を追加提案する予定であります。

次に、交通安全対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、免許証自主返納制度の活用状況、課題についてであります。

「高齢者運転免許証自主返納支援事業」については、平成２７年度から開始し、平成２７年度７３人、平成２８年度９２人、平成２９年度６７人、平成３０年度５９人、令和元年９月１日現在４１人、合計３３２人の方に制度を活用していただいているところであります。

一方、本市に暮らす高齢者にとっては、通院や買い物など日常生活の移動手段として、自動車は欠かせないことから、自主返納を躊躇するという課題も承知しております。

次に、高齢運転者の日常生活における安全対策についてであります。

高齢運転者においては、運転免許証を更新する際に、７０歳以上の高齢者には、座学を始め、適性検査、実車による指導などの高齢者講習、また７５歳以上の方には認知機能検査が義務付けられ、安全対策が図られております。

また、本市では高齢者の交通安全対策として、本人や家族、地域における意識啓発を目的に、専門交通指導員による交通安全教室を開催し、一人ひとりが命の大切さと他人への気配りを忘れず安全な日常生活を送るため、交通ルールや交通マナーの再確認を行うとともに、「後付けの安全運転支援装置」の普及等を行いながら、安全対策を推進してまいります。

次に、信号機設置・交差点改良についてであります。

信号機や横断歩道などは、公安委員会が設置および管理を行っているため、地区からの要望を受けた際には、関係者による現地調査を行い、上申するとともに、必要に応じて、交差点改良等についても検討しております。

国道１４１号と市役所入り口の交差点への信号機設置については、本年５月に須玉町大豆生田区からの要望を受け、北杜警察署交通課と現地調査を行ったところ、すでに今年度の北杜警

察署管内の案件として、山梨県公安委員会へ要望しているとの回答をいただいたところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「白州町交流促進施設（道の駅はくしゅう）」の仮処分の申立てについてであります。

今月６日に債務者が明け渡しを行ったことから、明け渡しが完全に履行されたことを双方の弁護士立会いの下、確認したことから、同月９日に仮処分の取下げをいたしました。

次に、法的手段に関する市民への説明責任についてであります。

法的手段の状況については、生産者をはじめ、関係する市民の皆さまに、説明会などを通じ、丁寧な説明を行ったところであります。

次に、交通安全対策における、農作業時の安全対策についてであります。

近年、農業従事者の高齢化に伴い、全国的に死亡事故が多発している状況にあります。

事故件数を減少させるため、国では、毎年春と秋に「農作業安全確認運動」を実施しております。

市では、「安全確認運動」の実施に伴い、農作業安全確認の実践を図るため、チラシの掲示やステッカーの配布、県で行う農業機械・農作業安全研修の周知等を行い、農作業による事故防止を図っているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道（長坂～八千穂）環境影響評価等の手続きについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、説明会で出された意見と今後の活かし方についてであります。

説明会では、「大気汚染の測定方法を再検討すべき。」や「盛土を行う際に、汚染された土砂を使用しないでほしい。」など、市民の皆さまから様々なご意見が出されました。

また、説明会において発言できなかった方、あるいは、参加できなかった方々も含め、多くのご意見が県に対して「意見書」として提出されているものと思われます。

なお、県は、今月１７日まで受け付けた「意見書」を取りまとめておりますが、その内容については、県森林環境部での審議会等を経て提出される「知事意見」と併せ、国、県が「環境影響評価の方法」の決定において、参考とするものであります。

次に、「市計画」と「都市計画決定」との関連性・整合性についてであります。

「市の既定計画」においては、今後、「中部横断自動車道（長坂～八千穂）」の「都市計画決定」等に応じて必要な改訂を行ってまいります。

次に、「市町村意見」を発する事務の流れについてであります。

現在、県では、「環境影響評価方法書」に対する住民の意見の概要および意見に対する見解をまとめております。

それらを踏まえて、環境影響評価の「方法書」に対する知事の意見を取りまとめます。

知事の意見の取りまとめの事前手続として、「公聴会」の開催、「技術審議会」の意見に併せ、市町村の意見を求めることとされております。

市長の意見を求める手続きについては、県から具体的な方法等が示されていないため、市の対応については未定であります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えをいたします。

交通安全対策における、小中学生への交通安全教育・指導等および通学路の安全対策についてであります。

小中学校においては、毎年、北杜警察署や市専門交通指導員、また保護者の方々にご協力をいただき、交通安全教室を実施しており、危険に際して、自らの命を守り抜く力の育成を図っております。

また、登下校時には、市専門交通指導員やスクールガードリーダーを始め、保護者や地域の皆さまに、現場でも指導をしていただいているところであります。

通学路の安全対策については、毎年、通学路の危険箇所の合同点検を実施し、点検の結果から対策が必要となった箇所は、「北杜市通学路安全推進会議」の中で検討し、関係機関と連携の上、対策を講じております。

また、下校時には児童自らが防災無線で呼び掛け、地域の方々に見守りをいただきながら、安全確保に努めているところであり、こうした地域全体で子どもたちを見守る取り組みが大切であると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

上村監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（上村法広君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、監査委員によるチェック体制・チェック内容についてであります。

指定管理施設について、監査委員は毎年、定期監査と決算審査を実施しており、市納入金や指定管理料についてのチェックを行っているところであります。

次に、白州町交流促進施設の監査内容等、指摘事項についてであります。

平成３０年度決算審査においては、施設の「年度別実績比較表」、施設の「管理運営取り組み実績」、「利用状況」、「収支報告書」および「修繕等実施状況報告書」等について、その内容に関し監査委員が聞き取る方法により監査を実施しております。

なお、指摘事項については、特にありませんでした。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は４時５分といたします。

休憩　午後　３時５０分

再開　午後　４時０５分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

再質問はありますか。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

６つの項目について、再質問をそれぞれさせていただきます。

まず最初は、第１項目の指定管理者制度についてであります。

特に指定管理者へのチェック体制・チェック内容について、まず１点です。

いわゆる平成３０年度の決算監査委員による決算監査の意見書というのがあるんですけども、その７つ目の決算審査の結びという項目の中に、こう書いてあるんですね。指定管理者施設に係る監査については、すでに所管課において平成３０年度の実績の評価がされていることから、決算審査ではいくつかの施設を抽出して収支状況や管理内容等について審査を実施したと。所管課においては、引き続き報告書と根拠書類等々の照合、施設の管理状況等定期的なチェックの徹底を図り、指定管理者への指導に努められたい。また、指定管理者に対しては必要に応じて帳簿と経理の詳細な確認や現場の立入調査等を実施して、適正な施設管理が行われるよう指導を徹底されたいと、決算審査の結びで監査委員は述べて報告されているわけであります。ここに監査委員による指定管理に対する監査の実態が述べられております。

私は先ほどの質問の中での答弁を聞くにつけて、このような監査委員のチェック体制の内容では、十分に監査機能が果たされているのかどうか、ちょっと疑問に感じたところでございます。

なお、先ほどの上村監査委員事務局長の答弁では、平成３０年度の監査委員の監査内容について、指摘事項はなかったという答弁がございました。指摘事項がなくて、例えば道の駅はくしゅうの協定が取り消されたのは、これとの関連はどういうことなのか、大変疑問に感じます。このへんについての答弁をお願いします。

また、今回の道の駅はくしゅうの様々な問題を鑑みると、今までのような指定管理施設への

チェック体制、監査体制では今後に課題、問題を残すところではないでしょうか。まさしく監査委員事務局長より監査の指摘事項もなかったという、そうしたご答弁に対しては、どうも納得がいきません。このへんについてのご見解をお願いします。

また、（６）の指定管理者制度を取り入れている施設で、問題や課題があるかという質問に対して、課題は捉えていると、把握しているという答弁が部長よりありました。このへんについて、どのような課題だとか問題点があるのか、もう少し詳しく答弁を願いたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

上村監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（上村法広君）

ともにあゆむ会の、齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

まず、十分な監査をされているかどうか疑問であるということでございます。

監査につきましては、市の監査基準がございまして、その中に監査等の実施手続きの適用は原則として試査によるといったものが謳ってあります。決算審査等におきましては、全部のものについて調べるのではなく、この試査といったものを使って判断をしているということでございます。試査とは、監査の対象となっている事項の一部を抽出して調査をし、その結果によって全体の成否について推定するというものでございまして、これは北杜市だけではなく、全国的に取られている方法でございます。

したがって、先ほど結びのところ、抽出し審査をしたということでございますので、そのような文書にさせていただいているところでございます。

また、担当課においてしっかりやりなさいということなんですけども、監査におきましては、公共団体の財務、経営に関する事務事業の管理を監査するとともに、事務の執行についても監査することができるというふうに地方自治法が改正になっております。

今回の場合につきまして、市への納入金について遅延という形のものがあったわけでございますが、延滞金を含める中で、年度内に納入されたといったこと、それから事務の執行そのものについても担当課は適切な対応を取っていたといったことを判断したものでございます。

したがって、審査の結びでそのような文章になっているわけでございます。

次に指摘事項について、特にありませんでしたと。なかったのに取り消されたのはどうしてかということでございます。

担当課の決算審査は、今年の７月に行っております。その中で、市への納入金について、前期、後期それぞれ、納期は間に合わずに納められなかったと。ですけども、年度末までには前期、後期、全額について合わせて、違約金についても納入されているといったことで、これについては納入金が入っているので問題はないということでございます。

また、そのときに担当課より、先ほど担当課の答弁にありました改善報告書を何回か出しているというような形で、今までの経過の説明がございました。８月からは新しい管理者に変更するということが決まっておるということを担当課から聞きましたので、監査委員としてはそれを聞き、今後の推移を見ていくという形でありましたので、指摘事項については、特になかったと。もちろん、そこまでに至る質問等については、監査委員もさせていただいているところでございます。

今の監査の体制では、今後も心配だということでございます。

地方自治法に基づきまして、公正不偏の態度を保持しながら監査を引き続きやってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会代表質問の再質問に対してお答えいたします。

指定管理者施設で問題、課題のあった施設、どのような施設だったかということの質問でございますけども、指定管理者施設の管理運営状況についてということで、平成３０年度の実績の報告ということで取りまとめさせていただいています。その中で、それぞれの施設ごとの評価を行っておりまして、評価の結果がD評価以下のもの、またその成果目標の達成項目に対して達成ができなかったという項目がチェックされた場合、１点以下の項目があるという施設でございますけども、それらについては、やはり今後、管理運営に対しての改善が必要であるというふうに考えておりまして、それらの施設が課題、問題のある施設ということで捉えているところでございます。

そういう中で、平成３０年度の評価を行った中では、北杜市のオオムラサキセンター、そしてふるさと交流施設すたま自然健康村増富の湯外２施設、そして須玉おいしい学校、白州町交流促進施設ということでございます。

オオムラサキセンターにつきましては、総合評価Cという評価でございました。これについては、防犯対策上の問題があったということで、指導してきたところでございます。

ふるさと交流促進施設すたま自然健康村増富の湯外２施設につきましては、職員研修が実施されなかったということ、また市との連携が取れなかったということで、総合評価Cということでなってございます。

また、株式会社おいしい学校、須玉町おいしい学校については、計画どおりに自主事業が実施されなかった、また従業員の確保が十分でなく業務に支障が出たというところで、総合評価がCということでございます。

白州町交流促進施設、道の駅はくしゅうにつきましては、指定管理者業務改善指示内容に従わず、管理体制も改善が行われなかったということで、ご承知のとおり７月３１日付けで指定管理者としての取り消し処分をしたということでございます。

これらの４施設が平成３０年度の指定管理者施設としての課題、または問題のある施設ということで把握しているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問は。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

再々質問を行います。

先ほど上村監査委員事務局長より指摘事項はないという、そういう表現だということなんだ

けども、今の企画部長のお話を聞くと、いろいろの面で評価も低いというようなことで、先ほどの中でも納入金が期限までに納められていなかったと。ただ、違約金だけを払っているから問題がなかったと、こういう指摘なんだけれども、この納入金を期限までに納めないということが、これは指摘事項ではないですか。そのへんについて、再度、質問いたします。

そして、先ほどの、例えば問題があるということで、納入金が納められていないというようなことが下の評価になるということですけれども、参考までにもし分かれば、納入金が期限までに納められていないような、そういう指定管理者も、この１０６の施設、協定７３の中に、平成３０年度、あったんでしょうか。再度お聞きします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

上村監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（上村法広君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

納入金が期限までに納められていなかった、これこそが指摘事項ではないかということでございます。

納入金については、前期が９月、後期が３月までにそれぞれ納めていただくべきものでございます。しかしながら９月、３月の期日を過ぎたわけではございますが、会計処理の年度として出納閉鎖は５月３１日までございます。この期日までに、もし万が一納まっていない場合については、ここはやはり指摘をするべきものかなというふうには思いますけれども、前期、後期それぞれ今年の平成３１年４月の時点で全額を納入されております。また、それに伴っての違約金についても納入されておったわけでございますので、ここについては出納閉鎖までに納められたという事実がございましたので、ここについては指摘事項というふうには捉えてはおりません。

以上です。

○議長（中嶋新君）

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再々質問にお答えいたします。

この１０６施設以外の中で、市納入金が納められていない施設、また納期が遅くなった施設があるのかというご質問でございますけども、平成３０年度の、この事業実績の評価をする中でも、その点もチェックさせていただいたところでありまして、白州道の駅以外については、市納入金の未納だったり、延滞ということはございませんでした。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

それでは、第２項目に移ります。再質問でございます。新地域公共交通についてであります。

まず、市のホームページを見ますと、このごろ市長への手紙というのが今度はアップされて

いまして、それに寄せられたご意見、ご質問等を見てみますと、その中で地域公共交通、市民バスについてのご意見、ご質問などがちょっと調べてみましたら、７月までに３件寄せられているんですね。ご意見によりますと移住した方だとか、二地域居住されている方には公共交通が生活にとって欠かせないものとなっていることがうかがえます。

４月からは市民バス運行事業の、今抱えている最大の課題というのは、問題点というのは何なのか、もう一度、詳しく説明をいただきたいと思うんですけども。

そして、その問題点は今後、どのようにして、これらの点を解決していくのか、併せて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問、再質問にお答えしたいと思います。

この公共交通の最大の課題、それにどう応えていくのかということでございますけども、やはり最大の課題は、北杜市、市の面積は広い中でそれぞれ集落、またいろいろな商業地、学校、病院等も点在しているというところで、それらをどういうふうに公共交通で結んでいくかというのが一番難しい点ではないかなと考えております。

そのために今回、幹線と支線に分けて公共交通網を再編しようと計画をしました。支線については、さらに細かく４エリアに分けて、それぞれの４エリア、地域の特性に応じた中で、公共交通を走らせるということで、それも市民の目線で、やはり公共交通を考えてきたというところでございますので、そういうことからすれば、４月に向けて今、運行準備をしているわけなんですけれども、またこれまでと違った公共交通網が確立できるのではないかなと考えております。

本当に繰り返しになりますけども、この広い北杜市の中で、どうやって公共交通網を整備して皆さんの利便性を図るかというのが一番の課題でありますけども、そのようなことで、市民目線からも公共交通網の見直しをしてきたというところもありますので、また、新たに運行する４月からの新しい公共交通網を皆さんの力で利用して維持をしてもらった中で、また、そこから出てくる課題については、また市民の皆さまと話し合いをしながら、良い方法を考えて取り組むところは取り組んで、公共交通を必要としている人たちのための公共交通となるように、市のほうでは努力をしていきたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

ありがとうございます。再々質問を行います。

みんなの力で、このバス事業を盛り上げていくと、そういうことでございまして、私も委員としてこれに関わっておりますけれども、ぜひ来年４月スタートする新たなシステムによる市民バス運行事業が利用者の皆さん、市民にとって最善なものになるよう、最後まで職員も、わ

れわれ市民委員も努力をしたいと思います。

利用しやすいことが結果としては、多くの利用にもつながると思います。ぜひとも、この市民バスがスムーズに運行できることを願っておりますけれども、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問、再々質問にお答えいたします。

４月からの新しい公共交通網、市民の皆さんとつくり上げてきた公共交通網でございます。また、多くの市民の皆さまに利用できるように、市も頑張ってＰＲ、利用しやすい公共交通網として運営できるように努力していきたいと思っていますけども、そこにはやはり地域の皆さんの力も必要でありますので、ぜひ市民の皆さまの力も借りながら、みんなでこの公共交通網、新しい公共交通網としてつくり上げていきたいということでございますので、どうかよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

第３項目、北杜市補助金等の適正化ガイドラインについての再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中でも、公共的団体への様々な支援要請に積極的に応えていくというような、そういう答弁がございましたけれども、補助金にせよ、市のマイクロバスにせよ、様々な活動に支援もしていきたいと、こういうような答弁がございました。

特に、私は思うんですけども、市内のこうした公共的団体の市民の皆さまの様々な活動への市マイクロバスの利用、先ほどの答弁でも公共的な団体、文化協会とか体育協会などなどには、申請に基づいて、任意団体に対して積極的に利用も許可するというような答弁がございましたけれども、こうしたきめ細かいような支援が、また超少子化、超高齢化を迎える時代には、また大切になってくると思います。また、高齢者の構成する老人クラブだとか、また福祉関係者の団体など、皆さまによる活動等とともに必要性、重要性が今後高まってまいると思います。こうした点を踏まえて、再度、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会代表質問の再質問にお答えいたします。

マイクロバスの貸し出しについてということでございますけども、マイクロバスについては、先ほども答弁させていただいたとおり、公用車であり、公務のために基本的に使うということでございますので、現在は行政にかかります諸団体、社会福祉協議会だったり行政委員、また消防団等の公的活動、そして体育協会、文化協会などの任意団体で市が所管する課からの、そういう依頼、また事業に伴うことであれば、その活動に対してマイクロバスを貸し出しているというところでございますので、そういう、やっぱり公的な事業に結びつくというところが原則で、このマイクロバスは貸し出しをしておりますので、当面はその現状でマイクロバスの貸

し出しをして、そういう活動を支援していくということで、ご理解をいただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

第４項目め、小学校・中学校統廃合問題についての再質問を行います。

先ほどの答弁の中で、教育長の答弁でしたよね、小学校・中学校への諮問事項は何かという項目があるわけですけれども、調べまして、諮問書のあれがあるんですけども、その中で諮問事項については、３つあると思うんですよね。小中学校の適正規模に関すること。２つ目として小中学校の適正配置に関すること。括弧して、ここを言わなかったと思うんですけどね、小中一貫教育等を含むと、こういうことが明記されております。３つ目として、小中学校の通学区域に関すること。これで間違いないと思いますけども、このへんについての今後の諮問事項に則って、スケジュールどおり進めていくと、こういうことでいいと思うんですけども、このへんについての、諮問事項についての確認、内容についての質問を再質問としてさせていただきます。

また、もう１点は廃校校舎の高根北小学校、高根清里小学校等の貸付に係る案件についてでございますけども、そうした選定委員会で業者が決まったと、こういうことでありますけれども、貸付内容について、また事業者からの提案内容ももう少し具体的に詳しく伺いたいんですけど、できるでしょうか。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の再質問にお答えをいたします。

諮問内容についてでございますけれども、これにつきましては、令和元年８月２日付けで北杜市教育委員会教育長が北杜市立小中学校適正規模等審議会会長宛てに、北杜市立小中学校適正規模等審議会条例第２条の規定に基づきまして、諮問をするということになっております。

１番といたしましては、小中学校の適正規模に関すること。２番、小中学校の適正配置に関すること。（小中一貫教育等を含む）ということでございます。３番目といたしましては、小中学校の通学区域に関することということでございまして、２番につきましては、先ほど、教育長答弁の中で、括弧書きが抜けておりましたけれども、訂正をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問、再質問にお答えいたします。

旧高根北小学校、旧高根清里小学校、それぞれの貸付の内容でございますけども、高根北小

学校につきましては、建物、校舎と体育館、そしてグラウンドでございます。また、旧高根清里小学校につきましても、校舎、体育館、そしてグラウンド、駐車場ということで、それぞれの貸し付けを予定しているところでございます。

このたび、貸付相手から提案された内容でございますけども、高根北小学校につきましては、農業を中心とした学び舎体験の場づくりとして活用、またイベント等を開催して観光客の誘致とか交流を目指しているというところでございます。

その一方で、高根北小学校におきましては、福祉施設の連携による農福連携事業ということで、福祉施設の利用者に対してもそこで軽作業を行ってもらうというような、そういう事業を展開しているというふうに聞いているところでございます。

高根清里小学校につきましては、ここは地域の資料の保存、展示施設として活用したいということでございまして、具体的には名士の図書館として利用、これにつきましては、大学の名誉教授や事業課などの蔵書を預かって、そこでまた公開できるものについては公開をしていくということでございます。

あとメモリアルリポジトリということで、思い出保存庫ということで、それぞれ個人が持っている蔵書やコレクションなども、この施設をもって収納するように、貸倉庫のような形で使っていきたいということでございます。

あと、清里小学校では、金田一春彦先生のことばの学校が今回、２０回をもって終了したということでございますけども、これを引き続き継承して、ここで事業を展開していきたいというようなことを提案していただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

さっきの適正規模審議会での諮問事項というようなことで、小中一貫教育を含んだ審議をすると、こういうことになろうかと思うんですけども、多種多様な学校づくりというものを２年、３年かけてやるというようなスケジュールになろうかと思うんですけども、このへんについての積極的な審議がされることを願っております。

また、今後、先ほどの２つの廃校校舎の活用事例が今後の学校統合をした場合の活用に生かすことができればと期待するところもございますけれども、今回の貸付選定にあたって、市として貸付の事業者に一番期待するところは、どんな点でしょうか。改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

小中学校適正規模等審議会の審議につきましては、様々な面から多角的に検討し、答申をい

ただくということになっておりまして、それらの内容については、審議会の中で十分議論していただけるものと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会代表質問の再々質問にお答えいたします。

今回、旧高根北小学校と旧高根清里小学校の貸付について期待することについてでございますけども、やはりそれぞれ長年、地域に根差した教育の場、また地域の皆さんにとっては、心の拠りどころとして存在していた学校ということでございますので、やはりそれぞれの貸付、内容は違うわけでございますけども、それぞれ地域に根差した事業展開をして、地域の皆さまと活動ができる、活動していただくということがやっぱり、大いに期待をしているところでございます。

また、災害時には、それらの施設、避難所も指定されているわけでございますけども、そういう面からしても、やっぱり地域との結びつきというのを強く持って、それぞれの事業展開をしていただきたいというふうに考えております。また、そういうような指導ができるように、私のほうも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかによろしいですか。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

第５項目、中部横断自動車道（長坂～八千穂）環境影響評価の手続きについて、再質問をさせていただきます。

まず、私、双葉、韮崎、北杜市、合わせて計４回、環境影響評価方法書説明会、すべて出席し、市民の皆さまからの様々なご意見を聞くことができました。これからの活動の大変、参考となりました。

参加された方の意見は大方、仮称、韮崎都市計画道路１・４・１号　双葉・韮崎・清里幹線および仮称、佐久都市計画道路１・４・１号　南牧佐久線とはなんぞやというようなご意見。また、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の都市計画道路としての環境影響評価方法書の手続きに関わるご意見などなど、説明会を通してのご意見はこの事業に納得できない方が多かったというのが率直な私の感想です。

今、長坂～八千穂間の整備にあたり、人と自然との共生を実現するため、ルート帯沿線住民や関係者への理解を深める丁寧な説明が求められていると思います。

説明会での資料の事業概要の項目の中で、こう書いてあるんですね。この道路は都市施設として都市計画に位置付け、長期的な視点から計画的な整備を展開するとともに、インターチェンジ周辺の土地利用や各都市施設、相互の計画の調整を図ることとしますという、こういう概要が出ております。これが都市計画道路として位置付けるのであれば、北杜市はおのずとして早急に土地利用計画を立てるべきと考えます。

先ほども申しましたけれども、位置付いたときには、都市利用計画を立てるというふうな答弁もありましたけれども、このへんについての土地利用計画を立てることについてのお考えをお伺いいたします。

２つ目として、方法書に対する市町村の意見を発する場合、土地利用計画を示して、また提出には市民のコンセンサスを十分得た対応を図るべきと考えますが、先ほど答弁では、市町村の意見を出す市の対応はまだ未定だと、こういうふうに答弁がございましたけれども、このへんについてのご見解はいかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えいたします。

土地利用計画を策定するべきではないかという、ご質問かと思います。

今回は、当然ながら、環境影響評価法の方法書について説明会を行ったわけでございますが、それに基づく都市計画の都市施設としての位置付けというところで、質問があったものというふうに理解をしております。

齊藤議員ご指摘の土地利用計画につきましては、都市計画法に基づきます都市計画区域の設定をした時点で、その土地利用の用途の設定をするということになっておりますので、現段階では都市施設の位置付けということでございますので、今後、都市計画決定に基づく決定がなされた時点で、適切な時期にタイミングを見ながら土地利用計画等も含めた中で、今後十分な検討を行った中での、そういった各種計画に配慮していくものと理解をしております。

以上です。

もう１点ございます。失礼しました。

市町村の意見の部分でございますが、これにつきましては、現在、先ほども申し上げましたが、環境影響評価方法書に対する住民の意見が１７日までに寄せられております。それらをまとめた中での概要および意見に対する見解を現在、まとめている状況でございます。

それらを踏まえた中で、環境影響評価方法書に対する知事の意見を取りまとめるという段階に入るわけでございますが、知事の意見の取りまとめをする前段階におきましては、公聴会の開催、それから技術審議会等の意見に併せ、市町村の意見を求めるということとされておりますので、今後、具体的な県からの意見が求められるというところでございますので、現在につきましては、まだ未定というところで答弁をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

それでは再々質問を行います。

説明会を通して、様々な意見を、また疑問点などをお持ちの方が、また日常、不安を持ちながら、このルート帯沿線に暮らしている方もおられるわけであります。こうした方々への市長としての寄り添う姿勢と言うんですかね、そういうものはどうなのか、ちょっとご所見を伺い

ます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再々質問にお答えいたします。

説明会を通しまして、地域住民の皆さま方がこの道路整備に対しまして、若干なりとも不安があるというところのご指摘かと思いますが、今後そういったご意見につきましては、各段階ごとの都市計画法に則る段階ごとに意見を求めたり、また意見を述べられるというところがございますので、そういった意見、それから直接、私どもの窓口にもそういった意見が寄せられるかと思いますが、それらは真摯にお受けをいたしまして、国、県に上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

第６項目、交通安全対策についての再質問をさせていただきます。

現在、秋の全国交通安全運動が２１日から３０日までの１０日間にわたって展開されておるわけですけれども、重点目標は子どもと高齢者に重点が置かれて、高齢運転者の交通事故防止などが重点項目にあげられております。その中で、質問の中でもありますように免許証自主返納制度というようなものが市では創設されて、先ほど合計で３３２人の方が、この活用を利用されているということでございます。

ところで、そうした制度は１万２千円分の北杜市民バス回数乗車券を交付されるわけであります。市民バスに乗るには、バス停までに行くのに一苦労だというようなことを私はこの制度を利用した方からいただいたわけであります。その方は、これはタクシー券をいただいたほうがよっぽど利用しやすいというような、そんなようなお話でございました。

この制度をすでに利用した、こうした市民の声に今後、この制度の運用についていかがお考えでしょうか、これが１点。

２つ目ですが、高齢者の運転は農作業用の軽トラックだとか、トラクターの利用が高くなっているわけでありまして、こうした現状に対応する施策を、先ほど日常の乗用車等に付ける、そうした後付けの装置の創設をされたというようなことでございますが、こうした現状に対応する施策も、農業従事者に対する施策をもう一歩、前に進めていただけたらどうでしょうかと、それがもう１点ですね。

３つ目としましては、先ほどの答弁の中でも、信号機設置交差点の改良の取り組みということで、国道１４１号から市役所への入り口の交差点、信号については警察のほうから公安委員会のほうですか、申請中だというようなことなんですが、現状においても私もよく、あの交差点を出て帰るわけですけれども、特に入るよりか出るほうが大変危険でありまして、ルート１４１号から市役所入りは本当に危険であります。職員の方はもっと分かっていると思いますけども。また、大型スーパーマーケットが新聞発表によりますと１１月開業だということが報

道されております。ルート１４１号線から市役所入り口Ｔ字路交差点の改良と信号機設置は、喫緊の課題ではないでしょうか。先ほど申請は出ているということでございますけれども、１１月に間に合うように早急にいろんな面で力を入れていただければと思いますが、このへんについてのお考え。

そして、そのほかにも何カ所か信号機設置の要望が、交差点の横断歩道の設置などの要望が、市長への手紙というのは４月から立ち上がっておられるようですけども、これにも寄せられております。早急な対応が求められていますが、こうした点についてお考えを伺いたいと思います。これが３つ目ですね。

４つ目は、本年４月１日施行のブロック塀等の安全加工対策事業というのが出ているんですが、先ほどの交通安全対策の中でブロック塀についても質問しておりますので、このへんについて制度もスタートし、４月から今日までどのくらいの実績があるのか、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会代表質問の再質問にお答えいたします。

まず、自主返納者への対応ということで質問をいただいたところでございますけども、これについては、様々な声が聞かれているということで、こちらのほうも認識をしているところでございます。そういう中で、先ほど来、来年４月の運行に向けて公共交通の再編を行っているところでもございますので、その再編での、そういう自主返納者の利用状況を見ながら、また自主返納制度の内容については、考えてまいりたいと考えておるところでございます。

次に信号機の設置についてでございますけども、この１４１号との交差点での信号機の設置でございますけども、これについては、すでに北杜警察署のほうから山梨県警察本部および山梨県公安委員会に上申をしたということでございますので、設置についての判断については、今後、この大型店の出店状況に伴う車の通行量を見ながら対応をしていくという回答を受けているところでございますので、また引き続き北杜警察署、また山梨県公安委員会の対応状況を見ながら要望をしていきたいと考えております。

また、そのほかの交差点等における信号機の設置についても、地域の要望等を踏まえながら、また北杜警察署と協議をしながら上申してまいりたいと考えております。

いずれにしても、これは市が単独で設置するわけではなくて、山梨県公安委員会、県内全域をもって計画的に信号機の設置をするということでございますので、そういう中で、山梨県内で広いエリアを有しているということで、そこらへんをご理解いただきたいということでございます。しかしながら、市民の皆さんの交通安全確保のためには、市としましても全力を挙げて要望活動についてはしていきたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

ともにあゆむ会の、齊藤功文議員の再質問にお答えをいたします。

農業関係の事故防止というところの対策ということで、ご質問いただいております。

市内高齢化が進む中で、農業従事については、どうしても高齢の方が従事するということで、小さな事故というのは起こっているかもしれませんけども、特に大きな事故等は、圃場の中で起きたということは、あんまり報告等は実際にはない状況であります。

そんな中でありますけれども、市としては農作業の安全確認ということを推進しているということで、先ほど答弁させていただきましたけれども、さらに北杜警察署とも協議する中で、どんな対策ができるかということは、また検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えをいたします。

ブロック塀の耐震診断補助の事業でございますが、耐震診断と合わせた診断の申請件数は現在のところ１件というところでございます。通学路につきましては、現在のところございませんが、今後も安全性を確保するために周知をして今後も継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

先ほどの市民バス回数券の乗車券を交付されるということでありますけれども、公共バスが幹線、支線、整備されて、その活用状況を見て、また制度のことも検討するというような趣旨のご答弁がありましたけれども、そうはいっても、今回のいろいろな面を見ても幹線、支線が、支線はデマンドでやればと思うんですけども、そうした幹線というのは、なかなか通らないということで、なかなかそういうことが難しいというようなことで、そうしたタクシー券みたいな、そうしたもののほうがいいのかなという、そういうご意見がありますので、そのへんについては、検討する上での参考にしていただければと思います。

そして農作業の事故につきましては、市の広報だとかいろんなチラシ等で農作業の事故防止ということの中で、市内でも近年、農作業中の事故が多発とまでは、それはあれですけども、何件も出ておりまして、高齢者の農作業中の交通安全対策に行政ももっと積極的に取り組んでもらいたいなと、それが私たちの願いでございますけれども、ご見解をお伺いいたしたいと思います。

また、ブロック塀の申請が４月スタートしたけれども、１件たらずだということで、これは、見ていただければ分かるんですけども、補助金申請の様式が素人では書けません。大変難しい様式になっております。そのへんもこの事業をせっかくスタートしたんだから、ＰＲとかそういうのをしていく中で、改善するところは改善するというようなことを考えたらいかがかなと思いますが、そのへんについてのご見解をお伺いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

農作業安全対策ということで、さらに突っ込んだ対策ということでご質問でございました。

広報等活用する中で、さらに周知を図るということを市としても考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再々質問にお答えをいたします。

ブロック塀の関係でございますが、申請書の書き方、ブロック塀の補助事業の申請書の書き方でございますが、一般の市民の方には難しいというようなご指摘でございますが、たしかに構造的に安全なものを申請して補助をしていただくということの中で、難しいというところもございます。そのため、今後も窓口におきましては親切丁寧に説明をして、書き方等のものにつきましても、指導していきたいと考えております。また、その部分につきまして、改善ができるものにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

岡野淳君の関連質問を許します。

○１３番議員（岡野淳君）

公共交通について関連質問させていただきます。

先ほど、３番目の質問で、新たな公共交通システムが立ち上がったときに、最大の課題は何なんだという質問があって、部長の答弁としては、北杜市は広くて全部のニーズに応えるのが難しいんだという趣旨のお答えがあったと思いますが、これはもうはじめから分かっていたことですよね。新しいから、新しく問題になったということではないと思います。むしろ、この間、１９日の高根・長坂・大泉エリアでも、特に大泉の委員から指摘されたのは予約の取り方です。今、企画部が考えているのは、締切まで予約をずっといくけども、その段階ではただ予約を入れただけで、予約をした人がその予約が取れたのか、何時に乗れるのかが分からない状態。それがバスに乗る前日の午後になって予約が締め切られて、すべての予約をいっぺん整理して、そしてコースと時間を決めて、Ａさん、あなたは何時に乗りますよ、Ｂさん、あなたは何時ですよという連絡を折り返しするわけですよ。そうすると、バスに乗るほうはいつ来るかも分からない電話を待たなくてはいけないんです。これに非常に抵抗が大きいんですよ。もっとシンプルなやり方はないかといって散々散々揉めて、もう前に進まなくなってしまったから、ではとりあえず、それでやってみようということになっているんですけど、そこらへんについ

て、もう一度、企画部のお考えを伺いたいと思います。

それからいろんな問題があるとは思いますので、駄目だったら見直そうということにもなっていると思います。この見直しをどのくらいのペースでやっていくのか、その２点をお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問の関連質問にお答えしたいと思います。

予約の取り方ということでございますけども、高根・大泉・長坂エリアについては２段階方式ということで進めて、話し合いをエリア委員会の中でも議論していただいているというところでございます。

このエリアにつきましては、目的地が比較的利用頻度が高い目的地ということで２つ、それ以外にももう１つというようなことで、その目的地をいくつ設定するかということも、その中では課題にあがってきたかなというふうに考えております。そういう中で、それぞれの目的地に行くために、前々日の午後１時まで、１３時までに予約を受け付けて、その状況でルートをいったん決めます。そのルートを決めた中で、さらに予約を受け付けて、そのルート上で乗降が可能な人に対しては、受け入れをしていくというシステムで運行を考えているというところでございまして、そうすることによって、より多くの人たちが目的地に移動することが可能というふうになってくるという、メリットがあるということでございます。それがなかなかいろんな意見が分かれて、今、エリア委員会の中でもいろいろと調整をしていただいているところであるというふうに認識をしております。

そういうことでございますので、そういう中で効率的な運行ということで、予約を取る方法の１つの考え方を提示させていただいているということでございます。なるべく多くの方に乗っていただくということを考えての、こういう手法を取って提案させてもらっているということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

また、この運行を決めていただいて、運行を開始した以降につきましては、１年ごとに検証をしまして、次の年に改善するところについては反映をして、よりよい交通網として運営ができるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○１３番議員（岡野淳君）

ありがとうございます。より多くの人が乗ってもらいたいという趣旨は、よく分かっています。ただ、前回の実証運行のときも、やはりネックになったのが予約の仕方、予約のしにくさがネックになっています。今回の予約のやり方だと、前日になって、あなたはやっぱりバスに乗れませんよということだって起こり得るわけですよね。そうなったら、もうその人、たぶん二度と乗らないと思いますよ。だから、そういうことのないように、もう少し、ほかのやり方も考えてくれという声があがったと思うんです。ところが、この間の１９日の会議では、それ

が一切出てこなかった。もう少し、やはり乗る側の利便性みたいなものを考えて議論をしたいというふうに、そのときは思ったんですけども、そのへんについて、もう一度、お考えを伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

岡野議員の、ともにあゆむ会代表質問の関連質問の再々質問にお答えしたいと思います。

２段階方式を取る理由の１つとしましては、最初に予約をしてくれた方には確実に乗ってもらうということでございまして、それもある程度、正確な時間を示した中で、待ち時間を少なくしてタクシーに乗ってもらうという方式を取るために、前々日予約の方式を提案させてもらったというところでございます。

翌日の予約については、そのルート上で乗ることが可能なお客さんに対しては受け入れるというシステムでございますので、仮にそのお客さんがその時間帯の路線に乗れないということになれば、また違った時間帯のタクシーを利用してもらうということで、またご案内をできるのかなと考えておりまして、今、エリア委員会の中では、この方式について議論をしていただいているところでございますけども、これについてもエリア委員会の中で意見集約を図って、その予約方式を決めていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

原堅志君。

○１２番議員（原堅志君）

私のほうから指定管理制度と小中学校統廃合について、この２点について質問させていただきます。

まず指定管理についてですけども、先ほど、監査委員のほうから納入金が入っているから、その指摘事項には当たらないというようなご答弁があったような気がするんですけども、これは業務指導の中で、当然、３月の議会でこの問題については議論されて、４月２５日に取り消しが決定になったと。先ほど、５月末までは納入金があればいいんだというお答えがあったようなんですけども、そのへんについて、やはり指摘事項としてきちっと載せて、今後の課題として監査として載せるべきではないかと思いますので、そのへんについて、まず１点お願いします。

次に指定管理者を募集要項の中で、５月にアルプスに決定になったんですけども、これについては今でも、今後、当然、８月１日からという予定の中で募集をかけたんですけども、アルプスに、この要綱が今後生きた中で交渉していくのか、その２点についてお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

上村監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（上村法広君）

原議員の、ともにあゆむ会代表質問の関連質問にお答えいたします。

納入金が期限内に入っていなかったので、指摘事項とするべきではないかということでございました。

これにつきましては、先ほどと繰り返しになりますが、出納閉鎖期限までに納めていただくように、担当課としても必死に努力しているということを監査の席上でも聞いておりましたので、こちらについては指摘事項とはしなかったということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会代表質問の関連質問にお答えいたします。

道の駅はくしゅうにかかります新しい指定管理者との協定ということだと思います。

これについては、すでに７月の臨時会において議決を得て、新しい指定管理者と協定書を締結したということでございますので、現在はその協定書を継続しているというところでご理解をいただければと考えています。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○１２番議員（原堅志君）

では再々質問をさせていただきます。

先ほど、午前中のときに栗谷議員から白州道の駅の利用組合のことについてのあれが出たんですけども、私も会員の一人として、その場にいたんですけども、７月末までの決算内容の報告と利用組合の解散についての提案があったという中で、相当議論がありました。参加者は１５０人超えていたと思います。その中で、最後に決を採ったようなんですけども、その決を採ったときに解散しないで、そのままいってもらいたいという人たちがほとんどで、１０人以下だったと思います、解散すべきだというのは。そんな状況の中で、農業者も、白州町においても、この道の駅については中核の施設として、われわれが一生懸命継続していかなければいけないということで、それぞれがそれぞれの立場の中で一生懸命やっております。その中で、先ほど午前中の中で、２４日に部長のほうでその生産者組合と話を持ったと。これは私、聞き間違いかどうか分からないですけども、１１月１日以降もその生産者組合について、代表者として協議をしていくような、そんなニュアンスのご答弁があったようなんですけども、そのへんについて、私の解釈でよかったのか。

先ほど再質問でやりました募集要項ですね、募集要項の中には業務仕様書の中で農産物については、利用組合と密に話し合ってくれという一行が入っているんですね。これは当然、アルプスも承知していると思います。生産者組合というのは、私の記憶ですと、今の施設をなんとか、みんな外で売れなくて、市長の英断の下になんとか中を開放して売ってもいいよということで仮に貸している、それをまとめたのが生産者組合というように認識しております。それが、その１０月以降もアルプスとの協議の対象が生産者組合ということになると、ちょっと問題が発生してくるような気がします。そのへんについて、私の認識の違いであれば構いませんけど

も、その答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

ともにあゆむ会、原堅志議員の関連質問にお答えをいたします。

指定管理施設の中、白州交流促進施設道の駅はくしゅうの協定書に基づく今後の対応という内容だと思いますけども、これにつきましては、基本的には仕様書を書いた時点では、道の駅利用組合が機能していましたので、そこでちゃんとしっかり引き継ぎを行ってということで仕様書に書いてありまして、それに基づく引き継ぎも行ったところでございます。

ただ、そのあと状況が変わりまして、一連るるご説明してきたような状況の中で、管理運営組合の一員であります利用組合の方々も、実際には今回の道の駅の休止に伴いまして、新しく農業者、生産者を守るために新たに施設を借りて自分たちで運営をするというところにつきましては、今、ご質問のあった利用組合ですね、利用組合の方々もすべて含む中で新しい体制で今、運営をしていると、市のほうとしてはそういう認識をしておりますので、アルプスとはそんな中で、２４日の日に今の新しい人たちがすべてを網羅しているということで、意見交換、引き継ぎ的なことを行ったところでございます。

その中で、役員の皆さんについても当然、生産者の方はすべて網羅、当然、あっちが駄目、こっちが駄目ということではなくて、すべての方を受け入れていくということで、アルプスも承知する中で引き継ぎを行っていったところでございます。

状況としては以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君、小中学校の関連質問ですね。

○１２番議員（原堅志君）

小中学校の統廃合問題についてですけども、先ほどご答弁の中で小中一貫ということを明記されてきたと。今後については、それも含めてやっていくんだと。これは私が前々から、この地域においては、中学校に関しては小中一貫も検討すべきではないかということを何回も、私はこの本会議場で説明した中で、ようやく、今回そういう形で、審議会へかけていただいたということは、私は非常に積極的でよかったんではないかというように思います。これについては、審議会の今後の動向を注視していきたいと私は思っております。

そんな中で１点だけ、文科省がこの小中一貫について数年前に認めたと思いますけども、この文科省の動向について、分かる範囲内で結構ですけども、小中一貫についてご答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

ともにあゆむ会、原堅志議員の関連質問についてお答えをいたします。

先ほど答弁の中での諮問の内容についてですけれども、これにつきましては、先ほども答弁

をさせていただきましたけれども、審議会の中で多面的に様々な方面から審議、議論をしていただくということでございまして、それは審議会の議論を待ちたいと思っております。

また、文科省のほうで小中一貫という考えが示されておるということについては、私どもも承知はしておりますけれども、それについては、また、新学習指導要領等もきた中での議論になろうと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

（　な　し　）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開は５時３０分といたします。

休憩　午後　５時２１分

再開　午後　５時３０分

○議長（中嶋新君）

それでは再開いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、４番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

公明党の代表質問をいたします。

４項目について質問をいたします。

はじめに、プラスチックごみ削減について。２項目めは、フレイル予防について。３項目めは、子育て支援の対応について。４項目めは、減災力の強いまちづくりについてであります。

はじめに、プラスチックごみ削減について質問をいたします。

「名も知らぬ遠き島より、流れ寄る～」と言えば、「椰子の実」であり、明治時代、詩をつづった島崎藤村は、南の国から日本の海岸へ打ち上げられた漂着物の長旅に思いをはせたわけであります。

さて、今はどうでしょうか。砂浜でよく見かけるのは、ペットボトルやレジ袋といったプラスチックごみ（プラごみ）です。人間は、どんな空腹でも菓子パンなどを袋ごとかじったりはしません。しかし、動物は違うわけです。ウミガメやクジラは海を漂うプラごみを、餌と間違えて食べてしまいます。陸上でも同じで、奈良公園では、死んだシカの胃袋から観光客が投げ捨てたレジ袋などが見つかる例が相次いでいます。

漂流プラごみは、紫外線や波の影響で砕け、５ミリメートル以下の「マイクロプラスチック」と化すわけであります。また、有害物質が付着しやすく、それを食べた魚などに蓄積し、その魚を食べる人間に影響がないわけがありません。

プラごみは世界で少なくとも年間８００万トンが海に流出されています。この量はジャンボ

ジェット機５万機に相当する莫大な量になります。

６月に開かれたＧ２０大阪サミットでも、プラごみ問題は主要な議題となり、議長国として日本は、レジ袋の有料化を義務付ける方針を表明しています。「つくる責任、つかう責任」国連のＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の一つであり、レジ袋よりエコバッグ、ペットボトルより水筒・・・使い側にすぐできることがあるわけであります。

消費者として今までは一回使って捨てるレジ袋やペットボトル、ストローも当たり前でした。それが何からできているのか、捨てた後はどうなるのかなど興味も疑問も持たなかったのではないでしょうか。

より便利に、より安くというニーズは使い捨てが当たり前の生活スタイルをつくったのです。大量廃棄型社会です。今後は買い物に行くときは、マイバッグを持ち、お茶を飲みに行くときはマイボトル、マイカップを持っていく。使い捨てのプラスチック製容器や包装は使わない生活スタイルへ変えていくことです。

本市では、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を基本コンセプトとして、市民一人ひとりが環境問題への意識を高めながら、自然環境と人の営みが共生する循環型社会の形成を目指しています。プラスチックごみによる海洋汚染が極めて深刻な状況であり、つまり生態系破壊の因となっている状況にあります。世界的な問題と、また、私たちの身近な問題となったプラスチックごみの削減について、本市の取り組みを伺います。

そこで以下、質問いたします。

１．マイクロプラスチック等の実態調査は。

２．レジ袋の削減、マイバックの推進は。

３．リユース食器の利用促進は。

４．各自治体の資源回収の充実は。

５．「マイバッグ・マイボトル運動」の市民宣言の考えは。

６．環境教育の取り組みは、どのようなお考えかお伺いいたします。

２項目めのフレイル予防について、質問をいたします。

本市は、本年３月に第２次北杜市総合戦略プレ計画を発表し、「みんなでつくろう　健幸北杜」を概念とし、１．安心して暮らせるまち～子育てと福祉、２．活気あふれるまち～雇用と産業、３．夢響きあうまち～教育、４．暮らしに花を咲かせるまち～スポーツと芸術、５．自分らしさを探せるまち～若者と女性の活躍、６．健幸北杜を支える基盤の６つの柱を立て実施しています。

人生１００年時代といわれますが、健康寿命も少しずつ長くなっています。７５歳以上の後期高齢者の人口は１，７７０万人で、６５歳から７４歳の高齢者の人口１，７６４万人を上回り、高齢者の人口全体の半数を超えました。

日本でこれから最も増えるのは、この７５歳以上の人口です。２０３０年には全人口の約２割が７５歳以上になります。そして、７５歳以上の世代の８割近い人が自立した生活が徐々に困難になって、介護を必要とするようになることが予想されます。

したがって、徐々に生活機能が低下する虚弱化（フレイル）を少しでも遅らせ、たとえ２年でも３年でも健康寿命の延伸を図っていくことは、喫緊の課題となっています。

フレイル（Ｆｒａｉｌ）と言う言葉の意味について、改めて確認しておきたいと思います。

フレイルとは歳をとっていく過程で、「足腰が思ったように動かない」、「転びやすくなった」、

「友だちと会わなくなった」、「柔らかいものばかり食べている」など日常的な些細な兆候から始まる「虚弱の状態」をいいます。

予防について、具体的には、「人が自立して生きていくための基本的な機能である『食べる』・『歩く』・『人と会話する』」ことにターゲットを置いたもので「適切な栄養の摂取」、「体力の維持・増進」、「社会参加の促進」を進めることであり、健康長寿のための３つの柱とされています。

誰もが住み慣れたところで安心して、自分らしく年をとることができる生活環境を整備することが課題であり、ハード・ソフト両方の面で取り組むことが必要であると鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

１．加齢に伴う虚弱化をどう遅らせ「健康寿命の延伸」を図るのか、基本的な考えは。

２．フレイル予防の普及・啓発は。

３．高齢者の就労と学びの場の提供は。

４．フレイル予防を地域ぐるみの運動として取り組む考えは。

５．健康寿命の延伸プロジェクト事業（仮称）の取り組みは。

６．特定検診項目に生活機能評価項目（低栄養・休まず歩ける距離・歩行速度・片足立ち・人とのつながりなど）を追加する考えは、どのようなお考えかお伺いいたします。

３項目めの子育て支援の対応について、質問をいたします。

少子高齢化による人口減少は、今、日本が抱える最重要課題として、各自治体が取り組む重要施策であります。政府の人口動態調査によると、４２道府県で人口が減る中、東京圏（埼玉、東京、千葉、神奈川）と沖縄が人口増加であります。

東京圏では、進学や就職を機に地方から上京しそのまま定着するという、人口流入が続く現状であります。

国内の出生数は約９２万人、死亡者数は約１３６万人（ともに昨年のデータ）であり、東京一極集中が進むほど、地方の人口減少、ふるさとの衰微は加速する形となり得ます。その対応に向けて北杜市は経済的支援を支える支援策として、保育料第２子以降無料化の実施や、子育て支援住宅「はっぴいタウン」の整備・子育て世代マイホーム補助金の活用促進など、全国トップレベルの子育て支援の施策を展開しておりますが、本市における出生数は、平成１８年では３００人を下回り、平成２９年は２０８人と少子化の減少傾向が進んでおります。

未来の宝である子どもたちに、今どのような施策を講じていくことが必要なのか、喫緊の課題であると鑑みます。本年１０月に予定されている消費税１０％への引き上げによる増収分の使い道を見直し、社会保障や子育て支援の充実に充てることとなります。

自治体においては、これら国の制度の充実に伴い生じた新たな財源を活用し、地域のニーズに対応した独自の施策を図ることが必要です。そして子育て世代の教育負担や経済的負担の軽減を具体的に進めていくことは、子育てしやすい環境づくりとなり、将来にわたって北杜市が発展していくためには、未来を担う子どもたちが、その個性を生かしながら地域で活躍できる人材となっていく必要があります。そのことから、本市独自の特徴的な施策が望まれると鑑みます。

そこで以下、質問をいたします。

１．副食費免除の負担軽減による、さらなる支援の充実は。

２．出産祝金の第１子へ支給事業拡充の考えは。

３．園児の基礎体力向上事業の取り組みは。

４．保育士人材掘り起し事業の取り組みと状況は。

５．つどいの広場三世代交流事業の取り組みは、どのようなお考えかお伺いいたします。

最後の質問です。減災力の強いまちづくりについて、質問をいたします。

６０年前、１９５９年（昭和３４年）８月１２日に発生した台風７号が県内に接近。１３日から１４日にかけての大雨によって、黒戸山の８合目付近から数百ヘクタールの土砂が削られ、大武川を流れ下りました。

武川村（現北杜市武川町）の１２８戸が土石流にのまれ、死者、行方不明者２３人にのぼった大災害でありました。そして、大武川橋や釜無川橋などの橋が流失し、村は仮の橋ができるまで約１週間孤立しました。

私が生まれた年の災害でもあり、７月の市政報告会および講演会では、テーマ「昭和３４年災害の記憶をたどって」と題し、講師の末木様より当時の体験を通し「自助」の必要性を実感いたしました。

また、広報ほくとでシリーズ化している、「減災力の強いまちづくり」も１６回となり、第１回のシリーズの内容は、平成３０年６月号に掲載された、「地域減災リーダー育成研修の日程」から始まり、本年６月号では、平成３１年３月に改定された、北杜市地域防災計画「住民編」の内容が掲載されました。

「減災力の強いまちづくり」に向け、市民一人ひとりの自助力と家庭を取り巻く地域の共助力を高めることを目的に策定されました。

従来から国の「防災基本計画」があり、自治体で立てる「地域防災計画」などがあります。それに加え、地区防災計画は、災害が起こった時に、いつ、どう動くのか、事前に何を準備するのかなど、地域住民が自発的に立てる計画であります。

最大の特徴は、計画を立てる単位に制限がない点であり、町会や自治会をはじめ、マンション管理組合、企業、ＮＰＯ法人、商店街、学校、医療、福祉施設などが想定されます。しかし、東日本大震災では、地震や津波で行政機能がマヒする中、地域コミュニティを中心とした共助が、避難所運営などで重要な役割を果たしました。

今後、発生が危惧されている首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害に備えて、特に自助と公助をつなぐ共助を強化する手だてが欠かせません。そのことから、地区防災計画を整備する意義があると鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

１．地区防災計画の制度の普及・啓蒙活動の取り組みは。

２．大型台風や大規模地震を想定した、家庭防災会議の開催の取り組みは。

３．マイ・タイムラインを推進する考えは。

４．高齢者の増加による防災訓練や講習会の参加の対応と課題は。

５．市職員の地域減災リーダー育成事業の取り組み状況は。

６．地域内の自主防災組織の取り組み状況と、地域減災リーダーの関わりは。

７．避難情報の発信として、水位計、雨量計を防災対策に活用する取り組みと周知の考えは、どのようなお考えかお伺いし、質問を終わります。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

プラスチックごみ削減における、「マイバッグ・マイボトル運動」の市民宣言についてであります。

廃プラスチック類の排出削減に向けては、市民に分かりやすい、身近な取り組みが必要であり、特にレジ袋、ペットボトルの排出削減については、重要な課題と考えております。

市役所内での身近な取り組みとしては、本年度より「北杜市環境審議会」においては、会議時のマイボトル持参の徹底を行っているところであります。

また、山梨県におけるレジ袋削減効果についての調査結果によりますと、県内でのマイバッグなどの持参率は、本年６月現在で８７．２％でありますが、北杜市においては８６．８％で、県の平均を下回っております。

このような状況の中で、今後、なお一層の廃プラスチック類の排出削減を図るためには、市民宣言に基づく、取り組みの実践が必要であると考えているところであり、「市制施行１５周年記念式典」において、「マイバック・マイボトル宣言」を行う予定であり、新たな取り組みとして「飛び出せ　市長と未来を語る集い」において出されたご意見を参考に、「レジ袋」「使い捨てコップ」の廃止に取り組む店舗を認定する制度を検討してまいります。

次に、フレイル予防における、「健康寿命の延伸」の基本的な考えについてであります。

健康な状態から要介護状態へと移行する中間の段階である「フレイル」は、要介護状態になる恐れが高い状態であると同時に、適切な介入や支援を行うことで、心身の健康を維持して自立した生活を送れる状態でもあります。

市では、全国に先駆け、平成２４年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組んでおり、被保険者が要介護状態、要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活が送れるよう支援するため、「通所型・訪問型サービス」など専門的なサービスの提供、北杜市社会福祉協議会と住民ボランティアで実施する「ふれあいいきいきサロン」、住民等多様な主体による「はつらつシルバーのつどい事業」「高齢者の通いの場」の取り組み、「介護予防サポートリーダーの育成」や「介護予防講演会」などによる普及など、市民・事業所・社協・行政が一体となり、「介護予防」に取り組んでまいりました。

その結果、要支援者・事業対象者が要介護認定に移行しない率については、昨年度において８９．７％となっております。

今後は、来月３日には、「飛び出せ　市長と未来を語る集い」において、「高齢者の通いの場」や「高齢者外出支援モデル事業」などに取り組んでいただいている地域のボランティアの皆さんと意見交換を行います。

集い等でお伺いした様々なご意見は、「第２次北杜市総合戦略」に掲げる事業の検討の中で、参考にさせていただき、介護予防・健康づくりを焦点に、「フレイル予防」と「保健事業」の一体的な取り組みにより、「予防事業」の充実を図り、「健幸北杜」のさらなる推進を目指してまいります。

次に、子育て支援の対応における、副食費免除の負担軽減についてであります。

来月から始まる「幼児教育・保育の無償化」においては、３歳児から５歳児の保育料が無償

化となる一方、これまで保育料に含むとされていた、副食費を新たに実費徴収とすることが、国の制度として示されております。

副食費の実費徴収に伴い、国では免除措置として、年収３６０万円未満相当の世帯の子どもおよび第３子以降の子どもを対象に副食費を免除することとしております。

本市では、平成２１年度から、女性が働きやすい環境づくりと子育て世帯の経済的な負担軽減を行い、子どもを安心して産み、育てられる環境を整備するため、全国に先駆け市の独自施策として実施している「第２子以降完全無料化」により、これまでと同様に主食のみをお持ちいただき、保育料・副食費ともに、完全無料化を継続実施してまいります。

また、第１子の１０月以降の副食費として、国の基準額とする月額４，５００円を実費の一部として徴収する予定でおります。免除についても、国の制度のとおり実施する予定であります。

市立保育園の給食は、子どもの成長を第一に考え、栄養バランスのとれた給食の提供および地元食材を活用した食育の推進を行っております。

副食費の市独自のさらなる支援については、現時点、予定しておりませんが、引き続き、特色のある給食の提供を継続してまいります。

また、新たな子育て支援策として、来年１月から、子ども医療費助成における入院時の食事代を助成対象に加えることを現在検討しておりますが、さらなる支援策については、「北杜市子ども・子育て会議」のご審議をいただく中で、検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地区防災計画の普及・啓蒙活動の取り組みについてであります。

「地区防災計画」は、地域コミュニティにおける共助の重要性が認識されたことを踏まえ、平成２５年に「災害対策基本法」が改正されて創設された制度で、地域の特性や予想される災害、平時や非常時の取り組みなど、自分たちの地域の人命、財産を守るための自発的な防災活動計画であります。

本市においては、自主防災組織の設立時に策定を促しているところでありますが、現在６４の自主防災組織のうち「地区防災計画」を策定しているのは１４組織であるため、昨年度改定した「北杜市地域防災計画」の中で「地区防災計画」の策定支援等を明確にし、地域減災リーダーの講習において計画の必要性や重要性を説明し、積極的な策定の推進を図っているところであります。

今後も、「地域減災リーダー育成事業」や減災講座「出前塾」の中で、自主的な策定を促すとともに、まだ策定していない自主防災組織には、県の「防災アドバイザー派遣制度」を活用して、「地区防災計画」の策定支援を行ってまいります。

次に、「家庭防災会議」の取り組みと「マイ・タイムライン」の推進についてであります。

「減災力の強いまちづくり」を推進するためには、市民一人ひとりの自主対策である「自助」、

家庭を取り巻く地域の「共助」の力を高めることが必要であり、家庭内の減災・防災は、共助の第一歩であることから、いざという時のために日ごろから家族で準備し訓練を重ねる、「家庭の防災会議」が大切であると考えております。

また、「マイ・タイムライン」は、いざという時に慌てることがないよう、避難に備えた行動を一人ひとりが「いつ・誰が・何をするのか」をあらかじめ決めておく、言わば防災のスケジュール表で、次第に危険性が高まって災害が起きやすくなる台風や大雨、大雪などでは効果が期待できます。

このようなことから、減災講座「出前塾」では、「実践重視の今すぐできる家庭の減災」や「親子防災・減災教室」の講座を推進しており、本年８月までに昨年度の実績を上回る１１件の「出前塾」の申し込みがあり、そのうち、３件が「家庭の減災」関係の講座であります。

現在、市広報紙において「自らの命は自らが守る」をテーマに、減災力に関わる様々な情報を紹介しております。

今後も、市広報紙への掲載を継続するとともに、市のホームページやほくとニュースでの周知を実施し、また、「出前塾」においても家庭や地域の減災力の強化、「マイ・タイムライン」の推進を図ってまいります。

次に、高齢者の増加による防災訓練や講習会の参加の対応と課題についてであります。

今月１日に各地区で防災訓練を実施しましたが、市の総合防災訓練は県との連携を図るため、本年は来月２７日に山梨県と「合同地震防災訓練」として実施し、民間の福祉避難所も参加する中で、要配慮者の避難行動訓練も行います。

要配慮者自身が避難行動の支援者を決めておき、地域内での訓練を積み重ねることが大切であり、高齢者に限らず「自分は大丈夫」という意識を変えていくことが課題であるため、「高齢者のための減災研修」の「出前塾」を推進し、各地域で積極的に活用いただけるよう周知してまいります。

また、日ごろから地域行事などを通して、高齢者と若い世代が交流することで、地域コミュニティにおける信頼関係が構築でき、災害時における共助にもつながることから、代表区長会などで世代を超えた地域交流の実施も呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、市職員の地域減災リーダー育成事業の取り組みについてであります。

大規模災害が発生すると、市役所や警察などの公的機関も被災し、職員も被災する可能性もあることから、職員の自助力、家庭や地域での減災力を高めるため、本年度新たに職員向けの「地域減災リーダー育成研修」を７月と８月に４回開催いたしました。

２１４名の職員が受講して合格し、これまでに普通救命基礎講習の受講を終了して「地域減災リーダー」の認定を受けた職員は１０３名であります。

今後も継続して、「地域減災リーダー育成研修」や「普通救命基礎講習」を行い、リーダーとして、地域で活躍できる人材を育成してまいります。

次に、自主防災組織の取り組み状況と地域減災リーダーの関わりについてであります。

市内には８月末現在で、６４の自主防災組織が結成され、市内世帯数の４分の１に当たる約５，８００世帯が加入しており、「資機材整備補助制度」を活用して、発電機や救護用品などの整備を図るほか、毎年防災訓練を実施するとともに、「出前塾」も活用して、「共助力」の向上に努めていただいております。

「地域減災リーダー」は、共助力を高め、持続可能で機能する自主防災組織の運営や、組織

作りのために関わっていただくことを役割としておりますが、依然として少ない状況であります。

このたびの、台風１５号で被災した千葉県君津市へ給水のため派遣した職員報告によれば、課題は情報伝達の方法や地域のリーダーの存在などでありました。

このようなことから、現在認定されているリーダーには、各地域に多くのリーダーが育成されるよう「地域減災リーダー育成事業」の周知、推進にご協力をお願いしているところであります。

次に、水位計、雨量計の防災対策に活用する取り組みについてであります。

昨年の日本列島を縦断した台風２４号により、本市は甚大な被害を受けたことから、国土交通省の被災現場視察に際し、今後の防災対策として水位計の設置を要望したところ、本年度末までに新たに、水位計が１８カ所に設置されることとなりました。

水位計は、昨年度末までに８カ所に設置され、既存の６カ所と合わせ、現在１４カ所で水位の観測をしており、市内１０カ所の雨量計とともに、台風などの豪雨の際には、インターネット上で常に河川の水位や雨量を詳細に確認することができるため、早めの情報発信や対策が可能となります。

今後は、各部局や各総合支所においても今まで以上に活用し、現場の状況把握に努め、迅速に市民の避難対策を講じてまいります。

また、この水位計は「川の水位情報」、雨量計は「山梨県の雨量情報」として、インターネット上で誰でも閲覧できることから、自助・共助に役立てられるよう、市広報紙等でも周知してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

フレイル予防について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、普及・啓発についてであります。

「フレイル予防」は、介護予防普及啓発事業における主要テーマの１つであり、昨年度「新概念フレイル健康寿命を延ばすために大切なこと」と題した介護予防講習会を開催したところ、１７５人が参加し、参加者の満足度も９６％でありました。

本年度も「フレイル」に関する正しい知識を身につけていただくため、「人生１００歳時代到来～地域ぐるみでフレイル予防　つながりが健康をつくる～」と題し、１１月２３日に講演会を開催する予定であります。

この講演会を通して、「フレイル」という状態が介護状態へ移行しやすい危険性を秘めていることなどを、より大勢の方に理解していただきたいと考えております。

また、昨年度、市ホームページに立ち上げた「ほくと元気１００歳ＮＥＴ」では、「運動・口腔・栄養」をテーマとした動画などを配信することを通じ、介護予防を日常生活の中で、より積極的に取り組める環境づくりを進めているところであります。

今後は、さらに専門的な支援が行えるよう、「フレイルチェック」や地域で活動する「フレイ

ルサポーター」の養成と、サポーターを育成する「フレイルトレーナー」の養成を行い、「高齢者通いの場」などと連携し、「フレイル予防」の普及・啓発に努めてまいります。

次に、高齢者の就労と学びの場の提供についてであります。

市では、高齢者の就業機会の確保を図るため、「ほくとハッピーワーク」において、働く意欲がある高齢者を対象としたマッチングを行っているほか、「社団法人峡北広域シルバー人材センター」においては、４７９人が登録しており、多くの高齢者が活動しております。

このほか、「介護支援ボランティア事業」では、高齢者が介護施設等において、ボランティア活動を行った場合、活動実績を評価してポイントを付与する事業に取り組んでおり、現在、登録者１６６人、ボランティア受入れ指定施設等８１カ所において活動をしていただいているところであります。

また、学びの場については、昨年度スタートした「まなびの杜パスポート事業」において、多くの高齢者の皆さまにもご参加をいただいているほか、北杜市社会福祉協議会の「シニア生き生き講座」、「北杜市老人クラブ連合会」の活動、「はつらつシルバーのつどい事業」において、運動・栄養・口腔・認知症予防等の専門講師を派遣し、１８４回開催、延べ４，０３９人の参加により、地区公民館等で介護予防に関する知識を学ぶほか、「出前介護予防講座」では、公民館等を利用した健康講座や教室等、依頼のあった地域に保健師や社会福祉士が出向き、１７回開催、延べ４３５人の参加者に、介護予防・権利擁護などについて講話を行っております。

また、「人生１００年時代のマネジメント講座」では、１００歳まで生きる時代の「健康・生きがい・口腔・運動・栄養・お金」などについて学ぶ講座を開催し、７回の開催、２９９人の参加により、楽しみながら学習していただいているところであります。

今後も、参加者の声を伺いながら、内容を充実してまいります。

次に、フレイル予防を地域ぐるみの運動として取り組む考えについてであります。

「フレイル予防」に取り組んでいくためには、保健事業と介護予防の一体的な取り組みが必要となります。

現在、地域においては、「はつらつシルバーのつどい事業」を保健福祉推進員が中心となり、各地区公民館等において、専門講師による「運動・栄養・口腔・認知症予防など」の介護予防講座を開催するなど、知識の普及や健康づくりの推進を行っていただいております。

また、「高齢者の通いの場」である「公民館カフェ」３４カ所では、３９１回の開催で６０２人、延べ４，３２１人の参加により、公民館等を利用した、「介護予防サポートリーダー」による運動を中心とした通いの場の提供、「コミュニティカフェ」では、８カ所で週１回開催、１カ所で週２回開催し、住民ボランティア団体等によるレクリエーションや健康増進活動、交流のための「通いの場」の開催を行っていただいているところであります。

このほか、「介護予防サポートリーダー」登録者１３７人においては、介護予防の必要性を理解し、地域での介護予防の普及や実践を行っていただいているほか、「認知症サポートリーダー」においては、地域において認知症の方とその家族の支えとなっていただいております。

今後も、保健福祉推進員が中心となって実施する「はつらつシルバーのつどい事業」における普及啓発などを通じて、地域の協力を得る中、地域全体で介護予防に取り組む体制づくりに努めてまいります。

次に、「健康寿命の延伸プロジェクト事業（仮称）」の取り組みについてであります。

「健康寿命の延伸プロジェクト事業」は、「第２次北杜市総合戦略」において、高齢者福祉の

充実を推進するため、新たに計画に位置付けた事業であります。

当事業は、効果的・効率的な保健、医療、介護、福祉等の提供を行うため、新たに「フレイル」の予防を目的とした、「疾病予防・重症化予防等の保健事業」と「介護予防・フレイル対策」を一体的に展開するためのものであります。

事業実施に当たっては、「フレイルチェック」や地域で活動する「フレイルサポーター」の養成と、サポーターを育成する「フレイルトレーナー」の養成が必要であり、現在、県と連携し、その準備を進めているところであります。

次に、特定健診項目への生活機能評価項目の追加についてであります。

特定健診は、生活習慣病の予防を目的として、「メタボリックシンドローム」をターゲットとした健診であります。

このため、生活機能評価については、特定検診の追加項目としての取り扱いは、現在のところ予定しておりません。

しかしながら、「フレイル状態の高齢者」を早期に把握するため、「地域包括支援センター」において、高齢者の様々な相談を受ける中、身体的不安や生活への不安がある高齢者に対し、「基本チェックリスト」の評価に基づき判定を行い、介護予防事業や一般介護予防事業につなげております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

子育て支援の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「出産祝金」の第１子への拡充についてであります。

本市では、子どもたちの健やかな成長、定住促進および市の活性化を目的として、第２子５万円、第３子３０万円、第４子以降５０万円の出産祝金を支給しており、昨年度においては、第２子が７３件、第３子が３８件、第４子は１４件でありました。

第１子の祝金については、平成２２年度まで１万円を支給しておりましたが、当時、市民ニーズが高かった「ファミリー・サポート・センター事業」に見直しを行ったところであります。

このような経緯もありますが、第１子の出産は、家族、特に母親にとっては、子育ての出発点となる記念すべきことでありますので、これまでの祝金とは視点を変えた、本市独自の特徴的な取り組みについて検討しているところであります。

次に、園児の「基礎体力向上事業」の取り組みについてであります。

文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると、幼児が体を動かす機会が減少傾向にあり、昭和６０年頃から現在にわたり、子どもの体力は低下傾向が続いている状況であります。

こうした子どもの体力低下は、その後の児童期や青年期等における、体力・運動能力、意欲的な心の育成、社会適応力の発達などに対して、大きな影響を及ぼすといった問題が指摘されております。

本市では、園児の基礎体力の向上を図るため、専門の指導者によるサッカー、ソフトボール、

リトミックなどを遊び感覚で体験できる教室を全園で開催するなど、様々な遊びを幼児期に体験できるような取り組みを行っているところであります。

今後も、子どもたちが豊かな人間性や自ら学び考え「生きる力」を身に付けられるよう、本市独自の事業を展開していくとともに、家庭生活において体を動かし運動に親しむ生活習慣や、地域の運動会などへ積極的に参加することなどの大切さについて、保護者の方々に周知する取り組みも行ってまいります。

次に、「保育士人材掘り起こし事業」についてであります。

近年、本市の保育に対するニーズは高く、特に３歳未満児の入園率が増加する中、必要な保育士の需要が増加し、慢性的に保育士不足の状況であり、保育士の確保が課題となっております。

保育士の確保については、これまでも、県内外の保育士養成課程のある大学等を対象にした募集のＰＲや保育実習生受け入れのほか、臨時保育士に係る給与や休暇等の処遇改善などを行ってまいりました。

また、保育士人材の掘り起こしについては、「ほくとハッピーワーク」を活用するとともに、新たに「北杜市立保育園・認定こども園人材バンク」を設置し、資格保有者の情報収集に努め、さらに本年度は、人材バンクの登録手続きを簡素化し、応募しやすい環境づくりを進めております。

このほか、公共施設などへの募集パンフレットの設置、市の広報紙やほくとニュースなど様々な機会を活用し募集活動を展開しておりますが、今後は、子育てが一段落した主婦層に重点を置くなど、より大勢の方に応募していただけるよう、引き続き工夫してまいりたいと考えております。

次に、「つどいの広場三世代交流事業」についてであります。

「つどいの広場三世代交流事業」は、「お宝いっぱい　健幸北杜」宣言に基づき、地域における子育て支援と高齢者の健康・生きがいづくり活動を促進するため、「つどいの広場」利用者と地域の高齢者との交流事業であります。

昨年度は、つどいの広場「はっぴいたんたん」において４回実施いたしました。地域文化の伝承などをテーマとして、「月見団子」や「ほうとう」づくりなどを通じて、交流や情報交換を行い、１８２人の参加がありました。

参加者からは「地域の高齢者の方々と顔見知りになれた」、「高齢者の方と接する機会が少ないので、このような機会が多くあると良い」、「小さな子どもたちと接し元気をいただいた」などの声が聞かれ、大変、好評をいただきました。

これらの成果を踏まえ、本年度は、開催場所を市内全４カ所の「つどいの広場」に拡大し、事業を展開しているところであります。

今後も、参加者の声を聞きながら、地域の方々や保護者同士が交流できる場を提供し、「歴史文化の伝承」、「高齢者を敬う心」なども培われるよう、子育てにやさしい地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

プラスチックごみ削減について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、マイクロプラスチック等の実態調査についてであります。

河川等へのマイクロプラスチックの流出状況も含めた実態調査については、現在、検討も含め、未着手の状況でありますが、今後、プラスチック問題に関する国の動向を確認する中で、効果を含め研究してまいります。

市としては、身近な対策であるマイバックの推進、ペットボトルの排出削減、ポイ捨てなどの不法投棄防止活動を行う中で、プラスチックの資源循環の推進を図ることが最優先であると考えております。

次に、レジ袋の削減、マイバッグの推進についてであります。

国では、プラスチック廃棄物の地球規模での環境汚染が懸念されていることから、本年５月、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチック廃棄物の資源循環体制を早期に構築する施策を進めており、その一環として、来年はレジ袋の完全有料化の導入を検討している状況にあります。

市としては、身近な取り組みとしてレジ袋削減の普及・啓発活動として、毎年６月に実施している「北杜市ごみ減量、リサイクル推進キャンペーン」において、「北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会」との協働により、マイバッグの配布を行っております。

来年度からのレジ袋完全有料化に向けて、今後も民間団体と連携協働による取り組みを、一層強化していく考えであります。

次に、リユース食器の利用促進についてであります。

市では、環境保全基金を活用して、リユース食器の利用促進を行っているところであります。子どもたちが楽しみながら学び、考える力を養う、参加・体験型のイベントとして「北杜市子ども環境フェスタ」を開催しており、体験型ワークショップやフードコート、アトラクションなどを行う中、フードコートではリユース食器を利用し、子どもたちに身近なところからごみの削減を図ることを知ってもらう機会としております。

また、市内各イベントでのごみの減量化を目的にリユース食器の利用を促す、「環境にやさしいイベントづくり事業」を平成２６年度から実施しております。

昨年度は、６つのイベントで３，７００食分のリユース食器が活用され、市内外の多くの方にプラスチックごみを始めとした、ごみの減量化の市の取り組みをＰＲしているところであります。

今後、プラスチックごみの削減が重要視されていることから、リユース食器の利用がさらに注目を集めるものと考え、対象イベントや店舗を増やすための取り組みを進めてまいります。

次に、各自治体の資源回収の充実についてであります。

環境省の「一般廃棄物処理実態調査」によると、平成２９年度に県内各自治体で処理された家庭から出される資源物の量は、３万８，１５０トンで、その区分は、紙類、金属類、ガラス類、プラスチック類に分類されており、資源化率は１５．９％という状況にあります。

今後の資源回収事業の充実に向けては、山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会や１３市環境保全対策連絡協議会において、各市間および関係行政機関との間における情報の収集および連絡調整を行いながら、充実を図ってまいります。

次に、環境教育の取り組みについてであります。

環境問題は日常生活や事業活動に起因するものが多く、その解決のためには、市民一人ひとりが自らのライフスタイルを考え、環境に配慮した行動を自主的に取り組む必要があります。そのため、市では環境に対する豊かな感受性や、認識を持つ人材育成につながる予防的対策の一環として、環境教育、環境学習を実施しております。

環境課における環境教育の実施は、昨年度３９回、１，８２４人の参加者がありました。

平成１９年度からの累計では、２２４回の実施で、１万２，６５４人の参加をいただいているところであります。

特に、小中学生を対象とした「環境学習プログラム体験事業」は、この時期に自然や生き物に触れ合うことで、豊かな感性やものを大切にする心、環境のために自ら行動する人を育てることにつながると考えております。

引き続き、関係部局と連携、市内において環境教育を取り組んでいる、「北杜市消費生活研究会」、「地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会」、「甲斐駒清流懇話会」、「オオムラサキを守る会」、「キープ協会」など市民・民間の活動と協働して、一層の普及・啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

各項目ごと、再質問させていただきます。

まず１項目めの、プラスチックごみ削減について再質問をいたします。

市制１５周年とともにマイバッグ・マイボトル運動、食品ロスの市民宣言をするとお伺いしました。市は今までもごみ削減に取り組んできましたが、宣言とともに意識も高まることが期待できます。今後の取り組みについて、お伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

進藤正文議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

宣言とともに意識の高まることが期待できる、今後の取り組みについてという質問でございます。

マイバッグ・マイボトル運動宣言は、廃プラスチックの減量、適正処理を主な目的と考えております。市としましては、本年５月、国が策定したプラスチック資源循環戦略に基づいた取り組みを行っていく考えであります。

主な取り組みとしましては、ペットボトルやレジ袋などのワンウエイプラスチックの削減対策、廃プラスチック類の一層の資源化のために必要な分別回収等の推進を図っていくことを考えております。

また、食品ロス削減宣言は可燃ごみの２０％を占めている生ごみの削減、食料の有効活用の

促進を主な目的と考えており、今後は本市の生ごみを含めたごみの組成調査、各家庭における意識調査など現状把握を行うことを第一と考えております。

市民宣言後には、このような、まずは今できる取り組み内容を推進していく中で、十分な調査・検討を行い、具体的な目標項目や数値、またそれに向けた詳細な取り組み内容を今後策定する次期北杜市一般廃棄物処理基本計画、食品廃棄物削減に向けた基本計画においてお示ししていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

２項目めの、フレイル予防について再質問をいたします。３点、質問をいたします。

地域における取り組みの中に、フレイル予防にも重要な高齢者の通いの場である公民館カフェやコミュニティカフェの取り上げを挙げていましたが、そこでの課題をお伺いいたします。

２点目として、第５次ほくとゆうゆうふれあい計画の中では、フレイル予防の位置付けはありませんが、どのような形で取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

３点目として、新たな取り組みとして、フレイルトレーナー、フレイルサポーターの養成を行うとしていますが、それらの役割はどのようなものかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

公明党、進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

３点、質問をいただいたかと思います。

まず１点目が公民館カフェ、コミュニティカフェ等の取り組みの課題ということで、ご質問をいただいていると思います。

通いの場、コミュニティカフェとか公民館カフェは、地域のボランティアの皆さまのご協力により、他の自治体と比べると北杜市は開催回数、また開催場所等がすごく多いという状況で、参加者数等も先ほど答弁で申しましたけれども、年々増加しているという状況でございます。

しかしながら、課題等もございます。どのような課題かというと、やはり地域によってバラツキがあるということで、まだまだ実施されていない地域への普及ということが課題となっております。

また、すでに事業等を実施している既存団体においても、やはり継続的な取り組みということが大事になっているということで、担い手を増やしていくということが課題であるというふうに感じているところでございます。

先ほど答弁の中でも答えましたけれども、すでに活動していただいているサポートリーダーの皆さんには、フォローアップ研修やカフェの見学、また運営団体の交流会等を開催して、効果的な運営の支援を行っているところであります。

また、新たにサポートリーダーを増やすということで、介護予防サポートリーダーの養成講

座を開催するなどをしており、また併せまして市独自の取り組みとして高齢者通いの場の立ち上げガイドブックというものを作成しまして、そちらのほうも活用する中で事業に取り組んでいただきたいと考えているところであります。

あと、質問の２点目でございますけれども、５次の計画の中でフレイル予防ということで、取り組みについてということでご質問がありました。

フレイルという言葉は、最近聞かれるような言葉なんですけれども、計画を立てる際の中の計画の中にはフレイル予防という言葉は使っておりませんけれども、先ほど答弁で申し上げたとおり、平成２４年度から本市が取り組んでいる介護予防に関する取り組みそのものがフレイル予防の取り組みであるというふうに考えているところでございます。

フレイル予防という状態が介護状態へ移行しやすいということから、答弁で申し上げたとおり健康づくりと介護予防の一体的な取り組みが効果的であるということで、その知識の普及啓発を行うなど、行っているということでございます。

また、併せまして、コミュニティカフェ、公民館カフェ等はフレイル予防の高齢者に早期に把握し、参加していただくことで予防を行っているという状況になっております。これらの事業を実施することによりまして、高齢者自身が地域で自立した生活を営むことができ、健康寿命の延伸につながるというふうに考えております。また、フレイル予防を積極的に取り組むということで、取り組みによって介護予防の認定に移行することを遅らせることなどということから、介護サービス費医療費などの抑制にもつながると考えているところであります。

最後になりますけれども、フレイルトレーナーの役割ということでご質問をいただきました。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、包括支援センターの相談窓口においては、今は基本チェックリストによりフレイル状態の高齢者の把握を行っております。

地域に潜在するフレイル状態の方を早期に発見するためには、やはり地域で活動ができるフレイルサポーターが必要というふうに考えております。フレイルサポーターは公民館カフェやコミュニティカフェなど、高齢者が活動する場に出向き、フレイルチェックを実施し、フレイル状態であるかを判定すること。併せてフレイル予防について、市民に広める活動を行うことが役割というふうになります。

また、フレイルトレーナーはフレイルサポーターを養成することが役割となります。フレイルサポーターは活動に協力できる方であれば、誰でもなっていただくことができます。来年度以降、フレイルサポーターの養成の準備が進められておりますので、多くの元気な高齢者を含めた市民の方に参加をしていただきたいと期待しております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問は。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

それでは３項目めの、幼児教育の対応について再質問いたします。３点お願いいたします。

園児の基礎体力の向上は、健康な体をつくる上で大切であります。子どもの体力の状況をお伺いいたします。

２点目として、保育士人材掘り起しはハッピーワーク、チラシ、大学に行っての呼び込み、

子育ての終わった資格を持った主婦への取り組みを行っているとお伺いしましたが、どのような状態のときに課題があるのか、お伺いいたします。

３点目として、少子高齢化の課題がある中で、幼児、保護者、高齢者の交流する事業はこれから特に重要であります。つどいの広場、三世代交流事業の取り組みも２年目を迎え、課題もあると思いますが、改めて取り組みに対しての思いをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

進藤正文議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

１つ目の子どもの体力の状況についてでありますが、全国レベルのデータというものがありまして、文部科学省が昭和３９年から行っている体力運動能力調査の結果というものがありました。その親の世代である３０年前と比較すると５０メートル走やソフトボール投げなど、いろんな項目があるようなんですが、すべての項目において親の世代を下回っているという結果があります。そして、北杜市の園児における調査結果というものは特別にありませんが、保育士が日頃、保育を行っている中で感じていること、あくまでも感想になりますが、そういった中に疲れやすい子が多い、そして継続して繰り返して遊ぶことができる子が少なくなっている、すぐに休んでしまう子が多い、それから発達段階においてのスキップがうまくできない子が多くなっているというふうな状況が現場から聞かれております。

日頃からいろんなことをして、体を動かすことが少ないと食欲も落ちてしまって食が細い子が多くなっているというふうなことも聞かれております。

こういったことは、昔に比べて生活が便利になったことや日常的に歩くこととか、体を動かすということが少ないことが原因の１つだというふうに言われておりますので、こうした状況にあることなども含めまして、体を動かすこととか、スポーツに親しむことなどの啓発をこの事業の中で行ってまいりたいと考えております。

次の保育士不足による課題についてでありますが、保育士における基準というのがありまして、保育士１人に対して保育できる子どもの人数というのが定められております。年度当初においては、入園希望数に、それから施設規模に応じて職員を配置しておりますが、本市の保育におけるニーズというのが徐々に高くなっておりまして、特に３歳未満の子どもの入園率が増加しているという状況であります。特に課題と言いますと、中途入園希望の場合など、希望する園に入園できないというふうな状況が生じているという現状であります。なるべく希望の保育園に入れるように人材確保に努めてまいりたいと思っております。

最後の質問ですが、つどいの広場の三世代交流事業についての思いということでありますが、少子高齢化や核家族化が例をみない速度で進んでいるという状況でありますので、その親、近所の方から子育てに対する助言とか、あるいは支援や協力を得るということが難しい状況にあるのではないかと思います。

それから子育ての悩みなどを気軽に相談できて、また地域での見守りができるような地域での子育て支援というのがとても求められているのではないかと思っています。

一方、高齢者の方々は一人暮らしの方が増えているという状況で、誰かと話したり接したり

する機会が少ないというふうな状況になっているのではないかと思います。

身近な地域で、子どもと、その親と、その高齢者などがこの事業をきっかけに関わりを持っていただいて顔見知りになり、子どもやその親の成長、それから高齢者が地域で健康にいきいきと生活する上で、とても大切な事業であるというふうに考えておりますので、今後も参加者などの意見を伺う中、たくさんの地域の方々にご協力をいただき、市民と協働した事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

次にありますか。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

４項目めの減災力の強いまちづくりについて、再質問をいたします。４点、よろしくお願いいたします。

地区防災計画は、自主防災組織のみが作成するものなのかお伺いいたします。

２点目として、地域減災リーダーに合格した職員２１４名のうち認定がまだ１０３名であるが、普通救命講習が未講習で認定されていない職員の指導について、どう進めていくのかお伺いいたします。

３点目の北杜市内で先進的な自主防災組織はあるのか。また、その取り組み内容をお伺いいたします。

４点目の一般の人でも閲覧できる川の水位情報とは、どのようなものなのか。また広報紙等での周知とＱＲコードの掲載の考えはあるのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

公明党、進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

最初が地区防災計画ということです。

一定の地区で自分たちの地域の人命や財産を守りましょう、その助け合いについて計画しましょうということで、自発的に策定するものが地区防災計画ですが、自主防災組織でなくても、これは可能であります。できますということです。地区防災計画を策定すれば、今度は逆に自主防災組織としても一定の手続きを踏めばなれるというものであります。

次に、職員の減災リーダーの関係です。

２１４名のうち１０３名が認定を受けていないということですが、ご承知のように普通救命基礎講習、これを受けないと認定にはなりません。よって、残りの職員人数がまだ認定を受けていないということは、講習を受けていないということになるんですけれども、４回実施いたしましたが、それを受けられなかったという職員もありますので、消防本部のほうへ行って、この講習を受けるように指導しているところであります。

また、来年度も同じように、リーダー研修と合わせて普通救命の基礎講習も行ってまいりま

すので、その際もまた受けるように指導してまいりたいと考えております。

それからあと１点、それに関連してですけども、いくらリーダーになっても、そのあと活躍できる体制が取れないと一番いけないんではないかということで、スキルアップ研修というのを一般の市民の方も受講できるようになっておりますけども、認定者ですけれども、こちらのほうも職員に受講するように指導してまいりたいと考えております。

その次に先進的な自主防災組織、武川町の牧原の自主防災組織があります。ここは過去の災害の教訓から、北杜市が減災リーダー研修を行う前から他市へ行って、その講習を受けて、認定を受けているという方が大勢いらっしゃいます。その後、北杜市でも受けましたけれども、現在、１２名の減災リーダーと、それから１名の防災士を擁しております。ここのすごいのが持続可能で常に機能できる自主防災組織を目指していこうということで、毎年テーマを決めて、出前塾も活用する中で活動しております。そんな状況であります。

次に水位計と、それから広報での呼びかけというか、周知ということだと思います。

川の水位情報というのをキーワードにパソコンやスマートフォンで検索しますと、日本地図が出てまいります。そこで所定のところ、自分が見たいところを拡大しますと水色のマークが出てきます。そこをクリックしますと、その場所の水位ですとか、危険水位がグラフだとか数字で確認できます。この水位計というのは、計測水位に達しますと自動的に計測されて、１０分おきに水位を測定して表示してくれるというふうなものです。誰でも見られるということから、今後、市でも広報紙に川の水位情報のＱＲコードを掲載して、スマートフォンでも取り込めるようにと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにいいですか。

○４番議員（進藤正文君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

進藤正文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

内田俊彦君の関連質問を許します。

○２１番議員（内田俊彦君）

減災力の強いまちづくりについて、１点、関連質問をさせていただきます。

避難情報の発信として、水位計、雨量計ということでございますが、これにつきましては、私も過去、代表質問でも質問させていただいたとおりでございますが、たしか国土交通省の副大臣が県内視察というときに、おそらく、市長が要望活動をしたという中で、この水位計が各河川に着実に付いていこうとしているところだと思います。このとき、私は雨量計という話もさせていただいたんですが、それにつきましては、昨年の台風の折に基本的には雨量の量によって災害が指定される。その後、要望等しながら、頑張ったところ激甚災害に指定されて、実際、今、事業等がまだ翌年に繰り越されて、復旧が進んでいるところだったと記憶しております。そういった経緯でよろしいかが、まず１点。

そしてこの水位計については、私も雨が降りますと本能的に川に、最寄りの川の近くの河川

に見に行きます。そういたしますと水位が上がっているか、下がっているか、それによって大体、奥多摩系の水位がどうなのか、また八ヶ岳水系がどうなのか、川の河川に行くと分かるわけでありましたが、実際、私もこれを見てみたわけなんですけども、行かなくても、きちっと河川の形状、また危険値、そういったものがきちっと分かりますし、逆にほかの防災アプリでもこれは水位計等も見られるようになっている現実もある。ライブカメラのところもあるんですが、北杜市も今、こうやって水位計が付いているということでありますから、これはきちっと住民周知や、また市の職員の皆さんもどのくらいかというのは行かなくても見えるわけですから、それについては、きちっと徹底をしながら活用をして、河川の水位が上がらなければ現実、あんまり降っていないという現実が分かりますし、河川の下流、また上流という形でも、この水位計は付いておりますから、それらの判断もできるわけでございまして、河川の上流に多いのに下流に少なかったら何かが起きているわけでございますから、そういったことについては重々活用していかなければならないと思いますが、２点です。確認と、また活用ということでございますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

公明党、内田議員の関連質問にお答えいたします。

たしかに、先の副大臣がお見えになったときに視察していただきまして、うちのほうでも要望活動を行ったという経緯がございます。水位計については、１８カ所、ぜひお願いしたいと。それから雨量計についてもお願いした経緯がございますが、今現在、水位計については、今年の３月までに８カ所、今年度末に１０カ所ということを聞いております。残念ながら、まだ雨量計については、どうなるのかという細かい情報までは、私のほうではつかんでおりませんが、水位計については、実際にこの間の台風災害についてもパソコン上で職員数名で、ずっと確認していました。実際に、川の計測水位になると、１０分おきにどんどん情報が流れると。ですから防災担当としましても、のべつ幕なしに現場を見るというのではなくて、水位計をもとにどこの橋のところが危険か、川が危険かということが分かるとともに、それによって下流のどの地域が危ないんではないかと、そういった予測もできます。そんなことで、今後もこれは活用していきたいということと、それから各総合支所にもこのへんは十分周知しまして、まず水位計を確認して、現場を確認に行きましょうというふうな体制を取っていきたいと思います。

先ほども広報紙の中でＱＲコードという話をしましたけれども、一般市民の方もこういったものを見てもらうと、よく川の状況が分かるし、特に河川の近くに住んでいる方はそういったものの情報を活用していただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかによろしいですか。

（　な　し　）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
次の会議は９月２６日、午前１０時に開きますので全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　６時５０分

令　和　元　年

第３回北杜市議会定例会会議録

９月２６日

令和元年第３回北杜市議会定例会（３日目）

令和元年９月２６日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告
日程第１　会派代表質問
日本共産党　志村　清君
明政クラブ　相吉正一君
日程第２　一般質問
１０番　福井俊克君
２番　池田恭務君
６番　清水敏行君
７番　井出一司君
２２番　秋山俊和君
５番　藤原　尚君
１２番　原　堅志君
１６番　野中真理子君

２．出 席 議 員　（２１人）

１番	栗 谷 真 吾	２番	池 田 恭 務
３番	秋 山 真 一	４番	進 藤 正 文
５番	藤 原　　尚	６番	清 水 敏 行
７番	井 出 一 司	８番	志 村　　清
９番	齊 藤 功 文	１０番	福 井 俊 克
１１番	加 藤 紀 雄	１２番	原　　堅 志
１３番	岡 野　　淳	１４番	相 吉 正 一
１５番	清 水　　進	１６番	野中真理子
１７番	坂 本　　静	１８番	中 嶋　　新
２０番	千 野 秀 一	２１番	内 田 俊 彦
２２番	秋 山 俊 和		

３．欠 席 議 員　（ な し ）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（４４人）

市長	渡辺英子	副市長	土屋　裕
政策調整参事	櫻井順一	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長	丸茂和彦	企画部長	山内一寿
市民部長	浅川辰江	福祉部長	伴野法子
生活環境部長	早川昌三	産業観光部長	清水博樹
建設部長	仲嶋敏光	教育長	堀内正基
教育部長	中山晃彦	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	上村法広	農業委員会事務局長	有泉賢一
明野総合支所長	清水能行	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋　智	長坂総合支所長	中澤貞夫
小淵沢総合支所長	宮川勇人	白州総合支所長	大輪　弘
武川総合支所長	堀込美友	政策秘書課長	水石正幸
総務課長	加藤郷志	企画課長	中田治仁
財政課長	加藤　寿	人事室長	小澤哲彦
地域課長	大芝　一	管財課長	進藤　聡
市民課長	平井ひろ江	健康増進課長	小泉雅人
保健指導監	輿水秀子	福祉課長	植松宏夫
環境課長	浅川和也	農政課長	小澤永和
林政課長	浅川知海	観光課長	小尾正人
まちづくり推進課長	中山由郷	道路河川課長	小澤　茂
教育総務課長	堀内典子	生涯学習課長	廣瀬公明
子育て応援課長補佐	中澤徹也	商工・食農課長補佐	粟澤忠之

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	平井伸一
〃	進藤修一

開議　午前１０時００分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は２１人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、執行部　小澤大泉総合支所長は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（中嶋新君）

日程第１　会派代表質問を行います。

それでは、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、８番議員、志村清君。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

日本共産党の代表質問を行います。

はじめに消費税引き上げ「強行」に対する市長の評価と、それに関連する「保育無償化」への対応について質問します。

まず１０月からの消費税１０％の増税実施への市長の評価はどうかについてです。

まもなくというか、５日後には多くの国民が反対をしてきた消費税１０％への引き上げが強行されます。私たち日本共産党はあくまで税率アップはダメという立場から、市長の見解を伺いたいと思います。

８月末に共同通信社の全国世論調査が公表されましたが、１０％引き上げに「反対」が５１．３％と過半数、８％と１０％が混在する軽減税率制度について「よく理解している」という人は７．１％で、「理解していない」が４３．９％。反対が国民の過半数、そして買い物のたびに体験する新制度を理解している人が１００人に７人。こんな状態で引き上げしていいのか。キャッシュレスでのポイント還元に必要な中小商店の登録申請は、８月末の時点ですが対象業者の２割。混乱することは必至ではないでしょうか。

景気や市民生活に対する影響からはどうか。山日新聞９月３日付は１面トップ記事で「生活上向かず節約浸透」と書いて、これまでの税率アップ前に見られた駆け込み需要すら起こっていないほど景気は冷え込んでいるというふうに書きました。

７月の経済指標で、全国スーパー売上高は前年同月比で７．１％減と４カ月連続のマイナス。コンビニでも全体の７月来店客数が４．７％減と５カ月連続でマイナス。売上高も実に６年５カ月ぶりのマイナスでした。３％から５％に、そして５％から８％のときも、少なくとも経済状況は上向きとの判断でした。

日本の経済を支えているのは私たち個人消費と輸出ですが、輸出額も８カ月連続で前年同月

を下回る、特に中国向け輸出が低迷しているといわれています。こうした経済状況のもと、地方政治を預かる市長として、不況が進む中での増税は無謀であって失敗が目に見えているとは考えないでしょうか。

以下２点、見解を求めます。

１つは、増税前に国会で十分な議論もせずに増税を強行する安倍政権の姿勢を国民無視の暴走とは考えませんか。

２つ、景気が後退傾向の中で１０％増税すること自体をどう考えるのか、答弁を求めます。

次に、「保育の無償化」に伴う市の給食費の対応についてです。

政府は１０月から「保育の無償化」を行う一方で、その対象から給食費を除外して、これまで保育料に含まれていた主食費、副食材料費（おかず代）を実費徴収にします。北杜市では、関係条例案にあるように、第２子以降の完全無料化を副食費も含めて継続します。これは大変評価することはできます。その一方で、無償化といっても、１人目の子ども、第１子は全世帯に副食費、月４，５００円を基準に求めます。住民税非課税世帯以外の０歳から２歳までは保育料負担を残されることになります。

秋田県では県と市町村が５割ずつ負担してすべての給食費を無料にしていますし、県内でも富士河口湖町、身延町は３歳から５歳児の給食費を無料にするなど、自治体ごとに差が出ています。これは昨日の朝の山日新聞が最新の情報で、北杜市を含む１４自治体が何らかの対応を取ったと報道がありました。

数字も含めて４点、答弁を求めます。

１つは、３月議会では「給食費について３歳以上の第１子について検討する」と答弁がありましたが、どのような検討をしたのか。そうはなっていません。現在、第２子以降の保育料無料制度に要している市費はいくらでしょうか。国に移行するその分を第１子の給食費補助に充てる考えはないのかどうか。

２つ目は、保育料が低額に抑えられていた低所得世帯が副食費を徴収することで逆に負担増となるケースは生まれないのかどうか。

３つ目には、実費徴収の事務処理、これは各保育園が負担するわけですが、保育園職員の事務的な負担、例えば説明すること、請求すること、そしてお金を集めたり、そのお金を管理すること、あるいは滞納世帯への対応など新たな負担になりかねませんが、関係者への説明や理解はどうなっていますか。滞納分を児童手当から差し引いてしまう、こういう自治体も出るようですが、北杜市ではどう対応するのか。

４点目は、「保育の無償化」といっても国予算が全額充てられるのは公立保育園は半年間だけです。恒久的財源措置とか副食費も無償化の対象とするように国に求める考えはないか、以上４点、答弁をお願いします。

２つ目に、「（仮称）韮崎都市計画道路」計画への北杜市の対応・評価について質問します。

私たち日本共産党市議団は、これまでの議会で中部横断自動車道（長坂～八千穂間）計画について再三、問題点をあげて、国・県・市が一体となって「建設ありき」で進めるやり方を批判してきました。計画段階評価についても、住民アンケートの結果や説明会での住民の意見を正確に反映していないというそもそもの問題点を指摘して、一昨年６月議会では、住民団体の情報公開で明らかになった計画段階Ｂルート案の地形図や道路横断図に基づいて、市が独自に市民の生活や農業・商業、環境とか景観への影響を調査すべきだと主張しました。これは同意

をされませんでした。

６月２８日、突然、国交省が県に「方法書の事業者案」を送付して、知事が都市計画道路と位置付けて「環境影響評価方法書」の手続きに踏み切ったという新しい局面について、市の対応をただしたいと思います。

まず聞きたいのは、今度進められているのは従来の「中部横断自動車道（長坂～八千穂間）」という名前でなく、「（仮称）韮崎都市計画道路１・４・１号双葉・韮崎・清里幹線」というものです。この１・４・１は国道１４１号とはまったく関係なく、１は自動車専用道路、４というのは幅員が２２から２６メートルというものを示すもので､最後の１は通し番号のようです。

説明会は韮崎市・甲斐市・北杜市２カ所の４回のみ。「方法書」の縦覧場所も県内７カ所しかなく、肝心の市内ではまちづくり推進課に１冊あるだけでコピーも許されない。そして住民からの意見書は９月１７日で締め切られました。あまりに拙速で乱暴、県民・市民への配慮に欠けたやり方ではないか。計画沿線の市長としてこうした進め方に問題はないと考えないのでしょうか。

今回の事態は、都市計画道路という手法を取り入れて、国交省が環境影響評価の実施やルート決定権を山梨・長野両県知事に丸投げをして、事業を一気に推進させようとしたものとしか考えられません。環境アセスや公共事業の専門家からは「そういう例を知らない」とか「極めて特殊なやり方だ」との意見が寄せられています。こういう手法への市長の見解はどうか伺います。

この点で第２に、国交省がずっと使ってきた「事業の進め方」の資料では「都市計画」というのは「環境影響評価」の後に書かれていました。また２０１３年、国交省がやった地元説明会では、こう述べています。「八ヶ岳南麓は、中山間地域のため、都市計画地域ではない」と、こうはっきり説明していましたし、現在県内では甲府や韮崎、笛吹川など１２区域しか都市計画区域となっていません。今後、都市計画区域とできる、その根拠は何か。

都市計画の作成の手順、市民への説明会が義務付けられていますがその予定はどうか。環境影響評価と都市計画作成は同時進行で進めるのか、やり方についての市長の評価・見解を求めます。

第３に「方法書」への市長意見を９月１７日期限までに提出したはずです。法律上、住民意見は配慮するとなっている一方で、関係市町村長の意見はさらに重要視されることになっています。その点で、意見書作成にあたって市長は本来、環境問題や土木工学などの専門家とか沿線住民の意見を聴取する作業を経て意見をまとめるべきだと思いますが、今回どのように意見書を作成したのか。方法書にも記されている、ルート案上に「村山六ヶ村堰」や「海岸寺」などがある問題とか、多種多様な動植物や北杜市が誇る景観への影響、あるいは盛り土とか切り土、トンネルを造るなどの工法の妥当性とか周辺住民への配慮、そして何より今回、甲武信エコパークに登録されたこととの両立など、どのような検討を経て意見書を作成したのか、答弁を求めます。

大きな３つ目､次に子どもの均等割軽減など国保税のさらなる引き下げについて質問します。

４月から国民健康保険税の課税方式を市が３方式にして資産割分をなくしたことに喜びの声が寄せられています。これまで固定資産税に医療分で２７．０％、後期支援分で９．０％、介護保険分で６．９％、それぞれ固定資産の納めた額に掛けられてきたわけですが、それがゼロとなったわけで、将来の年金制度の不安とか消費税引き上げの中で、７月に市から「納入通知

書」を受け取ってみた方々から「約半分になってびっくりした」とか「３万円近く下がって本当に助かります」、こうした声が私どものところにも寄せられています。

質問の１つは、６月議会での担当課の説明では「１０万円の固定資産税が課せられている世帯では４万２，９００円の減税となり」「平均１世帯、２万６，８７４円の減税」との試算が示されていましたが、実際の減額はどのようになったか。世帯数や最高の減額規模、平均減額など、そして今年度、資産割の減税分に充てた基金額はいくらかを明らかにされたいと思います。

２点目に、３月議会では「今回下げても数年後には税率の改正が必要だと見込まれる」として税率の引き上げ、国保税の引き上げを示唆して、財政調整基金残高を注視していきますとしていました。「３０年度国保特別会計決算書」を見ると、３０年度の黒字は約２億５，９００万円、１０億５，２３７万円の基金残高となっていて、前年度の５億１，２９０万円から大きく基金を積み増ししています。繰り返し要求してきました「子どもの均等割の軽減」、これに着手できる財源はあると思います。子育て支援策として検討できると考えますがどうでしょうか。

次に、会計年度任用職員制度の運用について質問します。

２０１７年の地方公務員法と地方自治法改定を受けて、来年４月から自治体の非正規職員に「会計年度任用職員制度」が導入され、本議会に関係条例が提出されています。地方自治の担い手である地方公務員制度の大転換だとされて、国会では「非正規職員に法的根拠を与えて非正規雇用を合法化するもの」だとか「１年任期のため昇給がなく、来年も働けるのかの不安がずっと続く」とか「公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とするという地方公務員法の原則から逸脱するもの」などの激しい議論がされたと理解をしています。

北杜市の非常勤嘱託職員は、正規５４７人、病院で働く方々を含むと７６１人に対して非常勤は４８３人で、病院関係には臨時職員もこのほかいるということですが、来年度導入を前に、これらの職員にとって不利益が生じないのか、周知や説明はどうかという観点で質問します。

１つ、看護師、保育士、図書館職員など、職種ごとの非常勤の人数、そのうちフルタイムとパートタイムに分かれる予定人数はどうでしょうか。

２つ目は、期末手当とか退職金などの規定はどうなるのか。給与水準にこれまでの職務経験は考慮されるのか。フルタイムでも１年任期のため昇給はないのか。また年度をまたぐ育児休業や介護休暇はどうなるのか。再度の任用を可能とする、そういう明示があるのかどうか。給料・報酬など、人件費にあたる市が負担する増減はどのくらいの額になるのか。

３点目は、５００人近い現在の非常勤職員の皆さんへの周知、あるいは説明はどのように行っているのか。また今後、行うのか。募集開始など今後のスケジュールについて答弁を求めます。

最後に、市民の皆さんから寄せられている諸課題・要求について質問します。

１点目は、加齢性難聴への補聴器助成についてです。

「補聴器は高齢者の社会参加にとって必需品だ」と公的支援制度を求める声が寄せられています。国の制度は、障害者手帳を持ち両耳の聴力が「４０センチ離れると会話が聞き取れない」レベルと極めて限定的で、そのため東京都では８区、埼玉県では２市など自治体独自の補聴器給付や購入費補助制度が始まっています。

世界保健機構でも「難聴に早い段階で対応したほうが音の認識が保てる」としており、認知症やうつ病の進行を防ぐ効果も証明されています。補聴器装着を「医療の範疇」としている欧州各国が３０％から５０％近くと高い装着率に比べて、「障害者の範疇」としている日本は１４％に装着率がとどまっているという調査もあります。高齢者支援の立場から制度創設に向

け、研究・検討すべきではないでしょうか。

２点目は、「スーパーオギノ須玉店」への国道からの進入箇所についてです。

１１月初旬予定でオープンする「オギノ須玉店」への国道１４１号からの進入箇所は、市役所への西側の出入口でもあり、従来から市役所側から北側への進入に危険が伴うとして対策が求められてきましたが、オープンを前に交通事故や周辺の交通渋滞を心配する声が上がっています。地元の覚林寺区からは、近道になりそうな村中の道路対策や、スーパー側に渡る横断歩道の位置変更などとともに信号機設置の要望も出されています。

市として周辺の交通安全対策について、事業者や県への対応はどうだったのか。見通しはどうかの答弁を求めます。

最後は、須玉町内の産廃行政代執行工事に伴う悪臭発生対策についてです。

須玉町大蔵地区と東向地区の産業廃棄物について、山梨県が昨年の１０月から行政代執行を行い、大蔵は９０％、東向は６０％まで工事が進みましたが、問題は掘削工事に伴う周辺への硫化水素等を原因とする悪臭被害が続いていることです。７月には、県が須玉ふれあい館で開いた説明会には１００人近くが集まって、「臭くて網戸にもできない」「吐き気がするどころか何度も嘔吐した」「孫が遊びに来たがおじいちゃん家は臭いからイヤだといわれた」など、その実情を怒りを込めて次々と県の担当者に訴えました。近くの工場とか須玉中学校生徒からも「臭くて困る」との声が出ていることも紹介されて、現場では消臭剤の散布などで対応しているようですが、県の担当者は「臭気の拡散抑制に今後も努める。ご迷惑をおかけして申し訳ない。」これを繰り返すだけとなっています。

そこで２点、市として悪臭問題にどのように対応してきたのか。

２つ目は、周辺住民への健康調査など、被害の実態をつかむ対策を独自に行うとか、あるいは県に求める考えはないのか、２点について答弁を求めます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

おはようございます。

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

消費税引き上げ「強行」に対する市長評価と「保育無償化」への対応における、安倍政権の姿勢および消費税引き上げに伴う市長の評価についてであります。

わが国では、少子高齢化が急速に進む中、福祉・保健・医療のサービスに対するニーズが増大するとともに、子育てや教育に係る費用への支援が求められており、国民が安心して生活できる社会を実現するためには、新たな財源の確保が重要であると考えております。

消費税率の引き上げについては、国において議論されてきたものであり、現政権に対しても、私が評価するものではないと考えております。

次に、市民から寄せられた諸課題・要求における、須玉町内の産廃行政代執行工事に伴う悪臭問題への対応についてであります。

市では、臭気に関する苦情を受けた場合には、現地を確認し、その都度、県に対して作業状況の確認、悪臭の発生抑制をするなど、県と連携して対応を行ってまいりました。

本年５月２１日には、県から市に現状について説明があり、私から地域住民向けに現在の状況について早急に説明してほしい旨を伝えたところであります。

これを受け開催された、本年６月２０日の住民説明会においては、参加者から臭気対応および早期完成などの要望が出されたところでありますが、その後、市においては、県に対して打ち合わせの都度、要望事項の徹底、改善を強く要望してまいりました。

その結果、作業期間の短縮、工法の改善が図られ、現在、大蔵地区においては、すでに作業は完了しており、工事に伴う臭気については問題がない状況であります。

また、東向地区においては、臭気の発生箇所の掘削・撹拌作業が１１月末には完了する見込みであることから、引き続き、県と連携して対応してまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度の運用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、職種ごとの非常勤の人数と、フルタイム、パートタイムの予定人数についてであります。

本年８月１日現在、任用している一般職の非常勤嘱託職員等は、事務補助員７６名、保育士・保育補助員９２名、調理師・調理員６９名、学童支援員・支援補助員６２名、図書館司書４２名、ケアプランナー、社会福祉士等が１４２名で、合計４８３名であります。

このほか、病院・診療所等においては、看護師・准看護師５８名、事務補助員１３名、検査技師、介護員等が７１名で、合計１４２名であります。

来年度の会計年度任用職員制度導入時においては、フルタイム職員１名を除き、パートタイム職員での任用を予定しております。

次に、期末手当、退職金などの規定、昇給および休暇等についてであります。

期末手当は、条例に規定することにより、増額となりますが、退職手当は、「山梨県市町村総合事務組合退職手当条例」に基づいた支給で、フルタイム職員が対象となります。

職務経験は、これまで報酬に考慮しておりませんでしたが、今までと同種の職務に任用された場合は、号給に経験年数が考慮されるとともに、上限はありますが、「会計年度任用職員」としての再度の任用の際には、昇給制度ではありませんが、毎年度経験年数を考慮し、号給を決定いたします。

育児休業、介護休暇は、任用期間内は認められ、再度の任用がされた場合には、引き続き認められることになります。

「会計年度任用職員」の再度の任用は可能でありますが、一会計年度内での任用であるため、明示することはできません。

「会計年度任用職員」は、期末手当の支給が可能となること、および再度の任用の際には経験年数を考慮し、上位の号給を支給できることから、市負担となる人件費は増額となります。

次に、周知と説明および今後のスケジュールについてであります。

本議会において、「北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」が可決された

場合は、年内に各課の担当職員に説明会を行い、担当職員から本年度任用している非常勤嘱託職員等に対して、制度の説明を行います。

来年３月末までに担当課において広く募集をかけ、書類審査や面接を行い選考する予定であります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

子どもの均等割軽減など国保税のさらなる引き下げについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、賦課方式の変更に伴う減税についてであります。

本年度の課税について、資産割を含めた４方式で、昨年度および本年度の本算定時ベースでの比較により影響額を試算した結果、資産割の対象世帯数は５，２６８世帯で、減額の最高額は３０万３，２６０円、１世帯当たり平均減額は２万７，５２２円、総額で１億４，４９８万６，２００円の減額となり、この減収分については、「国民健康保険財政調整基金」で補填してまいります。

次に、子どもの均等割の軽減についてであります。

現在、本市の国民健康保険事業については、安定した運営が行われておりますが、被保険者数の減少や３方式への移行による資産割の減収および医療技術の高度化に伴う医療費の増加等が見込まれる中で、引き続き、安定した運営を継続することが重要となっております。

財政調整基金は当面の間、こうした減収および医療費増加分に充てることとしていることから、子どもの均等割軽減への財源の補填は難しいものと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

消費税引き上げ「強行」に対する市長評価と「保育無償化」への対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、給食費補助等についてであります。

「第２子以降完全無料化」に要している市費については、約１億４千万円と試算しております。

また、「幼児教育・保育の無償化」に伴う、本市における第１子の３歳から５歳児の副食費の実費徴収とその免除制度については、これまでも保育料の一部として負担していただいているため、国の制度に沿った内容で実施することといたしました。

本市では、国の基準額とする月額４，５００円を実費の一部として徴収する予定としております。

なお、市立保育園の給食は、子どもの成長を第一に考え、栄養バランスのとれた給食の提供および地元食材を活用した食育を推進しており、今後も、特色のある給食の提供を継続してまいります。このため、国に移行する分を第１子の給食費に充てることは考えておりません。

次に、副食費徴収による負担増についてであります。

第１子の副食費については、国の制度に沿って実費徴収することとなりますが、低所得者世帯および多子世帯についての免除措置が設けられていることから、負担増となることはありません。

次に、実費徴収の事務処理および滞納分についてであります。

北杜市立保育園については、市の担当課が事務処理を行うこととなりますので、実費徴収および滞納者への対応を各保育園で行うことはありませんが、私立保育園においては、事務処理が伴う旨の個別説明や案内を行っております。

滞納分については、これまでと同様に、児童手当を充当してまいります。

次に、国への要望についてであります。

保育の無償化については、国の施策として、本年度分は、「子ども・子育て支援臨時交付金」として交付され、来年度以降は、地方財政措置がされることとなりますが、地方負担の増加に対する不安は払拭されていないことから、市長会を通じて要望を行うことで調整しております。

給食費については、現時点での要望は考えておりません。

次に、市民から寄せられた諸課題・要求における、加齢性難聴への補聴器助成についてであります。

補聴器の助成については、障害者手帳保持者に対する国の補装具費の助成制度をご利用いただいております。

国においては、昨年度から３カ年計画で聴覚障害の補正による認知症機能低下予防効果を検証するための研究を進めておりますので、新たな助成制度の検討に当たっては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市民から寄せられた諸課題・要求における、被害実態をつかむ対策についてであります。

健康への影響があると言われている硫化水素濃度は２０ｐｐｍ以上でありますが、代執行現場の敷地境界では濃度を５ｐｐｍ未満に管理しております。

県からは、この濃度は、健康への影響はないとの報告を受けておりますが、市としましては、県と連携を図る中で、工事着工時より、進捗状況、臭気抑制対策の具体的な実施内容などの報告を、随時受けておりました。

また、本年６月２０日に開催された関係地区を対象とした住民説明会には、市職員も出席し、皆さまのご意見を伺う中で、近隣に居住する皆さまの現状について確認しているところであります。

なお、東向地区については、引き続き、硫化水素濃度の抑制対策の徹底を、県に求めてまい

ります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道における、「（仮称）韮崎都市計画道路」計画への北杜市の対応・評価について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、都市計画道路としての説明会の進め方についてであります。

国や山梨・長野両県は、住民との合意形成を進める上で、公平性・透明性の高い開かれた手続を行うため、「都市計画」の手法を取り入れることとしたものであります。

説明会については、より多くの方が参加できるよう、平日の夜と休日の昼に、市内で２回開催し、窓口での縦覧以外にも県ホームページで公表するなど、法令等に基づいて適正に進められているものと考えております。

次に、「都市計画区域」の根拠および「都市計画」の作成についてであります。

このたび、県が「中部横断自動車道（長坂～八千穂）」を「都市施設」として都市計画決定しますが、「都市計画法」に基づくものであります。

また、「環境影響評価調査」と「都市計画」の原案等の作成については、法令および通達等に則って、おおむね同時期に行うことと考えられ、その手続きの中で意見聴取の機会が設けられることとなっております。

次に、「市長意見」の作成についてでありますが、一連の手続きにおいて、現段階では、「市長意見」は作成しておりません。

次に、スーパーオギノ須玉店周辺の交通安全対策についての事業者や県への対応についてであります。

市は、「スーパーオギノ」の開発事業の計画の段階から、渋滞の発生等が予見されたため、事業者に対して、交通安全対策を適切に実施するよう指導等を行ってまいりました。

また、県に対して、交通誘導員の配置や安全看板の設置など、交通安全対策を適切に実施するよう、意見書を提出しており、県において事業者に対する指導等により、開業後、事業者において実施することとなっております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

再質問はありますか。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

時間が許す限り再質問をお願いします。

最初は、消費税関連についてです。

市長は、先ほど１０月からの強行に上げることについての評価について、国において議論さ

れたことなので評価はしないということですが、これは私の見解ですが、市を預かる政治家として心配するとか、あるいは大丈夫だとか、そういう評価が聞けなかったことは非常に残念です。駆け込み需要の余裕がない状況ということを言いましたけども、一番新しい世論調査、こういうのがありました。シャープ、ツイッターのアンケートだから若者だと思います。「増税前に何か買いますか」という質問をしたところ、「駆け込みで買う」という人は２０％、「買わない」というのが１５％、もっと驚いたのは「お金がない」という答えが６４％、こういう状況なんですよね。こういう中で消費税を上げるということは、まったく大混乱は必至だし、景気への大打撃になると、そんなことを私は望んでいませんけど、１０月を迎えて生活は一変します。平成から令和になったときは、朝起きても何にも生活は変わりませんが、消費税が上がるということは大変なことなんですよね。そういうことについて、評価をしなかったことについては残念ですが、あとで「ほれ見たことか」とならないように思っています。これは答弁は求めません。

答弁を求めたいのは、給食費のことです。答弁で、第１子であっても低所得者やひとり親については、副食費は請求されないということも分かったし、徴収業務では私立を除けば保育上の負担はないということも答弁で分かりました。私、一番言いたかったことは、この間、提案されて、いずれ決まるんでしょうけど、第２子以降も給食費をすべて無料にする、いわゆる１４の自治体の中に入ったことについては高く評価できると思いますが、なぜ残る、全員協議会では第１子は３００人と説明がありました。この給食費は半年間で８１０万円、負担をお願いするとありましたが、なぜここまで手を伸ばせないのかと。四字熟語を使わせてもらえれば、画龍点睛を欠くという、立派な絵を描いても最後の目を入れるのを忘れてしまったということになると思います。

先ほど１．４億円、これまでのお金が浮くという話がありましたが、それをぜひ副食費に充てるというふうにこれからでも考えられないのか、その点についてだけ答弁を願います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

志村清議員の、日本共産党の再質問にお答えいたします。

副食費についてですが、副食費というのは、いわゆるおかず代だと思いますが、在宅で生活する、子育てをする場合も生じてくる費用であるということ、それからこれまでも保育料の一部として保護者に負担をしてきていただいたということから、１０月からの無償化にあたっても、こういった考えを維持することを基本とする考えであります。ですので、現時点での助成については考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

志村清君。

○８番議員（志村清君）

では、次の項目について、中部横断自動車道についてです。再質問します。

そもそも、この方法書が突然出てきたわけですが、そのものの貧弱さというのも各紙から、あるいは専門家の皆さんから指摘されています。これが方法書なんですけど、ホームページか

ら引き出したものですが、厚いように見えるけど、専門家から言わせると、このファイルいっぱいどころか、ちゃんとしたアセスについては台車で運ばなければならないくらい、これがいっぱい詰まっていると、これが方法書の一般の例だというふうに聞いています。

私が思うのは、都市計画を突然持ち出して、環境アセスを形式的に済ませて、そして建設を急ぐ、そういうやり方ではないかという思いです。そもそも去年の７月に国交大臣が山梨県と長野県の両県知事と面談した際、住民の皆さんへの丁寧な説明が必要だと、大臣が言ったわけですね。そういう姿勢を反故にするというか、手のひらをかえすというか、そういうやり方だったと思います。

昨日の答弁で、方法書に対して市長の意見はまだ出していないということで、先ほども言われました。私、驚きましたけども、これまでの説明では、まず市長意見は市民の意見と一緒に出すというふうに私は理解したんですが、だから、さっきの最後の部分は変な質問になってしまいました。ただ、私が思うのはいよいよこれから市長が意見を、知事意見の前に出すということですから、いよいよ市長の出番だと私は強調したいと思います。先ほど述べたように、今、示されているＢルート案には、六ヶ村堰や海岸寺や、あるいはトンネルができて盛り土をしてどんどん造っていくと。何百種類という方法書でも動植物が名前を挙げられています。そういうものをどうして守っていくのか。私は道路そのものに反対ですが、どんどん進むとすれば、そういう中で市長の意見というのは、市民の意見よりもさらに上段で扱われることになっています。いよいよ市長がここで頑張って、先ほど言いました専門家とか、住民の皆さんの声をよく聞いて、方法書への意見書にはそれを盛り込むということについて、これは質問ですが、今後、市長意見をまとめる際に、どのようなことを考えていらっしゃるのか、明らかにしてもらいたいと思います。

知事が先例のないやり方というふうに言いましたけども、まず第１点目の質問は全国に例がないと言われている道路、いわゆる都市計画道路というのを持ち出してどんどん進めるというやり方が、例がないというふうに専門家が言っているんですが、それに反論できますか。何か前例があれば紹介してください。まず、質問しておきます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えいたします。

ご質問ですが、今回、都市計画の手法を用いて進めるということの中で、全国に例がないというようなご指摘かと思います。

これにつきましては、県内の南部区間においても、双葉・白根間、それから白根・増穂間においても、都市計画法によります都市施設の位置付けをしまして、事業を進めたという経過がございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

志村清君。

○８番議員（志村清君）

再々質問を。先ほどちょっと言いかけてすみませんでした。今後、知事意見が出る前に市長

の意見を、あるいは公聴会が、あるいは技術審議会というのが開かれていくということで、９０日間くらいの余裕があるようですが、その間、市民の意見を聞いたり、具体的にどのようなことを考えているのか。つまり、１７日までに出してしまったと私は思っていたんですが、十分間に合う、逆に考えれば、あるわけですけど、何度も繰り返しますけど、住民の皆さんへの再度の説明会、４カ所やっただけだって。昨日、何人って報告がありました。５００人、３００何十人、２カ所で。多いように見えますけど、４万数千人の住民の皆さんからみると、まだまだごく一部。私はリニアを取材した経験がありますけど、どんどん具体化が進むに従って、市民の皆さんの関心は高まります。こんなほうを通ると思っていたら、家の上を通るんだということがだんだん近づいてしまうわけだから、一層、これから市長は市民のほうに顔を向けて、市民の皆さんから、そして何より環境などの専門家の意見も聞いたり、そして住民の説明会を県に要求するなど考えていないのか、具体的にお答えください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

日本共産党、志村清議員の再々質問にお答えいたします。

これまで市におきましても、当然、市民のご意見等々、参考にしながら事業の推進には当たってきたわけですけれども、今回の方法書の市長意見ということにつきましては、昨日もお答えしましたけれども、今後、県から照会があった時点におきまして、これまでの意見、それから説明会での意見、また今、県が取りまとめております方法書への意見などを当然、参考にしながらしっかりとした、市としての意見を出していくということを努めていきたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

次の項目、国保に関することについて再質問ですが、先ほど３方式に変わった結果、５，２６８世帯すべてがおそらく何らかの引き下げはやられたということと、最高、下がった人は３０万３，２６０円、本当に助かると思います。

質問ですが、子どもの均等割も含むべきだと先ほども言いました。何度も要求して全国の知事会なども１兆円規模の国からの支援を要望して、それがあれば、こういうところに手が付けられるということだし、そういうことを要求しているというふうに紹介してきましたけども、渡辺市長が参加をしている全国市長会などもこういう要望をしているはずですが、そういうことを担当課のほうでは承知しているでしょうか。承知していれば、どんな要望をしているのか、紹介してほしいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

志村清議員、日本共産党の再質問にお答えいたします。

子どもの均等割をなくすことということで、国への要望ということでご質問がありました。

本市の状況ということですけれども、国民健康保険の財政の基盤強化ということで、子どもの均等割にかかる保険料をなくすということで、財政の支援をしていただきたいということを本年度市長会を通じて国への働きかけは行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

ありがとうございました。確認したかったのは、市長が参加する山梨県の市長会も県に要望している。それから全国市長会も国に、この均等割まで踏み込んで要望しているということを確認できたと思います。

先ほど基金残高の照会があって、今回、３方式に充てた基金は１億４千万円だという答弁がありましたが、まだかなりの余裕があると思いますので、ぜひそういうことに、均等割にも踏み込んでもらいたいと思います。

では次に会計年度任用職員制度について、再質問します。

先ほどの答弁で、これも通告を出したあと、全協などで議案の説明があったので、ちょっと変な質問の部分がありましたが、答弁でこういう制度によって会計年度任用職員ということになる人たちには、期末手当は出ると。それから経験年数が考慮されていくと。育児休業なども補償されるということですが、最後の質問は民間だと５年ルールということで、５年以上、働いたら、そのあとはずっと使ってもらえるということはありますが、そういうことへの努力というのはどんなふうに考えているか、最後に答弁を求めます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

日本共産党、志村清議員の再質問にお答えいたします。

無期転換ルールのことだと思います。

有期労働契約で５年、勤めますと無期転換ルールによって、民間では無期限に勤められるというふうな制度もございます。しかし、労働契約法においては、国家公務員と地方公務員は適用を除外されておりますので、これには該当してまいりません。よって、無期転換ルールは会計年度任用職員には適用にならないということであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君の質問が終わりました。

４秒ですけど、関連質問はありませんか。

（　な　し　）

以上で質問を打ち切ります。

これで日本共産党の代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は１１時１０分といたします。

休憩　午前１０時５４分

再開　午前１１時１０分

○議長（中嶋新君）

それでは再開いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、１４番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

令和元年９月定例会にあたり、明政クラブを代表して質問をいたします。

今、日本と韓国の信頼関係が悪化しています。第２次大戦中の強制労働、元徴用工問題を発端に日本が韓国を輸出優遇国から除外、それに対し韓国は軍事情報協定ＧＳＯＭＩＡを破棄するなど、かつてない厳しい状況にあります。

本市でも、その影響で姉妹都市、抱川市との交流事業が見送りになりました。大人の対応で速やかな日韓関係の修復を願っています。

さて、国内外においては猛烈な暑さによる異常気象が続くなど、地球規模で温暖化現象が起きており、年々気温が上昇、その速やかな対策が求められています。

また、最近では８月９日の台風１５号による暴風雨は、千葉県の太平洋沿岸市町村を中心に約１００万世帯の大規模な停電や家屋の損壊約１万２千棟など、大きな被害をもたらしました。

被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは質問に入ります。

最初に、指定管理者制度について市の果たす役割は何かについて伺います。

指定管理者制度が本市に導入され１２年が経過しましたが、昨今、増富の湯外２施設や白州道の駅などいろいろな問題が生じています。特に、白州道の駅については、昨年の８月の市納入金の滞納から端を発し、１年が経過する中で、従来の指定管理者を取り消しし、新たな指定管理者が選定されたにもかかわらず、８月１日に新しい指定管理者に引き継ぎがされず、今日に至るまで混乱をきたしており、暫定的な営業を余儀なくされています。まだまだ解決しなければならないことがたくさんあります。その責任は、当然管理運営組合にあるものの、そのことに対して、市は再々にわたり指導をしてきたのにもかかわらず、スムーズな引き継ぎができなかったことは、誠に遺憾であります。

いずれにしましても、この問題を早急に解決しなければなりません。現在、市が管理していますが、正常化に向けてどのように取り組んでいくのか。今後、こうしたことが起きないよう、市としてどのように指定管理者を指導していくのか伺います。

次に環境、ごみ問題について伺います。

市内の各地域には、ごみ収集場所があり、基本的に地域の行政区が維持管理を行っています。行政区に未加入の方や別荘所有者の方は、ごみの収集場所に大変苦慮していると思われます。

こうした中で、移住者のごみ処理搬出は大きな問題になっています。この問題に対して、北

杜市では行政区未加入者や別荘所有者にごみ収集サービスを提供しています。具体的には、定められた曜日の決められた時間に、指定された場所にごみを自分で持っていくことになっています。別荘所有者の方は、市内４カ所、明野、大泉、高根、白州支所がごみの回収場所になっていますが、ごみ問題を含め、いろいろな問題が生じていると聞いています。

移住定住地として人気の高い北杜市、しかしその一方で、ごみ問題がネックになっています。移住とごみ問題に、また行政区におけるごみ収集の現状と課題に対して、どのように取り組んでいくのか伺います。

１点目として、行政区未加入者・別荘所有者・開発分譲地の居住者等の、ごみの搬出の現状と今後に向けた取り組みについて。

２点目として、高齢化が進む中で、免許証返納者などごみの搬出ができない方の支援についての対策はどのように考えているのか。例えば地区ごとにボランティアを募集するなどの取り組みの考えはあるのか。

３点目として、行政区のごみ収集の現状と課題について、特に問題となっている点はあるのかどうか。また、ごみ袋の大小化の検討結果はどのようになっているのか。

次に、行政区への加入世帯の現状と加入の促進について伺います。

最近、行政区への未加入者が増加している傾向にあると聞いています。このことは、行政として、今後少子高齢化がますます進む中で、行政運営などに大きな支障をきたすことになると思います。

そこで、市の行政区加入世帯が減少傾向にある現状を踏まえ、市として今後どのように、この問題に取り組んでいくのか伺います。

１点目として、行政区未加入者世帯の現状と課題について。併せて各町別の行政区ごとの加入世帯の状況について。

２点目として、行政区への加入促進に向けた取り組み状況について。

どのように促進を行っているのか。加入しない原因は何か。何が問題なのか。その原因を究明し、問題解決に向けての取り組みは考えられないのかどうか伺います。

３点目として、行政区の存続や維持、地域の活性化に向けて、移住希望者に対して集落の空き家を紹介して、定住促進に積極的に取り組む考えはあるのかどうか。

次に、幼児教育・保育の無償化について伺います。

子ども・子育て支援法が改正され、１０月１日から幼稚園、保育園、認定子ども園などを利用する３歳から５歳児までのすべての子どもたちの利用料が無償になります。また、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも無償の対象になります。

本市は、この制度に先行して、子育て支援策として、いち早く第２子以降の保育料の無償化を進めてまいりました。こうした中で、消費税の引き上げに伴い、その財源を活用して、来たる１０月１日から国の幼児教育・保育の無償化が始まりますが、その内容と市の施策と予算との関連、市独自の取り組みなどについて伺います。

１点目として、幼児教育・保育の無償化に伴い、本市の財政負担は、どの程度軽減されるのか。また市独自の軽減に向けた新たな取り組みは、何か考えているのかどうか。

２点目として、第１子の０歳児から２歳児（住民税非課税世帯を除く）の保育料は無償化の対象になっていませんが、無償化とする考えはあるのかどうか。

３点目として、認可外保育施設は、無償化の対象施設となっていますが、市内に対象施設は

何カ所あるのか。また、須玉町津金にある森のようちえんは、今回の対象施設になるのかどうか伺います。

最後に、地域公共交通の再編について伺います。

長い間の懸案であった地域公共交通の整備が、来年４月の運行開始に向けて、一歩前に踏み出したことは、評価に値することだと思います。このことについては、去る８月２７日の全員協議会において、その概要について説明がありましたが、現段階で分かっている範囲で、その内容について伺います。

計画では、市内を４つのエリアに分けて、各エリア間をつなぐ移動、市外への移動を担うものを幹線、エリア内の移動を担うものを支線と位置づけ、地域の需要に応えていくとしています。現在、来年４月の運行開始に向けて最終段階を迎えているとのことですが、特に支線のデマンド交通の運行について伺います。

１点目として、デマンド交通の利用者登録の対象者の範囲と年齢要件はどうなるのか。また、その募集はいつから行うのか。

２点目として、デマンド交通の利用料金は１人当たり、また相乗りの場合の料金はいくらになるのか。

３点目として、デマンド交通の乗車場所は。停留所方式で各地の公民館などを停留所として４５０カ所を予定していますが、エリア内の公民館はすべて停留所になるのかどうか。またその他、人が集まれて待てる場所とは、例えばどんな場所を言うのか。

４点目として、デマンドバスの利用を促進するための周知方法について伺います。

以上で明政クラブの質問を終わります。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

行政区への加入世帯の現状と加入の促進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、加入促進に向けた取り組みについてであります。

市では、転入時に市民課窓口や各総合支所において、行政区加入に関するチラシを渡して説明するとともに、該当する行政区長の連絡先等を案内して、加入促進を図っており、移住相談に訪れる方や東京での移住相談会においても、行政区の役割について理解が得られるよう説明しているところであります。

しかしながら、移住者が加入を検討する際、それぞれの地域における活動や慣習に理解が得られない、静かに暮らしたいなどの理由により加入が進まないものと認識しております。

行政区への加入は任意でありますが、昨今の災害時における避難や復旧における協力、また、孤立防止やごみ問題の解消、地域の見守りの中での子育てなど、安全・安心な地域づくりには、地域コミュニティが大きな役割を担っていることを説明し、ご理解がいただけるよう、行政区とも連携を図り、加入を推進してまいります。

次に、空き家による定住促進についてであります。

市では平成２７年度に、区長を介して空き家調査を行うとともに、「空き家バンク制度」において、「空き家バンク登録物件清掃費等補助金」を創設いたしました。

これにより、登録物件も大幅に増加し、平成２７年度から平成３０年度までの４年間で、登録件数が１３９件、成約件数も１００件となっております。

空き家の利用を希望される方には、利用登録時に、制度を理解し、よりよき市民となることを誓約していただいておりますので、大半の世帯が行政区加入しているものと承知しております。

次に、幼児教育・保育の無償化における、市の財政負担の軽減内容と新たな取り組みについてであります。

来月から始まる「幼児教育・保育の無償化」に伴い、本市の独自施策である「第２子以降完全無料化」と重なる部分について、市の財政負担が、おおよそ４千万円軽減されると見込んでおります。

また、今後の新たな取り組みとして、来年１月から、子ども医療費助成事業において、入院時の食事代を助成対象に加えることで、現在調整しております。

その他にも「子ども・子育て会議」において、「第２期北杜市子ども・子育て支援事業計画」の中で検討を行ってまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

行政区への加入世帯の現状と加入の促進における、行政区の加入状況と課題についてであります。

本年４月１日現在、市内２万１，２８２世帯のうち、１万４，９９４世帯が行政区に加入しており、加入率は約７０％であります。

行政区は、地域住民の交流の促進、地域の見守り活動や環境の整備、災害における共助など重要な役割を担っており、地域のつながりの基本となる組織でありますが、加入率が年々低下傾向にあることが課題であります。

なお、各町別の行政区への加入率は、明野町６５％、須玉町８５％、高根町８４％、長坂町６９％、大泉町４５％、小淵沢町７１％、白州町６０％、武川町７１％であります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

地域公共交通の再編について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、デマンド交通の利用者登録についてであります。

デマンド交通は、利用者の乗降場所に応じて運行のルートを変更する予約型の公共交通で、事前に利用登録が必要となります。

対象者の範囲については、基本的に市民が対象者となりますが、市内に住居を有する方につ

いても登録できるよう、エリア運営委員会で調整を図っております。

なお、年齢については特に制限がありませんので、多くの方に登録していただき、利用促進が図られることを期待しているところであります。

また、利用者の募集については、年明け１月頃からを予定しております。

次に、デマンド交通の一人当たり、相乗りの利用料金についてであります。

利用料金は、一人乗り、相乗りとも統一料金とし、既存の市民バス巡回線の利用料金や、デマンド交通を導入している全国の事例なども参考にしながら、１０月に開催を予定している「北杜市地域公共交通会議」において、最終決定したいと考えております。

次に、デマンド交通の乗車場所についてであります。

各エリアのデマンド交通は、エリアごとに住民が主体となって、計画、運行、改善を行うこととしており、停留所の設置についても各エリア運営委員会において協議し、合意形成を図ってまいりました。

設置場所については、半径３００メートルを範囲とし、すべてではありませんが、エリア内のアクセスしやすい公民館を主に選定しながら、その他、人が待つことが可能で、地域の中で目印となる商店等を、停留所として選定したところであります。

次に、利用推進のための周知方法についてであります。

新たな地域公共交通網は、地域のみんなで「つくり」「守り」「育てる」という考え方の下、支線の運行や利用促進、広報活動等についてご意見をいただきながら、地域の皆さまに主体となって取り組んできていただいたところであり、今後も地域の皆さま、運行事業者、行政が一体となって利用促進を図る必要がありますので、運行方法および時刻表、停留所等についての説明や、住民の皆さまへの乗り方教室の開催など、引き続き運営委員会と協働しながら、周知・啓発に努めてまいります。

また、来年４月からの運行に向けて、新たな市民バス全体の利用促進パンフレットを全戸配布するとともに、時刻表や利用方法については、市役所の窓口、市の広報紙、ホームページおよびほくとニュースなどを活用し、広く周知を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第１子の０歳から２歳児の保育料無償化についてであります。

本市においても、国の制度のとおり実施するものとしており、住民税非課税世帯以外の世帯は、現時点では無償化の対象とする考えはありません。

次に、市内の無償化対象施設数と「森のようちえん」についてであります。

本市には、現時点での認可外保育施設は全３施設あり、無償化の対象施設となりますが、「森のようちえん」については、認可施設や認可外保育施設の諸手続きを行っていないことから、無償化の対象施設ではありません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

環境、ごみ問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、行政区未加入者等のごみの搬出についてであります。

行政区に未加入の方のごみの排出については、近隣の行政区に理解を得る中で、「ごみステーション」を利用、各総合支所に設置された「ごみステーション」を利用、また、近隣の１０名以上の方が独自で設置した「ごみステーション」に排出する方法で対応していただいております。

今後、行政区に未加入の方に対しては、引き続き、加入を促してまいります。

また、分譲地については、開発時の協定に基づいた対応を行っております。

次に、ごみの搬出ができない方の支援についてであります。

市の廃棄物処理事業において、収集運搬については、「ステーション収集方式」で対応しているところであります。

また、「北杜市ごみ及び資源物収集所設置許可基準」により、原則的に、「ごみステーション」は行政区などが設置、管理するものとしております。

今後、高齢化が進む中、ごみの搬出についても、近隣住民の相互扶助による対応を呼び掛けてまいります。

次に、行政区のごみ収集とごみ袋の検討についてであります。

ごみの収集は、「北杜市環境事業協同組合」への業務委託により実施しておりますが、収集範囲が広範囲にわたる上、「ごみステーション」の数も多いことから、収集作業に相当な時間を要しております。

このため、現在、収集方法に関しては「北杜市環境事業協同組合」と協議を進めているところであります。

また、ごみ袋の検討については、市民の皆さまからのご意見を伺う中で、ごみ減量化の効果や利用者の負担、利便性の面から進めております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

指定管理者制度について市の果たす役割は何かについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「白州町交流促進施設」の正常化に向けての取り組みであります。

市では、前指定管理者の構成団体が、今月６日に明け渡しを行ったことから、新しい指定管理者による早急な管理開始に向け、準備を行っているところであります。

次に、今後の指定管理者への指導についてであります。

今回の問題は、前指定管理者および構成団体による、協定に反した行為が原因であります。

新しい指定管理者に対しては、今後、協定の遵守を求めるとともに、必要に応じて、指導を行ってまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

１項目から５項目について、再質問をいたします。

最初に、指定管理者制度について、市の果たす役割は何かについて再質問します。

増富の湯や今回の白州道の駅と、続けて指定管理者の問題が発生しています。今後このような事態が生じないよう、市はしっかりと責任を持って協定書などに基づき、指定管理者を指導しなければならない責務があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

指定管理者施設の指導をどのように今後行っていくかという質問でございますけども、市におきましては、公の施設の設置者として、それぞれの施設の設置目的が達成されますよう指定管理者と連携をしながら管理していかなければならないというふうに考えております。

また地方自治法、また北杜市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例におきましても、必要な措置を行うことができるということが規定をされておりますので、指定管理者が施設の設置目的を十分理解しながら管理が適切に行われますよう、施設の所管課とともに連携を図りながら、これらの法令等に基づいて指導を徹底してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

今、しっかりとした指導に努めていくという答弁だと思いますが、それでも適正な管理が行われないと認める場合には、どのように対応していくのか。また今、商工・食農課と企画部の管財課が担当していますけれども、やっぱりそこもしっかり、２つの組織で指導監督をするわけですから、そのへんについても連携を密にして、二度とこういうことが起きないようにしていただきたいと思いますが、そのことについて見解を求めます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

相吉正一議員の、明政クラブ代表質問の再々質問にお答えいたします。

どのように徹底した指導をしていくのかという質問でございますけども、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、法令等に基づいて適正な管理ができますよう、しっかり必要な指導・助言・勧告等の指導を行ってまいりたいと考えているところです。それについては、議員も指摘されましたように、施設を所管する課との連携を図りながら、連携を密にしながら指定管理者に対しまして指導をしっかりしていくということが必要ではないかと考えておりますので、今後も連携を図る中で指導の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

次に、環境、ごみ問題について再質問させていただきます。

高齢化が急速に進む中で、移住者・定住者のごみ問題に今後どのように取り組んでいくのか。特に行政区未加入者が多い大泉地区内のごみ問題をどのように解決していくのか伺います。

私も２回ほど大泉支所へ行って、８時半から１０時まで、ボランティアの皆さんと担当職員と一緒に状況を見ました。昨年の１０月から職員の皆さんの努力によって、ボランティア約１００人ですか、登録されて、地区外利用としては１，３００人が登録されている。これは大泉町の半分の世帯以上だと思います。６割近い人数の１，３００人が大泉支所の倉庫へ出しているんです。それが一杯になってしまう。問題としては、一杯になるから、将来的には、例えば市有地が上のほうにあれば市有地をごみステーションとして活用するとか、また先ほども答弁にありました１０人以上、集まればごみステーションを設置されるとかありますので、ぜひボランティアと職員が適切な搬出指導をして約１年が今、経過しようとしています。そうした中で問題点としては、先ほども言いましたけども、ごみ出しの渋滞、車がどんどん来ます。私、１時半の間に行ったけど、そういう大変な部分もありますし、ごみステーションが一杯になる。そしてまた、例えば今、８時半から１０時まで、可燃物については月曜日と木曜日にやっているようですが、もっと早く勤めている方なんかは、７時ごろから搬出ができないか、そんなような要望もあるようですので、そのへんについてなんとかできないか、そういう地区外の市民の皆さんの要望にどう応えていくのか、１点目です。

２点目として、足の不自由な高齢者や免許返納者など、ごみの搬出ができない住民への対応について、今後どのようにしていくのか、市の見解を伺います。これについては、今、全国の自治体と２３％がごみ出し支援、助成をしているそうです。ですから、やっぱり今、せっかく職員の努力によってボランティアを養成されまして、１００人登録されました。そういう方にお願いして、やっぱり行政と地域住民との協働を図っていかないと、どんどん人口が減っていく中で、そういう体制づくりをぜひ検討していただきたいと思います。つまり地域住民と移住定住者と市、行政との協働が今、まさに求められていると思います。

３点目として、別荘所有者の搬出については、日曜日の午後１時から４時までとなっていますが、特に問題点はないのかどうか。

以上３点について、伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

大泉総合支所のごみ収集所のことについて、質問を受けております。

大泉総合支所に設置している行政区未加入者のごみ排出については、排出日程表に基づいてごみの搬出が行われております。また、分別等の排出上の指導、収集所の清掃などを行うボランティア１１９名の協力のもと、管理しております。

議員の言われたとおり、昨年の１０月よりこの内容で収集所の運営を行っておりますが、今まで分別状況が悪かったのが非常に改善はしております。ただ、ほぼ毎回、分別状態が悪く、回収できないごみ袋が残る状況になっております。

こんなこともありまして、引き続きボランティアと共同体制のもと、この排出形態を継続し、分別と適正な搬出に向けて取り組んでいく考えでございます。

時間については混雑しているというようなこともありまして、このごみの搬出につきましては、支所および環境課の窓口において相談は応じております。行政区加入については、市側で区長と話し合い、調整することも考えております。

また、地区に加入できない場合は１０世帯以上のグループをつくり、新たなごみステーション設置を進めております。現在まで２カ所の収集所が新設され、もう１カ所が申請を済ませている状況です。さらに１件の相談を受けている状況にあります。

また、毎週日曜日の別荘ごみの収集に合わせて搬出していることもお願いしております。それぞれの排出形態、体系、対応を示す中で引き続き相談には乗って、個々に対応していきたいと考えております。

また、次の別荘所有者の搬出についてのことでございますが、別荘での長期滞在者に対しては、長期滞在型リトリートの杜を推進すべく滞在しやすい環境づくりを目指すことから、平成２１年８月より明野町、高根町、大泉町、白州町の４総合支所において毎週日曜日の午後１時から４時を搬出基準としたごみステーションを開設して対応しております。

過去３年間の搬出量ですが、平成２８年度８２トン、平成２９年度９３トン、昨年度は１０５トンの排出実績がありました。

なお、排出に関する要望については現在のところ特に受け付けられてはおりません。搬出量の実績から搬出方法についても十分周知されているものと理解しておりますので、引き続きこの方法により別荘所有者のごみ収集を行っていく考えであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、足の不自由な高齢者ということですので、加齢に伴うごみ出しなどを含めた日常生

活の困りごとということで、高齢者支援ということでお答えをさせていただきます。

市では高齢者一人暮らしとか夫婦のみの世帯が増える、あるいは認知症の高齢者の増加ということで、介護サービスの提供だけではなかなか支援ができない部分があるということで、ボランティアや社協、商工会などと一緒に日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加を図るために、生活支援体制整備事業というものに取り組んでおります。この事業は現在、要支援者や虚弱なフレイル状態の高齢者に外出支援サービスなどを行うほか、高齢者の困りごとに対応してくれるやさしいお店を掲載した「ふくろうの玉手箱」という情報誌等も発行しているという状況です。

今後は高齢者が地域で生活していくために、住み慣れた環境の中での地域づくりというものが必要でありますので、やはりこの地域の中で、地域の皆さんと一緒に生活を支えるということで、生活支援体制整備事業の中で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

今、大泉町のごみ問題、先ほどの行政区の加入世帯から見ると２，４５４世帯のうち１，３４５世帯が地区外の方、ですから白州町、明野町、武川町の行政区の方と同じ、多いんですよ。ですから答弁がありました１０人で、ごみステーションができるとか問題がありますが、せっかくボランティアが１００人います。そして交代で、もう１年経過しました。そういう方を中心にやっぱり支え合う社会にしなければいけません。やっぱりごみ問題は、せっかく北杜市は環境が素晴らしく、来る方が、ごみ問題をやっぱりクリアしながらなんとか、今日すぐ解決できる問題ではありません。行政の職員の努力によって、１年前から良い形にきていますので、ぜひごみ出し渋滞がないように、また高齢化でほとんど、ごみ出し支援、全国でも先ほど言いましたように２３％の自治体で、そういう支援制度をしているということで、やっぱり研究してもらって、地域住民と共生ができるようにぜひお願いしたいということです。

そしてもう１点、免許返納者など、ごみ出しの搬出ができない方についてもやっぱり市民課、また環境課、みんなが各課連携しないと、こういう問題が解決できないと思いますので、今後、各課が連携をしてごみ出しの支援ができるのかどうか、高齢者に。

また、ごみステーションも、例えばもっと上のほうの市有地等があれば、市の所有地があれば、そういうところをまたボランティアに協力を願って、分散できるような方法も検討していただきたいと思います。このへんについての見解をお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問の再々質問にお答えいたします。

ごみ問題をクリアしながら、地域住民との共生ができないかと。また、市の土地にごみのステーションを設けられないかというような質問かと思います。

本市では、ステーション方式によって現在、市内に４０８カ所あります。その収集所で曜日ごとで対応しておるところでございます。これは地域性、収集範囲ということも、広範囲であることから収集運搬業者の作業難易度も含めた中で、この体制を取っておりますので、また多く、今、収集業者からも４０８カ所ある収集所について、また問題もあるということで、今、詰めているところでございます。

また、ごみ出しの支援ということですけれども、先ほど申しましたとおり、遠くに、総合支所まで行けない方については、１０世帯のグループをつくった中でごみステーションの設置を進めていただければ、少しでも身近なところにステーションができるということもありますので、今後も総合支所、また環境課の窓口において相談を受けながら対応をしていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

よろしいですね。

ほかに。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

次に、行政区への加入世帯の現状と加入の促進について、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、行政区の加入率で特に大泉町は４５％と著しく低くなっています。超高齢化社会、少子化が進む中で、その対策はどのように考えているのか伺います。１点目。

あと２点目として、先ほど空き家バンクの制度があることは承知して、活用が増えていると。平成２７年から平成３０年度、１３９件の登録があって、１００件が成約との答弁でしたけども、やはり利用活用状況が空き家数に比べて、まだまだよくないのが現状だと思います。やはり地域を元気にするためには、もっと積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

今、限界集落などの問題、また地域で農道とか、ため池の草刈りができないような状態に、すぐ直面しています。そうしたことでやはり、ごみ処理問題と共通するんですが、地域、行政区、また未加入の方と行政が協働しなければならない時代、できるだけ未加入者にも行政区に入ってもらうような努力、例えば長坂町においては行政区以外に自治会、自治会単位でかなり別荘地帯、入っていますので、そのへんも検討してもらう中で、また先ほどの行政区加入率で高根町と須玉町は８５％、８４％となっています。そのへんも検討、研究してもらって、行政区、もちろん先ほどの答弁で市民課の窓口で努力はしていることは分かりますが、やはり厳しい時代です。そのへんも各課が連携して取り組んでいただきたいと思います。そのへんについての見解を求めます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

明政クラブ、相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

大泉がまず４５％と非常に低いというふうな状況の中で、こういったところをなんとかしなければいけないんではないかという、ご質問だと思います。

大泉のほうは、集落から離れた別荘地的なところに定住されている方も結構多いと思います。

そうするとなかなか行政区に入りにくいというふうなことも、要因の１つではないかと思われます。

いずれにしましても、市としては先ほど答弁で申し上げたとおり、行政区というのは非常に地域コミュニティが大きな役割を担っておりますので、こういったものへ転入者はできるだけ加入してくださいというふうな促進策として、窓口でご案内をする。それから各行政区によっては決まりごとが違いますから、区長さんを案内して、それぞれの話を聞いてもらって、相互理解の上で入ってもらいましょうというふうに進めております。

それから市のほうとしては、代表区長会を通じまして受け入れ側として意見交換して、できるだけ新たな方も取り入れていこうということを、加入促進をしてまいりたいと考えております。

それから空き家バンクの関係ですけれども、平成２７年度から空き家バンク登録物件清掃費等補助金制度を始めたということ、それから固定資産税の納税通知書を発送する際に空き家バンクの案内も一緒に同封しております。そのようなことから、平成２７年度前までは年間わずか数件しかなかった登録物件が、平成２７年度以降は３０件を超えるまでになってきております。こういった制度に基づいて件数が増えてきているなという状況でありますが、今後については、制度の理解をさらに深めていこうということで、１１月に空き家の所有者を対象とした相談会の開催も予定しております。できることをやって、少しでも登録件数を増やしていこうというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

次に、幼児教育・保育の無償化について再質問をいたします。

１点目として、幼児教育・保育の無償化に伴い、市の財政負担が４千万円ほど軽減されるとの答弁でしたが、国の無償化の対象とならない第１子の課税世帯の０歳から２歳児の子ども、また３歳から５歳児の副食費の実費徴収の子どもがいると思いますが、その部分を助成するという考えはあるのかどうか。これは先ほどの答弁で、第２子以降が１億４千万円、持ち出しがあった。市では１０年間、この制度を全国に先駆けて行ってきました。ここで国が第２子以降無償化すれば、今までの分、先ほどの答弁では医療費の食事代で１，６００万円ですか、年間にすれば。することも分かりますけれども、やっぱり少子化の最先の市として、ぜひまた今後検討していただきたい。

２点目としては、先ほど森のようちえんは無償化の対象ではないとのことでしたが、対象となるための条件としては、どのような手続きが必要になるのか。私は森のようちえんに２、３回行って、実際に見てきました。森の中で素晴らしい、子どもたちを伸び伸びと育てています。素晴らしい幼稚園だと思います。そうした中で、今、厳しいという、いろいろな手続き等がありますが、市としてもぜひ、担当者に行って見てもらって、独自の支援等も含めてできないものか、併せて伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

相吉正一議員の、明政クラブの再質問にお答えいたします。

まず、第１子の課税世帯の０歳から２歳児の子どものその分をなんとか無償化にならないかということなんですけれども、今回の無償化に関しては国が総合的な少子化対策の一環として子育てを行っている家庭への財政負担を軽減するための施策だというふうに、そこに配慮されたものであるというふうに理解をしております。

それから３歳から５歳の副食費の徴収について、そこもなんとか助成できないかということでありますが、先ほども答弁させていただきましたが、在宅で保育している場合も生じる費用であるということ、それから従来保育料の一部として保護者に負担をしていただいているということを、そういった考えを維持していきたいということから現在での負担ということは、補助するということは考えておりません。

それから２点目の、森のようちえんの件なんですけれども、森のようちえんにつきましては、現在、届け出がされていないという状況であります。その届け出は何の届け出かということなんですが、認可外保育施設の届け出というものがございますので、その届け出を支援していただくという必要があります。国が定める基準というものがありますので、そうしたものがクリアしているということが必要となってきておりますので、届け出を先にしていただくということが先決かと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

再々質問ですが、子育ての手厚い本市として、今後、来春以降の無償化についてもぜひ検討をしていただきたいと思います。答弁は結構です。

最後に、地域公共交通の再編について再質問をさせていただきます。

今後、人口減少や高齢化が進む中で、新たな地域公共交通を持続していくためには、地域住民と利用者、また行政が一体となって取り組む必要があると思いますが、市ではどのように考えているのか。

２点目、先ほど来年４月の運行に向けて、１０月の公共交通運営委員会で最終決定、料金等ですね、決定するとの答弁だと思いますけども、公共交通、普通の市営バス等の再編見直しについては、現時点で具体的にはどのような見直しが予定されているのか、分かる範囲で結構ですので、伺います。特に運賃や運行便数の見直しはされているのかどうか。

３点目として、デマンドバスの利用を促進するために利用者から登録料を徴収する考えはあるのかどうか。これは、ただ料金を取るだけではなく、やっぱり登録をしてもらって促進することも私は必要だと思うんです。これからどんどん厳しい財政状況になりますので、やはり市民にも応分の負担をしていただいて、もちろん安価な料金で乗れるような形を検討しているかどうか、そのへんについて分かっている範囲で結構ですので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

相吉正一議員の、明政クラブ代表質問の再質問にお答えいたしたいと思います。

地域公共交通の再編について、３点ほどいただいたところでありますけども、１点目の今後の地域公共交通維持をしていくための考え方ということでございますけども、今回、新たな公共交通網を確立するために、地域の皆さまとともにこれまで検討をしていただいて、新しい公共交通網として今、来年４月に運行できるように準備をしているところでありまして、これらの公共交通網を維持していくためには、やはり行政だけではなくて、市民、そして交通事業者も連携した中でそれぞれがそれぞれの役割と責任を果たしながら、育てていくことがやっぱり重要であるというふうに考えておりますので、今後も市民の皆さまと一緒になって、この利用促進を図りながら、よりよい公共交通網として運行できますように努力をしていきたいと考えております。

次に、公共交通網の再編見直しについて、現状でのその内容でございますけども、今回、この広い北杜市の面積がありますので、この市内を支線と幹線に分けて運行ということを考えておりまして、特に支線については４つのエリアに分けて、それぞれデマンドバスの方式、または定時定路線の運行ということで計画をしております。

支線については、デマンドバスのエリアについては、７時半から夕方の４時までという運行時間の中で８時間の運行の中で、運行便数を確保してまいりたいというふうに考えております。

また幹線につきましては、現在の運行路線をもとに考えておりまして、特に朝・夕方については、通勤・通学者に対応する便を確保するということ、そして日中は高齢者を中心としまして、買い物だったり、通院、またＪＲへの乗り継ぎができるような対応運行を考えております。

幹線については、限られた車両台数になりますので、最大限の運行を目指して便数の確保をしてまいりたいというふうに考えております。

あとは料金についても、比較的分かりやすい料金システムということを考えておりまして、これらについては、最終的に１０月の北杜市の地域公共交通会議で協議した上で決定をしてまいりたいと考えているところでございます。

３点目の、デマンドバスの利用を促進するための登録料についてということでございますけども、やはり登録料を取って、この公共交通を維持するために財源を確保するということは有効であると考えているところでありますけども、さまざまな利用促進に対しての考え方もありますので、またエリア委員会でも様々な意見をいただいているというところもありますので、今後、それらの意見も踏まえながら最終的には地域公共交通会議で協議して決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○１４番議員（相吉正一君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（　な　し　）

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

では、ここで昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後１時４０分といたします。

休憩　午後１２時０９分

再開　午後　１時４０分

○議長（中嶋新君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２　一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、８人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初にほくと未来、１３分。次に無所属の会、１１分。次に無会派　清水敏行君、１５分。次に北杜クラブ、５５分。最後にともにあゆむ会、１９分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初にほくと未来、１０番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○１０番議員（福井俊克君）

一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問につきましては、武川町関連事業の進捗状況と今後の対応策について、７事業についてお伺いをしたいと思います。

まず、１番として駒城橋の架け替えについてであります。

駒城橋の架け替えにつきましては、市の積極的な働きかけにより、着工に向けて事業が進んでいると聞いております。進捗の状況と今後の事業計画、ならびに着工予定はいかがでしょうか。

続きまして、２番目として県道横手日野春停車場線の国道２０号線前後と日野春隧道前後の拡幅改良についてであります。

先般、武川町区長会より北杜市へ地域の声として要望がされておりますが、その対応につきまして、お伺いをいたします。

３番として、誘致企業への国道からの侵入道路となる市道宮脇牧原線改良について。

この件につきましては、昨年の６月定例会で質問をいたしましたが、事業化に向け国と協議中との答弁をいただいておりますが、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

４番目として、市道牧原山高線路側崩落についてであります。

本線においては、今年の３月に片側約１５メートルに渡り、路面中央にひび割れと路肩が陥没し、市では神代桜の開花期にもあたり観光車両も多く通行することから、３月下旬から２カ月間全面通行止めといたしました。その後においては片側交互通行としている状況であります。本線は、牧原地区とを結ぶ幹線道路で小学校への通学道路でもあり、山高地区、黒澤地区の区

民においては、日常生活に欠かせない重要な道路であります。早急の復旧を望んでおりますが、その対応はいかがでしょうか。

５番目として、県営耕作放棄地解消、発生防止基盤整備事業（中山地区）についてであります。

本事業は平成２９年９月定例会で質問しておりますが、２７年度事業採択、面積４０ヘクタール、事業費１７億８千万円で、埋蔵文化財調査後３１年度から圃場整備に着手。完了を３５年度。そこに入る参入企業は、トマト施設栽培１社と醸造用ブドウ栽培１社を計画との答弁がありました。現在どのような状況になっているか、お伺いをいたします。

地権者においては高齢化とともに、せっかく事業採択を受けて、より早い完成を期待していただけに、最近ではあきらめ感と、その意欲も薄らいできているようにも思われます。市当局の積極的な対応をお願いしたいと思います。ついては、その状況と今後の対応につきましてお伺いをいたします。

６番目であります。県営中山間総合整備事業甲斐駒東部地区事業についてであります。

本事業につきましては、地域の要望事業として平成２８年度計画申請し３０年度に採択され武川町、白州町において、農業排水施設整備１８路線、農道整備４路線、区画整備４工区、農用地保全、これは鳥獣侵入防止柵であります、４路線が令和６年までに完成の計画がされておりますが、農家においては、老朽化した水路の改修や近年山間部の崩壊から水路へ入る砂の対策としての沈砂地の設置、また増える鳥獣害対策などに、その期待も大きく早急の事業着手を望んでいます。その進捗状況についてお伺いをいたします。

最後になりましたが、７番目として精進ヶ滝・滝見台の整備についてであります。

南アルプスユネスコエコパークの指定により、フォッサマグナから出現した東日本一の名瀑と石空渓谷を観ようと県内外からの登山客が増加しており、特に関東近県および関西方面からの家族連れやツアー客で、マイカーやタクシーの利用者が大半であります。エコパーク指定から市において登山道の安全確保のため整備を進めたことと、またパンフレット等による宣伝効果があってのことと感じております。これが地域振興につながればと期待をしているところであります。しかし、渓谷最終地点の滝見台は狭く馬の背のような場所にありまして、大勢の人が来ると順番待ちがみられるという状況であります。

昨年の６月定例会でも質問いたしましたが、滝見台の安全柵、休憩スペースを県と連携して整備を検討するという答弁をいただいております。その後の結果はどのようになっておりますか、お伺いをいたします。

以上７事業につきまして、お伺いをいたします。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

１０番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

武川町関連事業の進捗状況と今後の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「駒城橋」の架け替えについてであります。

「県道横手日野春停車場線」の武川町柳澤地区と白州町横手地区に架かる「駒城橋」については、昭和３４年の災害以降、地域の安全・安心な生活を確保するために、拡幅を兼ねた架け

替えについて、市と地域が一体となり、県に強く要望してきたところであります。

県では、平成２９年度に立ち上げられた、武川町の柳沢区・山高区・下三吹区・新開地区・牧原区、白州町の横手区・大坊区の７地区の役員による「駒城橋架け替え工事推進委員会」および市とともに、この要望に基づいた事業化に向け、検討を行ってまいりました。

現在の進捗状況は、本年６月の地権者説明会においてルートが決定し、詳細設計に向けて路線測量を行っているところであります。

今後、基本設計ができた時点で地元説明会が開催され、地権者からの要望やご意見を伺いながら、詳細設計を進め、その後、用地測量、補償調査の結果に基づき、用地買収・補償等を進めていくと伺っております。

先日、「山梨県中北建設事務所」峡北支所長が来庁し、私に対し、本市の重要整備箇所として、鋭意取り組むとの説明を受けたところであります。各工程が順調に進んだ場合、令和３年度からの工事着手が可能とのことであります。

今後も引き続き、県および推進委員会の皆さまと連携し、事業の促進に努めてまいります。

次に、「県道横手日野春停車場線」の拡幅改良についてであります。

「日野春隧道」については、国道２０号とＪＲ中央線の日野春駅を連絡している重要な路線内において、幅員が狭いことなどにより、通行の障害となっていることから、これまでも、本路線の懸案箇所として、県に対して改善の要望を強く行ってきたところであります。

この要望を受け、県においては、来年度の事業化に向けて、今年度、事前調査業務に着手することを伺っております。

今後も、地域住民の安全・安心な生活のために引き続き、県と連携して進めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

１０番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

武川町関係事業の進捗と今後の対応策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県営耕作放棄地解消等基盤整備事業についてであります。

当該中山地区においては、当初、農業生産法人２社の参入を計画しておりましたが、トマトの施設栽培法人は、トマトの市場状況が悪化したこと、また、醸造用ブドウ栽培法人は、昨年の西日本豪雨により苗木の調達が困難となったことから、いずれも法人の経営判断により参入を断念いたしました。

市ではこれを受け、県、市農業振興公社と連携を図りながら、現地に適した農業法人などに積極的にＰＲを行っており、現在、新規の醸造用ブドウ栽培法人数社と、参入に向けた協議を進めているところであります。

当該法人からは、年内を目途に参入の判断をいただく予定でありますが、市では定期的に換地委員会を開催する中で、情報共有を図っており、先月３０日には、地権者総会において、土地の借地料や評価額などについて、ご協議いただきました。

今後も引き続き、関係機関と連携を図り、参入企業の意向を反映した設計等を行い、早期の工事着手に向けて進めてまいります。

次に、県営中山間総合整備事業甲斐駒東部地区についてであります。

本事業は、本年度、２地区の圃場整備事業の基本計画と測量業務および、水路１路線の測量設計を実施しており、地域の皆さまの要望に応えるため、来年度に着工し、令和６年度までに事業が完了できるよう、計画的に進めてまいります。

次に、精進ヶ滝・滝見台の整備についてであります。

精進ヶ滝･滝見台整備については､工法および見積徴取など整備に向け検討しておりますが、工事場所までの資材運搬に関する課題等もあることから、現在、対応策などについて、再検討しているところであります。

南アルプスユネスコエコパークのエリア内の精進ヶ滝には、多くの皆さまが訪れていることから、案内看板や安全柵の設置などを進めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

１０番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

武川町関連事業の進捗状況と今後の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「県道横手日野春停車場線」の拡幅改良についてであります。

「国道２０号牧原交差点」の前後については、大型車両の通行が多く、１車線道路であるため、車両のすれ違いに支障をきたしている状況であります。

また、通学路としても利用されており、歩行者の通行も多い路線であるため、以前から拡幅の要望が出されております。

地域住民の安全・安心な生活のために、引き続き、県に要望してまいります。

次に、「市道宮脇・牧原線」の改良についてであります。

「国道２０号」と「市道宮脇・牧原線」の交差点については、以前から地元行政区より、変則な構造であることから事故が多く、市道の拡幅と合わせた改良の要望が寄せられていたことから、道路管理者の「甲府河川国道事務所」および交差点協議を行う「山梨県公安委員会」と協議を行ってまいりました。

交差点の改良については、国道と市道との交差位置や交差する角度、また、交通の流れや通過する車両の軌跡の検討など、道路構造の面と交通安全の面で多くの課題があります。

これまで、地域の交通と併せて、誘致企業の大型車両等の出入り状況など、設計に必要な要素について、調査を済ませております。

その結果、通学路としての安全対策、交差点への信号機の設置と国道への右折レーンの設置など、いくつかの要望があり、現在、これらを考慮した概略の計画を検討し、関係機関と協議を行っているところであります。

今後も、これらの課題について、地元行政区および誘致企業、そして関係機関との協議や検討を重ね、早期の事業化に努めてまいります。

次に、「市道牧原・山高線の路側崩落」についてであります。

本路線については、平成２８年度に詳細設計を行い、平成２９年度以降、工事に向けて用地交渉等を進めてまいりましたが、保安林の手続きや用地取得の相続手続きに課題があり、当初

の計画で進めることが困難な状況となっております。

当該道路は、国道と集落を連絡する主要道路であり、通学路にもなっていることから、工法変更等の検討を進め、早期の工事着手を目指してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

再質問はありますか。

福井俊克君。

○１０番議員（福井俊克君）

７事業につきまして、それぞれ前向きなご答弁をいただきましてありがとうございました。

いずれにしても地域の振興に、本当に地域住民においては早く着手をしてほしいという要望が特に強い事業でもあります。そういう中で、早期着手を期待しながら私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで１０番議員、福井俊克君の一般質問を終わります。

次に無所属の会、２番議員、池田恭務君。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

９月定例会における一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

テーマは３つとなります。

まず、リスクマネジメントという観点から伺います。

移住定住施策にも大きな影響を及ぼすと考えられますが、当市に関してネガティブな内容で全国に報じられてしまう機会に接し、非常に残念に感じることが頻発しております。

８月末も「ｎｅｗｓｚｅｒｏ」という報道番組で、当市のいじめに対する取り組み姿勢を激しく非難する内容が全国に向けて報道されました。道の駅はくしゅうの件も同じく全国放送されたというふうに理解しています。

３年前に渡辺英子市長が誕生してから、このような当市のイメージに関わる報道が頻発している印象を多くの市民が持っているのではないかと思います。

自治体間競争、切磋琢磨は待ったなしの状況が続いています。これら報道がされたことは、膿を出しきるきっかけにしていただきたいと考えます。

一方で、本来はこういった事案が発生しない自治体運営が求められるわけで、そのためにはリスクマネジメント手法が有用ではないかと改めて感じているところであります。

ある自治体のＷｅｂサイトからのご紹介ですが、「実効性のあるリスクマネジメントに取り組むことで危機の発生防止に努め、かつ、発生時においては迅速かつ適切な対策を講じることにより危機の影響を最小限に留め、市民の生命、財産および生活の安全を守るとともに、市民の役に立つ市役所を実現する」と書かれておりました。

質問です。

多くの自治体が取り組みをしているリスクマネジメントについて、渡辺市長はどのようにお

考えでしょうか。適切に運用されれば、いじめ事案への対応や道の駅はくしゅうの事案など善処できた可能性が極めて高いのではないかと考えます。

次に、移住定住政策の観点から伺います。

当市の行政区に限らずですが、全国で自治会のあり方についての議論があるとのことで、7月に3日間にわたり読売新聞の全国面で特集がされました。当記事の中で、北杜市のごみ集積所の問題も取り上げられました。かねてより課題の声が上がっていますが、抜本解決に至っておらず、移住政策の面では大きなブレーキ要因となっていることは想像に難くありません。

同じ記事の中にもあったんですが、当市では１２２ある区の加入率が７１％のことですが、全国の他自治体では高齢化で解散するケースも出ているということです。全国的な傾向として「自治会自体が活動のあり方を見直すのはもちろんだが、市も当事者意識を持って対処しなくては、多くの自治会の存続が危ぶまれる」とも報じられていました。

報道に、こちらもよるんですが、転居後に地元の独自ルールを知らされて驚かれるよりも事前に理解した上で移住してもらおうという試みが広がっているそうです。

例えば京都府の南丹市では、地元の決まりを明文化した集落の教科書を移住希望者向けに作っているそうです。この中では加入時の負担金や年会費、行事、葬儀の手伝い、役員の決め方、消防団、そのほかの役など、それぞれのルールの縛りの強さなども記載しているそうです。

義務を強調すると人が来なくなると消極的な声もあったようですが、事前に伝えないと定住してもらえない、事前に分かっていれば移住希望者との行き違いも防げるとの結論になったようです。結果として移住者を呼び込んで活性化したいところは工夫をし始めることが見込め、よい意味での地域間競争になるポテンシャルを秘めていると考えます。

質問です。

区に入ることで求められること、入らないと困ること、例えば先ほども質問でありましたが、ごみ出しなどです。それを区ごとに明文化し、移住に伴うミスマッチの発生を防ぐということをすべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。それを南丹市のように市が主導すべきではないでしょうか。

最後に、行政の自浄作用という観点から質問をいたします。

行政と地域のつながりが強いということは、当市のような自治体の強みである一方で、市民から直接の改善要求が届きにくいという弱みも併せ持つのではないでしょうか。例えば以前ですが、学校や保育園関連でご相談いただくことがありました。しかし、問題提起、課題提起や改善要望をするにしても、お名前は出したくないと、そういったことを言われることがありました。地域とのつながりが強い分、声を出すことによる副作用を懸念してのことでした。こういったことは皆さんもイメージがわくことと思います。

これはあくまでも一例であり、定期的にこのようなご相談をいただきます。行政サービスに対する直接の受益者である市民の声が届きにくいのは、せっかくの住民福祉増進のきっかけを逃していると言えそうです。民間では、お金を出してでも収集したいような情報だというふうに思います。

質問です。

行政の課題などについて、匿名であっても受け付ける仕組みはありますでしょうか。インターネット経由での、例えば「市長への手紙」では匿名の場合は取り扱わないとの理解ですが、もしあるならば広く周知すべきと考えますが、いかがでしょうか。

参考までにですが、市政、問い合わせ、匿名といったキーワードでインターネットで検索しますと、いろんな事例が出てきます。匿名を可とするところと不可とするところの両方がありますし、例えば匿名は可であってもやりとりするための返信のためのメールは必須としているといったようなケースがありました。

小さな声であっても重要な声として収集に努める市長であれば、匿名ＯＫとしているのかなというふうに私は感じました。

次の質問です。

関連してですが、市長の手紙においては、年齢、性別、ここでは男女のみなんですども性別、職業も必須となっています。この情報、特に性別が私は気になりますけども、それを収集して何に使っているんでしょうか。国立市ではＬＧＢＴアウティング禁止条例ですとか、大阪市ではパートナーシップ宣誓条例など、世の中では様々、状況が進んでいる、理解が進んでいるという中で、市長は性的少数者への関心が薄いとのメッセージになりかねないと考えます。

よろしくお願いいたします。以上３つのテーマについて、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

２番、池田恭務議員のリスクマネジメントの考えについてのご質問にお答えいたします。

自治体における危機問題については、昨今の地震、台風などの予測できない自然災害による被害が発生し、避難情報の伝達等が問題となっておりますが、本市では、気象警報等の発表時には、早期に「災害対策本部員会議」を開催し、対応しているところであります。

自然災害以外でも、大規模な事故や火災の発生を始め、感染症の蔓延による社会経済への影響も懸念されるとともに、これら外部的要因のほかにも、職員の事務処理誤り、不祥事など行政への不信感を招く事例も報道されております。

本市では、危機管理について事例ごとに職員間の意思の疎通や職務に対する共通認識を深めることにより、課題の早期発見や未然防止に取り組むとともに、問題が発生したときには、状況を把握する中で対応し、事実や原因の調査、検討を行い、再発防止を図るため、部長会議を通して情報共有に努めているところであります。

危機管理の問題は、「知識」だけでなく「意識」の問題であることから、常に危機管理意識を持ち、最善を尽くすために、危機発生時には私を始め、管理職員が具体的な指示を漏れなく、速やかに対処できる体制が必要と考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

２番、池田恭務議員のご質問にお答えいたします。

行政の自浄作用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「市長への手紙」における匿名の取り扱いについてであります。

「市長への手紙」については、市政に対しご意見やご提案をいただくものであり、市からの

回答を原則としております。

回答に当たっては、内容確認を必要とする場合があることから、インターネットでは、氏名や連絡先の入力を必須とさせていただいております。

特に周知はしておりませんが、本名ではない匿名でも受け付けを行っております。

次に、「市長への手紙」における、必須情報の使用目的についてであります。

年齢、性別、職業等の必須情報は、どのような属性の方が、どのような政策分野に関心を持たれているかなど、市民ニーズの把握のため、内部資料として活用しております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

２番、池田恭務議員の移住定住政策における、行政区加入の明文化と市の主導についてのご質問にお答えいたします。

行政区は、住民相互の連絡、環境の整備、防災・防犯活動など、安全で安心して暮らせる地域社会をつくるための組織で、集落単位でのつながりを大切にしながら、住民同士が支え合って生活してきた先人たちの努力による歴史があり、多くの場合、行政区内の班や組ごとに、組織運営に伴う独自の規定や行事などがあり、それを明文化することは組織の考え方なので、市が主導するものではないと考えております。

このことから、移住相談窓口等では、移住希望者に対し、地域ごとに規定や独自の行事があり、ごみ出しのルールも違うこと、安全な暮らしの維持には地域における自助・共助が大切であることなどを伝え、特定の移住希望地が決定した時には、まずは行政区長等に話を伺うよう、案内しているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君の再質問を許します。

再質問はありますか。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

時間の許す限り再質問をさせていただきます。

まず、リスクマネジメントです。

ご答弁いただいたとおり、何もやっていないとは思っておりません。事後を含めていろいろやっていらっしゃるというふうに思います。

先ほどの答弁から分からなかったところなんですが、何か、このリスク管理、リスクマネジメントについて、提携のプロセスのようなものがあるんでしょうか。例えばリスクマネジメント、リスク管理担当がいらっしゃって、定例会が庁内であって、常に各所のリスクに何があるのか、それを洗い出して、それが顕在化しないためにどんな手を打っているのか、その進捗はどうなのか、そういった対応が提携としてやられているのかどうか、質問します。

○議長（中嶋新君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

２番、池田恭務議員の再質問にお答えいたします。

リスクマネジメントの体制というようなご質問かと思っております。

本市におきましては、リスクマネジメント、いろいろ予測できるものについては、いろいろとやっている、予測した中でやっているところでありますが、アクシデント等が起きた場合につきましては、その影響を最小限に抑えるということが必要であるということ、また課題の早期発見や未然防止も進めるということで、特別、リスクマネジメント、リスクに関する体制ではありませんが、本市には幹部職員で構成します政策調整会議がありますので、問題発生とか課題が出たときについては、そちらのほうで、副市長を中心に調整を行っているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

池田恭務君。残り２分５９秒です。

○２番議員（池田恭務君）

ありがとうございます。再々質問です。

もし、定常的にやられているのであれば、そういった様式と言いますか、アウトプットみたいなものがあるのかなというふうに想像するわけなんですけども、そうでないと場当たり的な会議ですとか、ということになってしまうことを懸念しての質問です。ですので、そういったリスク管理の会議がされる、あるいはその会議の結果、出てくる書類みたいなものがあるという理解でいいでしょうか。もしそれだったら、開示請求なのかもしれないですけども、市民も見ることができるのか、質問します。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

２番、池田恭務議員の再々質問にいたします。

議員おっしゃるところについては、他市で策定をしているような、例えばコンプライアンスの推進基本方針であるとか、そういうものをおっしゃっているかと思うんですが、本市については、そういう方針については、まだ定めている状況ではありません。

いずれにしましても、アクシデント、また予測しなければならないものにつきましては、先ほど言いましたように、政策調整会議の中でその都度その都度、対応策について検討をしているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

それでは次の再質問、移住定住政策の再質問をいたします。

先ほど、私が提案した内容については、北杜市としてはやらないというようなことだったわけですが、他市ではやっているわけなので、やろうとすればまったく問題なくできるものだと思います。先ほど、やらないというご答弁をされたということは、やることとやらないことにおけるメリット、デメリットみたいなものを比較された上でやらないという判断をされたというふうに、私は当然、そうされたと考えるわけなんですが、各区のそういった詳細の情報を整理して一覧にして、希望者に提示するということのデメリットというのは、どのように捉えられているのでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

２番、池田恭務議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、それぞれの行政区、あるいは班、組において決まりごと等を持っております。もちろん明文化している区もあれば、そうでなく口頭で言っているところもあると思います。本市においては、１２２の行政区以外に、その下に班、組というふうなもの、それぞれ決まりごとを含めますと、ものすごい数になってまいります。実際、それぞれの区でやっておりますので、市が改めて、これをそれぞれ、２００から３００というふうなものを集計と言いますか、取りまとめていくのは非常に困難な部分もございます。よって、移住者がそういったところを希望したときには、それぞれの区長、もしくは班長をご案内して、そこで詳細な内容を聞くということで十分ではないかと考えております。ですから、特にメリット、デメリットというのではなく、うちは現状に即してやっているという状況であります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

再々質問です。

今、メリット、デメリットに即してではないということだったんですが、ご答弁からのデメリットは、職員の負荷であるというふうに理解しました。その職員の負荷を、工数を使ってでも整理することで、より多くの移住者、移住希望者にとっては大変、お宝のような情報になると思いますし、場合によっては、行政区間の、良い意味での地域間競争ですね、うちのところにぜひ移住者さん来てほしい、もし来ていただけないということがあれば、他の行政区と比較して何があって、もしかしたらこのへんが原因なのかもしれない、そういった前向きな改善と言っていいのか分かりませんけども、そういった前向きな取り組みにつながるのではないかと思います。それは、職員の工数をかけてでも大変大きなメリットであるというふうに感じるわけですが、そういった観点からいかがでしょうか。そのようにお考えになれないでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

２番、池田恭務議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、うちのほうでは紹介するときに、その区長、班長を直接紹介いたします。そうしますと、そういった移住希望者については直接、お話が聞ける。行政の窓口でもちろんご案内はしますけれども、直接、話を聞いて、ミスマッチがないような形に持っていきたいと考えております。

いずれにしても、うちのほうではこれを取りまとめて明文化しようだとか、集落の教科書ということは、今現在は考えておりません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

残り３２秒です。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

次の行政の自浄作用のところについて、再質問いたします。

先ほど市長への手紙で、匿名でも受け付けていますということでした。ぜひこれは、広く周知していただくと、より声が集まるのではないかと思います。広く周知していただけるものか伺います。

次が、先ほど年齢、性別、職業はどういった方がどういったものに関心があるかということの調査だとおっしゃっていたんですが、具体的にそれを収集して、どういった、これもさっきと同じですが、アウトプットになっているのか伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

２番、池田恭務議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど匿名の受付については、周知を行っていないというお話でありました。これについては、市民に対して分かりやすい市政という部分で検討をしていきたいと思っております。

また、調査結果というところでありますけども、現在、市長への手紙というのが、市政に対する本来の目的とは違う苦情であるとか、単なる要望というようなことが約８割ということで、中心に現在のところ寄せられているところであります。

私どもにおきましても、もっと市民の皆さんに市政に関心を持っていただき、その取り組みに一緒に関わっていただきたい。現在、総合戦略をつくる上で、「みんなでつくろう　健幸北杜」をテーマということで、様々なご意見をお聞きしたいというようなところもあります。ですので、市長への手紙、本市の将来に向かって前向きなご意見をいただく１つのアイテムとしていきたいと考えております。これにつきましても、周知というような部分で、市民の皆さんにお知らせをしていきながら、よりよいご意見を寄せていただく制度にしていきたいというふうに現在、検討を進めているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで２番議員、池田恭務君の一般質問を終わります。

次に無会派、６番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○６番議員（清水敏行君）

今般の台風１５号による、特に千葉県の被害、心よりお見舞い申し上げます。

長引いた停電、本市におきましても倒木対策など、万一の備えが求められます。

環境や自然に配慮したまちづくり、市民の方から地球温暖化対策など、ご意見をいただきました。喫緊の課題とし、本市も温室効果ガス排出量削減のための措置に関する計画を立て、推進を図るとしております。市民も一体となり、できることを一人ひとりがしていくことが重要と考えます。

任期が近づく中、当たり前のことを当たり前にしていく、会津藩にこうした教えがあります、「ならぬことはならぬものです」。そんなことを思いながら、自ら掲げた目標の一つひとつに近づくために、以下、９月、長月、一般質問をいたします。

まず、１番目の質問でございます。３項目すべてでありますが、まず１番目であります。ふれあい支援農道蔵原地区への信号機設置要望について、お伺いいたします。

市道西割・蔵原線と、ふれあい支援農道との交差点、高根クラインガルテン近くの交差点でありますが、地域の強い要望があり、行政区より、要望書も提出しております。

去年９月の定例会一般質問に対し、回答は、現地調査し総合的に判断、県公安委員会に要望しますとのご答弁でした。前回も触れましたように、ここの交差点は、高根クラインガルテンへ来る大型バス利用の交差点でもあります。シーズンには、相当の台数が来ます。近くで、いよいよ企業の事業も始まりました。交差する市道西割・蔵原線の道路整備も進む中、車両の交通量も増しており、重大な事故が起きる前に、事が起きてからでは遅いのであります。信号機により、通行優先権を割り振ることが重要であります。交差点のセンターラインや右折ラインの表示などは完了できました。残すは信号機であります。

そこで以下、ご質問いたします。

１．山梨県公安委員会へ、前回の要望書の進捗状況の確認はいかがでしょうか。併せて今回の要望をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

２つ目の項目であります。教育消耗品、見やすいチョークについてお伺いいたします。

日頃の授業の中で、板書を用いた授業は、まだ重要な位置を占めていると思います。その板書の文字が、使用するチョークの色、例えば赤色、青色、緑色などの場合、比較的見えにくいのではないかと思います。色の感じ方は、人により様々かと思いますが、色覚の個人差を問わず、より多くの人が、色の違いを識別しやすいように、配慮して作られているチョークがあります。他県の導入自治体によりますと、効果があり継続とのことでした。この板書を見やすくした色覚チョークの使用を、市内各学校にお願いしたいと思い、以下ご質問いたします。

１．本市の使用状況はいかがでしょうか。また、学校への情報提供の実情はいかがでしょうか。

２．効果の検証は、もしされているとしますならばいかがでしょうか。

３．基本的に、使用の対象を全児童・生徒へと、ご提案したいのですがいかがでしょうか。

最後に、３つ目の質問でございます。地域とともにある学校のコミュニティ・スクールにつ

いてお伺いいたします。

本市でもコミュニティ・スクールが始まりました。現在、市教育委員会では、市内各学校への設置に向け、取り組みを進めていることと思います。私は、その趣旨は評価いたしますが、以前の質問で、ご指摘しましたように、先生方が頑張ってしまう、つまり仕事が過重になりはしないか、そしてそうなった分、先生方が頑張ってしまう、やろうとする、そういうことが懸念されるわけであります。

私は、トップダウン型ではなく、現場各学校からの立ち上げが、形骸化させないためにも重要と考えます。学校現場は教材研究、授業準備の時間確保に大変であり、特に小学校では、新学習指導要領への移行期間中であり、外国語教育、道徳教育、プログラミング教育など、対応に苦慮している現実がございます。

「努力義務」は今後「義務」に向かうかもしれませんが、拙速とならないように、各学校の意向を汲む中、進めていただきたいと思い、以下ご質問いたします。

１．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の取り組み状況はいかがでしょうか。

２．今後のコミュニティ・スクールの進め方はいかがでしょうか、お伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

６番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

地域と共にある学校のコミュニティ・スクールについて、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、取り組み状況についてであります。

現在、コミュニティ・スクールの設置は、泉小学校のみでありますが、法律の改正により努力義務化され、すべての学校に「学校運営協議会」が設置されることが想定されております。

本市においては、学校や地域の実情を踏まえた上で、各学校において設置に向けた検討をしているところであります。

また、本年度の「市教育研究会校長部会」において、泉小学校のコミュニティ・スクール立ち上げの具体的な取り組みや昭和町の先進的な取り組み事例を参考にしながら、学習会を実施いたしました。

次に、今後の進め方についてであります。

「地域の子どもは地域で守り・育てる」という目的のもと、各小中学校では、地域の方々と連携を図りながら、教育活動を行っているところであります。

この活動を組織化し、コミュニティ・スクールにつなげることで、新たに特別な活動を実施するのではなく、地域の方々のご協力をいただくことにより、教職員が子どもと向き合う時間の確保ができるものと考えております。

各学校の実情に応じて、人材や活動内容について検討し、コミュニティ・スクールが全小中学校に設置できるよう推進してまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

６番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

教育消耗品、見やすいチョークについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の使用状況、学校への情報提供、効果の検証についてであります。

「色覚チョーク」については、小中学校１８校中、７校がすでに使用しており、先ごろ他の小中学校に紹介したところであります。

平成１５年度、「学校保健法施行規則」の改正により、小学校の健康診断から色覚検査が廃止されたため、対象となる児童生徒の把握はできておりませんが、家庭から提出される保健調査票などにより、対象者を把握している学校については、「色覚チョーク」を積極的に使用しております。

また、電子黒板の整備を全学校へ進めたところであり、黒板と電子黒板のそれぞれの特徴を生かして活用することで、児童生徒一人ひとりが、授業に集中できるよう、教育環境の充実を図っております。

次に、使用対象についてであります。

「色覚チョーク」は、色覚の個人差を問わず、すべての児童生徒に色の識別がしやすいチョークであるとされており、多くの学校が積極的に使用するよう、改めて市校長会などにおいて紹介してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

６番、清水敏行議員のふれあい支援農道蔵原地区への信号機設置要望についてのご質問にお答えいたします。

市道箕輪・下黒澤線、通称「ふれあい支援農道」蔵原地内交差点への信号機設置については、昨年８月、行政区からの要望を受け、関係者による現地調査を行い、公安委員会に対し設置の上申を行ったところであります。

現在のところ、公安委員会から設置する旨の回答はいただいておりませんが、「ふれあい支援農道」は全線開通により交通量も増加していることから、引き続き、公安委員会に対し強く要望してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

再質問はありますか。

清水敏行君。

○６番議員（清水敏行君）

それでは、１項目、２項目、これは今、ご答弁いただきましたので、信号機については引き続きお願いしたいということ。それからチョークにつきましては、校長会で紹介をしていただけるということですので、とにかく一人でもそういう環境が整えばと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

再質問、この地域と共にある学校のコミュニティ・スクールについて、１点お聞きします。

今後５年の中で見直し、この法律の改正によって５年をめどに改めて検討するというのが文科省の考え方だろうと私は理解しているんですけども、そしてその方向性はたぶん改正法の施行後５年をめどとして協議会のあり方について、改めて検討を行うこととされています。この検討は協議会の活動のさらなる充実を図り、協議会の設置を一層促進する観点からと、このようなことがあるんですが、ですから方向はそういう方向になっていくのではないか、努力義務から努力が取れて義務になっていくんではないかと。それは先ほども私、お話しましたように、このコミュニティ・スクールというものは、個人的には評価をしております。ただ、どうしても現場の先生方にその仕組みが入ったときに、どうしても一部、現場の先生、特に今、教頭先生とか、教務主任の先生とか、そこに過重な部分が発生しないようにはできない、これはゼロにはできないと思うんですね。ですから、その部分を、その仕組みはすごく良いんだけれども、その働き方改革をしましょうという一方で、やはりそういう見えないところでの荷重が発生、今後、義務になるとやはり大変になってくる現場があるんだろうと思うんです。ですから、北杜市にあっては、そういう方向性は私もやむを得ないと思うんですが、その各学校の実情に応じて、上からでなくて現場サイドからの、そういう立ち上げと言いますか、そういう現場の意向を十分汲んでいただいて、こういう仕組みづくりをしていっていただきたいと、そこだけを確認したいと言いますか、お願いということでご答弁いただければと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

６番、清水敏行議員の再質問にお答えをいたします。

コミュニティ・スクール設置の主目的につきましては、まずは子どもたちに向き合う時間を多くすること、これが設置の主目的だと考えております。そのためには教職員の多忙化解消するということも１つでございます。設置の主体は、これは各学校でございます。上からトップダウンということはございませんので、主体はあくまでも学校ということでございます。

そのような中で、子どもたちに向き合う時間が十分確保できず、コミュニティ・スクールが設置はされたけれども、子どもたちに向き合う時間が減ったということでは、本末転倒ということでございますので、そういうことがないようにしていくということでございます。また、課題等を整理しまして、先行自治体等の事例を調査して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○６番議員（清水敏行君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで６番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は２時５５分といたします。

休憩　午後　２時３９分

再開　午後　２時５５分

○議長（中嶋新君）

それでは再開いたします。

次に北杜クラブ、７番議員、井出一司君。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

大きく４項目につき質問をいたします。

最初に、長坂総合スポーツ公園の改修についてであります。

私は中学校で野球、高校でラグビーを行ってきました。この経験からスポーツによる人間関係は、いつまでも変わるものではないと確信をしています。

さて、市長の掲げる施策である「お宝いっぱい　健幸北杜」の１つである健康づくりとスポーツの振興についてであります。

健幸北杜は、子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍を施策の柱に協働によるまちづくりへの取り組みを掲げています。これは本市が持ち合わせるお宝を最大限に活用し、市民、家庭、地域、企業、行政が一体となり、同じ目標に向かって連携を図り、生涯健康で幸せに暮らせるふるさと北杜を目指そうとするものです。

この取り組みとして、昨年度から取り組みが始まった学びの杜パスポート事業は芸術文化、スポーツ等、教育分野において市民参加を促し、市民一人ひとりが目標を持って、その目標へ取り組みを図ろうとしたもので、初年度においても大きな成果を発揮した取り組みであったと高く評価をしているところであります。

さらに本年度は、この取り組みを政策秘書部が包括し、庁内をあげて発展的に取り組んでいる様子がうかがえるところです。

さて、この取り組みの１つであるスポーツに目を向けますと、子どもから大人まで幅広い層の市民が参加する機会を創出しようと、各種のイベントや教室を開催しているところで、これに携わる職員をはじめとした関係者の努力に感銘を受けているところであります。

今年度も各種のイベントが展開されているところですが、先ごろ市制施行１５周年事業として、２０１９いいとこチャレンジ健幸北杜のチラシに北杜ナイトウォーキングへの参加を呼び掛ける記事がありました。これは長坂総合スポーツ公園陸上競技場を夜間、市民に開放し、市民ウォークやジョギングなどを思い思いに健康づくり、体力づくりを行っていただこうとするもので、昨年も多くの市民が仕事帰りなどに楽しんでいただいたと聞いております。

健康づくりや体力づくりは、一日にして成果を見るものではなく、日々、個人に合った取り組みと継続性を持って取り組んでいくことが大切であることから、このような取り組みが市民に広がっていくことを期待しているところであります。

本市においても、事前合宿地として自転車競技のＢＭＸやビーチバレーのフランスチームの合宿が予定されているところであり、市民の皆さんにスポーツへの関心を持っていただくためには絶好の機会であります。また、オリンピック以降の市民のスポーツへの関心を持続させ、参加を促していくことが必要だと思います。

健康でたくましい体づくりへ向けては、幼児期から小学校、中学校とスポーツへの関心と楽しみを感じ、体験する機会を数多く創出していくことが重要であると考えています。

現在、少子化により小学校においてはスポーツ少年団の運営が各地域ではままならない状況だと伺います。また中学校においては、野球やサッカー、バスケットボール、バレーボールなど、団体スポーツの部活動が各学校では構成できず、部活動への選択肢がない中で中学校生活が送られています。

世界のスポーツの祭典、オリンピック・パラリンピックが来年に控え、スポーツ愛好者を含め機運は高まっているところであります。世界の友と対話と友好を図るには、スポーツは地球市民とも言うべき絆と連携が生まれることは、人類が認めているところであります。

長坂総合スポーツ公園は、昭和５３年に運動広場を整備、ゲートボール、テニスコート、屋内ゲートボール、柔剣道場、体育館、サッカー場、陸上競技場、公園と平成９年までに整備がされ、現在に至っています。しかし老朽化も激しく、また現在のニーズにマッチしない施設も見られます。そこで以下伺います。

①利用者や現状を考慮すると、大規模なリニューアルの必要を感じるが、その考えは。

②スポーツ以外の市民の憩いの場所としての整備については。

③管理費のかさむサッカー場は天然芝から人工芝への改修は。

④施設の充実によるスポーツ愛好者の集いの場づくりは。

⑤各種大会の誘致やＰＲについては。

次に大きく２番目といたしまして、長坂駅前トイレの設置およびアーチ形看板についてであります。

長坂駅は昨年、開駅１００周年を迎え、地元の方々が実行委員会を組織し、節目の１００周年記念式典を行ったところであります。

承知のことと思いますが、長坂駅は地元からの請願駅であり、先人の方々が寄附金集めなど大変苦労し、大正１２年１２月１１日に開駅した駅であり、この長坂駅をもとに長坂商店街が発展してきた歴史があります。時代は流れ、人は変わってもその精神、思いは現在に脈々と引き継がれています。

近年、利用者の減少などで平成２９年４月１日より無人駅となり、地元としては大変落胆したところでありましたが、地元の気持ちが伝わったのか、本年５月１日よりＪＲの元社員の方が名誉駅長として長坂駅に勤務されたことは、大変喜ばしいことであります。

現在、長坂駅に関しては利用者が減少したとはいえ、１日約２，５００人の人が利用していると聞いており、今後の地域振興、商店街振興等を考慮し、整備等を行う必要があると考えます。

このような中、長坂駅の駅舎は旧長坂町時代に建設されたもので、建設以来、大きな改修も行われず、今日まで経過しています。そのため、駅舎全体が古く、汚れた駅舎であると言われています。

また、長坂駅舎に併設する公衆トイレは、利用者から「洋式便器にしてほしい」との希望や

「車いす利用者などが利用できるトイレがほしい」などの希望が以前からあり、長坂駅前地区と商店街においても、市に対し施設整備等を要望してきたところ、今回、公衆トイレ整備事業として設計業務に係る補正予算を計上されたものと捉えています。

次に、長坂駅前に設置されているアーチ形看板であります。長坂駅を中心とした地域および商店街の歓迎シンボルとして、昭和５２年に旧長坂町が建設をしたものであり、地域や特に商店街の方々の拠り所として今日まで月日を経てきたものであります。

しかしながら、約４２年が経過したアーチ形看板本体の構造から安全性を考慮したとき、大変憂慮しているところであり、将来的に課題も多いと思われます。

これらを踏まえ、地元より、アーチ形看板に対しても早急な対応を求める要望が出されているところであります。

そこで以下、伺います。

①今議会において「長坂駅併設公衆トイレ整備事業」設計業務等として補正予算が計上されていますが、どのような設計を考えているか、お伺いをいたします。

②アーチ形看板を撤去し、新たなシンボルの設置についての考えは。

③長坂駅舎の外観整備などの考えについてお聞きをします。

次に大きく３番目でありますが、県道茅野北杜韮崎線に係るＪＲ中央線下のガードについてであります。

県道であるから県の判断であるということは承知しておりますが、この県道茅野北杜韮崎線は長野県茅野市から長坂町を経て韮崎を結ぶ主要道路であるとともに、長坂町としては地域の生活道路であり、通学路にもなっておりますが、非常に狭いとともに地形上見通しが悪く危険な状態であります。また、事故も起きていることを考え、早急な対応が望まれています。

長坂町としては、各種団体からＪＲ中央線下のガードを含めた道路整備の実施につき、何回となく要望を重ねているところであります。

市としても地元要望を県に上げ、道路整備を要望していることは承知しておりますが県からは経費面などを検討し、対応していくとの返答がされていると聞いております。ふれあい農道の全線開通により、このＪＲ中央線下のガードを含めた道路整備により、この主要道路が経済的活動および防災などの利用も一層多くなり、事業展開を行う企業が北杜市を選択する大きな要素となると考えます。企業の北杜市での経済活動につながれば働く場所も創出され、人口減少対策にもつながると考えます。

そこで以下伺います。

①県からの返答は種々検討をしていくとのことでありますが、時間が経ち、知事も今年度変わったことなどから、県は現在どのような考えをしているかお聞きをします。

②市として、今後の対応についてお聞きをします。

最後、４番でございますが、市道の維持管理についてであります。

市道の維持管理については、昔から多くの地域内市道の草刈り、側溝清掃など地域のボランティア作業に委ねているところがあると認識をしています。

地域の方々も昔からの慣例で作業をするものだと思っている人たちが多く、作業が継続されてきていますが、近年、少子高齢化のため、地域に残っている方々は高齢者が多く、体力的にも作業を行っていくことが難しい状況となってきています。また地域ボランティア作業に疑問を持っている人も少なくないと感じています。

ただ、多くの方の気持ちは地元のことだから何とか継続していきたいが、「歳にはかなわない」ので、どうにかできないかという話も聞くことが多くなってきており、班長はじめ地域役員は地域が荒れてしまうこと、また、作業への理解を得ることなど非常に将来を心配しているところであります。

そこで以下伺います。

①市道の維持管理の状況は。

②高齢で体力的に従来の作業が難しい状況についての考えは。

③作業を業者委託することについての考えおよび現状を踏まえ、今後の市道の維持管理計画についてお聞きをいたします。

以上で質問を終わります。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

７番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

「長坂総合スポーツ公園」の改修における、大規模なリニューアルの必要性および市民の憩いの場所としての整備についてであります。

本市では、子どもから高齢者まで各年代、一生涯健康で幸せに暮らすことができる「ふるさと北杜」を目指し、「第２次北杜市総合戦略」の策定に当たっては、「みんなでつくろう　健幸北杜」を合言葉に、市民の皆さまからご意見を伺い、「生涯スポーツの充実」を推進することとしております。

スポーツは、子どもが体を動かすことの楽しさを実感し、高齢者のいきいきとした生活を支えるもので、スポーツを通じた社会の絆や連帯感は、地域の活力源につながるものであります。

「長坂総合スポーツ公園」内には体育館を始め、柔剣道場、サッカー場、野球場、テニスコートなど、各種スポーツ競技等の会場となり得る施設が集まり、多くの市民が利用していることなどから、本市の総合的なスポーツの拠点として施設等を充実させていくべきものと考えております。

施設の中には、建設後３０年以上を経過した体育館など老朽化の進行により、小規模補修だけでは対応が難しい施設もあります。

少子高齢化が進展する中で、心と身体の健康面からのスポーツ志向の高まり、競技種目および競技者の世代構成の変化など、スポーツを取り巻く環境も大きく変化しております。

このようなことから、利用者ニーズに対応した施設全体のリニューアルは、施設の長寿命化の観点からも必要であると判断しているところであります。

また、昨年度、スポーツ庁による「スポーツの実施状況等に関する世論調査」および、本年６月総合戦略策定に向けて実施した「市民アンケート調査」によると、北杜市民はスポーツ実施率のみならず、競技場におけるスポーツ観戦率は、いずれも低い状況にあります。

スポーツへの興味を沸かせ、スポーツ実践の基本要素としての第一歩は、「見てみる」、「行ってみる」、「動いてみる」であると考えます。

このようなことから、スポーツ観戦等がより快適に、楽しくできるような、市民のスポーツレクレーション空間としての整備、心豊かに安全な地域づくりに資する市民の憩いの場所、交

流空間の整備は時代の要請でもあります。

一方、災害に備えた防災力の向上も図る必要があるものと考えております。今後、整備の検討を行うに当たり、スポーツ関係諸団体を始め、多くの市民の皆さまのご意見を伺いながら、様々な面から調査研究を進めてまいります。

次に、県道茅野北杜韮崎線に係るＪＲ中央線下ガードにおける、現在の整備に対する県の考え方と市の今後の対応についてであります。

「主要地方道茅野北杜韮崎線」とＪＲ中央線の立体交差については、県とＪＲとの協議の中で、事業費が高額となること、工期が長期化することなどが大きな課題となり、平成１７年度に事業が休止とされ、現在に至っております。

しかしながら、この道路は、長野県と山梨県を結ぶ主要地方道で、県と県を結ぶ広域幹線であり、地域住民の通勤・通学のための生活道路として多くの方に利用される中、当該立体交差については、幅員も狭く事故も多発している状況であることも承知しております。大型車両の通行にも不具合を生じていることから、災害時の緊急輸送道路としても早急な整備が必要であると考えております。

さらに、昨年の台風２４号の災害は、本市に大きな爪痕を残したところであり、改めて緊急輸送道路の重要性を痛感したところであります。

こうしたことから、当該立体交差の整備については、昨年度、様々な機会を通じて、私自ら、県に対して、強く要望を行ってきたところであります。

本年度に入り、７月３０日には、「山梨県中北建設事務所」峡北支所長が来庁し、本市が、今まで行ってきた強い要望や緊急輸送道路の重要性等を踏まえ、現在の交通の流れに合わせた、安全対策と地域の活性化を図るため、重要整備箇所として、改めて事業化に向けた検討に取り組んでいくとの説明を受けたところであり、市にも事業化の確認と協力要請があったところであります。

これを受け、本年度のトップセールスにおいて、ＪＲ東日本代表取締役社長および八王子支社に対し、私自ら工事への協力要請も行ったところであります。

今後、本市の安全・安心なまちづくりを進めるためにも、整備が必要な箇所であることから、県、ＪＲ、地域と連携し、早期の事業化を目指してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

７番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

長坂総合スポーツ公園の改修について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、サッカー場の人工芝への改修についてであります。

当該施設は、天然芝の総合グラウンドとして、開設以来、サッカー競技のみならず、陸上競技、グラウンドゴルフ等の生涯スポーツの会場としても利用されております。

高冷地に位置する当該施設は、天然芝の管理、養生のため、冬期の利用が制限され、１２月から３月の間は、消防団の出初式以外は利用できない状況であり、また、冬季以外においても、連続使用を避けるため、年間約１５０日以上が利用できない状況にあります。

これに対して、人工芝は、冬季を含め通年利用が可能となり、管理が容易であるメリットもあります。

また、スポーツ少年団、中学・高校の部活動、大学の合宿等での幅広い利用が可能となり、利用者の増加が見込まれ、安定した施設の活用となることから、今後、利用率向上を目的として整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、施設の充実によるスポーツ愛好者の集いの場づくりについてであります。

近年の動向として、スポーツ推進は競技施設の充実のみならず、競技者等が集い、語らう場所も重要な要素となっております。

関連施設、周辺施設を整備することにより、効果的な施設運営と利用者、競技者の満足感の高まりにつながるものであると考えられるため、先行事例を調査し、競技団体等の組織への聞き取りなどを行い、調査結果および意見等を踏まえ、スポーツ愛好者の集いの場づくりの研究を進めてまいります。

次に、各種大会の誘致やＰＲについてであります。

本市は、首都圏等からの良好な交通アクセス、日照時間の長さや夏期の冷涼な自然環境にも恵まれ、スポーツを行うには最適な地域であります。

このような本市の魅力・強みを市内外に積極的に発信するとともに、東京オリンピックを契機に、北杜市に居ながら一流のアスリートやオリンピアンの競技等の鑑賞と実技指導等の充実に努めてまいりたいと考えております。

併せて、北杜市体育協会等の市内スポーツ競技団体、指定管理者などと連携や「日本体育大学」との連携事業等をさらに充実させ、スポーツイベントはもとより、広域大会等の開催につなげられるよう、誘致等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

７番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

長坂駅前トイレの設置およびアーチ形看板について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、長坂駅併設公衆トイレの設計についてであります。

長坂駅前トイレは、駅利用者や通学・通勤および観光客など多くの方が利用しております。

現在の施設は、ＪＲ長坂駅の整備と併せて昭和６１年度に整備されましたが、施設の老朽化や機能、スペースなどの面において課題があることから、利便性が高い設備や機能を備えた施設への改善要望が、地元行政区長を始め、利用する多くの方から寄せられておりました。

このため、市では、安全で快適に、誰もが利用しやすい公衆トイレの設置が必要であると考え、子ども連れの方も利用しやすく、バリアフリーなどの多目的機能を備えた、新たな施設を整備するための調査設計業務費として、本議会において補正予算をお願いしたものであり、来年度早期の完成を目指してまいりたいと考えております。

次に、アーチ形の看板を撤去、新たなシンボルの設置についてであります。

長坂駅前のアーチ形看板については、経年劣化による落下や地震等災害発生時における倒壊等への不安から、「既設のアーチ形看板を解体・撤去して、新たなシンボルを設置してほしい。」

との要望をいただいております。

市では、本市の玄関口の一つである長坂駅を利用して訪れる方や、地域住民の皆さんの安全性を確保するため、アーチの撤去については、早急に対応を検討するとともに、新たなシンボルについては、地元関係者のご意見も伺いながら研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

７番、井出一司議員の長坂駅前トイレの設置およびアーチ形看板における、長坂駅駅舎の外観整備などの考えについてのご質問にお答えいたします。

「長坂駅駅舎」については、昭和６１年に整備されて以来３５年が経過しており、これまで特に大きな改修等は行われておりません。

駅舎については、ＪＲ東日本の所有でありますが、長坂駅は地域に密着した市の主要駅の一つであることから、外観整備などが可能かどうか、ＪＲ東日本と対応を協議してまいりたいと考えております。

次に、市道の維持管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市道の維持管理の状況についてであります。

市が管理している市道は、１，８５７路線、総延長１，０８８キロメートルであり、各総合支所において、管内のパトロールや補修工事を行い、道路機能の維持に努めております。

市の幹線となる「旧広域農道」や地域と地域を連絡する主要道路については、「峡北広域シルバー人材センター」に道路維持管理業務を委託し、道路パトロールに併せた舗装の補修、側溝の清掃や路肩の草刈りを行っている状況であります。

集落内の道路については、職員のパトロールに加え、行政区長や地域住民の皆さまからの情報をもとに、舗装の補修や道路施設の補修等を行っておりますが、側溝の清掃や路肩の草刈りについては、地域の美化活動等を通じて、実施していただくなど、市民の皆さまからご協力をいただいております。

また、昨年度からは、「八ヶ岳南広域農道」の一部の区間において、「北杜市建設安全協議会」の奉仕活動として、除草にご協力をいただいているところであります。

次に、地域住民の高齢化についてであります。

集落内道路の管理については、「地域の道は地域で守る」という意識をもとに、地域で引き継いできた活動でありますが、近年の「地域住民の高齢化」が課題となっており、路肩の草刈りや側溝の清掃等、労力的な負担が生じているとの声が寄せられているところであります。

地域に密着した道路の維持管理については、日常の側溝の清掃や路肩の草刈り、冬季における融雪剤の散布など、地域住民の協力は必要不可欠であると考えております。

次に、今後の維持管理計画についてであります。

現在、市では、幹線となる「旧広域農道」や地域と地域を連絡する主要道路について、「峡北広域シルバー人材センター」に道路維持管理業務を委託することにより、効果的かつ計画的な機能管理に努めております。

集落内の生活道路については、地域の皆さまのご協力をいただきながら、地域と行政の「協

働による維持管理」を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、最初の項目であります長坂の総合スポーツ公園の改修についてでありますが、全体として夢のある前向きな答弁をしていただきましたこと、ありがとうございます。それでは再質問をいたします。

最初にリニューアルの必要性、市民憩いの場としての整備について、市内を見渡しても陸上競技場、柔剣道場、人工芝のテニスコートなど、多くのスポーツができる施設が総合的にそろっているのは、長坂総合スポーツ公園との答弁があったと理解しています。また、防災面、市民憩いの場などの福祉・健康づくり面への配慮をしたというような答弁もあったと思っています。本市は移住定住施策を展開していますが、本市に実際、足を運び、様々な市の魅力を体験することが重要と考えます。そこで全国から若者を承知できるような、若者に人気のスポーツ競技を実施できる場所づくりの考えについて伺いたいと思います。

２つ目といたしまして、サッカー場、人工芝への改修によりスポ少、中学、高校の部活動の利用が図られるという格好で答弁があったように捉えておりますが、サッカー場、体育館およびテニスコートの利用は。また、意見などが届いているかどうかをお伺いいたします。

３番目として、最後にサッカー場をはじめとして長坂総合スポーツ公園を時代にマッチした整備を図ることにより、長坂地域はもとより他地域のスポーツ少年団、中学校、高校、体協などのスポーツ団体、地域のつながりなど一体感が図れると思われますが見解について伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

７番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

１点目のご質問でございますけれども、若者に人気のスポーツを取り入れることによりまして、若者の移住定住施策への役立てられるのではないかというようなご質問だと思っております。

スポーツも時代とともに変化をしておりまして、来年の東京オリンピックについても新規スポーツということで、サーフィン、スポーツクライミング、スケートボード、いわゆるスケボー、こういうものも来年のオリンピックは取り入れられるということでございまして、ここの総合スポーツ公園につきましても、そういう若者に人気があるスポーツ施設等を整備することによりまして、広く日本全国から若者が北杜市のほうに来ていただけるんではないかと考えておりましたり、来ていただくことによりまして、若者がＳＮＳ等を通じまして、本市の魅力を日本全国に発信していただけると考えております。そのような中から移住定住への足掛かりの１つ

になるのではないかと考えております。

続きまして、長坂総合スポーツ公園内にはサッカー場、体育館、テニスコート、様々あるわけでございますけれども、それらの利用とか、あるいは利用に際しての意見等が市のほうに届いているかというようなご質問でございます。

まず、サッカー場につきましては、北杜市の体育協会、グラウンドゴルフ部、あるいは北杜高校、帝京第三高校のサッカー部、長坂スポーツ少年団、北杜ＵＦＣ、北杜ユナイテッドフットボールクラブ、これもスポ少の団体でございます。また、体育館につきましては、体協のバレー部、バスケットボール部、テニスコートにつきましても長坂体協、甲陵中高のテニス部など、あと北杜高校も使っていますけれども、要は多くの施設がスポーツ少年団、中学校、高校の部活動等に使われているというような実態がございます。

その中で寄せられている意見といたしましては、まずサッカー場等については、学校のグラウンド、冬期間は非常に使いづらい、使えない。そこで長坂のサッカー場が使えるようになれば非常にありがたいというような、スポーツ少年団の指導者、あるいは子どもたち、中学校、高校のコーチ、あるいは顧問の先生から意見等をいただいておるところでございます。

寄せられた意見については、私どもも将来の北杜市を担っていく子どもたちの声というふうに受け止めておりますので、大切にしていきたいと考えているところでございます。

３番目の質問で、長坂総合スポーツ公園等を整備することによって、地域のつながり、一体感が図られるようなことであるのではないかと。それに対する見解はというようなご質問でございます。

これにつきましては、議員ご指摘のとおり子どもたちのスポーツ活動を通じて、長坂地域のみならず、それ以外の地域の子どもたち、スポ少も含めた一体感が生まれるのではないかと考えております。

また、先ほど議員ご質問の中でも８月と９月に行われた北杜ナイトウォーキング、こういう健康増進につきましても、当日は、長坂地域のみならず、高根、須玉、また市外であれば韮崎、遠くは長野県等、広い地域からの来場者が来ているということもございます。また、中学校とかスポ少の大会等がそこで行われることによりまして、保護者はもとよりおじいさん、おばあさん、父母もスポーツ観戦に来たり、応援に来るというようなことの中で、家族の絆、あるいは地域のつながりというふうなつながりが出てくると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

次に移ります。答弁ありがとうございました。よろしくお願いをします。

２番目の長坂駅前トイレの設置およびアーチ看板について、いずれにしても地元からの要望があるということですので、地元としっかり連携協議をして進めていただきたいということをお願いいたします。

３番目の県道茅野北杜韮崎線にかかるＪＲ中央線下のガードの整備についてですが、これも地元長坂としても長年の懸案でありました。市長の働きかけに感謝をいたしております。今後

につきましては、ぜひ県および地元などと連携し、早期に実現できるよう、なお一層の努力をここでお願いをいたしたいと思います。

それでは、４番目の再質問をさせていただきます。

市道の維持管理についてでありますが、幹線を含めた市道全体の維持管理計画の策定については、どのように考えているか伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

７番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

市道の維持管理計画についてでありますが、市の道路施設につきましては、橋梁やトンネルなど重要施設と側溝や標識など附帯の施設がございます。路線全体を対象としました維持管理計画は策定しておりませんが、橋梁など重要な施設につきましては定期点検を行い、その結果に基づいた修繕を行う長寿命化計画を策定いたしまして、計画的な修繕に取り組んでおります。

また、主要道路の舗装につきましても、現地調査の結果に基づきまして劣化が進んでいる箇所について、計画的に修繕を行っており、附帯施設についても日常の道路パトロールや維持管理業務における点検・補修を行い、安全確保に努めております。

計画の策定につきましては、他の自治体との情報交換や協議を行いながら、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

今、建設部長のほうから答弁がありました。このまま、高齢化は当然進んでいくことは間違いないと考えています。市道の維持管理につきましては、地区に任せておけない時が来ると思いますので、今から対応をぜひ考えていっていただきたいことをお願いして質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで７番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、２２番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、今月１２日、午後８時２５分、乳がんのため、東京の慶応大学病院でご逝去されました宮川典子衆議院議員に心より哀悼の意を表します。

宮川衆議院議員は、私たち北杜市の住民にとっても多くのご尽力を賜っていると伺っております。特に文部科学省の政務官をされているときには、本市の教育関係にも多くの影響があったと思います。改めて故人のご冥福を心よりお祈りいたします。

質問に入ります。

白州道の駅指定管理について。

白州道の駅の指定管理については、すでに新聞報道等により８月より新たな指定管理者に移行できない状況にあります。指定管理の取り消しの理由と、新たな指定管理者に移行できない理由が、多くの市民や利用者に周知されていない現実があると思います。今後の施設運営、またこの施設の利用者に関わるものであり、一日でも早い施設運営が望まれるところであります。

そこで以下質問します。

１．前指定管理者は、協定に基づき諸帳簿の提出を厳守していたか。

２．前指定管理者は、財務管理および財務状況は適正であったか。

３．前指定管理者への、指導の詳細ならびに改善の状況は。

４．前指定管理者は指定管理取り消しにあたり、生産者を始め、関係者に管理者の責務において説明責任を果たしたか。

５．前指定管理者の管理責任は、役職名、人数は。

６．新たな指定管理者に移行できない理由と現在の状況、見通しは。

７．損害賠償も含め法定代理人の見解は。

続いて、質問の２番目に入ります。北杜市における乳がん検診について。

乳がんの中に、遺伝子変異が発症に強く関わっているケースがあります。その遺伝子の変異があると、傷ついたＤＮＡを修復する働きが弱くなり、がん化の原因になるとされています。

有名なアメリカの女優であるアンジェリーナ・ジョリーさんは、検査でこの遺伝子に変異があることを指摘され、２０１３年に予防的乳房切除を受けたと報じられました。日本でもこのことが話題となり、遺伝性の乳がんがより知られるきっかけとなった訳でもあります。

当然日本国内においても将来の乳がんになるリスクを避けるため、遺伝子変異のある方は予防目的で、がんのない乳房内の乳腺部分を取り除く手術を受けている方も予測されるところであります。

予防的手術は、保険適応外のため高額な自己負担であるとともに心身への負担も大きく、加えて十分なカウンセリングも必要となってきます。

そのため、現時点では、やはり早期発見・早期治療をすることが重要となります。

現在、生涯に乳がんを患う日本人女性は、１１人に１人と言われ、身近な病気となりました。しかし早期に発見し適切な治療を行えば、良好な経過が期待できるとも言われています。

このようなことから、乳がんについての正しい知識を多くの人に知っていただき、その結果、乳がんから引き起こされる悲しみから一人でも多くの人を守るため、これからも継続して予防活動を行う必要があると考えます。

そこで本市の乳がんの予防対策について、以下質問します。

１．乳がんの予防に向けて、現在の本市の取り組みは。

２．本市における乳がん検診の受診率と発見者数は。

３．現状における受診率は、他の自治体と比較してどのような状況にあるのか。

続きまして、３番目として風しん第５期における対策事業についてをお伺いします。

昨年の夏以降、大都市圏を中心に風しん罹患届け出数が増加を続けています。２０１８年は、全国で２，９１７例の届け出数があり、今年に入っても発生状況は減少せず、７月末現在全国で２千例以上の報告があるとのことです。

風しんの現状について患者の多くは、３０歳代から５０歳代の男性で特に免疫を持っていない大人の男性の間で都市圏を中心に増加しています。

風しんは、患者自身の重症化は勿論ですが、症状がはっきり出ないこともあるほか、症状が出る一週間ほど前から感染力を持つため、自覚症状がないまま周囲に感染させてしまうことがあり、妊婦が感染した場合、先天性風しん症候群が発生する可能性が高くなり、特に注意が必要ではないかと考えます。

風しんは、ワクチンで予防可能な感染症であるため、次世代を担う子どもたちを守るためにも一人でも多くの方に抗体検査を受けていただき、十分な量の抗体のない方は、予防接種を受けていただくことが最も重要であると考えます。

そこで、本市の風しん第５期の対策事業について、以下質問します。

１．風しん第５期対策事業の進捗状況は。

２．抗体検査・ワクチン接種の推奨に関しての普及啓発方法は。

最後になります、特定空き家対策について。

全国的にも少子高齢化や人口減少により空き家の増加が懸念されている中、国は平成２７年２月に空き家等対策の推進に関する特別措置法を制定した。

一度空き家になると、家族で引き継ぎがされない限り徐々に管理がされず、周辺環境を悪化させることもある。

市内を見渡しても空き家バンクに登録をしていない空き家も多く、所有者と連絡がなかなか取れない状況の空き家もある。

これらは時間が経過するごとに所有者の死亡などで環境も変わり、所有実態の把握が難航、最終的には相続放棄に至り、公費による除却を実施せねばならず、実際に市では略式代執行を行っている。

市はこのような市内の空き家の状況をどのように捉えており、今後増える空き家にどう対処するつもりか質問します。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

２２番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の乳がん検診において、本市の予防に向けた取り組み、受診率と発見者数、他の自治体との比較についてであります。

「乳がん」は、女性の「がん」の中でもかかる人が多く、４０代、５０代の死亡原因の第１位に位置する「がん」でもあります。

乳がん検診を含む健康診査事業は、「第２次北杜市総合戦略プレ計画」の中でも、「女性が活躍しやすい環境づくり」においても、重要な事業の一つとして位置付けております。

早期の「乳がん」は、自覚症状がないため、検診を受診して早期に発見することが重要であります。

１次予防として、健康教育や健康相談の機会を通して、「がん」にならないための生活改善や自己検診のセルフチェックなどの普及啓発を行っております。

２次予防として、「乳がん」を早期に発見するため、１９歳以上の女性に対して「乳がん」検診を実施しており、検診受診率向上のため、「がん検診」の必要性についてのパンフレットを「健診希望調査票」に同封し、受診を勧めているところであります。

本市の、平成２９年度４０歳以上の乳がん検診の受診率は、２２．９％に留まっており、「がん」と診断された方は、７名でありました。

また、４０歳以上の女性を対象とした「地域保健・健康増進事業報告」によると、県内の他自治体と比較すると、本市の受診率は、県内１３市のうち上位から６番目であり、県平均の２２．１％は上回っている状況ではあります。

「乳がん」は、早期に発見することで、予後が良好に推移する「がん」であることから、今後は、「乳がん検診」を一度も受診されていない方などに呼び掛けを行い、受診率の向上に努めてまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

２２番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

北杜市における風しん第５期における対策事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、風しん第５期対策の進捗状況についてであります。

風しん第５期の対象者は、昭和３７年４月２日から昭和５４年４月１日までに生まれた男性５，０１２人であります。

本年度は、昭和４７年４月２日から昭和５４年４月１日生まれの男性１，９３３人に、無料で抗体検査・ワクチン接種が受けられるクーポン券を配布いたしました。

また、来年度以降対象となる昭和３７年４月２日から昭和４７年４月１日に生まれた男性でも、本年度、抗体検査を希望される場合は、前倒しで検査・ワクチン接種を受けることも可能であります。

なお、本年６月末までに抗体検査を行った方は２５５人であり、このうち、十分な量の抗体価がないことにより、ワクチン接種を受けた方は、４１人となっております。

本年度は、対象者へのクーポン券の配布が５月であったことから、抗体検査受診率は、８．３％となっている状況であります。

次に、普及啓発方法についてであります。

風しん第５期の対象者は、働いている現役世代の４０代、５０代の男性であるため、医療機関の診察時間に受診することが難しい状況であります。

しかしながら、勤務先や事業所が実施する健康診査において、抗体検査を受けることができますので、これらの周知を行うポスターを作製し、「北杜市商工会」にポスターの掲示を依頼する予定であります。

また、「北杜市医師会」にも、対象となる方への声掛けをしていただくよう協力依頼を行いました。

すでに、対象者への個別通知に加え、市の広報紙、ホームページおよびほくとニュースなど

による広報を行っているところでありますが、一人でも多くの方に検査を受けていただくことにより、感染の予防ができることから、各総合支所、保健センター、市立病院などにポスターの掲示を行い、周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

２２番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

白州道の駅指定管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、前指定管理者の書類の提出と指導および改善の状況についてであります。

前指定管理者である「道の駅はくしゅう管理運営組合」は、平成２７年度より施設の管理を行ってまいりましたが、平成２８年度において、事業報告書の提出遅延などに対して、業務改善指示を２度にわたって行い、再発防止や組織全体における管理に関する情報共有など、適切に管理が行われるよう指導いたしました。

また、昨年度、市納入金の支払いが期限までに履行されなかったことから、指定期間中３度目となる業務改善指示を行いましたが、その後、再三にわたる指導等を行ったものの、改善が見られなかったことから、引き続き管理を任せることは適当ではないと判断し、本年７月３１日をもって指定取り消しを行ったものであります。

なお、本年度においても、市納入金の一部が納入されておりません。このため、協定書を遵守し、債務を履行するよう引き続き求めてまいります。

次に、前指定管理者の財務管理および財務状況についてであります。

財務管理の体制については、農産物直売部門、郷土料理部門および管理部門の３部門に分け、団体構成員である「梨北農業協同組合」が農産物直売部門を、「白州ジビエ株式会社」が郷土料理部門を、管理運営組合本体が施設全体の維持管理を行う管理部門を担当しておりました。

前指定管理者は、指定管理業務として収益が見込める農産物直売部門、郷土料理部門から維持管理経費に係る拠出を求め、前指定管理者の収入として維持管理経費を賄っておりました。

しかし、職員増に伴う人件費など、必要経費が増加することが明らかであったにもかかわらず、拠出金や管理体制の見直しを行わなかったことから、現行の体制となった平成２８年度以降、前指定管理者としての財務状況は悪化し、４４０万円ほどあった利益剰余金が、平成３０年度においては２６７万円の債務超過状態であったことを、前指定管理者から提出された資料をもとに、確認しております。

次に、前指定管理者の関係者への説明責任についてであります。

本年４月２５日付けの指定取り消し処分の決定に併せ、前指定管理者に対しては、組織全体に対し周知、説明を行うよう指導してまいりましたが、前指定管理者の説明責任は果たされなかったものと考えております。

前指定管理者の構成団体である「白州道の駅利用組合」に対し、指定取り消し処分等について、適切に周知が図られていないことから、５月１０日に開催された白州道の駅利用組合臨時総会に、市担当者の出席を求められ、前指定管理者に代わり、説明を行ったところであります。

また、７月２５日以降予定した引き継ぎ等の準備ができず、８月１日からの施設休止となっ

た状況について、利用組合に対し、周知するよう求めましたが、これも実行せず、７月３１日に利用組合の生産者等に対し、市が直接、経過説明を行うなど、本来、前指定管理者が十分な周知、説明を行い、対処する必要があったものを市が行っております。

次に、前指定管理者の管理責任、役職名、人数についてであります。

前指定管理者である「道の駅はくしゅう管理運営組合」は、「梨北農業協同組合」、「北杜市商工会」、「白州ジビエ株式会社」および「白州道の駅利用組合」から構成する団体であり、これらの団体から理事を選出し、これに管理運営組合の職員である駅長、副駅長を加え、意思決定機関としての「理事会」を構成しており、管理責任については、「理事会」が担っているものと考えております。

また、管理運営組合全体の代表として理事から組合長が選任されており、「北杜市商工会」から選出された理事が務めております。

平成２８年度からは副駅長を置かず、理事会は８名で構成し、本年度においては、駅長が不在となっていることから、理事会は７名の理事の構成となっております。

次に、新たな指定管理者に移行できない理由と現在の状況、見通しについてであります。

前指定管理者からの引き継ぎが実施できず、前指定管理者の構成団体が、取り消し期日後も、郷土料理コーナーを引き続き占有していたことから、市として、農産物直売コーナーも含め、新しい指定管理者に管理を任せることは適当ではないと判断したためであります。

８月１９日付けで甲府地方裁判所に代理人弁護士を通じ、施設の「明渡断行仮処分命令申立」を行いましたが、これを受け、今月６日に当該構成団体が退去いたしました。

今後は、一刻も早く正常な状態に復すべく準備を進めているところであります。

次に、損害賠償も含め代理弁護人の見解についてであります。

明け渡し請求の債務者であった、「白州ジビエ株式会社」が退去したことから、顧問弁護士と協議し、今回のトラブルに起因して生じた損害に係る賠償請求の準備に移ることとし、相手方は「道の駅はくしゅう管理運営組合」と「白州ジビエ株式会社」双方とし、損害賠償請求の内容としては、新しい指定管理者に引き継ぐまでの間の管理に要した経費、訴訟費用等を想定する中で、訴訟の準備を進めていくこととしております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

２２番、秋山俊和議員の特定空き家対策における、市内の空き家の状況および今後の対策についてのご質問にお答えいたします。

全国的にも適切に管理されない空き家が地域の生活環境に様々な影響を引き起こしております。

本市においても、このような状況を受け、市内の空き家等の状況を把握するため、所在地調査および外観調査を実施し、４９１件について空き家等として確認をしたところであります。

この調査結果をもとに、ランク区分し、２件については、昨年１１月に略式代執行を実施し、除却を行い、改善を図ったところであります。

今後の対策として、少子高齢化や人口減少により、空き家等の増加が懸念されているところ

であることから、引き続き、空き家の所有者に対し、納税通知書等を通じて、空き家バンクや補助制度等の周知を図るとともに、新たな空き家等の把握も含めた状況調査を行いながら、管理責任がある所有者に対し、台風等による被害の未然防止のためにも適正管理を促すなど、「空き家等対策計画」に基づき、適正に対策を講じてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山俊和君の再質問を許します。

再質問はありますか。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

それでは４項目、それぞれ再質問をさせていただきますが、まず先に白州道の駅についてちょっとお伺いします。

まず財産管理の体制は、農産物直売部門、郷土料理部門、管理部門の３部門で運営して、管理団体の構成員である梨北農業協同組合が農産物直売部門を、白州ジビエ株式会社が郷土料理部門を、管理運営組合本体が施設全体の維持管理を行う管理部門を担当していて、前指定管理者は指定管理業務として収益が見込める農産物直売部門、郷土料理部門から維持管理経費に関わる拠出を求め、前指定管理者の収入として維持管理経費を賄っておりました。

しかし、職員増に伴う人件費など、必要経費が増加することが明らかであったにもかかわらず、拠出金や管理体制の見直しを行わなかったことから現行の体制となった平成２８年度以降、前指定管理者としての財務状況は悪化し、４４０万円ほどあった利益剰余金を使い果たし、平成３０年度においては、２６７万円の債務超過状態であったことを前指定管理者から提出された資料をもとに確認してあると答弁されましたが、このことから前指定管理者、道の駅はくしゅう管理運営組合の職員増に伴う人件費など、必要経費が増加することが明らかになったにもかかわらず拠出金や管理体制の見直しを行わなかった。先の見通しを考えないで、これを理事になっている梨北農業協同組合組合長、それに商工会、この名だたる市の大御所だと思うんですね。そして組合長、その方々の経営責任と受け止めてよいでしょうか。まず１つ、それをお伺いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

２２番、秋山俊和議員の再質問にお答えします。

道の駅はくしゅうの管理運営組合の経理の状況についての再質問でありますが、議員ご指摘のとおり、この件につきましては、これまで議員の皆さまにも何度かご説明をさせていただいているところでありますけれども、本来であればそれぞれ直売部門、ならびに郷土料理部門から入ってくるお金というのは、はっきり決まっているわけでありまして、また年間使われる金額というものも前年の状況を見れば想像がつくわけでございますけれども、そんな中で経営状況の資料をいただきますと、全体の収支報告では黒字という報告ではありましたけれども、市のほうに出される内部資料を調べますと、非常に経営状況が悪いということで、これについて

は散々、市の担当者のほうで指摘をしたり、改善を求めてきたわけですけれども、なかなか理事の皆さん、この指摘に対して理解を示されずに現在に至ってしまったというところでございます。まさにこれについては、経営側のほうで十分理解ができていたものと市としては認識しております。

また、こんな状況の中で、本年度も、やはり同じような状況が起こっておりまして、市の納入金はすでに一部納入がされていない状況、先ほど答弁もさせていただきましたけども、納入されていない状況が起こっておりまして、また８月には７月分の電気代の支払いが行われないことから、施設の電気を８月１４日に止められるというような電気事業者から申し出がありまして、市としても大変、困惑する中でなんとかそういうことが起こらないように、電気事業者のほうにお願いをして止めた状況もあります。

そういう状況でございますから、そのまま続けていた場合には非常に厳しい状況に陥っていたということも考えられるということでございます。

そのような状況でありましたことを、市としては認識しているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

では再々質問になると思いますが、８月１９日付けで甲府地方裁判所に代理人弁護士を通じ施設の明渡断行仮処分命令申立を行い、９月６日に当該構成団体が退去いたしましたが、これは市当局の一刻も早く正常な状態に復すべく措置として当然であり、英断であったと評価しているところでありますが、道の駅はくしゅう管理運営組合と白州ジビエ株式会社、双方に損害賠償請求の準備に移るようですが、具体的な損害の状況を市当局としてはどのように把握していますか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

２２番、秋山俊和議員の再々質問にお答えいたします。

白州道の駅の関係、損害賠償の考え方、それに対する市当局の損害の状況の把握ということでございますけれども、これにつきましては、本来でいけば８月１日以降、市としては指定管理者にお任せすることによって、市としての支払いは何にもない状況が正常な状況でありました。しかし、新しい指定管理に移行できなかったということで、市のほうとしましては、予算のほうを議会のほうにお願いして、対応しなければならない状況も発生したところでありまして、これにつきましては、すでに議員の皆さまにお願いしたところでございますけれども、その金額も、予算ということですから、そのへんについてはしっかりかかった経費をこれから算出する中で、それらを求めていきたいと考えております。

また、新しい指定管理者が８月１日からできなかったことにより、今度１０月１日をめどに準備を今、進めているわけですけれども、新しい指定管理者に移ったときに提案があった内容で管理運営がしていただけるかということは、まだはっきりしておりませんので、今後、新し

い指定管理者と協議をする中で、さらに費用が発生する場合もありますので、それについても確認する中で、損害賠償に入れていきたい。

また、これまで本来、職員が対応しなくてよかった施設の管理に対しまして、土日も含め職員が常駐する中で管理をしてきましたので、それに対する人件費、また先ほども答弁させていただきましたけれども、訴訟にかかった費用等、本来市が払わなくてもよかったものがいくつかありますので、そういうものをしっかり精査する中で損害賠償を求めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。大変、体力的にも精神的も厳しいと思いますが、しっかり対応していただくよう、よろしくお願いします。

続いて、２番目の質問でございます。北杜市における乳がん検診についての再質問をさせてもらいます。

受診率については、今後、向上させていく必要があるわけでありますが、実際に早期に発見し、他の部位に転移していない場合、５年後の生存率は９５％以上であります。乳がんで亡くなる方を減らすという点においては、早期発見に力を入れることが大変重要であると考えます。

そこで市としても受診率向上を目指して、保健師などが取り組みを進めていると思いますが、実際に早期発見という点で受診状況などから見えてくること、また受診率向上に向け、今後どのような取り組みを行っていくのか、お伺いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

２２番、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

質問ということで、がんの受診率から見えてくることということで、ご質問を１ついただきました。

がんは、高齢になるほど罹患率が高くなっているという状況でございます。市単独での乳がんの推移という状況は、ちょっと分析することが数字的に難しいので、県の状況等を参考にお答えをさせていただきたいと思います。

県の乳がん検診の受診率、罹患率は年々増加傾向にあります。併せて死亡率等も微増ではありますけれども、増加しているという状況でございます。

市の乳がん検診の受診率は、平成３０年度は若干減少はしておりますけれども、傾向としては増加傾向にあります。

検診の受診率は増加しているにもかかわらず、乳がんで罹患して亡くなる方がいるという、微増ではありますけれども、いらっしゃるということで、やはり検診を受けずに自覚症状が表れてから医療機関を受診して、がんですというようなことで診断される症例がまだみられるという状況と考えております。

先ほど、議員のほうでもお話があったとおりに、早期に発見すれば５年後の生存率は９５％以上ということですので、特に乳がんについては、４０歳代以降の発症等が多く見られるということですので、こちら４０代からの受診率の向上に向け、取り組んでいきたいというふうに考えております。

受診率向上に向けた取り組みということになりますけれども、市は平成２４年度から保育園と連携をしながら、がん検診受診メッセージキャンペーンとして、保育園のお子さまに子どもから親への受診を促すメッセージカードを作成していただいており、それを親御さんに渡しているということを行っております。

また、保健センター等では乳幼児健診等を実施しておりますけれども、そちらのほうにいらした保護者の方に対しまして、子育て中のお母さん、お父さん、子どもの乳幼児健診も大切ですけれども、ご自分が一番健康でないといけないですということも含めながら、ぜひ検診を受診してくださいというチラシ等を作りまして、お渡ししているという状況でございます。

あと今後につきましては、先ほど申し上げましたとおり、乳がんの罹患のピークは４０歳以上であるということですので、４０歳以上の女性に対しまして、コール・リコールと言うんですけれども、１回は個別の受診勧奨をするんですけれども、再度する際にその方、過去に一度も受診を受けたことがないのか、あるいは過去３年前には受診を受けたんだけれども、それ以降、受けていないかという状況に応じた受診勧奨を行うことで、より効果的に受診に結び付けるという方法もございますので、今後はそんなふうな方法で受診勧奨を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

ありがとうございます。今後も大いに受診率向上のために頑張っていただきたいと思います。

続いて、風しん第５期の再質問をさせていただきます。

本市におきましては、クーポン券を発送し、３月から風しん抗体検査や予防接種に取り組んでいると伺っておりますが、普及啓発を進めていくと、これから多くの対象となっている方の抗体検査や予防接種が予想されます。検査を受け、抗体のない方に対しては予防接種を勧め、その結果、接種率は高くなりますが、当然それに伴い、より多くのワクチンの供給も必要となってくるわけであります。定期予防接種において、小児も風しんワクチン接種を実施していると思いますが、ワクチンの供給において十分な量の確保が可能かどうか。仮にワクチン不足が予想される事態が生じた場合は、市としてどのような対応を考えているのか、お伺いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

２２番、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

ワクチン不足ということで、ご質問がございました。

先ほど答弁のほうでも申し上げましたけれども、対象者に対しましては本年度と来年度以降

に分けてクーポンのほうを配るということで、検査等、またワクチンを接種する方が集中しないようにということで、工夫のほうを取らせていただいております。

また国のほうでは、抗体検査を受けた方のうちの８割程度はもうすでに抗体価を持っていまして、実際接種するという方は２割程度というふうに見込んでいるという状況でございます。そんなふうな状況の中で、５月に厚労省のほうでは、ワクチンの供給量は十分足りるというような公表をしているという状況でございます。

しかしながら、一時的、あるいは局地的にワクチン不足が発生ということが起きた場合については、まずは議員おっしゃるとおり小児のワクチンを接種するということを医療機関のほうにはお願いをしている状況であります。また、不足しているという情報を医療機関から受けた場合につきましては、県に報告するとともに速やかにワクチンの供給に向けて県を通じて厚労省のほうに依頼をするというような状況になっております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは最後になりますが、特定空き家についての再質問を行います。

１番として、空き家を増やさないための方策はどんなことがありますか。

２番、老朽化が進行して倒壊の恐れのある危険な空き家に対して、市はどのような対策をしているのか、お伺いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

２２番、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

空き家を増やさないための方策についてでありますが、北杜市空き家等対策計画に基づきまして、予防対策を現在進めております。具体的には空き家相談窓口の設置、広報紙およびホームページによる制度の周知、相続に関連する周知用チラシの窓口配布等を行い、適切な管理の必要性の周知と責任意識の醸成を所有者に図っております。

空き家所有者意向調査におきましては、約７割が相続にて空き家を取得している状況でございます。高齢者世帯や、その家族等に対し、現在の住まいを次の世代へ円滑に引き継ぐことの重要性や、その意義等を周知する方法を現在、検討しているところであります。

２点目の、老朽化が進行している危険空き家に対しての対策であります。

空き家等の老朽化が著しく、かつ周辺の家屋や道路に影響を及ぼす恐れの高い空き家等について、先般、北杜市空き家等対策審議会においてご審議をいただき、１２件を特定空き家等に認定し、うち２件を略式代執行により除却を行ったところであります。

認定した特定空き家等については、所有者等への助言、また指導を行い、その後の勧告、命令などの措置については、北杜市空き家等対策審議会のご意見を伺いながら進めていきます。

また、認定以外の空き家等については、空き家所有者実態調査において所有する空き家の老朽化の度合い等を正確に把握していないと思われる結果も出ていることから、まずはご自身の所有する空き家等の状態を把握していただき、所有者自らの改善を促すための指導通知を送付する予定でおります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

今、部長の答弁の中に１２件ということで、１２件だけですかね。危険な空き家がもっとたくさんあるような気がしますが、どうなんでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

２２番、秋山俊和議員の再々質問にお答えいたします。

なぜ、危険空き家が１２件だけなのかというところでのご質問でございますが、今回の１２件につきましては、建築物の老朽度の高いＤランクのうち特に老朽化が進行しており、かつ周辺の住宅や環境等に影響を及ぼす可能性が高い空き家等について、特定空き家等の認定を行いました。今後も必要に応じまして、空き家等の状態および周辺の生活環境への度合いを確認し、認定手続き等の対応を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで２２番議員、秋山俊和君の一般質問を終わります。

ここで、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は４時３５分といたします。

休憩　午後　４時２５分

再開　午後　４時３５分

○議長（中嶋新君）

それでは再開いたします。

次に北杜クラブ、５番議員、藤原尚君。

藤原尚君。

○５番議員（藤原尚君）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

先月、九州北部を襲った豪雨災害と今月８日、９日に関東を直撃した台風１５号による被害は千葉県千葉市と周辺の市町で停電・断水があり、発生して２週間以上の避難生活を送ってい

る多数の方々がいます。被害にあわれた多くの方々にお見舞い申し上げます。

私は、１項目めは北杜市の森林対策について、２項目めは橋梁やトンネルなどの道路施設の修繕について、一般質問をさせていただきます。

それでは、１項目めの北杜市の森林対策について、質問いたします。よろしくお願いいたします。

森林は、水源涵養や国土保全、生物多様性保全など極めて重要な機能を有しており、市民生活に欠かせない大切なものです。

市では、この大切な森林を守り育て、次世代へと引き継いでいくため、今までも「北杜市里山整備事業」を実施し、これにより森林整備が推進され、未来へとつながる「夢のある杜づくり」が可能になるものと考えています。

北杜市里山整備事業は、本市の目指す人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に大いに貢献するものであり、財源の一部として企業等のご協力により創設された北杜市環境保全基金を活用し、積極的に事業を活用し健全な森づくりを行っていることと思います。

そのためには、北杜市内の森林の荒廃を防止し、水源涵養や国土保全等の機能、森林が織りなす豊かな自然環境を最大限に引き出すため、間伐、除伐等の森林施業に行うものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものと認識しております。

本年度より経営管理が行われていない森林について、市が仲介役となり森林管理者となり森林管理者と林業経営者をつなぐ仕組みを構築することで、産業として林業の振興と地域の林業の適切な管理を図るための「森林経営管理法」が成立し、森林経営管理制度が始まりました。

この制度の財源は「森林環境税」となり、森林の整備のために活用されることとなっております。税の徴収は令和６年度から徴収されると伺っています。

市町村へは、本年度より「森林環境譲与税」として交付され、市町村は、民有の森林を対象に意向調査を実施し、経営に適さない森林整備を代行する仕組みになっています。

しかし、報道によると森林のない都市部へも配分され、さらに配分額の格差が生じている状況もあります。

つきましては、これを受け、環境譲与税を活用した森林対策について北杜市はどのように考えて取り組むのか、現状の山林の状況はどうなのか、以下のとおり伺います。

１．市内の森林構成の特長と、森林整備の考え方について伺います。

２．市には里山整備事業があるが、里山整備の現状について伺います。

３．森林経営管理法の目的と、対象となる森林とは何か。また、経営管理権、経営管理実施権とは何か伺います。

４．森林環境譲与税の配分額はどうなるのか伺います。

５.制度の対象となる森林はどのような山林で、市に預けたい場合は管理してもらえるのか、また、期間はどのくらいなのか伺います。

６．里山整備事業と森林整備事業の比較について伺います。

続きまして、２項目めとして橋梁やトンネルなどの道路施設の修繕について一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今、国・地方とも厳しい財政状況にある中で、道路インフラの補修や更新にいかに的確に対応していくかが重要な課題となっています。

平成２６年から、道路インフラの予防保全、老朽化対策の取り組みに対する体制強化を図っ

ていて、橋やトンネルなどの道路施設は、５年に一度の定期点検が義務化されました。

わが国の道路施設の多くは戦後、本格的な整備が始まり、高度経済成長期に多くの橋やトンネルなどが建設されてきました。今後、これらの施設は急速に老朽化が進行し、計画的に修繕を行わなければ、将来大きな負担が生じることとなります。

このため、必要なインフラ機能を維持向上させ、国民生活への影響を最小化するために計画的かつ効率的な橋、トンネル、道路施設等の修繕、維持管理を実施する必要があります。

県内には様々な道路施設があり、県民の暮らしを支えています。しかし道路施設は今後、急速に老朽化が進むことから、平成２６年からは定期点検が義務化されました。道路施設の定期点検で損傷部の早期発見や重症化を予防し、安心して長く使っていくことができます。

橋梁やトンネルなどの道路施設の修繕について、橋梁の寿命は一般的に５０年から６０年と言われています。

そこで山梨県では､橋梁の損傷が小さいうちに､塗装やひび割れの補修などを計画的に行い、橋梁の寿命を引き延ばし、架け替え時期が集中しないようにするとともに、長期的な橋梁の管理費節減が期待できる山梨県橋梁長寿命化実施計画を作成しました。

また、山梨県が管理する国や県道のトンネルの多くが高度経済成長期に建設されたもので、２０年後には供用後５０年以上を経過するトンネルがおおむね半数となり、トンネルの老朽化が急速に進行し、修繕等に要する維持管理費の増大が懸念されます。

そこで限られた予算の中で、効率的・効果的な維持管理を行い、中長期にわたる道路網の安全性、信頼性の確保やライフサイクルコストの縮減などを図ることを目的に、山梨県トンネル維持管理計画を作成していると思います。

舗装については、道路を安全、円滑かつ快適に走行するために施設されているものであり、最も身近な道路施設の一つですが、他の施設とは異なり、交通荷重を繰り返し受けることにより損傷が進行する特徴があります。そして、限られた予算の中で修繕や補修等の管理を計画的かつ継続的に実施し、中長期にわたる道路の安全性、快適性の確保やライフサイクルコストの縮減を図ることを目的に山梨県道路舗装維持管理計画を作成していると思います。

今では寿命を迎えた橋梁は、順を追って架け替えを行ってきましたが、高度経済成長期に建設した多くの橋梁が、これから集中して修繕、補修等をすることと思われます。このような状況下では、これまでどおりにすべての橋梁、トンネル、道路施設の修繕については、財政的にも非常に難しくなってきています。

つきましては、橋梁やトンネルなどの道路施設の修繕について、以下のとおりお伺いいたします。

１．北杜市の橋梁長寿命化実施計画について伺います。

２．市道における橋梁やトンネルなどは、５年に１回の点検が義務付けされ、計画的に修繕を行っていますが、施設の状況と対応について伺います。

３．早期の修繕や補修等の管理を計画的かつ継続的にする実施方法について伺います。

４．効率的・効果的な維持管理について伺います。

５．長期にわたる道路網の安全性・信頼性の確保やライフサイクルコストの縮減について伺います。

６．修繕を図るための県計画による市の対応で、どのように変わるのか伺います。

以上です。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

５番、藤原尚議員の北杜市の森林対策における、里山整備事業と森林整備事業の比較についてのご質問にお答えいたします。

本市の「里山整備事業」は、すべての民有林を対象としているのに対し、新たな森林経営管理制度の「森林整備事業」は、民有林の人工林に限られており、今後の事業内容について、それぞれすみ分けが必要となります。

県下最大の森林を擁する本市では、「森を育て水を守る」を目的に、多くの企業の皆さまから寄せられた「環境保全協力金」を活用し、官民一体となって里山整備を積極的に展開してきたところであります。

「山紫水明」の地として、先代から引き継いできた大切な森林を、次世代にしっかり引き継ぐため、これまで森林整備を積極的に進めてまいりました。

国から交付される「森林環境譲与税」については、使途制限があるなど、検討すべき課題がありますが、今後も引き続き国、県に対し情報提供を求めるとともに、「里山整備事業」で積み重ねた成果を活かしながら、本市にとって最適な森林整備制度の構築を目指し、創意工夫に努めてまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

５番、藤原尚議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の森林対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内の森林構成の特長と、森林整備の考え方についてであります。

市の森林面積は４万５，８９０ヘクタールであり、所有形態はカラマツ人工林を中心とした県有林が標高の高い地域に広がり、所有規模の小さなアカマツやカラマツの人工林、天然林、民有林が市街地や集落周辺を中心に広がっております。

比率は、県有林や財産区有林を含む公有林が３万１，５３３ヘクタールで、６８．７％。民有林が１万４，３５８ヘクタールで、３１．３％の構成となっております。

樹種別では、針葉樹が９５％を占め、広葉樹が５％となっております。

市では、水源の涵養、山地災害の防止、木材生産などの森林機能の発揮に配慮した森づくりを目指し、「北杜市森林整備計画」において森林整備の基本方針を示しております。

さらに森林施業の合理化のために、森林の経営委託を受けた「意欲のある林業経営者」が、面的なまとまりを持った森林の整備や保護について、５年間の経営計画を作成し、市が認定する「森林経営計画制度」を推進し、計画的に森林の手入れを行う体制づくりを進めております。

次に、里山整備の状況についてであります。

平成１７年度より、適正な森林管理をするために、伐採後の再造林など、次世代に引き継ぐ森林整備が必要であることから「北杜市里山整備事業」を創設し補助を行っております。

過去３年間では、平成２８年度１２４．３９ヘクタール、平成２９年度１３８．９２ヘクタール、平成３０年度１６５．７９ヘクタールの施業実績となり、この事業により整備した施業総面積は累計で約２，１５７．５ヘクタール、このうち３５４．４ヘクタールが新たに植林されている状況であります。

次に、「森林経営管理法」等についてであります。

「森林経営管理法」では、経営管理が行われていない森林について、市が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぎ、産業としての林業振興と森林の管理を図ることを目的としております。

また、対象となる森林は、「森林法」の規定により県で樹立した「地域森林計画」の対象とする森林のうち、民有林の人工林等であり、市町村が設定する「経営管理集積計画対象森林」に含まれた森林となります。

本制度の「経営管理権」とは、対象となる森林所有者への意向調査を実施し、森林所有者が市町村による経営管理を希望した場合や森林所有者から申出があった場合は、検討の上、市町村が「経営管理権集積計画」を策定し、所有者の委託を受け「市町村が経営管理を代行する権利」とされております。

さらに、「経営管理権」に基づく森林の整備を市町村からの委託を受け、伐採等を実施するために林業事業者に設定される権利を「経営管理実施権」と定めております。

次に、森林環境譲与税の配分額についてであります。

森林環境譲与税の配分額は、民有林人工林面積５０％、林業就業者数２０％、国勢調査人口３０％から算出され、森林経営計画制度発足初期は、市町村の支援を行う都道府県の役割が大きいと考えられることから、経過措置として市町村８０％、県２０％の譲与割合でスタートし、市町村への譲与割合は徐々に高められ、令和１５年度には市町村９０％、県１０％の譲与割合となっております。

なお、本年度の見込み額は約１，２６９万円を予定しております。

次に、対象の森林と市での管理および期間についてであります。

制度の対象となる森林は民有林の人工林等であり、市町村が作成する「経営管理集積計画対象森林」に含まれた森林となります。

また、市が管理を受託する森林は、「経営管理集積計画対象森林」の区域内に、意欲のある林業経営者の、「森林経営計画」森林を除いた範囲と捉えておりますが、詳細な区域は事前調査の結果を踏まえ、県からの助言を得ながら検討してまいります。

なお、森林の経営管理の存続期間に特に制限はありませんが、経営管理の内容に主伐を含む場合、再造林後の森林の成林に一定の目途がつくよう、存続期間は１５年以上に定めることが望ましいとされております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

５番、藤原尚議員のご質問にお答えいたします。

橋梁やトンネルなどの道路施設の修繕について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「橋梁長寿命化実施計画」についてであります。

本市では、平成１９年度および平成２０年度に橋梁点検業務を実施し、平成２１年度に「橋梁長寿命化実施計画」を策定したところであり、橋梁点検業務での損傷度診断結果をもとに、老朽化が著しい橋長５メートル以上の２９０橋を対象として、費用対効果の高い、「ライフサイクルコスト最適型対策工法」を採用し、修繕費の平準化を図っております。

次に、市道における橋梁やトンネルについてであります。

市では「道路法」に基づき、橋梁４７５橋、トンネル５カ所、大型カルバート１カ所について、平成２６年度から５カ年にわたり点検を行いました。

その結果、点検から５年以内に措置を講ずる必要のある「早期措置段階」が２０橋で、緊急に措置を講ずるべき状態の「緊急措置段階」が１橋であり、「緊急措置段階」の橋については、平成２９年２月に、緊急修繕を行ったところであります。

また、「早期措置段階」の橋については、平成２９年度から計画的に修繕を進めております。

次に、早期の修繕や補修等の効率的・効果的な維持管理についてであります。

昨年度、市が管理している施設すべてについて、１回目の点検が終了し、健全性・対策区分・主な修繕箇所等を把握したところであります。

市では、本年度、この結果をもとに、個別の修繕計画を策定してまいります。

この計画において、それぞれの施設の状態に合わせた修繕の時期を設定し、事業費の平準化を図り、効率的・効果的な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、道路網の安全性・信頼性の確保等についてであります。

道路施設の安全性を維持していくことは、道路網の信頼性を確保する上で、大変重要であります。

道路施設を良好な状態で維持していくためには、修繕費等を含め、維持管理費の平準化を図っていく必要があると考えております。

市では、本年度策定する道路施設の「長寿命化個別計画」に基づき、効率的・効果的な維持管理を行い、道路網の安全確保に努めてまいります。

次に、県および市の修繕計画についてであります。

県の「橋梁長寿命化計画」によると、県が管理する道路橋は１，９５６橋と非常に多いことから、緊急輸送道路の指定状況や被災時の仮復旧の難易度等を考慮して、「予防保全型管理橋梁」、「一般型管理橋梁」、「架け替え橋梁」の３種類に区分し、長寿命化計画では「予防保全型管理橋梁」を中心に対策の検討を行っております。

市では、管理している４７５橋について、すべてを「予防保全型管理橋梁」として長寿命化を図ることを目的としており、本年度策定する個別の修繕計画において、今後、県の計画の見直しと調整しながら、市民生活に影響が生じないよう検討してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

藤原尚君の再質問を許します。

再質問はありますか。

藤原尚君。

○５番議員（藤原尚君）

ご答弁ありがとうございました。それでは再質問をお願いいたします。２つの項目の再質問をいたします。

まず、１項目めの北杜市の森林対策についてです。

意欲ある林業経営者が森林経営計画を作成し、森林を集約して管理すると答弁されましたが、その森林を集約して管理する内容について、次の４点の再質問をさせていただきます。

１．北杜市内で森林経営計画を作成している林業者はいるのか、伺います。

２．制度の中で意欲ある林業事業体が示されているが、どのように選定するのか伺います。

３．経営管理が行われていない森林とは、どのような森林なのか伺います。

４．所有者の意向調査は、いつごろから行うのか伺います。

よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

５番、藤原尚議員の再質問にお答えします。

意欲ある林業経営者が行っている計画の内容と実態ということだと思いますけれども、まず１点目の市内にそういう経営者がいるかということでございます。

北杜市の森林整備計画にも森林経営計画の作成にかかわる事項として、これの対象とするエリアが定められておりまして、全体で１５エリアが設定されています。事業者としては、５経営者が登録されているところでございます。

次に、どのように選定するか、この意欲ある林業事業者をどのように選定するかというご質問でございますけれども、都道府県知事が一定の区域ごとに森林経営の受託を希望する民間事業者を公募して、県はこの応募した民間事業者のうち経営管理を効率的かつ安定的に行えるものということで情報を公開し、市町村が公開された民間事業者の中から選定を行っているところでございます。

次に、意向調査をいつごろから行うかということでございますけれども、本年度、予算の中で事前準備の業務委託を議会の中でお願いしたところでございます。これに伴いまして、今後、この計画を行うために計画をしていきますので、実際にいつからということについては、現段階ではまだ申し上げられない状況でございます。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

質問はありますか。

藤原尚君。

○５番議員（藤原尚君）

ご答弁ありがとうございました。

続きまして、２項目めの橋梁やトンネルなどの道路施設の修繕についてです。

１点の再質問をお願いいたします。

橋梁の修繕には高額や費用や特殊な技術が必要と考えるが、実施に当たってどのような課題

があるのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

５番、藤原尚議員の再質問にお答えいたします。

橋梁の修繕には高額な費用がかかる、また課題等があるというところでお答えをさせていただきます。

修繕につきましては、国の交付金等の有利な財源を活用しておりますが、要望どおりの交付が受けられないため、計画どおりの修繕に苦慮しているというところであります。

早期措置段階の橋につきましては、５年以内に修繕を行うことを目標としておりますが、１橋当たりの事業費が高額であるということや渇水期に施工しなければならないという制限もあり、事業に対しまして様々な影響を受けております。

また、橋梁の点検や修繕等の業務に対しましては、専門的な知識や経験を有した職員が少ないため、難易度の高い設計、それから積算業務につきましては、コンサルタントに委託をしている状況であります。それらが課題でございます。

その課題に対しまして、対応としましては国の交付金等の財源確保につきまして、道路交通の安全を確保するため、防災・減災の重要性を念頭に要望額の確保に向けて県と連携して国に強く要望を行ってまいります。

また、道路管理者といたしまして、橋の長寿命化を図っていくということの中から設計の段階から工事までの監督業務を努めることができるよう、国、また県の研修等を受講させまして職員の技術力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにいいですか。

○５番議員（藤原尚君）

これで終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで５番議員、藤原尚君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、１２番議員、原堅志君。

原堅志君。

○１２番議員（原堅志君）

ともにあゆむ会の一般質問をさせていただきます。

最後になりますので、よろしくお願いいたします。

道の駅はくしゅうについて。

指定管理者が取り消しに至ったことは、この混乱によることにより非常にわれわれとしても困っているというような状況で、ぜひ皆さんの協力のもとに、これを早く沈静化したいというのが願いです。

以下、質問させていただきます。

３項目に分けまして、まず前指定管理者についてと８月１日から道の駅の管理について、最後に３点目として今後の道の駅について、この３項目に分けて質問させていただきます。

まず、前指定管理者について。

①点目、道の駅はくしゅうの指定管理者との協定内容は。

②点目、７月末で指定管理が取り消しになった最大の理由と責任は。

③点目、市への納入金はどのようになっているのか。４月から７月までについて。

④点目、８月６日に専決処分された８５７万４千円について今後どのような取り扱いになるのかお伺いいたします。

２項目め、８月１日からの道の駅の管理について。

①点目、８月１日から道の駅はくしゅうの管理者はどなたになるのか。

②点目、８月３日から農産物直売所の販売を開始したが、運営状況はどのようになっているのか。

③点目、道の駅白州利用組合と現在の生産者組合の関係は。

④点目、道の駅を主体的に加工製造販売している生産者にも開放すべきではなかったのか。

⑤点目、味の里はくしゅうと道の駅はくしゅうの関係は。

⑥点目、仮処分の申し立てにより９月３日に第１回審尋が行われたが、審尋の内容と今後の対応は。

⑦点目、次の指定管理者に株式会社アルプスに決定したが現在までの協議内容は。

３項目め、今後の道の駅について。

①点目、道の駅はくしゅうの過去５年間の利用客数の推移と山梨県内の比較は。

②点目、過疎計画に道の駅はくしゅうの計画があるが今後どのように推進するのか、お伺いします。

③点目、道の駅はくしゅうの管理体制および施設見直しを検討する時期にきていると思いますが、市直営施設として建て直す考えがあるかどうか伺います。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

１２番、原堅志議員のご質問にお答えいたします。

道の駅はくしゅうについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、前指定管理者との協定内容についてであります。

地域の情報提供に関すること、地域の特産品の集約展示および販売に関すること、地域の食材を使用したレストランの運営に関することなどを管理業務の内容として、協定の期間については、平成２７年４月１日から、令和２年３月３１日までとし、市納入金については、年度協定の中で、年額１，０１７万８千円と定めました。

次に、指定管理が取り消しになった理由と責任についてであります。

前指定管理者である「道の駅はくしゅう管理運営組合」は、昨年度、市納入金の支払いが期限までになされないなど、協定を遵守しない状況が続いておりました。

市は、再三にわたり業務改善指示を行いましたが、改善が見られず、しっかりとした業務が履行されなかったことから、施設の管理、運営を継続させることは適当ではないと判断し、本年４月２５日付けで、指定管理者の指定を取り消す「不利益処分決定」の通知を行ったところであります。

次に、市への納入金についてであります。

本年度の納入金については、一部が未納であり、先月２２日に支払いを求める通知を発送したところでありますが、いまだ納入されていない状況にあります。

次に、専決処分された予算の今後の取扱いについてであります。

専決処分した予算については、退去しなかったことに伴い、市が被った損害であることから、顧問弁護士と相談しながら、「道の駅はくしゅう管理運営組合」と「白州ジビエ株式会社」双方に対して、損害賠償請求を行う考えであります。

次に、先月１日からの「道の駅はくしゅう」の管理者についてであります。

本年８月１日からの指定管理者については、７月２４日に開催された、臨時市議会において議決をいただき、「株式会社アルプス」を予定しておりましたが、今回のトラブルが発生していることから、市が、必要な範囲で管理を行っているところであります。

次に、農産物直売所の運営状況についてであります。

農産物直売所については、これまで農産物等を出品していた農家の要望を受け、生産者の生活を守るため、市長の判断により、特例的に行政財産使用許可を行っているものであり、申請者の責任、費用によって使用しております。

次に、「道の駅白州利用組合」と「生産者組合」の関係についてであります。

現在、施設の使用許可を受けている、「道の駅はくしゅう農産物生産者組合」は、地域の農産物等生産者で構成された組織であり、「白州道の駅利用組合」とは別の団体であります。

次に、加工製造販売している生産者への開放についてであります。

出展内容については、行政財産の使用許可を受けた、「道の駅はくしゅう農産物生産者組合」の判断で、決定してきたものであります。

次に、「味の里はくしゅう」と「道の駅はくしゅう」の関係についてであります。

「味の里はくしゅう」が指定管理を受ける「白州町農産物加工施設」については、関係条例の規定に基づき、「道の駅はくしゅう」に加工品を安定して供給する必要があると考えております。

次に、仮処分申立てによる審尋の内容と今後の対応、「株式会社アルプス」との協議内容についてであります。

審尋については、今月３日に行われ、「白州ジビエ株式会社」から、今月６日に退去する旨が伝えられ、同日明け渡しが行われたところであります。施設の引き渡しが完了したことから、「株式会社アルプス」と現場の確認など、指定管理業務が行えるよう準備を進めているところであります。

次に、過去５年間の利用客数の推移と県内の比較についてであります。

「道の駅はくしゅう」の過去５年間の利用客数については、平成２６年度約３１万人、平成２７年度約３１万人、平成２８年度約２８万４千人、平成２９年度約２９万３千人、平成３０年度約２７万人となっております。

市内および県内で、データの確認できた７カ所の道の駅の状況としては、おおむね横ばいで

の推移となっておりますが、「道の駅はくしゅう」は近年、減少傾向となっております。

次に、過疎計画における道の駅はくしゅうの推進についてでありますが、「北杜市過疎地域自立促進計画」に位置付けられておりますので、必要な維持補修、管理に努めてまいります。

次に、市直営施設として立て直す考えについてでありますが、市直営施設とする考えはありません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君の再質問を許します。

原堅志君。

○１２番議員（原堅志君）

では何項目か、時間のある限り質問をさせていただきます。

まず、前の指定管理者の項目から、この理事メンバー、先ほど前の秋山議員の答弁の中にありましたけども、構成団体が、これは今、部長の発言の中に平成２７年の４月からなったという形だと思いますけども、この平成２７年の構成団体から、平成２８年で構成団体がガラッと変わったと思います。私の知る限り、食堂と観光協会と農協とそのへんの構成団体が変わった管理者への、そのときの市の対応について、また担当課がどのような指導を、この構成団体が変わったときにしたのか、しなかったのか、そのへんについてお伺いしたいと思います。

次に８月１日からのことですけども、これは渡辺市長の英断により農産物直売所が開放されたことは、非常にありがたかったと私も考えております。それによって生産者にとっても喜ばしいことではなかったかというように解釈しております。

そこで生産者組合の会計事務についての指導は、どのようになっているのか。特に施設利用など、これは施設については、これは市の施設ですので、当然、これは市の使用料等をいただくという形になっていくと思いますけども、それについてはどのようになっているのかと。

もう１点、生産者組合の施設利用はたしか、私の記憶ですと１週間ごとに契約をして、生産者組合としてやっていくんだという話を聞いております。その中で、９月３０日をもって生産組合は会計処理が終わり次第、これは解散の中に入っていくんではないかと。生産者組合はいったん９月３０日において終わるんではないかという解釈をしているんですけども、このへんについてご答弁をお願いいたします。

次に、指定管理者の募集要項に管理業務仕様書の農産物直売所コーナー業務において、白州道の駅利用組合と密に連携を図ることがある。株式会社アルプスとの話し合いは、どのように指導していくのか。また、加工販売についてのお考えについて、再度お伺いいたします。

昨日、この道の駅の、他会派からも質問がありまして、その中で私も再度、質問したんですけども、部長の話ですと９月２４日に話し合いを三者でしたという答弁があったんですけども、この三者とはどこなのか。また協議内容について、再度これについてお伺いしたいと思います。

４項目め、今後のことについてですけども、道の駅はくしゅうの施設が老朽化してきているという中で、ご存じのとおり、あそこは南アルプスエコパークの拠点、また白州町にとっては防災拠点、われわれの、白州町のときに私もあそこを設立する一員として一からつくった人間の一人として、あそこは地域、また今にとっては北杜市の非常に重要な施設になってきているというように解釈しています。そんな中で、今後、老朽化の中で増改築を含めた形で改築をし

ていかなければいけないんではないかというように解釈しますけども、そのへんについてお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

原堅志議員の再質問にお答えしたいと思います。

道の駅はくしゅうについての件で、理事の変更について、どのように市として指導してきたのかというご質問でございますけども、平成２７年４月１日から前指定管理者に指定管理者として、この施設を管理運営していただいたところであります。そして平成２８年４月に組合長が代わったということでございますので、組合長の変更については、基本協定書の規定に基づきますと重要事項の変更に該当するということでございますので、その変更の届け出を市のほうに提出していただいたというところでございます。それについては、基本協定書に基づいた中での提出ということでありました。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

１２番、原堅志議員の再質問にお答えいたします。

私のほうからは、３点のご答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初に、現在、市の施設を使用許可に基づいて直売所を運営している生産者組合の会計事務処理の指導ということでございますけれども、これにつきましては、基本的に市は生産者からの行政財産の使用許可申請に基づき、条件を付して許可を行っておりますので、会計処理につきまして、そこまで市としては関与したり、条件を付して行ってはいない状況であります。

また、使用料につきましては、行政財産の利用に基づきます使用料条例がありますから、それを条例の規定等を考慮した中で協議するということにしておりますので、今後、申請者の代表の方としっかり協議を図る中で、使用料については決定をしていきたいと考えております。

また、１週間ごとの許可ということでございますけれども、これにつきましては、あくまで指定管理者、新しい指定管理者が決定しておりましたので、状況が変われば一刻も早く新しい指定管理者で管理を行ってもらうという意味で、１週間ごとの許可としているところでございます。

その中で、生産者組合は会計処理が終わり次第解散という、９月３０日をもって解散かということでございますけれども、これにつきましては、基本的には生産組合が決定することでありますので、市のほうとして解散するかどうかというところの判断は、答弁することはできません。

次に、指定管理者の募集要領の中で、直売コーナーの業務において白州道の駅利用組合と密に連携を図るということで、仕様書についてはそういう内容で当時、提案をさせていただいております。しかし、８月１日から新しい指定管理者で行うということで利用組合の方々とも引き継ぎ手続きを進めていたところでございますけれども、そのあと状況が変わっている状況でございます。そういう状況でございますから、市としては現在、先ほども説明させてもらいま

したけれども、市から施設の使用許可を受けて、現在、生産者の販売等を担っていただいている生産者組合の方々が一番新しい情報を持っておりますので、その方々と新しい指定管理者でしっかり意見交換をしてもらい、また新しい指定管理者としては基本的に今までの、ほかの施設の管理の中でも生産者と直接契約で管理をしていくという方針を立てておりますので、いずれにしましても生産者、今の生産者の代表の方からの意見聴収や、また今後、生産者一人ひとりと対応すると思いますけども、しっかり意見聴収をする中で管理運営をしてほしいということで、指定管理者にはお願いしているところであります。

また、２４日の話し合いでございますけれども、これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、基本的に今、管理運営を行っていただいている生産者組合の方々が一番新しい情報を持ったり、生産者、利用組合の人たちもすべて踏襲していると、市としては考えておりますので、その中で株式会社アルプスと市と生産者組合で意見交換をさせていただいたという状況です。

ただし、その中で基本的にアルプスとしては、先ほども言ったように基本的には、生産者と個々の契約で販売等、管理についてはアルプスがすべて責任を持って行いたいという方針でございますので、そのような意見交換をする中で、アルプスとするとあくまでも施設の協力団体、相談団体としてそういう組織が残っていただいて、アルプスのあくまでも管理下の中で、そういう団体を構成していきたいという思いを伝えて、お互いに持ち帰って協議をするという状況が現在の状況でございます。

次に、道の駅はくしゅうの老朽化に伴う改修等ということでございますけれども、本施設も平成１２年２月のオープンから１９年が経過しているということで、老朽化もだいぶ進んでおります。そんな中で、増改築等の整備の必要性については認識をしているところでございますけれども、現在、指定管理者のあり方等もありますので、財政状況も踏まえて今後しっかり対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○１２番議員（原堅志君）

では、再々質問をさせていただきます。

今の部長の答弁ですと、納得しないところが非常にあるんではないかということですので、なんとかこれがスムーズに株式会社アルプスに引き継げるように、たぶん、どういう状態なのかということは非常に部長も分かっていると思いますけども、今の状態ですと、今の答弁でちょっとおかしな点がいくつかありましたので、再度お伺いしますけども、まず納入金、４月から７月までの納入金の金額についてのご答弁がなかったので、その金額についてはいかほどになっているのか、お伺いしたいと思います。

昨日も９月２０日の臨時総会の話を私、この場でさせていただきましたけども、現梨北組合の執行部から解散はどうだという提案があって、その中で約１５０名の生産者がそこに来まして、それについては残すべきか、今のところはまだ解散しないで、その状態で置いたほうがいいではないかといって反対した人たちは、私の記憶ですと約１０人以下だと思います。要するに、そのような状況の中で、今、お話があった生産者組合を対象とすると。市として。今現状、

一番情報をつかんでいるのが生産者組合だと、そういう指導の仕方はおかしいんではないかと。まず、利用者組合が、当初、利用者組合の役員３名も、要するに生産者組合の中に入ってやって、一部の、要するに先ほどちょっと触れましたけども、加工等を出している人たちが排除されたわけですね。生産者組合のほうから。先ほど部長の答弁ですと、生産者組合の許可があれば出荷できるんだと。何人か申請しました。申請したけども、申請できなかったと。受け付けてくれなかったという現実があるわけですね。生産者組合のほうは、ごっちゃになりますけども、生産者組合のほうは今、私の記憶ですと１００名ぐらいの会員だと思いますね。会員に登録されているのが。利用者組合は約２５０名いるわけですね。利用者組合と生産者組合はダブっているわけですよ。基本的にダブりの組合員なんですよね。そこは行政側としても当然、承知した中でやっていると思います。それを行政側から一方的に、変な形での、要するにやり方をすれば生産者も現実的に今、この生産者組合になったおかげに、もう現実にハウスを閉じた方もおります。そういう状態が発生しているわけですね。

ぜひ、ここはご答弁をお願いしたいんですけども、道の駅を今後やる上で、株式会社アルプスがわれわれの議決も得て、当然、やっていただけると。これはありがたいことだと思います。アルプスの方針、私も一部、例えば南清里でアルプスが指定管理を受けています。その話も聞きました。どういう形で株式会社アルプスは農業生産を対応しているのかという中で、アルプスの担当者も非常に苦しんでいた。先ほど部長が言いましたよね。個別契約をしながら、各部会みたいなものをつくっていきたいというのが、どうもアルプスの意向ではないかと思っています。私も１回ここでゼロにして、もう１回、生産者団体をつくり直すということは非常に良いことだと思っています。そのためにも、この利用者組合をきちっと指導して、この２５０名を、利用者組合の生産者をきちっと指導しながらアルプスとの協議に、その２５０名をきちっと参加させて、そしてアルプスと協議をさせていただきたい。そうすることによって、これはうまくまとまっていくんではないかなと私は思っています。これについて、納入金と、今の件についてご答弁をお願いします。

もう１点、最後に市長にお願いしたいんですけども、この白州道の駅の、今、私が先ほど言いましたように最重要施設なわけですよ。その最重要施設を、市長のお考えで結構ですけども、白州の道の駅を今後どのような位置付けに考えているのか、ぜひご答弁をいただければありがたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

１２番、原堅志議員の再々質問にお答えいたします。

まず、施設の使用に伴う納入金ということでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、これにつきましては、取らないということではなくて、協議をするという状況になっております。

・・・失礼しました。指定管理料のほうですね。失礼しました。

指定管理料につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、４月から７月まで月割りで求めることになっておりましたけれども、現在、４月分、１カ月分が入ったのみで、あと３カ月分については未納になっておりますので、そこは先ほども言いましたように催

促をする中で徴収をしていきたいと考えております。

・・・失礼しました。納付する金額は、月割りにしまして全体で４カ月分、３３９万２，６００円が納付を求める金額となっております。このうち、すでに納付した金額、４月分、８４万８，１５０円でございます。未納となっている額は、差し引きしまして２５４万４，４５０円であります。よろしいでしょうか。

続きまして、白州道の駅利用組合とアルプスの協議ということでございますけども、アルプスとしましても生産者の話はしっかり聞きたいという話でございますから、そういう機会はしっかり持っていきたいと考えております。

最後に道の駅はくしゅうの考えでございますけれども、北杜市にとりましても道の駅はくしゅうも含め、すべての道の駅がまちづくりにおいては大変重要な施設であると考えております。このため施設の設置目的に基づいて、しっかりと施設の管理運営が行われるよう管理者のほうはしっかり指導する中で、地域の活性化が図っていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで１２番議員、原堅志君の一般質問を終わります。

最後になりますけども、ともにあゆむ会、１６番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

昨日、今日と時間延長で皆さまお疲れだと思いますけども、私の持ち時間数分ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

情報公開制度について質問をいたします。

この問題を、私はこの議場で何度も取り上げてきましたが、それは行政が適正かつ効率的に運用されるために、行政文書が重要であり、その文書は市民への説明責任を果たすために市民が利用できるように公文書として公開されるべきであると強く考えているからです。

また、残念ながら市がこの情報公開制度の趣旨に則った責任を果たしていないところも見受けられるからです。

そこで以下、３点質問いたします。

市の情報公開制度のもとでは、①（開示）請求者や（請求の）経緯によって、同じ請求内容でも、文書の開示、これには非開示の取り消しも含みますが、文書の開示や非開示の決定、また開示する内容が異なることがあるのでしょうか。

２つ目、新聞社や放送局などは、情報公開制度によって開示された公文書を利用して記事や番組を作成し、購読者や視聴者に広く公開しています。北杜市も情報公開制度によって開示された文書は、広く一般に公開可能と認識していますか。

３つ目、個人情報の保護について適切に対処がなされなければなりませんが、市が開示する資料はすべてその配慮がなされているのでしょうか。

質問は以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

１６番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

情報公開制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、開示請求者や請求の経緯によって、開示する内容が異なることがあるかについてであります。

開示請求は、「情報公開条例」と「個人情報保護条例」の２通りの請求があり、それぞれ制度に則って運用を行っているため、請求人が本人か第三者かによって、開示・非開示の内容が変わることがあります。また、非開示としたものが、その後の事情の変化によって開示の決定に変わる場合もあります。

次に、市の情報公開制度によって開示された文書は、広く一般に公開可能と認識しているかについてであります。

公開後の取り扱いについては、市が言及するものではありません。

次に、個人情報の保護について、開示する資料はすべて配慮がなされているかについてであります。

個人情報の重要性を鑑み、開示、非開示の判断には、慎重を期し、適切な処理に努めております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

それでは再質問をさせていただきます。

今のご答弁に基づいてですけれども、まず１番について、例えばＡさんもＢさんも本人で、同じ内容のものを請求した。そのときには、私には当然、同じものが出されなければいけないと思っています。また、例えばその後の事情の変化ですけれども、Ａさんがもともと開示されるべき内容のものを持っていたとします。そうすると、市としてはＡさんは持っているから、もう分かっているから開示するけど、Ｂさんは持っていなくて、その情報は知らないから開示しない。そういうことはあり得るんでしょうか。また、あっていいものなんでしょうか。そこのところをご答弁願いたいと思います。

２番目の新聞社や放送局などは公開する、また今のご答弁ですと公開した文書については、一切自分たちは言及するものではないとおっしゃっています。私としては、公文書というのは市民の共有の知的な財産だと思っています。そもそも行政文書というのは、行政の仕事がこういうふうになっている、それがこういうふうに残っているということを含めて、公文書として市民が利用できるようにしている、市民の共通の財産であると思っています。ですから、公文書で開示されたものは、当然、公開してもいいものと考えていますけれども、そのあたりをもう一度、ご答弁いただければと思います。

また、３番目の個人情報についてですけれども、市が出すものは今、どんなものでも個人情報に配慮がなされているものだということをおっしゃいました。それはすべての文書かどうか

ということをいま一度、ご答弁願いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

例が出ましたけども、ＡとＢが２人いて、Ａは資料を持っていて開示がされるでしょう。しかしＢは資料を持っていない、そういった証拠がないということから開示されない。こういったこがあり得るのかということですが、非開示としたものが後日、請求者が明らかに知り得ている情報だという証拠を確認した場合には、開示することもございます。よって、Ａさんが持っているという資料が確認できれば、それは開示されます。ですが、Ｂさんは持っていないとすればそれは開示されないということであります。

次に、公文書の市民への共有文書としてということで、２つ目の質問です。

開示した文書が第三者にわたる可能性ということは、市が開示するときもそれは想定しております。慎重を期しております。しかし、例えば公文書の中には市に対しての苦情ですとか、あるいは誹謗中傷だとか、様々なものがあります。間違ったものも公文書としてございます。出されたものは公文書として扱っています。それを取得されて一般に公開するということになりますと、それはあくまでも資料を取得して公開した人、個人の責任においての対応ではないのかというふうに考えております。

個人情報については、すべての文書について、いわゆる黒塗り等、そういった配慮をなして対応しているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

再々質問をいたします。

私が最初のところで申し上げたように、行政文書というのは、行政が適正かつ効率的に運用されるために大変重要であり、その文書は市民への説明責任を果たすために、市民が利用できるように公文書として、要するに市民の共通の知的財産としているもの、もともとあるものだと思います。ですから当然、公文書として公開される。それがＡさんとＢさん、同じ市民なのにそれが異なるというのは、根本的な公文書のあり方としておかしいんではないでしょうか。そのあたりを、例えばＡさんが資料を持っている、Ｂさんが資料は持っていない、それが何かの経過で分かった。ではこれからＡさん、Ｂさん、Ｃさん、Ｄさん、みんな持っているか、持っていないか確かめながら、そんな公開するか、公開しないか決めるんですか。それはおかしいですよね。必ず市民全員、市民の共通財産として、この公文書は公開されるべきであるし、そういう平等性をもって市は対応するべきだと私は考えます。そこのあたりをいま一度、ご答弁願いたいですし、そのためには市は細心の注意をもって、個人情報については配慮をしなければいけないと思います。この人はこういう文書をすべて持っている、どこから仕入れたもので黒塗りではないものを持っているから、すべてを出すというのは市の態度としてはおかしいと

思いますけども、そこも含めてご答弁をいただければと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

市民への説明として、共有の財産として、これは持っていようが、持っていまいが開示すべきだということだと思います。

基本的に、その情報の内容にもよりますけども、個人情報がたっぷり詰まっていて、黒塗りにしてもそういったものから判断ができてしまうような場合もあると思います。しかし、それをＡさんという方がしっかりと持っているとすれば、それは開示をしてまいりますが、そうでない方については開示をするということはございません。

請求者がすでに知り得ている個人情報というのは、もう公開条例に規定する非開示情報にはそぐわない、該当しないものということで、判例や、それからその他自治体の答申等をもとに弁護士にも相談した中で、そういった方針でやっております。基本的には公開が原則でありますが、そういった状況であります。

個人情報の保護につきましても、先ほど申し上げましたとおり、黒塗りというふうな方法で個人情報が漏れないように、保護に配慮した形でやっております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで１６番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は９月２７日、午前１０時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　５時５２分

令　和　元　年

第３回北杜市議会定例会会議録

９月２７日

令和元年第３回北杜市議会定例会（４日目）

令和元年９月２７日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告

日程第１	認定第１号	平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
日程第２	認定第２号	平成３０年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第３	認定第３号	平成３０年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
日程第４	認定第４号	平成３０年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第５	認定第５号	平成３０年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第６	認定第６号	平成３０年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第７	認定第７号	平成３０年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第８	認定第８号	平成３０年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第９	認定第９号	平成３０年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１０	認定第１０号	平成３０年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１１	認定第１１号	平成３０年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１２	認定第１２号	平成３０年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１３	認定第１３号	平成３０年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１４	認定第１４号	平成３０年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
日程第１５	議案第６２号	北杜市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１６	議案第６３号	北杜市情報公開条例及び北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第１７	議案第６４号	北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
日程第１８	議案第６５号	北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１９	議案第６６号	北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２０	議案第６７号	北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第２１	議案第６８号	北杜市看護学生奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

日程第２２　議案第６９号　北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
日程第２３　議案第７０号　北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第２４　議案第７１号　北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第２５　請願第５号　教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
日程第２６　議案第６０号　北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第２７　議案第６１号　北杜市森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第２８　議案第７２号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第４号）
日程第２９　議案第７３号　令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第３０　議案第７４号　令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３１　議案第７５号　令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３２　議案第７６号　動産の取得について（市民バス車両）
日程第３３　議案第７７号　動産の取得について（教育情報セキュリティ対策機器）
日程第３４　議案第７８号　財産の貸付について（旧北杜市立高根北小学校）
日程第３５　議案第７９号　財産の貸付について（旧北杜市立高根清里小学校）
日程第３６　発議第３号　教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
日程第３７　議員派遣の件
日程第３８　閉会中の継続審査の件
追加日程第　１　中嶋新議長の議長辞職勧告決議案

２．出 席 議 員　（２１人）

１番	栗 谷 真 吾	２番	池 田 恭 務
３番	秋 山 真 一	４番	進 藤 正 文
５番	藤 原　　尚	６番	清 水 敏 行
７番	井 出 一 司	８番	志 村　　清
９番	齊 藤 功 文	１０番	福 井 俊 克
１１番	加 藤 紀 雄	１２番	原　　堅 志
１３番	岡 野　　淳	１４番	相 吉 正 一
１５番	清 水　　進	１６番	野中真理子
１７番	坂 本　　静	１８番	中 嶋　　新
２０番	千 野 秀 一	２１番	内 田 俊 彦
２２番	秋 山 俊 和		

３．欠 席 議 員　（ な し ）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（３１人）

市長	渡辺英子	副市長	土屋　裕
政策調整参事	櫻井順一	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長	丸茂和彦	企画部長	山内一寿
市民部長	浅川辰江	福祉部長	伴野法子
生活環境部長	早川昌三	産業観光部長	清水博樹
建設部長	仲嶋敏光	教育長	堀内正基
教育部長	中山晃彦	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	上村法広	農業委員会事務局長	有泉賢一
明野総合支所長	清水能行	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋　智	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	小澤隆二	小淵沢総合支所長	宮川勇人
白州総合支所長	大輪　弘	武川総合支所長	堀込美友
政策秘書課長	水石正幸	総務課長	加藤郷志
企画課長	中田治仁	財政課長	加藤　寿
人事室長	小澤哲彦	管財課長	進藤　聡
林政課長	浅川知海		

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	平井伸一
〃	進藤修一

開議　午前１０時００分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は２１人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、諸報告をいたします。

企画部から地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、出資法人等の経営状況を説明する書類および教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定に基づき、北杜市教育委員会自己点検・評価報告書が提出されました。あらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第１　認定第１号　平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第１４　認定第１４号　平成３０年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの１４件を一括議題といたします。

本件につきましては決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算特別委員長、相吉正一君。

○決算特別委員長（相吉正一君）

朗読をもって、委員長報告をいたします。

令和元年９月２７日

北杜市議会議長　中嶋新様

決算特別委員会委員長　相吉正一

決算特別委員会委員長報告書

決算特別委員会は、去る９月３日の令和元年第３回北杜市議会定例会において付託された事件を９月９日、１０日、１１日、１２日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

認定第１号　平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第２号　平成３０年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第３号　平成３０年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第４号　平成３０年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第５号　平成３０年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第６号　平成３０年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第７号　平成３０年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認 定 第 ８ 号　平成３０年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
認 定 第 ９ 号　平成３０年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第１０号　平成３０年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第１１号　平成３０年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第１２号　平成３０年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第１３号　平成３０年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第１４号　平成３０年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
以上１４件であります。
審査結果
議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。
まず、認定第１号　平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。
はじめに、「昨年は災害もあり工事発注も多く、検査も大変。嘱託職員以外の職員は専門的な資格を持っているのか。また、工事検査を行う上での専門職員の配置についてどのように考えているか。」との質疑に対し、「嘱託職員は一級建築士の資格があるが、職員はない。工事検査について、現在、過去の現場経験を活かし先輩などからアドバイスをもらい対応している。専門職の配置について、会計管理者と相談し人事へ要望したい。」との答弁がありました。
次に、「実質単年度収支について、平成２９年度より厳しいものとなったが、交付税が減少していく中、どう考えているか。」との質疑に対し、「基金も充当すべきときはする。公共施設を考えると効率的に運用する必要がある。基金を取り崩す前に補助金交付を受けながら、経費の見直しも行い運用していきたい。」との答弁がありました。
次に、「出会いサポートセンターの実績について。」との質疑に対し、「相談件数は５１２人。お見合いは、４５組実施して、成婚は４組あった。」との答弁がありました。
次に、「指定管理の修繕について、どの程度の要望に応えたか。」との質疑に対し、「管財課では緊急修繕のみを対応している。法令等の遵守のため、また、安全確保や施設の運用上支障をきたすものについて、所管課、財政課と協議し対応した。」との答弁がありました。
次に、「自衛官事務委託金の内容は。」との質疑に対し、「国庫負担金であり、自衛隊法に定められたもの。」との答弁がありました。
次に、「行政事務取扱金については、過去から１世帯１，７００円と同額、市として見直しの考えはあるか。また、選挙の立会人の選任方法は。」との質疑に対し、「地域から見直しの要望はなく、配付物の配付回数も見直してきている。まずは、代表区長会から意見を伺い状況を把握していきたい。選挙立会人については、区長に依頼して選任する場合や職員ＯＢに依頼して確保している。」との答弁がありました。
次に、「ケーブルテレビ使用料の収入未済額の取り扱いについて。」との質疑に対し、「別荘の方等に催告を行っているが、本人からの申し出がなければ処理ができない状況である。」との答弁がありました。
次に、「地域課題早期対応事業について、高額な工事が執行されたが、高額発注することで他の場所の対応ができなくなると思うが。」との質疑に対し、「地域の要望を聞き、緊急性を鑑み道路河川課と連携・協議し、事業化されていない場所であったため執行した。次年度に繰り越した場所はあったが地域の理解が得られている。今後も総合的に判断し、効率的に対応したい。」との答弁がありました。

次に、「証明手数料ついて、コンビニエンスストア利用者の場合の手数料の流れは。」との質疑に対し、「証明書の取得は、全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソンにてマイナンバーカードで利用が可能。手数料は、全国から証明手数料として納入され、コンビニエンスストアには取扱い手数料を支出する。」との答弁がありました。

次に、「子宮頸がん・風しんの受診実績について。」との質疑に対し、「子宮頸がんはなかった。風しんは令和３年度末までの事業で本年度対象者約１，９００人に通知をし、今年３月から６月までの間において、予防接種者数は４１名であった。この中には、翌年度対象者の予防接種者も含まれている。」との答弁がありました。

次に、「生活保護費返還金は、障害者年金の受給ができるようになった方と思いますが、その状況について。」との質疑に対し、「障害者年金を遡及して受給できた方は７名であり、遡及受給金額は１６０万円から４００万円程度であった。市で指導した結果、障害者年金が受給できるようなった。」との答弁がありました。

次に、「ゴミ袋のサイズの違うものの検討状況について。」との質疑に対し、「現在販売しているものは４５リットルであるが、２５リットルのものを検討している。昨年アンケートをとる中で小さいものの使用を希望する方がいた。他市の価格など検討し、試供品の作成、イベント等で周知しながら導入したい。」との答弁がありました。

次に、「騒音計用音響構成機、犬捕獲機の購入の必要性は。」との質疑に対し、「騒音に対する市民からの問い合わせがあった場合、職員が現地で測定するため購入。犬捕獲機については、野犬の保護の問い合わせに対応するため職員が設置して保護するため購入。保護した犬は３日間支所で保護し、問い合わせがない場合にはボランティアの方へ引き渡すようにしている。」との答弁がありました。

次に、「指定管理施設いずみそばどころについて、２年前と比較し改善されたが、当時の事業計画から事業費が減少している理由は。」との質疑に対し、「売り上げは増加しているが、土日の従業員の増がある。事業計画については、改善をしていると認識している。人件費が増加しているが見守っていきたい。」との答弁がありました。

次に、「テレメトリーについて、臨時職員で行っているが、継続する理由について。」との質疑に対し、「ＧＰＳに変更するとコスト的にかかる。リアルタイムはメリットであるが、捕獲設置おりによって捕獲実績が拡大しているため導入は考えていない。」との答弁がありました。

次に、「地域おこし協力隊のワークショップの内容について。」との質疑に対し、「ワークショップを１回開催、新規就農者を含み４０名が参加した。情報交換や先輩からの講演会を行った。」との答弁がありました。

次に、「農地法の転用について、太陽光設備のための件数は。農地費から食育費への流用は。補正を行い議会に諮るべき。」との質疑に対し、「太陽光設備のための４条転用は４件、５条転用は３２件。道の駅こぶちさわへの流用で指定管理者と協議した結果、繰越予算のみでは対応できない額を、業者の参入が出来なくなった高根町内圃場整備の事業費から流用した。」との答弁がありました。

次に、「空き家対策審議会の開催数は。空き家に関するアンケートの結果について。」との質疑に対し、「空き家対策審議会は行政代執行のために１回開催。事前に資料配布を行い、事前に周知した上で審議会を開催した。空き家を未然に防ぐという内容についての話は行っていない。アンケートについては、平成２９年度に市街地を中心に実施し、送付先が不明な４０件を除い

た４６４件送付を行い、２０７件（４４．６％）回答があった。特定方法については、戸籍、登記簿で所有者を調査した。空き家対策計画を作成しておりホームページで周知している。意向調査時にチラシを同封、固定資産税に関する通知などに空き家バンクの案内を同封し周知している。今後も効果的な周知方法の検討を行いたい。」との答弁がありました。

次に、「給食費滞納の徴収方法および不納欠損の理由について。子どもに知られてはいけないと思うが、対処方法は。」との質疑に対し、「各家庭に出向き徴収、分納支払で計画的に徴収している。不納欠損については、消滅時効成立のためである。各家庭訪問時には保護者と話を行い、不在の場合には電話をもらうようにしている。」との答弁がありました。

次に、「長坂のホールの特別清掃の金額が他の２施設と比較するとかなり高いが。」との質疑に対し、「面積が広いこと、比較的新しい施設で図書館を含めたガラスの割合が多いため、足場の経費がかかるため。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「３０年度の決算の特徴は、性質別で見て公債費・借金の返済に前年度とほぼ同じ１１．３％、約３３億円を充て、２９年度から約１億円減らしたとはいえ、繰り上げ償還約６億円を含んだものとなった。一方で市民の暮らしを支える扶助費は０．５ポイント増えたものの約２８億円、９．９％にとどまっている。歳出を目的別に見た民生費の割合も２３．７％と甲府市などと比べ半分にとどまっている。その結果、財政課の資料によれば、３０年度の実質収支は約１１億６千万円、実質単年度収支で約１６億８千万円の黒字となっており、２７年度が約３２億円の黒字、２８年度が約１６億円、２９年度が１６億４千万円と決算では連続の黒字である。市財政の黒字そのものを批判するつもりはないが、黒字分を繰り上げ償還してまで借金の返済に充てることや、基金の積み上げを重点に活用するのではなく、市民の暮らしを応援する方面に活用すべきだと思う。基金残高状況について言えば、何にでも使える財政調整基金のふくらみを隠す役割を果たすのではと言われる「公共施設整備基金」も３０年度中に２億６千万円増やし、２９億８千万円にもなっている。監査委員の意見書にもあるように、赤字公債とも呼ばれる「臨時財政対策債」の借り入れを回避できたのも、財政に一定の余裕があることを示すものではないか。だが、黒字の連続なのに３０年度を引き継ぐ今年度から「厳しい行財政状況を踏まえ」の一言で、３月には「補助金適正化ガイドライン」が作られ、市内各地のイベントや体協・文協など２４３件すべての補助金制度について費用削減への見直し作業が復活している。地域の活性化、住民参加の地方自治に逆行する。３０年度の新施策の中で、小中学校へのエアコン設置・トイレの洋式化や保育士等の待遇改善など、市民から歓迎された予算措置は評価できるが、市民の生活や営業、医療や介護、子育てなどの支援にもっと財政を振り向けるべきだと思う。高校３年生までの医療費無料化は韮崎市でも始まり、県内で進む小中学校の給食費の完全無償化も富士吉田市が１０月から開始するなど、１市３町村に広がっている。子育て世代からの強い要望に応えず、市民生活応援を後回しにしている財政運営には賛成できない。また、少額とはいえ、市民のあいだにその計画に意見の違いのある総務費・総務管理費のうち、リニア建設促進同盟や土木費・土木管理費の中部横断道期成同盟会費の負担金や、自衛隊関連では歳入・諸収入のうち自衛官募集事務委託金、歳出・消防費のうち自衛隊協力会分担金などの予算執行にも賛成できない。よって、認定第１号　平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対する。」

一方、「本市の財政状況は、合併時と比較し厳しい状況から抜け出してきているが、今後の地方交付税の縮減、合併特例債の終了を想定する中で、持続可能な財政運営を考慮し、計画的に

行っていると見られる。財政面では、特に民間資金を積極的に償還し、地方債残高が前年対比３．７％減少したことなどから、実質公債比率が前年比０．４％改善され、６．３％となったことは評価できる。財政の健全化を進めるとともに、住民の福祉向上を図っていくという厳しい状況の中、種々検討し、熟慮して事業展開を行っていることは評価できる。歳入面では、税収増をはかると共に企業誘致、子育て支援などを推進、生産人口および定住人口を増やすように努めている。歳出面では、優先順位を決め高根東放課後児童クラブの新設、いずみ保育園整備、道の駅こぶちさわ整備、明野ひまわり公園トイレ整備、就業促進住宅整備、小学校大規模改修など住民福祉の観点に立ち、堅実および効果的に事業展開したことは評価できるもの。よって、認定第１号　平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第２号　平成３０年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「高額療養費について、１千万円強不用額があるが、高額医療とならないような予防的な事業の展開が順調にできたことが理由で、高額医療となった方が少なかったのか。」との質疑に対し、「本市の健康診断の受診率は他市に比べ高い。健康診断を受診し、症状が軽いうちに改善、重症化の予防対策が要因である。今後も継続して行っていきたい。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第４号　平成３０年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「住民主体外出支援サービスの状況と課題は。」との質疑に対し、「平成３０年度は４団体で、稼動実績は全団体合計延べ１，２２０回稼動した。継続してもらいたいとの意見もあるが、予約受付システムのオペレーターの役割部分が課題。問題解決に向けて、スムーズな運用になるよう協議して検討していく。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第５号　平成３０年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「備品購入費の軽自動車について、購入に至った経緯は。」との質疑に対し、「調査員が増えたため購入を行った。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第６号　平成３０年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「一般会計からの繰入金が前年度に比べ、基準内が２００万円、基準外が３千万円ほど増加しているが内容は。基準外がなくなった場合の水道使用料の算定は検討しているか。」との質疑に対し、「人口減少等の理由による水道使用料の減額が約１，５００万円、法適用事業費の持ち出し分が約２００万円増えたこと。水道施設整備費の持ち出し分が約１，５００万円あったことから合計で約３，２００万円増となった。毎年資材購入を一括購入したり、修繕の発注を合算して行うなど工夫をしている。来年４月から公営企業法が適用となることから、財務諸表を基にしっかり試算していきたい。」との答弁がありました。

次に、「光熱水費の最大金額と最小金額は。最大金額の月には給水能力も厳しくなるが対応しているか。」との質疑に対し、「光熱水費の最大は８月の５００万円ほどで最小は４月の４００万

円である。８月の最大時には湧水・井戸も限界があるため、企業団からの給水も増やしながら対応している。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「北杜市一般会計からの繰入金が基準外を含め毎年約７億円が繰り入れられている。特に基準外繰入金を減らすことを求めてきたが、３０年度は約３千万円増加となり、減額の方向性も示されていない。今後、人口減少が進み使用料収入の増加が期待されないことが予想される中、このような状況は看過できない。繰入金をもって使用料を安くしたいとの答弁であったが、下水道事業地方公営企業法適用化基本計画の中でシミュレーションしているが、２０６４年に料金収入が約５０％、逆に一般会計からの繰入金が現在の倍の１４億円となる試算が出ている。水道料金を低く抑えるために繰入金を投入し続ければ、市全体の財政に影響する。水道に限らず市民生活に必要な料金が安いことにこしたことはないが、繰入金を注ぎ込んでいいのか。そもそも現在の料金が妥当かどうかも分からない。水道法では原価に基づき決めることになっているが、北杜市は施設の台帳がなかったことを理由に原価計算をしてこないまま、旧町村時代の料金をベースに統一した。公営企業会計移行を契機に、旧町村時代の原価を計算し直し、料金設定を行うと同時に繰入金の見直しをすべきと考える。よって、認定第６号　平成３０年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対する。」

一方、「３０年度において、安全で安価な水道水を供給できたことは評価できるものである。市民の経済活動、そして市民の生命を守るのはやはり水である。水なくして生命の維持も、また経済活動も出来ない訳である。この会計の収入は水道料金、交付金、補助金、一般会計からの繰入金である。料金を安くするには、安くする分をどこからか繰り入れなければならない。料金を上げるとなると、過去にもあったが、料金改定を市になってから簡易水道統合事業において、料金統一をするという指針に従い行った。これを不服として料金の不払い運動、また、料金を払わずして料金の時効運動をした皆様がいた。こうしたことはあるまじき行為であるが、市としましては、今後公営企業法に基づき、台帳整備、効率的な運営を目指しながら、今まさに汗をかいている。今回この会計の中にもそのことが示されている。そのことを考えると料金を値上げするのは、なかなか難しい、基準外繰り入れもやむを得ない。よって、認定第６号　平成３０年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第３号　平成３０年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第７号　平成３０年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第８号　平成３０年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第９号　平成３０年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１０号　平成３０年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１１号　平成３０年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１２号　平成３０年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１３号　平成３０年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１４号　平成３０年度北杜市病院事業特別会計決算の認定の９件については、質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

ご苦労さまでした。

決算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第４１条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に認定第１号　平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

まずは、原案に反対者の発言を許します。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

決算特別委員長報告のうち認定第１号　平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算書の認定について反対の立場から討論します。

第４次改造内閣が１１日に発足しました。新内閣に対して、何を最優先に取り組んでほしいかという、１７日付けの産経新聞の世論調査がありました。何を最優先に取り組んでほしいか、第３位が子育て・少子化対策、第２位が景気・雇用などの経済対策、そして第１位が医療・年金・介護など社会保障の充実でした。市民、国民が政治に何を求めているかがつかめるものと思います。

北杜市平成３０年度決算の特徴は、性質別で見て公債費、借金の返済に前年度とほぼ同じ１１．３％、約３３億円を充てて、平成２９年度から約１億円減らしたとはいえ繰上償還、約６億円を含んだものとなっています。

一方で市民の暮らしを支える扶助費は０．５ポイント増えたものの約２８億円、９．９％に留まっており、平成２９年度の決算カードからですが、県内１３市の中、扶助費の対予算費の割合は最低です。歳出を目的別に見た民生費の割合も２３．７％と、甲府市などと比べて半分に留まっています。その結果、財政課の資料では平成３０年度の実質収支は約１１億６千万円、実質単年度収支でも約１６億８千万円の黒字となっており、平成２７年度が約３２億円の黒字、平成２８年度が約１６億円、平成２９年度が１６億４千万円と決算では連続の黒字です。

市財政の黒字そのものを批判するつもりはありませんが、黒字分を繰上償還をしてまでして借金の返済に充てるとか、基金の積み上げを重点に活用するのではなくて、市民の暮らしを応援する方面に活用すべきだと思います。

基金残高状況について言えば、財政調整基金の膨らみを隠す役割を果たすのではないかと言われている公共施設整備基金も平成３０年度中に２億６千万円増えて、２９億８千万円にもなっています。監査委員の意見書にもあるように、赤字国債とも呼ばれる臨時財政対策債の借り入れを回避できたのも財政に一定の余裕があることを示すものではないでしょうか。

平成３０年度の新施策の中で、小中学校へのエアコン設置やトイレの洋式化、保育士の皆さん等の待遇改善など市民から歓迎されている予算措置は評価できるものですが、市民の生活や営業、医療や介護、子育てなどの支援にもっと財政を振り向けるべきだと思います。

高校３年生までの医療費無料化は韮崎市でも始まり、県内で進む小中学校の給食費の完全無償化も富士吉田市がこの１０月から開始するなど、１市３町村に県内で広がっています。子育て世代からの強い要望に応えずに、市民生活応援を後回しにしているといえる財政運営には賛成できません。

また少額とはいえ、市民の間にその計画に意見の違いのある総務管理費のうちのリニア建設促進同盟費４万３，７００円や土木管理費の中部横断道期成同盟会の負担金５万１，２００円、自衛隊の関連では、諸収入のうちの自衛官募集事務委託金２万６千円、消防費のうち自衛隊協力会分担金５万５千円などの予算執行にも賛成できません。

以上を申し上げて、認定第１号への反対討論とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

認定第１号　平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定につき、賛成の立場で討論を行います。

まずもって、決算特別委員会は原案のとおり認定であります。本市の財政状況は、合併時と比較し、厳しい状況から抜け出してきていますが、今後の地方交付税の縮減、合併特例債の終了を想定する中で、持続可能な財政運営を考慮し、計画的に行っているとみられます。

財政面では特に民間資金を積極的に償還し、地方債残高が前年対比３．７％減少したことなどから実質公債費比率が前年比０．４％を改善され、６．３％になったことは評価できるものであります。

財政の健全化を進めるとともに、住民の福祉向上を図っていくという難しい状況の中、種々検討をし、効率的予算配分を考慮する中で事業展開を行っていることは評価できるものであります。

歳入面では、市税などの税収増を図り、自主財源の確保に努めるとともに企業誘致、子育ての支援などを推進、生産人口および定住人口を増やすよう努めています。

歳出面では優先順位を決め、高根東放課後児童クラブの新設、いずみ保育園整備、道の駅こぶちさわ整備、明野ひまわり公園トイレ整備、就業促進住宅整備、小学校大規模改修などの住民福祉の観点に立ち､堅実および効果的に事業展開したことなどは評価できるものであります。

また、北杜市総合戦略から見ても課題はあるものの、事業につきましては若者応援、住まいづくり、雇用創出、交流観光、生活環境づくりにつき市全体で目標達成に向け取り組んで、結果が出ているものが多いことにつきましても評価できるものであります。

よって、認定第１号　平成３０年度一般会計歳入歳出決算の認定につき賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

認定第１号　平成３０年度北杜市一般会計決算歳入歳出決算認定に反対の立場から討論をします。

今回の決算特別委員会の中で質問し、答弁をいただいた中で特に納得のいかない点がいくつかあったので、お示しします。

１点目は、木の駅プロジェクト支援事業についてです。

木の駅プロジェクトとは、森林資源である未利用木材を木質バイオマスとして地域内で有効

活用するため、峡北森林組合において木材の買い取りなどを行う事業です。

答弁では、平成３０年度は機材の購入だけで木材の買い取りや販売を行っていないということでしたが、導入したのであれば積極的に利用をしていくべきであるにもかかわらず、市や森林組合のホームページを見ても、残念ながら、そのような情報は一切出ていません。また、そうした取り組みが始まっているという情報発信も一切行っている様子が見えません。

同じ甲武信ユネスコエコパーク内の埼玉県秩父市でも同様に、木の駅プロジェクトを実施していて、まだ実績は小さいようでありますが、ホームページも含め積極的にＰＲ活動を行っています。税金を活用して導入した事業ですから、今後きちんと実績を積み上げていっていただきたいです。

２点目は、北の杜フードバレープロジェクトについてです。

平成３０年度からスタートした事業ですが、ＫＰＩの数値目標は達成しているという答弁がありましたが、その根拠が示されず、実績等の結果は速やかに市のホームページ、広報などにおいて公表をするとした中で、平成３０年度が終わり、半年近く経った現時点においても検証結果は公表されていません。

２週間前の決算特別委員会の中では、速やかに公表していくとの答弁をいただき、現在、公表に向けた準備を進めていただいているということですので、こちらの対応はよろしくお願いします。

フードバレーについては、北杜市の事業の目玉として打ち出されたはずのプロジェクトだったように認識していますが、十分に効果を上げているようには、残念ながら感じ取れませんでした。

３点目は、空き家対策についてです。

申し訳ないのですが、はっきり言って市長として空き家問題について危機感を持っているというふうには感じ取れません。たしかにいくつかの事業を行い、実績は上がっているのですが、何年も前から空き家の物件が少ない、空き家は多いが貸してくれる家が少ないなどの課題があるのにもかかわらず、それに対しての改善がされているようには、残念ながら感じ取れませんでした。

また、市街地における空き家の調査はしているのにもかかわらず、いまだ別荘地などの実態調査は行っていません。このままのスピード感での対応では、特定空き家はますます増えていってしまうのではないかと危惧します。結果として、そのツケを次世代に渡してしまうことにもなりかねないので、現役世代であるわれわれがしっかりと責任を果たしていくべきと強く感じます。

他自治体では、空き家対策についていろいろと試行錯誤して事業実施をしています。そういった事例なども参考にしながら、今からでもまだ遅くはないので、スピード感を持って事業を実施してほしいです。

このように、今、挙げたものは予算規模としては小さな事業かもしれませんが、すべての事業が一人ひとりの税金を使って行っているのですから、大小かかわらずこうした一つひとつの事業をしっかりと検証していくべきと考えます。

今後の財政状況は厳しいと、委員会の中でも財政課長が言われていましたし、実際に第４次行財政改革大綱の中長期財政見通しにおいても、今のような市政運営を続けているだけでは、平成３５年度、つまり令和５年度より財政状況が大幅に悪化する見込みであるというふうに示

されています。そうなると、いずれ赤字額が膨らみ、大幅な事業見直しのタイミングが来ることも予想されます。僕には、そのいわゆるジョーカーを自分が引かないように後回ししているようにも見えてしまいます。もしかしたら、ここにいらっしゃる職員の部下に当たる方々が責任ある立場になったとき、そのジョーカーを引くことになってしまうかもしれません。果たして、それでいいのでしょうか。

今のままの事業検証、スピード感、政策で１０年後２０年後に健全な市政運営を行っているのか疑問に感じます。

渡辺市長のリーダーシップの下、積極的な事業を来年度予算の中で組み立ててほしいとの期待を込め、決算認定に反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありますか。

（　な　し　）

ほかに討論はありませんか。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

認定第１号　平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論をいたします。

平成３０年度予算を審議した際の説明では、厳しいシーリングを設定し、総額を抑制した予算とのことであり、これまで以上に事業効果や施策の優先度を厳しく精査したということでしたが、決算審議を通しても狙う効果が不明瞭であったり、優先度が高いとは到底考えられない事業が引き続き散見されました。

そういった事業には、職員の貴重な時間も割かれています。討論の中では、いくつかですが例示をいたします。

まず、いじめ第三者委員会に関する予算です。

事案の中身については、われわれは判断する立場にはありませんが、民主的に決められた法に則った取り組み、プロセスとなっているかということについては、しっかりと見ていく必要があるわけですが、被害者と言われるサイドの合意を得ることなく第三者委員会はスタートし、当然の結果として調査環境が整わず、目的を達成できませんでした。予算を無駄にした責任は重大です。ご理解くださいといった説明がありましたけども、到底理解できるものではありません。見通しが甘すぎます。

調査対象の合意が得られないのに第三者委員会だけをかたち上、立ち上げても調査が進むわけがありません。結果として、第三者委員会からは教育委員会の不適切さが報告されました。第三者委員会が不適切としたわけですから、予算執行の観点からも不適切であったと断定するのが市民感覚です。及第点からは、ほど遠いと断じざるを得ません。

地域課題早期解決関連の予算ですが、こちらについては趣旨と異なる使い方になっている部分がありました。武川総合支所においては、去年も同様の議論がございました。道路がきれいになることは、これ自体はとても市民からすれば喜ばしいことです。しかし去年も確認されましたが、対象とする基準から外れています。緊急性や重要性が高いといった説明があったかと思いますが、そうであれば道路河川課で予算化されるべきであって、道路河川課で予算されな

いものを支所でやるというのは論理的に破たんしていますし、当制度の趣旨からは逸脱しており、目をつぶるわけにはまいりません。

道の駅はくしゅうにつきましては、納入金を払えなくなった原因の究明、再発防止に向けて教訓から何を学んだのか、今後に向けてどのような手を打つのか、安心感につながる答弁をお聞かせいただくことはできませんでした。

新たな指定管理者を信頼するというだけの、市民からするとなんとも心もとない答弁であったというふうに思います。

最後の事象だけに目をやるのではなくて、前指定管理者のすべての期間において何が起こってきたのか、詳細な振り返り、調査、分析が必要です。市の当事者意識が足りていないという点も大変大きな問題だったと思います。

白州甲斐駒団地につきましては、事業費の一部が平成３０年度に含まれますので、こちらも繰り返しですが、反対要因といたします。不適切なコスト感覚が露呈している象徴的な事案ですので、指摘をしておきたいと思います。

１ＬＤＫが３世帯、２ＬＤＫが１２世帯、３ＬＤＫが３世帯ということで合計１８世帯、入られるわけですが、総事業費が約５億４千万円ということで、参考に１８世帯で単純に割ると１世帯分が３千万円ほどになりました。民間であれば、ここに利益を乗せて販売するわけですから、超高級マンションと同等の価格になります。

１ＬＤＫも３ＬＤＫも同じ価格なわけがないですから、部屋数に合わせて事業費を、これも単純にですが割り振ってみますと１ＬＤＫで約１，５００万円、２ＬＤＫで約３千万円、３ＬＤＫで約４，５００万円の物件になります。繰り返しですが、民間であれば、これに利益を上乗せしますので、販売価格となるとさらに上がります。

以前、有利な財源を使っているとの主張も聞かれたかと思い、唖然とした記憶があるわけですが、出どころがどこであってもわれわれの血税であることを忘れてはなりません。

市の借金返済を優先し、市民に対して行政サービスを我慢してもらっている部分があるにもかかわらず、これが市長のコスト感覚かと思うと、血税を納めることを残念に感じている市民が大勢いることは想像にかたくありません。

そのほかにも過去に指摘してきたものが改善されていないなど、問題と感じていないのか、改善が必要でもやらないという姿勢なのか、そのように見えてしまいます。このようなことでは、見えている課題は氷山の一角ではないかと懸念が増すわけです。

多くの職員もこの討論をライブで見ていると、聞いていると思いますけども、こういったことは関係する現場の職員はよくよく分かっていると、私は確信をしております。

例えば窓口対応など素晴らしい面もたくさんあるわけですが、私がとりわけ問題視しなければならないと思いますのは、職員では動かしにくいところであって、市長のまさに政治姿勢とも言えます。これまでやってきた事業や取り組みに手を入れるのは職員では難しいわけで、自分たちがやってきたことの否定になりますし、その事業を始めた先輩やＯＢの顔もちらつくでしょう。事業効果がないもの、優先度・重要度の低いものをカットできるのは、選挙で選出されたトップである市長です。しかしながら市長から、そのような姿勢を感じ取ることができませんでした。

私は、細かいところまで市長がすべてチェックせよと言っているわけではありません。それは非現実的です。市長がやるべきは、現場が判断する際の拠りどころとなる大方針を示すこと

であり、判断基準を示すことです。そして、組織の細部にわたって、その精神を宿すために繰り返し伝え続けなければなりません。

現場職員が判断基準に自信を持つことができれば、黙っていても自発的に最大限の働きをしてくれることと思います。

改めて言うまでもありませんが、抽象的なスローガンでは判断基準にはなりません。今、職員が自信を持って判断できない状況、はしごを外されることはないという安心感がない状態と見えます。これでは職員は怖くて身動きが取れません。

私は平成３０年度予算に反対をしておりますので、執行段階で相当改善されていなければ認定に賛成しようがありません。しかしながら、挙げた例はあくまでも一例であり、随所に課題・問題が残って表れておりました。

以上の理由から平成３０年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成することは、到底不可能であることから、同僚議員の皆さまの賛同に期待しつつ反対をいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（　な　し　）

これで討論を終結いたします。

これから認定第１号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

したがって、認定第１号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は１１時１５分といたします。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時１５分

○議長（中嶋新君）

では、再開いたします。

次に、認定第２号　平成３０年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、認定第２号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、認定第２号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第３号　平成３０年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、認定第３号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、認定です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、認定第３号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第４号　平成３０年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、認定第４号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、認定です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、認定第４号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第５号　平成３０年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、認定第５号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、認定です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、認定第５号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第６号　平成３０年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する

討論を行います。

討論はありませんか。

岡野淳君。

○１３番議員（岡野淳君）

平成３０年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論いたします。

北杜市簡易水道事業には、基準外を含め毎年約７億円ほどが一般会計から繰り入れられています。私は今までも、この繰入金、特に基準外繰入を減らすことを求めてきたわけですけれども、平成３０年度では減るどころか約３千万円の増加となっていて、相変わらず減額のための方向性も示されていません。

今後、人口減少が進み、水道使用料収入の増加が期待できないと予想される中にあって、このような状況は看過できません。

繰入金がなければ水道料金を値上げせざるを得なくなり、水道料金を低く抑えるためにも一定程度の繰入金はやむを得ないという意見も分かりますが、平成２８年に策定した北杜市上下水道事業、地方公営企業法適用化基本計画の中で財政シミュレーションをしておりますが、その内容を見ると２０４０年には水道料金収入は約３０％減の約７億円となり、一般会計からの繰入金は１０億円以上になる。さらに２０６４年には料金収入は現在の約５０％と半減し、逆に一般会計からの繰り入れは、倍の約１４億円になると試算しています。

また、当計画では適正な収入の確保の方法として、今後想定される人口減少を踏まえた上で料金、使用料収入と一般会計繰入金の適正なバランスを考慮して収入を確保するとしていますが、その具体的な説明はありません。

水道に限らず、市民生活に必要な光熱費等の料金は安いにこしたことはないわけですけれども、そのために際限なく繰入金をつぎ込むことで一般会計を圧迫するということがあってもいいものでしょうか。

そもそも現在の水道料金が、妥当なものであるかさえ分かりません。水道法では水道料金は原価に基づいて決めることになっていますが、北杜市の場合は水道事業に関連する施設の台帳がなかったことを理由に、原価計算をしてこないまま旧町村の料金をベースに料金を統一したという経緯があります。

公共施設の資産台帳の整備も終わり、公営企業会計への移行を契機に合併前の旧町村時代の原価を計算し直し、その上で然るべき料金設定を行うと同時に繰入金の見直しを行うべきと考え、認定第６号　平成３０年度北杜市簡易水道事業特別会計の決算認定に反対します。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

内田俊彦君。

○２１番議員（内田俊彦君）

認定第６号　平成３０年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、決算特別委員会の結果は、これは認定でございます。決算特別委員会の決定を尊重すべきと思います。

そして先ほど繰り入れのことにつきまして、反対ということでございましたが、やはり水道

事業というのは、基本的には水道料金、また繰入金も含め、また補助金や交付金等を含めながら総合的に判断をしていかなければならない現実があるわけでございます。

原価計算は簡単でございまして、北杜市となったわけですから一本算定でやれば、旧町村ということではございませんので、それを単純に割ればいいだけの話になるというふうに考えます。そういたしますと北杜市の水道料金が、どこが適正であり、どういうふうに今後運営していくかにつきましては、公営企業法に基づきまして、企業局に移行する準備段階ということでございまして、今はその判断をどのようにしていくか、見守っていくべきかというように思っているところでございます。

料金を上げるか、繰り入れをするか、その二者択一でなければ現在の水道料金を維持することはできないと考えるのが妥当であると思います。そしてまた、この繰り入れをしなかった場合、この水道事業の会計は破たんをいたしまして、命の水を供給できないと、こういう現実があるわけでございます。

しかし、水道料金を上げようとしたときには、過去にも未払い運動、未払いによる時効運動というのがございました。料金を上げるというのは簡単なものではございませんので、あのときは合併後、料金を標準化する、均一化する、そしてそれと簡水の統合事業に基づきまして料金統一を迫られたと、こういう２つの条件があったわけでございます。それゆえ料金統一を図ったわけでございますが、それでも２つの水系を分けまして、ダム水を使う地域と使わない地域に分かれまして料金が高かったり、低かったりするということを認めているわけでございます。

それにつきましては、料金改定のときに国に意見書を、認めてくださいという中で、当議会はたしか全会一致で料金体系は水系が違うので認めていただきたいと、そういう意見書も提出した記憶がございます。

過去からにおいて、この問題については非常に物議をかもした問題でございますが、合併して早１５年が経とうとしている今でもなかなか根深いものでございます。そういった中で、繰り入れをしてでも、なんとか今までの料金を変えないできたという現状があるわけでございまして、これは致し方のないことだというふうに鑑みるのが当然だと思っておりますので、賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（　な　し　）

これで討論を終結いたします。

これから、認定第６号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

したがって、認定第６号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第７号　平成３０年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、認定第７号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、認定です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、認定第７号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第８号　平成３０年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、認定第８号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、認定です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、認定第８号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第９号　平成３０年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、認定第９号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、認定です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、認定第９号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第１０号　平成３０年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、認定第１０号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、認定第１０号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第１１号　平成３０年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、認定第１１号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、認定です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、認定第１１号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第１２号　平成３０年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、認定第１２号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、認定です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、認定第１２号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第１３号　平成３０年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、認定第１３号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、認定です。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第１３号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第１４号　平成３０年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、認定第１４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第１４号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第１５　議案第６２号　北杜市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第２５　請願第５号　教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書までの１１件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第６２号から議案第６６号までの５件について報告を求めます。

総務常任委員長、相吉正一君。

○総務常任委員長（相吉正一君）

朗読をもって委員長報告をいたします。

令和元年９月２７日

北杜市議会議長　中嶋新様

総務常任委員会委員長　相吉正一

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、９月３日の本会議において付託されました事件を９月１７日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第６２号　北杜市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第６３号　北杜市情報公開条例及び北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第６４号　北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
議案第６５号　北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第６６号　北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
請願第４号　「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願
請願第３号　国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
請願第６号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願
以上、８件であります。
審査結果
議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。
はじめに、議案第６２号　北杜市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。
「請願に対する参考人出席説明について、議会運営委員会で話し合いがなされた。実費弁償が支払われる対象となることか。」との質疑に対し、「委員会は条例で定められている。今回の改正内容は、本会議に出席した場合のもの。」との答弁がありました。
また、「委員会の参考人は委員の過半数の賛同により求めることができる。紹介議員が説明をすることの使命を全うしてからという認識でいいか。」との質疑に対して、「議会運営委員会で取りまとめたことは、請願は紹介議員が責任をもって行う。参考人の出席は、委員会で賛否を諮り、過半数の委員が求める場合とした。」との答弁がありました。
質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第６３号　北杜市情報公開条例及び北杜市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。
「日本工業規格を日本産業規格にした場合、内容に変更はあるか。」との質疑に対し、「工業標準化法の中で、データサービスへの標準化の拡大、ジャス制定等の迅速化、ジャスマークの信頼性の確保のための罰則強化、官民の国際標準化活動の促進が変更された。」との答弁がありました。
質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第６４号　北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。
「被保佐人について説明を。」との質疑に対し、「判断能力が不十分な方で、日常の買い物等はよいが、財産の購入や契約に対し判断できない方。」との答弁がありました。
質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第６５号　北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。
「５年間勤務した場合は、どの段階の給料表になるか。」との質疑に対し、「平成３０年度以前から任用していることになるため、５年間も１０年間も同じ扱いになる。平成３０年度から任用している方は、令和２年度では３段階からとなる。」との答弁がありました。
「再任用職員の扱いについては。」との質疑に対し、「再任用職員は別の制度の任用である。」との答弁がありました。
質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第６６号　北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「成年被後見人及び被保佐人を削除する、判断能力が不十分な方が入団できるとなると、活動の中での火災現場や防犯診断等、危険や神経を使うことがあるが問題はないか。」との質疑に対し、「団長が役割を決め、業務に応じた活動を行うようにする。」との答弁がありました。

「役割を決める団長等幹部に負担が生じるのでは。団員への説明、本人に説明をすることを理解してもらう必要があるのでは。」との質疑に対し、「団員にも理解をしてもらい、本人にも伝え、市としても説明をしていきたい。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第４号　「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願であります。

「ドイツについて、法的立場からの賠償は認めていないとの理解でいいか。ドイツ占領下、ギリシャで発生した大虐殺の判決について説明を。」との質疑に対し、「すべてではなく、部分的に補償している。大虐殺については、承知していない。」との答弁がありました。

また、「ドイツは、ナチスの不正について補償するもの、戦争責任によるものではないと理解しているが。」との質疑に対して、「ドイツが行った第１次・２次大戦についての周辺諸国への被害拡大について求められたものやユダヤ人の方々に対する補償となっている。」との答弁がありました。

質疑の中では、「ドイツはナチスの不正による補償であって、戦争責任によるものではない。説明ができないものもあった。まだ勉強する必要があるため慎重に審査すべきであり、継続審査とすべき。」との意見が出され、起立採決により賛成多数で継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第３号　国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書であります。

「反対している方が過半数いることについて、具体的な情報源は。他にはあるか。」との質疑に対し、「９月４日、山日で報道された共同通信調査で５３％が反対している。時事通信やテレビ放送などもあった。」との答弁がありました。

「増税により、保育無料化になることより８％のままのほうがいいのか。」との質疑に対し、「保育無料化については賛成である。消費税増税分を充てることに反対である。」との答弁がありました。

質疑の中で、「社会保障に対し、消費税を使っている外国はある。社会経済が衰退していくとしていることに疑問を持っている。状況を見てから消費税率を戻す判断もできるため、継続審査とすべき。また、委員の意向を判断することについて、継続的に審査すべきであり、継続審査とすべき。」また、「様々な議論があるが、議会として採決を行い、意思を出すべき。」との意見が出され、起立採決により、賛成多数で継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第６号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願であります。

「資金のある病院では可能だが、一律行うと経営を圧迫する病院も出てくるのでは。民間では、経営が厳しい病院もある。閉鎖になることも考えられるが。」との質疑に対し、「地域的に格差の課題がある。民間との格差を見直すのではなく、全国的な格差を見直すことが請願趣旨。」

との答弁がありました。

「日本の各都道府県での最低賃金について、最高と最低の差が時給で２２３円。看護師に対し一律にする必要性は。東京は物価や家賃などが高いため、高くなっていると思うが。」との質疑に対し、「看護師の初任給は、１位が東京、最下位が熊本で月額９万円の差がある。仕事に応じた賃金ではないとの理由で、高いほうへ移ってしまう現実がある。」との答弁がありました。

「看護師としての最低の賃金はどの程度にしたいか。また新設したいとの趣旨か。」との質疑に対し、「設定額については、県ごとに違うが、看護師については、時給１，８００円を要請したいとしている。」との答弁がありました。

質疑の中で、「各県の対応状況、病院の状況、看護師の状況を調査する必要があるため、継続審査にすべき。」との意見が出され、起立採決により賛成多数で、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第６７号から議案第７１号および請願第５号の６件について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

令和元年９月２７日

北杜市議会議長　中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長　千野秀一

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、９月３日の本会議において付託されました事件を、９月１８日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件

議案第６７号　北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第６８号　北杜市看護学生奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

議案第６９号　北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について

議案第７０号　北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第７１号　北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

請願第５号　教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

以上、６件であります。

審査結果です。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第６８号　北杜市看護学生奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてであります。

「現在の奨学金貸与の人数は。看護師として本市の病院に勤務として見込んでいる人数は。学生は途中からでも貸与が可能か。」との質疑に対し、「奨学金の貸与を受けた方は、塩川病院で１９人、甲陽病院で６人。なお、貸与を受けた方で現在勤務している看護師は、塩川病院で６人、甲陽病院は２人。病院現場は、確保が難しく看護師が不足している状況。塩川病院・甲陽病院とも年間１人か２人を目標にしている。高校卒業生は、県外に進学する多くの方は戻ってこない状況。高校に制度改正のＰＲを行い、確保に努めたい。途中からでも奨学金の貸与は可能。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第６９号　北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

「給食費を負担する人数は、また１０月から半年間の集計額は。第１子のみ負担してもらう理由について。」との質疑に対し、「負担する人数は３００人で半年間の集計額は約８１０万円。子育て支援策として第２子以降を出産していただくために、今までの施策を実施してきた経緯がある。今回も第２子以降を継続していく考えである。」との答弁がありました。

「平成２１年４月から第２子以降完全無料化を実施している。北杜市の保育数も増え、人件費も１億円以上かかり運営をしている。今回は国の制度を市の制度に上乗せした内容、子育て支援に関しては、雇用・医療など多機能にわたりこれまできた。第１子給食費の無料については検討されたと思うが。」との質疑に対し、「子育て支援住宅・マイホーム補助金など子育て支援策に取り組んできた。市としましては、国に先駆けて行っているが、第１子給食費も総合的にその他支援策を加味した中で検討した。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「安倍総理は、国の消費税１０％増税にするため、使途変更を理由に「幼児教育の無償化」を持ち出した。消費税は、低所得者ほど負担が重い逆進性を持つ税だと総理自身が認めている。保育料はすでに所得に応じ段階的になっており、保育料が免除されている住民税非課税のひとり親世帯などでは「無償化」による恩恵はなく、消費税増税分が重くのしかかるだけである。保育園の給食は、国の保育指針においても保育の一環と位置づけている。最低８時間は保育園で生活する子どもたちの保育に欠かせないものである。これまで、おやつやおかず代にあたる副食費は自治体が徴収する保育料に含まれていた。どの子も楽しく保育園で給食を食べ、家庭で給食の話ができるのは、園で給食費を徴収していないからである。給食費を払える、払えないという保護者の生活状況は、子どもの責任ではない。保育は児童福祉法第２４条第１項のもと、市町村の責任で実施される。保育の一環である給食費の徴収も、市町村に行わせることが本来のあり方。国基準の保育料が高いため、多くの自治体で独自に軽減してきた。市の第２子以降の完全無料化もその例。１０月からの保育・幼児教育の無償化に伴い、保育料に含まれていた給食のおかずやおやつ代にあたる副食費が実費徴収になる。全国で少なくとも１００を超える自治体が無償することが明らかになった。市でも第１子のおかずやおやつ代にあたる副食費を総額で約８１０万円無償にすることを求め、反対する。」

一方、「平成２１年度以降第２子以降、完全無料化を実施している。他の自治体に先駆け子育

て支援ということで始まった。本市の子育て支援については、子育て支援住宅を始め、ほくとハッピーワーク、保育料・医療あらゆる面で総合的見地に立って、子どもたちが健やかな成長ができるかを目的として、全国でも先駆けたトップランナーとして自負している。他市からの研修も多い状況、国の施策として幼児保育無償化することから、現行の第２子無償化に上乗せできる制度である。市が行ってきたことは正しかったと思う。政策の良かった、悪かったの判断は何十年もかかるが、国がこのような流れを作ったことは正しかったと確信している。消費税が８％から１０％となるが、消費税は、税と社会保障一体改革の中で、社会保障に多くを与えることが考えである。閣議決定は村山内閣と記憶している。その後、野田政権の中でも話があり、多くの国会議員が慎重審議を行い、現在に至っている。消費税１０％の導入時期は、ＧＤＰが２％以上キープしたときと決定していた。昨今の日本経済状況は、ＧＤＰが２％以上を横ばいしている。それを契機に１０％に踏み切ったと考える。２兆円以上とも言われる社会保障費を消費税に頼らざるを得ない。国内外の状況、北杜市の状況、宝物である子どもたちのために、この条例は現行の制度よりも、より良くなることが分かることから反対する理由はどこにもない。執行部に感謝し賛成とする。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第５号　教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書であります。

「請願書の趣旨に賛同する。特別支援学級について、先生の数を増やし子どもたちにとって、よい環境での教育ができるようなる。現在、教員免許を取得し、卒業後すぐに先生になる状況であるが、赴任前に社会勉強してもらうことにより、児童生徒の教育に実体験を活かせると思うが。」との質疑に対し、「同感である。障害者専門の大学を卒業した先生もいるが、一般の免許を持った先生も特別支援のクラスを持たなければならない場合がある。障害を持った子どもたちには、マンツーマンでの対応が必要であり、配慮していく必要があると思う。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定し、併せて、委員会として発議し、国へ意見書を提出することに決定いたしました。

議案第６７号　北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第７０号　北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第７１号　北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての３件については、質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から請願第４号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、加藤紀雄君。

○経済環境常任委員長（加藤紀雄君）

経済環境常任委員会委員長報告を行います。

令和元年９月２７日

北杜市議会議長　中嶋新様

経済環境常任委員会委員長　加藤紀雄

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、９月３日の本会議において付託されました事件を９月１９日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

請願第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

以上、１件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

請願第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書であります。

「個人の賃金が上がれば、生活が良くなることに繋がるが、全体を上げた場合の社会への影響はどうか。若い労働者の都市部への流出、都市部との賃金の格差が大きな要因という現実がある。しかし、実態として、北杜市など実家があれば圧倒的に居住費が安く済み、必ずしも最低賃金だけではないと思うが。」との質疑に対し、「全国には慎重な対応、逆に雇用が失われる、企業が倒産する懸念があるなどと言われているが、政府として、社会保険料事業主負担分を減免するなど、アメリカやフランスが行ってきたことを日本も行えば、労働者を守れると考える。農村部の若い方は、最低賃金だけではなく都市部で働きたい願望もあり、止めることができない状況。総合的な要素があると考える。」との答弁がありました。

質疑の中で、「賃金が上がることは、誰もが望むこと。しかし、事業者負担も出てくる。外国には制度がありリカバリーしているが、日本では確立されていないのが現状。日本および各家庭にとっても重要な問題であり、今回結論付けることはいかがか。十分な審議・議論が必要のため継続審査とすべき。」との意見が出され、全員異議なく継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後１時３０分といたします。

休憩　午後１２時０４分

再開　午後　１時３０分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第６２号　北杜市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、議案第６２号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６２号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第６３号　北杜市情報公開条例及び北杜市手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、議案第６３号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６３号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第６４号　北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、議案第６４号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６４号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第６５号　北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、議案第６５号を採決いたします。
本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第６５号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第６６号　北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、議案第６６号を採決いたします。
本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第６６号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第６７号　北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、議案第６７号を採決いたします。
本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第６７号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第６８号　北杜市看護学生奨学金貸与条例の一部を改正する条例について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。

これから、議案第６８号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第６９号　北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論から発言を許します。

清水進君。

○１５番議員（清水進君）

議案第６９号　北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

理由の第１に、安倍総理は増税の一部を教育・子育てにまわすなどと切実な願いを逆手にとって、二度も延期した消費税率１０％への大増税を今度こそ国民に押しつけようとしています。２０１４年の消費税８％増税を皮切りに、実質家計消費は年２５万円も落ち込み、労働者の賃金は年１０万円も低下をしています。さらに内閣府が発表した景気動向指数が６年２カ月ぶりに悪化となるなど、政府自身も景気悪化の可能性を認めました。

こんなときに１０％に増税すれば、経済も暮らしもどん底に突き落とします。消費税は低所得者ほど負担が重い、逆進性を持つ税だと総理自身が認めています。保育料はすでに所得に応じた段階的になっており、保育料が免除されている住民税非課税のひとり親世帯では、無償化による恩恵はなく、消費税増税分が重くのしかかるだけであります。

第２の理由として、保育園の給食は国の保育指針においても保育の一環と位置付けています。最低８時間は保育園で生活する子どもたちの保育に欠かせないものです。これまで、おやつやおかず代にあたる副食費は、自治体が徴収する保育料に含まれていました。どの子も楽しく保育園で給食を食べ家庭で給食の話ができるのは、園で給食費を徴収していないからであります。

給食費を払える、払えないという保護者の生活状況は、子どもの責任ではありません。保育は児童福祉法第２４条１項の下、市町村の責任で実施されます。保育の一環である給食費の徴収も市町村に行わせることが本来のあり方です。国基準の保育料は高いため、多くの自治体で独自に軽減をしてまいりました。１０月からの保育・幼児教育の無償化に伴い、保育料に含まれていた給食のおかずやおやつ代にあたる副食費が実費徴収になります。全国で少なくとも１００を超える自治体が無償にする、このことが明らかとなっております。国の制度改正で市の負担は４千万円、減額となります。市でも第１子のおかずやおやつ代に当たる副食費保護者負担８１０万円を無償にすることを求め、この議案に反対をいたします。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

議案第６９号　北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論します。

まず、この議案が付託された文教厚生常任委員会の報告は可決であります。私も委員会の審査結果に賛同いたします。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の改正によるもので、上位法に従うことは当然のことと考えます。今までの北杜市の政策では第１子は有料、第２子以降は完全無料化だったものを法律の改正により第１子も保育料が無料化となり、第２子以降も市の政策を続けることによって完全無料化とできることは、子育て世代にとっては素晴らしい改正であります。

第１子の給食費だけは負担となりますが、今までより負担増となるケースはなく、子育て中の家庭にとって大幅な負担軽減になることは、間違いありません。

子育てにお金がかかるといわれている現在、子どもが成長するに従って出費は増加します。幼児期に少しでも出費が抑えられ、蓄えにまわせることは子どもの貧困対策にも効果があると考えます。

また、反対理由が財源の消費税であるなら目的である幼児教育の無償化、待機児童の解消、保育士・介護人材の処遇改善、高齢者の雇用促進、国債発行の抑制、いわゆる子どもたちに残る負の遺産の軽減など、様々な社会保障政策に反対されるのでしょうか。

社会保障政策は公平・公正に弱者を支える政策であり、より厚く持続可能で安定して続けられる政策にしなければなりません。そのために安定した財源が確保できる消費税を活用することは間違いではないと考えます。子育てにかかる負担軽減を目的とし、北杜市を託す子どもたちのためにも必要な改正であります。

以上の理由により議案第６９号　北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例に賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（　な　し　）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第６９号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

したがって、議案第６９号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第７０号　北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。
これから、議案第７０号を採決いたします。
本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第７０号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第７１号　北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、議案第７１号を採決いたします。
本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第７１号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、請願第５号　教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから、請願第５号を採決いたします。
本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、採択です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、請願第５号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）
次に日程第２６　議案第６０号　北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。
内容説明を担当部長に求めます。
丸茂総務部長。
○総務部長（丸茂和彦君）
議案第６０号　北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、

ご説明申し上げます。

概要書をお願いいたします。

はじめに条例の趣旨でありますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に鑑み、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、給料、手当、報酬等、必要な事項を定めるものであります。

次に、制定の内容について条例本文により説明させていただきます。

条例本文２ページをお願いいたします。

この条例は第１条から第３４条、附則により構成されており、第１条で趣旨を、第２条で定義を、第３条で給与を定めております。

第４条から第１８条までは、フルタイム会計年度任用職員の給与、職務の級と号給、手当、端数処理、１時間当たりの給与額の算出等を定め、第１９条から第３１条まではパートタイム会計年度任用職員の報酬、基準月額、各手当に相当する報酬、端数処理、１時間当たりの報酬額の算出、通勤や出張にかかる費用弁償等を定めております。

第３２条で給与条例を準用する給与からの控除を、第３３条で職務の特殊性を考慮した給料及び費用弁償を、第３４条で規則への委任を定め、附則において令和２年４月１日からの施行を定めております。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第６０号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、議案第６０号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第２７　議案第６１号　北杜市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

議案第６１号　北杜市森林環境譲与税基金条例の制定について、ご説明いたします。

条例の概要書をご覧ください。

はじめに、条例の趣旨であります。

国から譲与を受けた森林環境譲与税を活用し、市内の森林の整備及びその促進に関する施策を実施するため、基金を設置することから北杜市森林環境譲与税基金条例を制定するものでございます。

制定内容につきましては、条例本文によりご説明申し上げますので、条例本文２ページをお願いいたします。

この条例は第１条から第７条、ならびに附則により構成しております。

第１条では設置を、第２条では積立てを、第３条では管理として基金の管理方法を、第４条で運用益金の処理を、第５条で繰替運用を、第６条で処分のための要件を、第７条で委任を定めております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものと定めております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第６１号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６１号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、議案第６１号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６１号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第２８　議案第７２号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

議案第７２号　令和元年度北杜市一般会計補正予算書（第４号）をご覧いただきたいと思います。

まず１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億３，９３６万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を２７８億６，８３０万円とするものであります。

６ページを恐れ入りますが、お開きください。

第２表　繰越明許費補正であります。

追加としまして、１１款２項公共土木施設災害復旧費、法定外公共物災害復旧事業４千万円は、昨年本市を襲った台風２４号により被災した小淵沢町地内での法定外水路の復旧事業について、全体工期により年度内での事業完了が見込まれないことから、繰越明許費を設定するものであります。

続いて、第３表　地方債補正をご覧ください。

変更といたしまして、合併特例事業債を３３０万円増額し限度額を４億８８０万円に、また災害復旧事業債を４千万円増額し限度額を６，４７０万円にそれぞれ変更し、補正後の限度額の計を２２億７，６４０万円とするものであります。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、恐れ入ります２ページ、３ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

２款４項森林環境譲与税１，２６９万円につきましては、本年度から交付される森林環境譲与税であります。

９款２項子ども・子育て支援臨時交付金４，９０５万２千円につきましては、幼児教育・保育無償化の実施に当たり、無償化に伴う利用者負担金の減額分に対して本年度に限り措置される国からの交付金であります。

１０款１項地方交付税２，７０８万６千円の増額につきましては、一般財源として普通交付税を充当するものであります。

１２款２項負担金１，７７９万円の減額は、幼児教育・保育無償化の実施において無償化となる利用者負担金の減と、埋蔵文化財発掘調査にかかる事業者からの負担金である文化財保護費負担金の増であります。

１４款１項国庫負担金９６９万３千円の増額は、幼児教育・保育の無償化により増額となる

保育所運営費負担金などであります。

同款２項国庫補助金４２２万９千円の増額は、国が進めるマイナンバーカードのさらなる普及促進を図るための個人番号カード利用環境整備費補助金などであります。

１５款１項県負担金７７０万５千円の増額は、幼児教育・保育の無償化により増額となる保育所運営費負担金などであります。

同款２項県補助金３３９万６千円の増額は、転作作物の生産拡大や地産地消を推進するための活力ある水田農業支援事業費補助金などであります。

２１款１項市債４，３３０万円の増額は、小淵沢町地内での法定外公共物災害復旧事業費に充当する災害復旧事業債と長坂駅前公衆トイレ整備事業に充当する合併特例事業債であります。

次に４ページ、５ページの歳出であります。

２款１項総務管理費１，６７４万８千円の増額は、高齢運転者の交通事故防止と事故時の被害軽減を図るため、車両に後付けするペダル踏み間違い加速抑制装置の設置の補助を行う交通安全対策費や来年４月から運行を予定している新たな地域公共交通の再編に伴い、支線エリアでのデマンド交通システムの導入準備等を行う市民バス運行費などであります。

３款１項社会福祉費１８２万９千円の増額は、幼児教育・保育の無償化に合わせ、利用者負担が無償化される就学前障がい児の発達支援に対する障害者自立支援費であります。

同款２項児童福祉費１，１８６万７千円の増額は、幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担の変更や低所得者や多子世帯への補助を行う保育所総務管理費であります。

同款３項生活保護費１５５万１千円の増額は、生活保護世帯に対する健康管理支援などを行う生活保護運営管理費であります。

６款１項農業費９６９万１千円の増額は、農業集落排水事業特別会計への繰出金、ならびに転作作物の生産拡大や地産地消を推進するための水田農業構造改革対策事業費であります。

同款２項林業費３５０万円の増額は、森林環境譲与税を活用して林業の振興と地域の森林の適切な管理を図るための森林経営管理事業費であります。

７款１項商工費３，１０７万５千円の増額は、スパティオ小淵沢の温泉井戸ケーシング管を更新する管工移設管理費や長坂駅前公衆トイレの整備を行う観光施設整備費であります。

１０款４項社会教育費１，３９１万円の増額は、埋蔵文化財調査事業費であります。

１１款２項公共土木施設災害復旧費４千万円の増額は、昨年の台風２４号で被災した小淵沢町地内の法定外水路の復旧を行う過年発生公共土木災害復旧費であります。

１３款２項基金費９１９万円の増額は、森林環境譲与税基金積立金であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第７２号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７２号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対の討論から。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

議案第７２号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第４号）に反対の立場で討論します。

保育所の副食費を一部有料とした議案第６９号に反対する理由に通じるものですが、保育所での食事は保育と一体との考えから従来から保育料に含まれてきたものです。

今回の措置は国が３歳から５歳などの保育料無償化を実施する中、給食費をその対象から外したことに起因するものです。第２子以降の給食費も無償とした対応は評価、歓迎できるものですが、第１子の対象となる約３００人が向こう半年間で負担する副食費は８１０万円との説明です。

国助成金との関係で浮くことになる財源４千万円と説明がありましたが、この一部を使っての予算措置がなぜ、できないのか。子育て支援に力を入れ、特に第２子以降に手厚い対策を取ってきた北杜市としては、まさに代表質問でも指摘させていただきましたが、画龍点睛を欠く方針と言わざるを得ません。また、国からの交付金、子ども・子育て支援臨時交付金４，９０５万２千円も本年度に限られるものです。消費税増税の見返りといっても半年で終わりです。消費税１０％の負担は、ずっと続くわけです。

国にこうした臨時的な支援でなく、来年度以降も子育て支援を継続するよう求めるべきだと思います。高齢者への後付けブレーキの補助予算約３１２万円などについては、新しい政策については賛成ですが、副食費の有料化の予算を含んだこの議案第７２号には反対します。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

内田俊彦君。

○２１番議員（内田俊彦君）

令和元年度北杜市一般会計補正予算（第４号）につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億３，９３６万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７８億６，８３０万円とするものでございます。

この主な内訳を見てみますと、地方譲与税の中の森林環境譲与税、これにつきましては、森林環境譲与税が国から交付されるということにつきまして、これを基金に積むという入り、また出でございます。そして子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、４，９０５万２千円、これにつきましては、今回、消費税の増税に伴う措置といたしまして、国からの保育の第１子の無料化、３歳児から５歳児ということになりますが、その皆さまをまずは無償化すると

いうことでございます。

また、いろんな部分を見てみますと、当然、精査されるものの中で、この総額が決まっているわけでございますが、ブレーキアシストもそうでございますし、市の政策もこの予算の中には含まれておるわけでございます。この予算が否決となりますと、それらもすべて実施ができなくなってしまうという現状があるわけでございます。

先ほど消費税につきまして、値上げは反対だからというようなことの反対討論がありますが、昨年度実績、平成３０年度の実績を見ますと社会保障にかかわる消費税の交付金というのがあります。これは3億6，４５９万6千円でございます。これは生活保護であったり、社会保障であったり、また保健事業であったりというものに、この消費税に対しての地方交付金ということでございます。これについては、おそらく来年度も交付がさらに２％アップということで増額されるというふうに鑑みるところでございます。

いずれにいたしましても、この子育てにつきましては、現行よりさらに子育ての支援が高まるという制度に基づいて、市が判断したものであります。市は子育てにつきましては、平成２１年から第２子以降の無料化から踏み切り、医療費の無料化も踏み切り、また住宅、またマイホームの補助金、そして雇用と、あらゆる角度、総合的な見地に立った子育て支援をしているところでございます。そういった判断の中で、今回は国の制度に則ってさらなる充実を図っていくというものと解釈しております。

以上の理由から賛成といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（　な　し　）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第７２号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

したがって、議案第７２号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第２９　議案第７３号　令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

議案第７３号　令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第２号）について、ご説明いたします。

予算書１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ５６４万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を４６億１，８３２万円とするものです。

２ページ、３ページをお開きください。

歳入についてであります。

８款１項繰越金５６２万円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

４ページ、５ページをお願いいたします。

９款１項償還金及び還付加算金５６４万５千円の増額は、平成３０年度に交付を受けた国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の精算による返納金であります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第７３号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７３号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、議案第７３号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第３０　議案第７４号　令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

議案第７４号　令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、

ご説明いたします。

補正予算書１ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２，２５０万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２１億２，１０６万７千円とするものであります。

はじめに６ページをお願いいたします。

第２表　繰越明許費であります。

２款１項水道施設建設費、水道施設整備事業は年度内の完成が見込めないことから８５０万円を設定するものであります。

次に、歳入歳出補正予算の主な内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますが２ページ、３ページにお戻りください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

５款１項繰入金４７０万４千円の増額は、施設整備に伴う基金からの繰入金であります。

６款１項繰越金６７７万６千円の増額は、前年度からの繰越金であります。

７款３項雑入１，１０２万円の増額は、県の工事に伴う補償費であります。

４ページ、５ページをお願いいたします。

次に、歳出についてご説明いたします。

２款１項水道施設建設費２，２５０万円の増額は、県の道路改良工事に伴う水道管敷設工事の施設整備費であります。

令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第７４号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７４号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、議案第７４号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第３１　議案第７５号　令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

議案第７５号　令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明いたします。

補正予算書１ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２，５００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を９億７，１８０万９千円とするものであります。

はじめに６ページをお願いいたします。

第２表　繰越明許費であります。

２款１項事業費、農業集落排水整備事業は年度内の完成が見込めないことから２，５００万円を設定するものであります。

次に、歳入歳出補正予算の主な内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますが２ページ、３ページにお戻りください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

６款１項繰入金６３０万５千円の増額は、施設整備に伴い一般会計から建設改良事業費としての繰入金であります。

７款１項繰越金２９４万５千円の増額は、前年度からの繰越金であります。

８款１項雑入１，５７５万円の増額は、県工事に伴う補償費であります。

４ページ、５ページをお願いいたします。

次に、歳出についてご説明いたします。

２款１項事業費２，５００万円の増額は、県の道路改良工事に伴う下水道管の布設替え工事整備事業費でございます。

令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算書（第１号）につきましては、以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第７５号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員

会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７５号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、議案第７５号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７５号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第３２　議案第７６号　動産の取得について（市民バス車両）および日程第３３　議案第７７号　動産の取得について（教育情報セキュリティ対策機器）の２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

本日４件の議案を追加提案させていただきました。そのうち契約案件２件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第７６号　動産の取得（市民バス車両）についてであります。

現在、使用している市民バスの老朽化に伴い、車両２台を更新するもので、動産の取得について地方自治法第９６条第１項第８号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第３条の規定により議会の議決を求めるものであります。

一般競争入札により今月３日に仮契約を締結したことから、本日追加提案をさせていただきました。

次に議案第７７号　動産の取得（教育情報セキュリティ対策機器）についてであります。

県内統一の校務支援システムの導入にあたり、情報セキュリティ対策を強化するため教育情報セキュリティ対策機器を購入するもので、動産の取得について地方自治法第９６条第１項第８号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第３条の規定により議会の議決を求めるものであります。

一般競争入札により今月３日に仮契約を締結したことから、本日追加提案させていただきました。

内容につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

はじめに議案第７６号　動産の取得について（市民バス車両）の内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

議案第７６号　動産の取得について（市民バス車両）について、ご説明いたします。

地方自治法第９６条第１項第８号、並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第３条の規定により、動産の取得にかかる契約を締結したいので議会の議決を求めるものであります。

取得する動産　市民バス車両（２台）

取 得 金 額　４，７２９万９，１９４円

取 得 目 的　車両の老朽化に伴う更新により市民バス車両を取得するものであります。

契約の相手方　山梨県甲府市酒折一丁目２番１０号

山梨日野自動車株式会社　代表取締役　飯室允敬であります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第７６号につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７６号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、議案第７６号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第７７号　動産の取得について（教育情報セキュリティ対策機器）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

議案第７７号　動産の取得について（教育情報セキュリティ対策機器）について、ご説明申し上げます。

地方自治法第９６条第１項第８号、並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第３条の規定により、動産の取得にかかる契約を締結したいので議会の議決を求めるものであります。

取得する動産　教育情報セキュリティ対策機器（１式）でございます。

取 得 金 額　２，１２３万９，９００円

取 得 目 的　県内統一の校務支援システムの導入に当たり、情報セキュリティ対策を強化する必要があるためであります。

契約の相手方　山梨県北杜市長坂町長坂上条２５３４番地の１５
合資会社内田盛和堂　代表社員　内田安雄であります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第７７号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７７号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、議案第７７号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第３４　議案第７８号　財産の貸付について（旧北杜市立高根北小学校）および日程第３５　議案第７９号　財産の貸付について（旧北杜市立高根清里小学校）の２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

本日、追加させていただきました議案のうち財産の貸付につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第７８号　財産の貸付についてであります。

旧北杜市立高根北小学校の廃校後の有効活用を図るため、公募により農業体験施設の学びの場、ならびに農福連携のワークシェアの場および地域住民の交流の場を目的に活用する民間事業者を候補者として選定し、今月１１日に仮契約を締結したことから、財産の貸付について市有財産を適正な対価なくして貸し付けることから、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を求めるものであり、本日追加提案させていただきました。

次に、議案第７９号　財産の貸付についてであります。

旧北杜市立高根清里小学校の廃校後の有効活用を図るため、公募により地域資料の保存・展示施設および地域住民の交流の場を目的に活用する民間事業者を候補者として選定し、今月１１日に仮契約を締結したことから、財産の貸付について市有財産を適正な対価なくして貸し付けることから、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものであり、本日追加提案させていただきました。

内容につきましては、企画部長から説明いたしますのでよろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

はじめに議案第７８号　財産の貸付について（旧北杜市立高根北小学校）の内容説明を担当部長に求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

議案第７８号　財産の貸付について（旧北杜市立高根北小学校）について、ご説明いたします。

財産を減額して貸し付けることにつきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

貸し付けを行う市有財産は、まず土地といたしまして所在地　山梨県北杜市高根町長澤字屋敷付２１４１番地１ほか３筆。

面積７，３４７平方メートル。内訳は建物敷地２，４８２平方メートル。グラウンド敷地４，８６５平方メートル。

建物につきましては、鉄筋コンクリート造３階建、１，４６６平方メートルの校舎および鉄骨その他造平屋建、５６０平方メートルの体育館であります。

貸付の相手方は、山梨県北杜市高根町長澤２２９６番地１。株式会社ファーマン。代表取締役　井上能孝であります。

貸付の目的といたしましては、農業体験施設としての学びの場の提供及び農福連携による

ワークシェアの場としての施設の有効活用を図るとともに、地域住民の交流の場として利用するためであります。

貸付料を減額する理由といたしましては、借主の安定的かつ継続的な事業展開が期待でき、市有財産の有効活用と地域の活性化に資することができるためであります。

貸付料につきましては、年額５０万円。

貸付期間につきましては、令和元年１０月１日から令和１１年９月３０日までの１０年間であります。

提案理由につきましては、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第７８号につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７８号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、議案第７８号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７８号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第７９号　財産の貸付について（旧北杜市立高根清里小学校）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

議案第７９号　財産の貸付について（旧北杜市立高根清里小学校）について、ご説明いたします。

財産を減額して貸し付けることにつきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

貸し付けを行う市有財産は、まず土地といたしまして所在地　山梨県北杜市高根町清里字念場原３５４５番地２０８３ほか３筆。

面積１万６，６１５平方メートル。内訳は建物敷地６，３３１平方メートル。グラウンド・西側駐車場１万２８４平方メートル。

建物につきましては、鉄筋コンクリート造２階建、１，６４９平方メートルの校舎および鉄骨その他造２階建、９２３平方メートルの体育館であります。

貸付の相手方は、山梨県笛吹市石和町東高橋１３３番地。特定非営利活動法人　地域資料デジタル化研究会。理事長　小林是綱。

貸付の目的といたしましては、地域資料の保存・展示施設として有効活用するとともに、地域の観光施設等との連携を図りながら、地域住民の交流の場として利用するためであります。

貸付料を減額する理由といたしましては、借主の安定的かつ継続的な事業展開が期待でき、市有財産の有効活用と地域の活性化に資することができるためであります。

貸付料につきましては、令和元年１０月１日から令和２年３月３１日までは年額１４万円。令和２年４月１日から令和３年３月３１日までは年額２８万円。令和３年４月１日から令和４年３月３１日までは年額５６万円。令和４年４月１日から令和１１年３月３１日までは年額１３５万３，９２０円。令和１１年４月１日から令和１１年９月３０日までは年額６７万６，９６０円。

貸付期間につきましては、令和元年１０月１日から令和１１年９月３０日までの１０年間であります。

提案理由につきましては、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第７９号につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７９号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから、議案第７９号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７９号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第３６　発議第３号　教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります千野秀一君から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

発議第３号

令和元年９月２７日

北杜市議会議長　中嶋新様

北杜市議会文教厚生常任委員長　千野秀一

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

地方自治法第１０９条第７項及び北杜市議会会議規則第１４条第２項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。いじめ・不登校・虐待などの教育課題に迅速に対応し、一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行いながら、ゆたかな学びを実現していくためには、教職員定数改善とともに、一クラスの学級規模を引き下げることが最重要施策です。また、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。そのため、現状の教職員定数では、一人ひとりの子どもの状況に対応することが難しくなってきています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

北杜市でも、部活動の指導者不足問題や多種多様なニーズへの対応の中で、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に捉え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し、未来を切り開く人材の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

北杜市の状況、総合的な見地から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、この案を提出するものである。

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領への移行期間中であり、外国語教育実施のための授業時数の調整など、対応に苦慮している状況があります。また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革がすすめられていますが、業務の削減や役割分担、勤務時間の適正化は大きな改善が見られていないのが現状です。いじめ・不登校・虐待などの教育課題に迅速に対応し、一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行いながら、ゆたかな学びを実現していくためには、教職員定数改善とともに、一クラスの学級規模を引き下げることが最重要施策です。また、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。そのため、現状の教職員定数では、一人ひとりの子どもの状況に対応することが難しくなってきています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

北杜市でも、部活動の指導者不足問題や多種多様なニーズへの対応の中で、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し、未来を切り開く人材の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

義務教育費国庫負担制度については、国の制度改革により、国庫負担率が二分の一から三分の一に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

北杜市の状況、総合的な見地から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

１．計画的な教職員定数改善を推進するとともに、個別の対応が必要な子どもたちが増えている現状の中で、一人ひとりの子どもの状況に対応するため、特別支援学級の一クラスあたりの児童生徒の定数を８人から、さらに改善をはかること。

１．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を二分の一に復元すること。

１．教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和元年月日

北杜市議会議長　中嶋新

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
以上です。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。
これから質疑を許します。
質疑はありませんか。
（ な し ）
質疑を終結いたします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（ な し ）
討論を終結いたします。
これから発議第３号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、発議第３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
（「議長、動議。」の声）
（「議長の辞職勧告決議案を提出いたします。」の声）
（「賛成。」の声）

○議長（中嶋新君）

ただいま、野中真理子議員から動議ということですね。
もう一度、確認のためにマイクを取って、発言を許しますので。

○１６番議員（野中真理子君）

動議として、議長の辞職勧告決議案を提出させていただきます。

○議長（中嶋新君）

賛成の方はいらっしゃいますか。
（「賛成。」の声）
賛成がありますので、ただいま野中真理子君から議長辞職勧告決議案が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。
ここで暫時休憩して、この動議に対する取り扱いを議会運営委員会で協議をいただきたいと思いますので、議会運営委員会の開催を要請いたします。
暫時休憩といたします。
それでは、再開は３時といたします。

休憩　午後　２時４２分

再開　午後　３時２２分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

お諮りいたします。

議長辞職勧告決議案を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに、まずご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職勧告決議案を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定いたしました。

それでは追加日程と辞職勧告決議案が提出されていますので、配布いたします。

暫時休憩。

休憩　午後　３時２３分

再開　午後　３時２６分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に日程第３７　議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第１５７条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決をしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生じる場合は、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第３８　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第１０８条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は４時３０分といたします。

休憩　午後　３時２７分

再開　午後　４時２７分

○議長（中嶋新君）

皆さんおそろいですので、再開いたします。

まず、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

追加日程第１　議長辞職勧告決議案を議題といたします。

これは私の一身上に関する問題でありますので、副議長に議事進行をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

休憩　午後　４時２７分

再開　午後　４時２８分

○副議長（清水進君）

再開いたします。

これから議長に代わりまして、私が議長を務めさせていただきます。

追加日程第１　中嶋新議長の議長辞職勧告決議を議題といたします。

議長の一身上に関する問題でありますので、地方自治法第１１７条の規定により議長　中嶋新君の退席を求めます。

（　退　席　）

提出者の説明を求めます。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

皆さまのお手元に配布されております資料に基づき、説明をさせていただきます。

令和元年９月２７日

北杜市議会議長　中嶋新様

提出者
北杜市議会議員　野中真理子
賛成者
北杜市議会議員　志村　清
〃　相吉正一
〃　池田恭務

辞職勧告決議案の提出について

地方自治法第１１２条第１項及び北杜市議会会議規則第１４条第１項の規定により、下記の議案を提出する。

議案　中嶋新議長の辞職勧告決議案

提案理由

平成３０年第４回定例会において、中嶋新議長の不信任案は可決されている。動議を無視して質疑も認めずに採決を行った非民主的な本会議の議事進行に多数の議員が納得しなかった結果だ。

また、この間、議長は内田俊彦市議会議員に関する７月１３日付けの毎日新聞記事に対して、その報道の仕方や姿勢を非難する抗議文を毎日新聞甲府支局長へ提出した。

毎日新聞の記事は内田俊彦氏個人に関するものであり、市議会として意思表示をする事案ではない。議長は議会を代表する権限を持っているが、それは議会という合議体の意思を対外的に表示するためのものである。

議長が行うべきこととして、自治法には議決された条例の送付などが規定されており、国会、または関係行政庁への意見書の提出、請願の受理などが議長の名において行うものである。

今回の事案は、議会を代表する権限を行使することにはそぐわない。このことについては、市民の皆さんも強く抗議しているところであります。

さらに、議長は７月２４日の全員協議会で抗議文を提出するという意思表示を行ったが、抗議文の内容は提示せず、提出に反対、あるいは異議を唱える意見には耳を貸そうとせず、議員に十分な発言の機会も与えなかった。ここでも非民主的な議会運営を行った。

これらのことについては、文書にて、この定例会中に議長に抗議の意を示しております。

以上、不信任案が可決されていることに加えて、この間の議長の行為と非民主的な議会運営によって、中嶋新議長の辞職勧告決議案を提出するものです。

以上です。

○副議長（清水進君）

提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑は省略し、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

反対討論でよろしいでしょうか。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

議案　中嶋新議長の辞職勧告決議案について、反対の立場から討論します。

今回の理由とされる毎日新聞の報道への対応について、個人的な問題と考えているようですが、それは大きな間違いです。「山梨　北杜市議　エコパーク内に車２００台放置　県が行政指導」という見出し文が及ぼしている影響について、自分の周囲がまったく見えていないのでしょうか。この報道があったあと、私のもとへは何件も問い合わせがありました。誤解されている方も多く、私のことではないこと、報道の内容は間違いであることは理解していただけましたが、なぜ誤解したか聞いてみると、出先でたまたま読んだ、時間がなくて全文読んでいない、人名はあんまり覚えていないなどが理由でした。要するに北杜市議会の議員一人ひとりを熟知されていない方にとっては、ここにいる全員が疑惑を持たれているということです。

私は、市外の方や初対面の方と話をする機会が多いので、このような経験をするのかもしれませんが、断言できるのは、いまだに多数の方がこの見出し文だけを見て、この報道が訂正・削除されたことすら知らないまま記憶していることです。理解者とだけ交流していくのなら別ですが、そうでなければ行政指導を受けた議員かもしれないと誤解されながら活動していかな

ければならない現状が全議員の目の前にあること、全議員が被害者であることを理解すべきと考えます。

今回、議長が取った行動は、間違った内容を報道した毎日新聞に対し、今後間違いなどないようにと議会の代表者として伝えただけです。間違いを訂正すること、過ちを繰り返さないように伝えることがいけないことでしょうか。私はどちらも正しいことだと考えます。

そして、議長には議員とは違う責任と行動があることも理解するべきだと考えます。現在はフェイクニュース、嘘の報道が平然とＳＮＳなどで流されています。近親者には信じようのない内容でも他人にとっては嘘が真実かは判断できません。嘘の報道が一人歩きし、内容も歪んで伝えられることにより、多くの人が傷つき、倒産してしまう会社まで出てきています。

今回もエコパーク内に住んでいないから疑われない、会社を経営していないから風評被害は受けない、記事の内容はみんな理解している、そのような理屈は通用しないのです。

いつ市民が嘘の報道の的になり、傷つけられるか分かりません。フェイクニュースですと分かったときは、間違いを訂正し、正しい方向に進め、嘘の報道から市民を守ることは議員の責務だと考えます。

今回、議長が率先して取った行動は、北杜市議会の全議員を間違った報道から守ることであり、嘘の報道によって傷つく市民をなくすことであり、正しい行動であったと考えます。

このことは議長の辞職に値するものとは到底考えられませんので、議案　中嶋新議長の辞職勧告決議案に反対いたします。

○副議長（清水進君）

それでは、次に討論はありませんか。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

中嶋新議長の辞職勧告決議案に、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず最初に秋山議員が反対討論されたわけですが、まず最初に、私は今、秋山議員がおっしゃったようなことは何一つなかったので、そういったこともあるのだなと、貴重なご意見だなと聞いておりました。

また、先ほどの議運の中でいくつか指摘があって、それもそのとおりだなと思ったところがありましたので最初に説明をいたしますが、まず唐突に動議を出すのはどうなのかと。スムーズな議会運営をすべきではないかといった、ご指摘が一部の議運のメンバーからございました。こちらについては、先ほど野中議員も補足されていましたけども、私どもとしては事前に議長に今回の内容の抗議を出しておりまして、その事実を今定例会中に公表することを求めておりました。それがなされなそうだったので、苦渋の選択として、あのタイミングで動議を出すということになった次第です。今定例会中で言っていただけるかもしれないということで、最後まで期待をして待ったということで、ご理解をいただければと思います。

それと、最後のほうで議長が言ったかもしれないではないかといったご指摘もございました。こちらもたしかにというところなんですが、スムーズな議会運営をせねばならないだろうというご指摘に本当に賛同でして、もし最後のほうで中嶋新議長が言及してくれるのであれば、事前にわれわれのほうにも一言、言ってくださっていたであろうというふうに思います。

とはいえ、最後のタイミングで言ってくれるかもしれないということで待ったというのが、最後のタイミングで動議が出たということでございます。

これは本当に補足ですが、４時半スタートとなったことにつきましては、大変お待たせをいたしました。私としては、すぐにやればいいんではないかといった主張もしたわけですけども、これは議運の総意ですので、ご理解をいただければと思います。

討論の中身ですが、本年７月１３日に皆さんご存じと思いますけども、「エコパーク内に車２００台放置」といった内田俊彦議員の個人に関する記事、ここが重要なんですが、個人に関する記事が毎日新聞に掲載されたことは、職員の皆さまを含め記憶に新しいことと思います。最近では週刊誌のほうでも記事化されるなど、引き続き注目を集めているようでありますが、毎日新聞のほうは事実ではないことが含まれるということで、これは後日取り消しがされております。ここはきちんとしておかないといけないと思います。取り消しがされています。

この毎日新聞の流れを受けて、中嶋新議長は７月２４日、全員協議会において、次のような提案をされました。議会として議長名で毎日新聞へ抗議する文書を提出すると。また、市ホームページで同様の内容を発信すると。これについて、全員協議会で協議がされました。その際、私からは次の点を示しながら議長の提案に強く反対をいたしました。

１点目としましては、当件は内田議員個人の事案であり、議会はまったく関係がないということ、これは先ほどの秋山議員とは意見の相違があるわけですけども、私としては、これは個人の事案だというふうな考えです。

また２点目としましては、フェイスブック上でのやり取りですが、地元の人がかわいそうですとか、現場に足を運んで実態調査をして改善指導をしてほしいとの問いかけに対しまして、公明党山梨県代表である佐野県議が道義的に汚い、ちょっと間は飛ばしますが、各社記者の前で本人に指示しましたといった形で情報発信をされていることからも、仮に議会として動くのであれば、道義的に汚いというふうに県議が表現されている状態が適切な状態になるまでをフォローアップするのが議会としての務めではないかと、こういった趣旨のことで反対をいたしました。

全員協議会では、ほかの議員からも反対意見がありましたが、適切に公平中立に意見を取りまとめることなく、時間としては短かったにもかかわらず、早々に議論を打ち切り、議長権限で文書を出すということになったというふうに理解しております。

議会として全会一致からはほど遠い状況であり、多数決を採っても過半数の賛同が得られたか甚だ怪しい状況だったというふうに思います。

このような経緯ですので、文書を出すこと自体がとんでもない話だというふうに思うわけですけども、さらにその文書の中で「北杜市議会としても強い憤りを覚える。北杜市議会として厳重に抗議する。」というふうなことで、主語を「北杜市議会」とされています。これでは、反対意見が相当あったにもかかわらず、しかも議事運営が適切からはほど遠かったにもかかわらず、著しく誤った印象を与える表現であります。こうした文面であるにもかかわらず、内容については事前に議会に確認することすらありませんでした。

このような経緯から、今般、議長に宛てて文書で抗議を行ってというのが、先ほどの野中議員が補足されたところに戻りますが、抗議を行って今定例会の中で多くの議員が抗議している事実を公表するように求めましたが、それがなされずに閉会に向かっていたために動議を提出した次第です。

以前にも中立公平性に著しく欠ける議会運営を行い、議長として不適格であるということから不信任が可決されたにもかかわらず、反省の弁を述べることもなく、引き続き議長職に留まっ

ていること自体、これ自体も大問題なわけですが、さらに今回のような議会運営を行ったあげくに誤解を与える文書を出したこと、またそれに対する議員からの抗議を公表しない姿勢は許されるものではありません。

よって、中嶋新議員は議長として不適格であると考えることから辞職勧告決議案に衷心より賛成し討論といたします。

○副議長（清水進君）

他に討論はありませんか。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

中嶋新議長の辞職勧告決議案に対して、反対の立場で討論を行います。

内田俊彦氏、北杜市議会議員に対して毎日新聞社より「いずれも事実関係の確認が不十分でした。お詫び記事と見出しを取り消します。」と発表がありました。

北杜市議会として発表があったことから、中嶋議長の取ったことは私たち議員一人ひとりを思い守る意識を決め、北杜市議会を守るために行ったことであります。

以上のことから、中嶋新議長の辞職勧告決議案に反対いたします。

○副議長（清水進君）

ほかに討論はありませんか。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

中嶋新議長の辞職勧告決議案に賛成する立場で討論します。

先ほども７月２４日の全員協議会の様子が紹介されましたが、私はその場で抗議文を議長が出すことにはっきり反対をした一人です。あのとき主に主張したのは、議長があの日の時点で向くべきなのは、毎日新聞のほうでなくて内田議員のほうではないかという問題提起をして、何が事実なのか、取り消した経過は何かということを確かめて、それを議員に照会するなりすることがまず第一にやるべきことではないかということを添えたところ、まず、中嶋議長からは、内田議員からは事情を聞いたという答弁はそこでありました。ただし、私はその時点では議会として、議員個人に関するこの記事の取り扱いについて意思表示をするのは早すぎると、拙速ではないかということを主張して反対したという経過があります。

構成員の総意でない意思を、その構成団体の長が公にするということは、一般の団体や一般社会でも許されないことだと私は思います。また、抗議文を出すという意思表示はあったけども、文案が提示されたこともその日はなかったし、何より驚いたのは、その後こういう抗議文を出したという報告もないし、文書を読めば、先ほど池田議員が紹介しましたけど、実に「北杜市議会として抗議する」「北杜市議会として」という表現が２カ所使われたことに、僕、本当に怒りすら覚えました。

この提案理由に書いてあることを繰り返しませんが、私は全員協議会で意思表示があった際に、そのことに反対した一人として、その後の議長の行動は議長としての資格に欠けるという一点だけでも、この辞職勧告決議案の提出について賛成するものです。

以上です。

○副議長（清水進君）

ほかに討論はありませんか。

加藤紀雄君。

○１１番議員（加藤紀雄君）

辞職勧告決議案に反対の立場で討論を行います。

中嶋議長は就任以来、すでに３年になろうとしております。この間、議長としての職務に真摯に取り組み、尽力してきたと私は認識をしております。特に北杜市議会７会派と多くの会派があるわけであります。ということは主義主張の違う人たちが集まっているという中で、それらを３年間まとめてきたことは、大変な努力があったことと思います。

北杜市自体も合併、北杜市が誕生して１５年を迎えたわけであります。財政面を見ますと合併特例交付税が縮減、合併特例債も減っていく。こんな中で、しかしながら住民のサービスの向上、住民の福祉、住民の幸せを求めた中で行政を進めていかなければならない。こんな厳しい渡辺市政に対して、議会を代表し、そして議会をリードし、それぞれの行政の施策事業に協力をして多くの結果を出してきております。

そのように、私も常に議員の立場で議会を代表する議長を注視し、後姿を見ているわけでありますが、頑張ってきた３年間の努力は大いに評価をしているところであります。

そこで今回、この辞職勧告決議案に書かれている内容でありますが、私の認識するところでは、先ほど触れましたように７会派があって主義主張いろいろあると思いますので、当然、全員協議会の中ではいろいろな意見が出たことは、私も承知しております。しかしながら結果としては議長が抗議文を出しますよと、このことにまとまったと私は理解をしております。特にその抗議文を出すことを決めたことにつきましては、少なくとも天下の毎日新聞が自分の書いた記事に対して、あとで確認して間違っていて訂正記事を出した。これは重大なことであります。まず、毎日新聞としても相当の決断であり、また読者もそれに対してはそれなりの理解をしているわけであります。そのことに対して、全員協議会で諮り、そして議長名で抗議をした、このことは私は間違っていないと思います。

そのように今回の辞職勧告という格好で出されたわけでありますが、私が３年間、見てきた中では、ここにありますように、この辞職勧告決議案の最後のほうに不信任案が可決された、これは平成３０年第４回定例会で可決されたことは事実でありますが、これも私としてはそれに反対し、理不尽であると考えていましたし、今もそれは思っております。その後半のほうで、「この間の議長の行為と非民主的な議会運営によって」というような表現があるわけでありますが、それに当たる行為はなかったと私は認識をしておりますので、そのことを踏まえて辞職勧告決議案に反対をいたします。

○副議長（清水進君）

ほかに討論はありませんか。

栗谷真吾議員。

○１番議員（栗谷真吾君）

中嶋新議長への辞職勧告決議案に賛成の立場で討論をします。

全員協議会という北杜市では原則、市民の方が傍聴できない場において、反対の意見もあった一連のプロセスを市民には見せず、抗議文という結論だけを公表した議長の行為は、まさにブラックボックスそのものであります。

以前、不信任が可決されたのにもかかわらず、いまだに中立公正な議会運営をしていただけていないことにとても憤りを感じています。

今回の問題は、与党も野党も右も左も、そして会派も何も関係ありません。今回はあくまでも議長として、きちんと中立の立場で議会運営をしているか、していないかを判断することです。正しいか、正しくないか、当たり前のことを当たり前に判断することです。こうした当たり前の判断を積み重ねていくことが議会を円滑に運営していく唯一の手段だと、僕は考えています。

議員を志した際、自らが掲げた目標のため、そして誇れる北杜市づくりを目指すため、ぜひ議員一人ひとり自らの意思で公平・公正を旨として判断し、決断を下してほしいと思います。

中嶋新議長宛ての毎日新聞への抗議文に対する抗議文に賛同した一人として、今回の決議案に賛成します。

以上です。

○副議長（清水進君）

ほかに討論はありませんか。

（　な　し　）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

起立多数であります。

したがって、中嶋新議長の議長辞職勧告決議案は可決されました。

議長の入場を許可いたします。

（　入　場　）

議長は議長席にお戻りください。

以上をもちまして、議長を交代いたします。

○議長（中嶋新君）

それでは、先ほどの私に対する議長辞職勧告決議案が可決されたと聞いております。

この件について、一言申し上げます。

今回の決議案の提出理由に「毎日新聞の記事は内田俊彦氏個人に関するものであり」とありますが、全員協議会でも私のほうからこの抗議文に対して説明をした折、内田氏は記事の中で議員という公人を名乗っております。あくまでも内田氏個人という問題では、片付けができません。

皆さんにも自分に置き換えてみていただきたいと思いますけども、いわれなき理由で、こういった新聞記事になるということは大変なことでございます。特に新聞社においては、公立中立な立場で真実を伝えること、何よりも事実に基づいて取材を行って記事にすることが肝要であります。その点についても、私に対してもなんの報告もない、またそういった普段、傍聴、取材にも許可をいただいている毎日新聞の立場からしましても、この点については看過できるものではございません。

また、この点について、抗議文を提出することについては、皆さん、全員協議会の場で説明をさせていただきました。この点についても、地方自治法になんら抵触するものでもございま

せん。

また、この内容についてですけども、毎日新聞は抗議、または取材をしっかりしていたのか、繰り返し訂正文を出され、最終的には白紙の撤回をするという重大なことが起こっております。

私ども北杜市議会としましては、議員個人、これは市民個人ではございません。議員個人であります。北杜市議会を代表しまして、新聞記者に対して抗議したことは当然だと、私は理解をしております。

そういったことで、議長辞職勧告決議案は可決されておりますけども、私は辞職をする意思はございませんので、ここで一言申し上げます。

最後になりましたけども、私事で執行当局には大変時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。すみませんでした。

以上です。

それでは、９月３日に開会されました本定例会は、議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年第３回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　午後　５時００分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するために
ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長　　清　水　市　三
議　会　書　記　　平　井　伸　一